

最終保障供給約款の変更届出について

(趣旨)

沖縄電力株式会社を除く一般送配電事業者 9 社から、令和 4 年 8 月 10 日付けで経済産業大臣（以下、「大臣」という。）あてに最終保障供給約款（以下、「約款」という。）の変更届出があり、同月 12 日付けで大臣から意見を求められた【資料 4—1】ところ、電力・ガス取引監視等委員会としての回答について御審議いただく。

【変更届出を行った事業者】一般送配電事業者 9 社

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・四国電力送配電株式会社
- ・九州電力送配電株式会社

【約款変更の適用年月日】

令和 4 年 9 月 1 日

1. 経緯・概要

令和 4 年 5 月 31 日に開催された第 73 回電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、最終保障供給料金の在り方についての議論がとりまとめられ、同年 7 月 20 日の電力・ガス基本政策小委員会における小売政策の在り方についての中間とりまとめにおいても、同専門会合でとりまとめられた最終保障供給料金の在り方について異論はないものとして整理されたところ。

今般、各エリアのみなし小売電気事業者において標準メニューでの受付再開に向けた見通しが示されたため、沖縄電力株式会社を除く一般送配電事業者 9 社から、審議会での議論を踏まえ、最終保障供給料金に卸市場価格を反映する形と見直すべく、変更届出が提出されたもの。

約款については届出制であり、法律上の意見聴取の対象ではないものの、最終保障供給料金について電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において議論が行われたことを受け、経済産業大臣から委員会に意見を求めるもの。

2. 届出内容について

約款に規定される料金については、従前、標準メニューの1.2倍（臨時的な料金メニュー相当）で設定されてきたが、令和4年5月31日の制度設計専門会合において、標準メニューの1.2倍をベースとして、卸市場価格を反映する補正項を設けることと整理されたところ（参考「令和4年5月31日制度設計専門会合での整理内容」）。

今般の一般送配電事業者9社の変更内容については、市場価格調整単価（額）を補正項として創設するものであり、市場価格高騰時においては、市場価格調整単価を「卸市場価格の平均（消費税及びロス率を加味したもの）と託送従量料金単価の合計」から「現行の最終保障供給従量料金単価（燃調込み）」を差し引いて算出し、当該単価を現行の最終保障供給従量料金単価に加えるものであること、市場価格下落時（算定期間のエリアプライスの単純平均値が、2019年度から2021年度で最も安い期間（エリアプライス参照期間と同様、前月21日～当月20日）の平均値を下回る場合）においては、現行の最終保障供給従量料金単価から市場価格調整単価を差し引くが、標準メニューの従量料金単価を下限とするものであることから、審議会の整理に沿ったものであると認められる。

また、変更命令基準（電気事業法第20条第3項各号）に照らしても、①市場価格調整単価（額）の定め方は明確に定められていること（第1号）、②一般送配電事業者及び電気の利用者の責任に関する事項や工事に関する費用の負担の方法に変更はないこと（第2号）、③市場価格調整単価（額）の創設は一律になされるものであり、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと（第3号）、審議会の整理に沿って、市場価格を反映するものであり、電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるとは言えないこと（第4号）、が認められる。

以上から、届出内容として問題のないものと考えられる。

3. 経済産業大臣への回答について

上記を踏まえ、別紙のとおり、経済産業大臣へ届出内容に異論ない旨、意見回答を行うこととしたい。

以上

66 【参考】

67 ●令和4年5月31日制度設計専門会合での整理内容

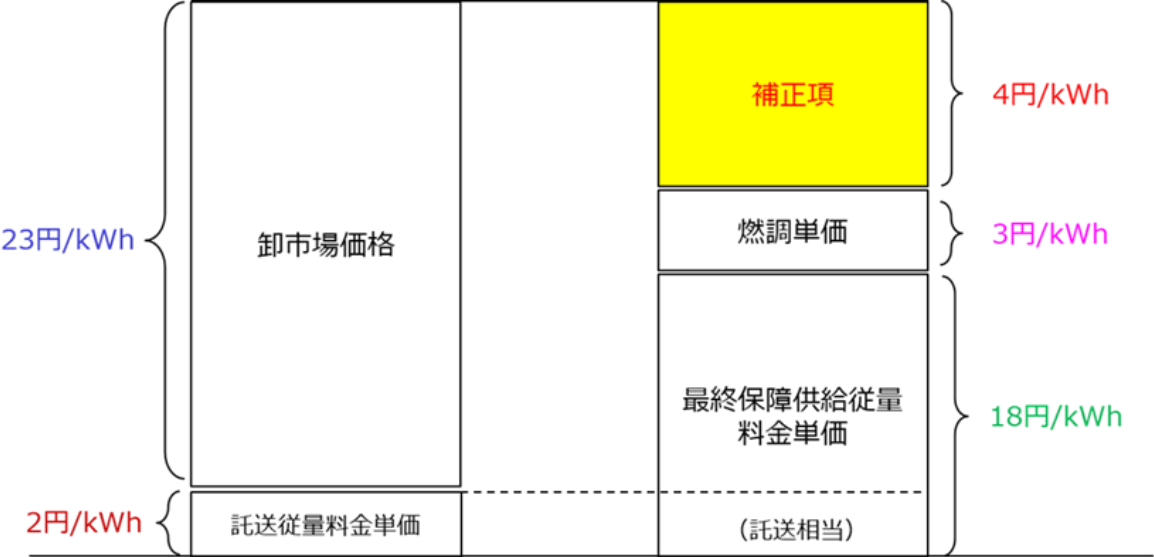
68 最終保障供給料金の在り方について、具体的な算定方法についての整理がなされた。
69 具体的な料金算定の考え方は以下。

70 a 卸市場価格が最終保障供給料金を上回る場合、その差分を補正項として最終保障
71 供給料金に反映することで、自由料金との逆転現象の是正を図る。

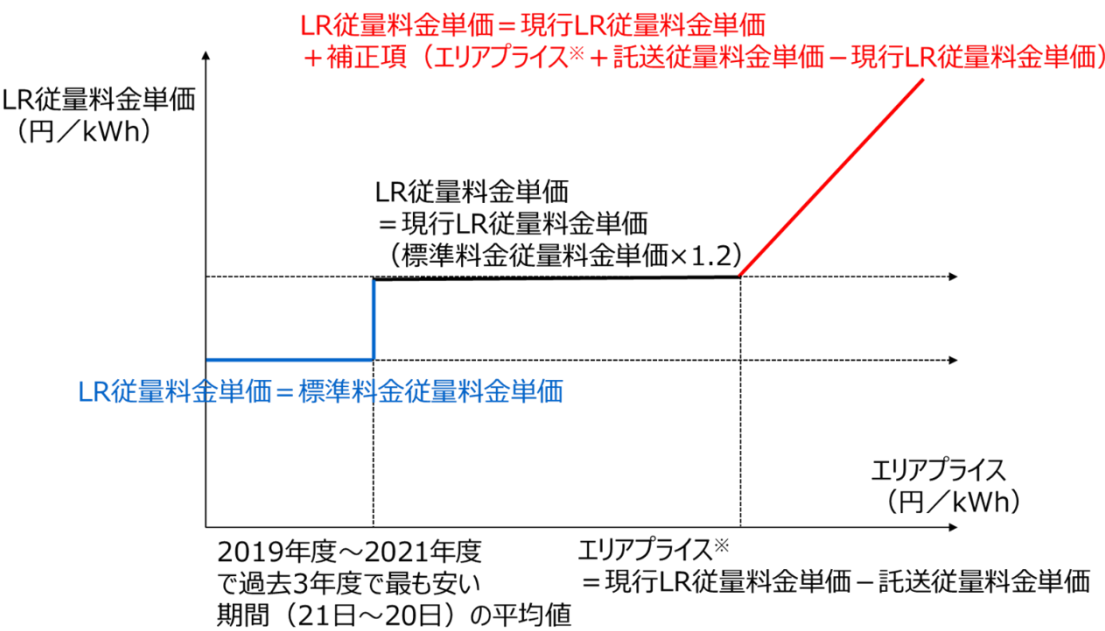
72 b 卸市場価格が下落している場合には現行の料金よりも割安にする（なお、その場
73 合でも、自由料金との逆転が起きないように、標準料金メニューを下限とする）。

74 ※その際、反映する卸市場価格は、リアルタイムのものが望ましい一方、需要家への
75 通知や実務負担の観点から、前々月の21日～前月20日までの平均実績を用いる。

76 <a. についてのイメージ図>



77 <b. についてのイメージ図>



●電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

（最終保障供給約款）

第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、最終保障供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その最終保障供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般送配電事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 社会的経済的事実の照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4 第十八条第十二項の規定は、第一項の規定により最終保障供給約款の届出をしたときに準用する。

●電気事業法施行規則（昭和 40 年省令第 51 号）

（最終保障供給に係る約款において定めるべき事項）

第二十六条 法第二十条第一項の最終保障供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 適用区域又は適用範囲

二 供給の種別がある場合にあっては、その種別

三 供給電圧及び周波数

四 料金

五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、電気の利用者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

七 契約の申込みの方法及び解除に関する事項

八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

- 116 九 供給の停止及び中止に関する事項
- 117 十 送電上の責任の分界
- 118 十一 電気の使用法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合
- 119 にあつては、その内容
- 120 十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用
- 121 者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容
- 122 十三 有効期間を定める場合にあっては、その期間
- 123 十四 実施期日

124

125 (最終保障供給に係る約款の届出)

126 第二十七条 法第二十条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしよ
127 うとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十一の最終保障供給に係る
128 約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなけれ
129 ばならない。

130 一 料金の算出の根拠に関する書類

131 二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方
132 法に関する説明書

133 2 法第二十条第一項の規定による最終保障供給約款の変更の届出をしようとする
134 者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十二の最終保障供給約款変更届出書
135 に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

136 一 変更を必要とする理由を記載した書類

137 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の最終保障供給約款

138 三 前条第四号から第六号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の
139 算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当
140 該金額の決定の方法に関する説明書

141

142 (最終保障供給約款の公表)

143 第二十九条 法第二十条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による
144 最終保障供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、その供給区域(離島等を
145 除く。)における営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用す
146 ることにより、これを行わなければならない。

経 済 産 業 省

20220816電委第1号
令和4年8月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款の変更の届出について（回答）

令和4年8月12日付け20220810資第28号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款の変更の届出について、令和4年5月31日に開催された第73回電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合における議論の内容を踏まえたものか確認しました。

確認の結果、最終保障供給約款の変更内容について、上記審議会の内容を踏まえたものと認められることから、最終保障供給約款の変更の届出については、内容に異存ありません。

経済産業省

20220810 資第28号

令和4年8月12日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款の変更の届出について

別添の届出に係る電気事業法（昭和39年法律第170号）第20条第1項に規定する最終保障供給約款の変更について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給約款変更届出書

令和4年8月10日

北海道電力ネットワーク株式会社

最終保障供給約款変更届出書

北 ネ 企 第 17 号
令和 4 年 8 月 10 日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪 下 裕 己

電気事業法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり最終保障供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙 電気最終保障供給約款のとおりであります。
実施期日	令和 4 年 9 月 1 日

別 紙

電気最終保障供給約款

令和4年9月1日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 最終保障供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	3

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	4
9 需給契約の単位	6
10 供 給 の 開 始	6
11 供 給 の 単 位	6
12 承 諾 の 限 界	7
13 需給契約書の作成	7

III 契約種別および料金

14 契 約 種 別	8
15 最終保障電力A	8
16 最終保障電力B	10
17 最終保障予備電力	12

IV 料金の算定および支払い

18 料金の適用開始の時期	15
19 検 針 日	15
20 料金の算定期間	15
21 計 量	16
22 使用電力量の算定等	16
23 料 金 の 算 定	16

24	日 割 計 算	17
25	料金の支払義務および支払期日	17
26	料金その他の支払方法	18
27	延 滞 利 息	19
28	保 証 金	19

V 使用および供給

29	適正契約の保持	21
30	契 約 超 過 金	21
31	力 率 の 保 持	21
32	需要場所への立入りによる業務の実施	21
33	電気の使用にともなうお客さまの協力	22
34	供 給 の 停 止	22
35	供給停止の解除	23
36	供給停止期間中の料金	24
37	違 約 金	24
38	供給の中止または使用の制限もしくは中止	24
39	制限または中止の料金割引	24
40	損害賠償の免責	26
41	設 備 の 賠 償	26

VI 契約の変更および終了

42	需給契約の変更	28
43	名 義 の 変 更	28
44	需給契約の廃止	28
45	需給開始後の需給契約の消滅または変更にとりなう工事費の精算	28
46	解 約 等	29
47	需給契約消滅後の債権債務関係	29

VII 供給方法および工事

48	需給地点および施設	30
49	架 空 引 込 線	30
50	地 中 引 込 線	31

51	連 接 引 込 線 等	32
52	引 込 線 の 接 続	32
53	計 量 器 等 の 取 付 け	32
54	専 用 供 給 設 備	33

VIII 工 事 費 の 負 担

55	一般供給設備の工事費負担金	34
56	特別供給設備の工事費負担金	37
57	供給設備を変更する場合の工事費負担金	37
58	特別供給設備等の工事費の算定	38
59	工事費負担金の申受けおよび精算	40
60	臨 時 工 事 費	41
61	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	41
62	工事費等に関する契約書の作成	41

IX 保 安

63	保 安 の 責 任	42
64	保安等に対するお客さまの協力	42

附	則	43

別	表	46

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。

北 海 道

2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第 20 条第 1 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 特 別 高 圧
標準電圧 30,000 ボルト以上の電圧をいいます。
- (4) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(6) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 最大需要電力

30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(11) 平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間、2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間、3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間、4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間、5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間、6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間、7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間、8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間、9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間、10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間、11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間または 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間をいいます。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの

期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実 施 細 目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

なお、この場合には、所定の申込書を使用していただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、申込みに先だって当社の供給設備の状況等について照会していただきます。

- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、当社は、原則として書面をもって承諾の意思表示をいたします。

- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

なお、契約使用期間は1年をこえないものといたします。

8 需 要 場 所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限

り、1 構内をなすものとみなします。また、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、集合住宅等の 1 建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を 1 需要場所とすることがあります。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を 1 需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を 1 需要場所といたします。
- (4) (1)に定める 1 構内もしくは 1 建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を 1 需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。

(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、32（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、32（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、最終保障予備電力とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適當と認めたとき。
- (3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために当社の同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(2)または(3)の場合
- (2) 17（最終保障予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合
- (3) 共同引込線（2以上の需要場所に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (4) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承 諾 の 限 界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 最終保障電力A
- (2) 最終保障電力B
- (3) 最終保障予備電力

15 最終保障電力A

(1) 適 用 範 囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。なお、当社が託送約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）19（接続送電サービス）(2)イ(ロ) a (a)を適用した場合の接続送電サービス契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または託送約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ) b を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト

(3) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,244 円 00 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,310 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,296 円 80 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワットにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 77 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 60 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 53 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

16 最終保障電力 B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する付帯電灯について託送約款 19（接続送電サービス）(2)イ(ロ) a (a)を適用した場合の接続送電サービス契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または託送約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ) b を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト

(3) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,468 円 40 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,389 円 20 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,376 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キ ロ ワ ツ ト に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 62 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 46 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 40 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17 最終保障予備電力

(1) 適 用 範 囲

最終保障電力 A または最終保障電力 B のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、1 年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき次のとおりといたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	予 備 線	高压で常時供給を受ける場合	92 円 40 銭
		特別高压で常時供給を受ける場合	118 円 80 銭
	予備電源	高压で常時供給を受ける場合	125 円 40 銭
		特別高压で常時供給を受ける場合	145 円 20 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものいたします。

IV 料金の算定および支払い

18 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとしない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。

19 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

20 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期

間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

- (2) 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日(以下「計量日」といいます。)をお知らせした場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

21 計 量

- (1) 使用電力量および最大需要電力は、原則として、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (2) 計量の結果は、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

22 使用電力量の算定等

- (1) 使用電力量
- 使用電力量は、30分ごとに、計量された電力量といたします。
- また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、需給契約を消滅させる場合で特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。
- (2) 19(検針日)(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表5(使用電力量等の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。
- (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表5(使用電力量等の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。

23 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
ハ 20（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する
検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

ニ 20（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する
検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

24 日 割 計 算

(1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、別表 6（日割
計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

(2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開
始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、
変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率に
もとづいて、別表 6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の
日を含むその 1 月から変更後の力率によります。

25 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 検針日といたします。ただし、19（検針日）(6)の場合は、次回の検針日といたしま
す。また、22（使用電力量の算定等）(2)または(3)の場合は、料金の算定期間の使用
電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需
給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたしま
す。ただし、検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行
なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたし
ます。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下

「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ロ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ハ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ホ その他の理由でお客さまに明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客さまに通知した場合

(4) お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

26 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次のようになります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客様が料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (4) 19(検針日)(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (5) 当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金に利息を付しません。

27 延 滞 利 息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

28 保 証 金

- (1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払わないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降 60 日以内の日までいたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

(5) 当社は、保証金について利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

29 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

30 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その電気を使用された月の料金とあわせて支払っていただきます。

31 力率の保持

- (1) 需給地点の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また、契約電力が500キロワット以上のお客さまについては、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

32 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作

物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

- (2) 64（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，負荷設備，受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 34（供給の停止），44（需給契約の廃止）(1)または46（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

33 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，当社が供給設備を新たに施設もしくは変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

34 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社

に重大な損害を与えた場合

ハ 52（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ニ 32（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

35 供給停止の解除

34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

36 供給停止期間中の料金

34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を24（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

37 違 約 金

- (1) お客さまが34（供給の停止）(3)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

38 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

39 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、最終保障電力Aおよび最終保障電力Bに対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。
 - イ 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、a による修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

- (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 最終保障予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

40 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合および38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または46（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

41 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

42 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

43 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

44 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、46（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

45 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 需給契約が消滅する場合で、当社が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用される期間が1年に満たないときには、60（臨時工事費）の臨時工事費として

算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合で、当社が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用される期間が1年に満たないときには、当社の供給設備の利用における契約電力の減少に見合う部分について、60（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について60（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定し、または増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

46 解 約 等

- (1) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、44（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

47 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

48 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 50（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ その他特別の事情がある場合

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備（保安通信設備を含みます。）は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、開閉器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

49 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であつて、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。

- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

50 地 中 引 込 線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ 建物の 3 階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブル引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに

地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、56（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

51 接続引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

52 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

53 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

54 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、56（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限りです。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

- (3) (2)において、開閉所は、変電所とみなします。

- (4) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが、既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

55 一般供給設備の工事費負担金

(1) 高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが当社供給設備を新たに利用し、または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)の工事こう長が無償こう長(架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。)をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けま

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,520 円 00 銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,170 円 00 銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

ロ 2 以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

(ロ) 2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

(イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

(ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、

地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次により
ます。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長} \right) \\ \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(2) 特別高压で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが当社供給設備を新たに利用し、または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。

なお、標準電圧 30,000 ボルトまたは 60,000 ボルト以外の電圧で供給を受ける場合は、その工事費の全額が(ロ)の当社負担額をこえるときのその超過額を工事費負担金といたします。

(イ) 工 事 費

a 架空配電設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

新増加契約電力 1キロワットに つき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	363 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	176 円 00 銭

なお、標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の工事費は、上表にかかわらず、次の算式によって算定された金額といたします。

$$\text{工事費} = \text{別表 8(標準設計基準)に定める設計による工事費} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{当該送電線の送電容量}}$$

b 地中配電設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

新増加契約電力 1キロワットに つき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	649 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	550 円 00 銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 20

パーセントといたします。

- c スポットネットワーク方式でお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、別表7（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術上、経済上必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の2次側母線で常時並行受電される方式をいいます。

(ロ) 当社負担額

新増加契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭

ロ お客さまが当社供給設備を新たに利用し、または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で、使用開始後3年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。

- (3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。ただし、特別高圧で電気の供給を受ける場合で、送電線路から配電設備を分岐するときは、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点までの配電設備といたします。
- (4) 新たに施設される配電設備を利用される期間が1年未満の場合は、60（臨時工事費）によるものといたします。
- (5) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所、変電所または送電線路（発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、開閉器、変圧器、保安装置、保安通信設備およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表8（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

56 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが当社供給設備を新たに利用し、または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計によって施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、この場合も、55（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ただし、需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で、地中配電設備を施設するときは、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

- ロ 54（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、54（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- (2) お客さまが17（最終保障予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、55（一般供給設備の工事費負担金）(3)に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、54（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- (3) 新たに施設される配電設備を利用される期間が1年未満の場合は、60（臨時工事費）によるものといたします。

57 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 当社供給設備の新たな利用または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、52（引込線の接続）または53（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

- (2) 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

58 特別供給設備等の工事費の算定

56(特別供給設備の工事費負担金)および57(供給設備を変更する場合の工事費負担金)の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。また、標準設計工事費は、次により算定する工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り(測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。)の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額といたします。

イ 材料費は、払出時の単価(電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。)によって算定いたします。

ロ 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用(地役権の登記に要する費用を除きます。)の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

ハ 架空電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行わないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

ニ 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り工事費に含みます。

ホ 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に含みます。

ヘ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、60(臨時工事費)に準じて算定いたします。

- (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

- (3) 高圧で電気の供給を受ける場合で、56(特別供給設備の工事費負担金)(1)イに該当し、かつ、その工事費を55(一般供給設備の工事費負担金)(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも55(一般供給設備の工事費負担金)(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算

定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- (5) 特別高圧で電気の供給を受ける場合で、使用開始後 3 年以内の配電設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に準じて算定いたします。

- (6) 高圧で電気の供給を受ける場合で、56（特別供給設備の工事費負担金）(2)に該当し、かつ、その工事費を 55（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、その工事費を 55（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- (7) 特別高圧で電気の供給を受ける場合で、56（特別供給設備の工事費負担金）(2)に該当し、かつ、その工事費を 55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)にかかわらず、その工事費を 55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)およびロによって算定いたします。

なお、17（最終保障予備電力）によって電気の供給を受ける場合で、一般供給設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するとき等の予備供給設備の工事費は、55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)の該当欄の単価の 20 パーセントを適用して算定いたします。

- (8) 特例区域等のお客さまが当社供給設備を新たに利用し、または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、55（一般供給設備の工事費負担金）または 56（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、56（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

59 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 55（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 56（特別供給設備の工事費負担金）（55〔一般供給設備の工事費負担金〕に準じて算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および 57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更の差異が5パーセントをこえる場合

b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

原則としてすべての場合

- (3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (4) 高圧で電気の供給を受ける場合で、工業団地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される55（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書（62〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費負担金契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により

工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものいたします。

60 臨時工事費

- (1) 供給設備を利用する期間が1年未満のお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、高圧で電気の供給を受ける場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で電気の供給を受ける場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月（1月未満は、1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、55（一般供給設備の工事費負担金）、56（特別供給設備の工事費負担金）および57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、59（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

61 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

62 工事費等に関する契約書の作成

当社は、工事着手前に、工事費等に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

Ⅸ 保 安

63 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

64 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、令和4年9月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は、21（計量）(1)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルト、交流単相2線式標準電圧6,000ボルトまたは交流3相3線式標準電圧20,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、交流3相3線式標準電圧3,000ボルトおよび交流単相2線式標準電圧6,000ボルトで供給するときには高圧で電気の供給を受ける場合に、また、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトで供給するときには標準電圧30,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30分ごとに計量することができない計量器等（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合は次によります。

イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびにへおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

- (イ) 19（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回

の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、23(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(ロ) 19(検針日)(6)の場合、需給開始の日から今回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から今回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、23(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

(ハ) 19(検針日)(7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、今回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、23(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、ヘおよびトの場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。)によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

ハ 計量器の読みは、次によります。

(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

ヘ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。

- (イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした 30 分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表 5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニのときは、次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。
- イ 23（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- ロ 23（料金の算定）(1)ロの場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の平均力率は、別表 4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。この場合、有効電力量および無効電力量の計量については、(1)イ、ハ、ニ、ヘ(イ)およびトに準ずるものといたします。

5 損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置

別表 2（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

6 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置

令和 4 年 9 月 1 日に支払義務が発生する料金および 19（検針日）(1)において、当社がお客さまにあらかじめ検針日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、令和 4 年 9 月 2 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表 2（市場価格調整）(1)ホにかかわらず、零といたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 高圧で電気の供給を受ける契約電力が 500 キロワット以上の最終保障電力 B または特別高圧で電気の供給を受ける最終保障電力 A もしくは最終保障電力 B のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう 4 月の検針日は、5 月 1 日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力の場合、その 1 月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り

捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 高压で電気の供給を受ける契約電力が 500 キロワット以上の最終保障電力 B または特別高压で電気の供給を受ける最終保障電力 A もしくは最終保障電力 B のお客さま(当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう 4 月の検針日は、5 月 1 日といたします。

2 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1 キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品(卸電力取引所の取引規程に定める商品を行います。)ごとの売買取引における価格(売買取引に係る電力の受渡しに係る送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限り、)の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

託送供給等約款 31（損失率）に定める値といたします。

ハ 託送料金率

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 61,600 円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 61,600 円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3)ハ(イ) c (b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 61,600 円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 61,600 円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

ニ 補正後平均市場価格

1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{array}{l} \text{補正後平均} \\ \text{市場価格} \end{array} = \begin{array}{l} \text{イによって算定された} \\ \text{平均市場価格（消費税} \\ \text{等相当額を加えたもの} \\ \text{といたします。）} \end{array} \times \frac{1}{1 - \text{ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}$$

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 4 円 57 銭を下回る場合

市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力 A

1 キロワット時に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 32 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 01 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 98 銭

b 最終保障電力 B

1 キロワット時に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 95 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 82 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 80 銭

(ロ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 4 円 57 銭以上となり、かつ、1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

ヘ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 検針日が毎月初日のお客さま(当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。)については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)

に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、15（最終保障電力A）(4)ロまたは16（最終保障電力B）(4)ロに定める料金率に別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日いたします。
- (ハ) 高圧で電気の供給を受ける契約電力が 500 キロワット以上の最終保障電力 B または特別高圧で電気の供給を受ける最終保障電力 A もしくは最終保障電力 B のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、

(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット 時につき	高圧で電気の供給を受ける場合	18 銭 9 厘
	特別高圧で電気の供給を受ける場合	18 銭 4 厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 平均力率の算定

平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

有効電力量および無効電力量の計量については、21（計量）(1)および22（使用電力量の算定等）(1)に準ずるものといたします。

5 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、53（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

(イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(2) 最大需要電力の協定

(1)に準ずるものといたします。

6 日割計算の基本算式

(1) 基本料金を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、23（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 20（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7 スポットネットワーク方式の工事費の算式

55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)cの工事費の算定は、次の算式によります。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

55（一般供給設備の
工事費負担金）(2) × { 100 パーセント + 20 パーセント × (利用回線数-1) }
イ(イ)bの工事費単価

8 標準設計基準

(1) 適用

イ この標準設計基準は、Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

なお、この標準設計基準に定めのない場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にもとづき、技術上、経済上適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ロ この標準設計基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは、イにかかわらず技術的に適当と認められる設計によるものとし、その設計を標準設計といたします。

(2) 高压電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の限度

高压電線路における電圧降下の限度は、次の値を標準といたします。この場合、電線路は、需給地点から当該需要に供給する発電所の引出口に設置する断路器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。

公称電圧（ボルト）	電圧降下の限度（ボルト）	
	市 街 地	そ の 他
6,600	300	600

ただし、既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ロ) 経過地

高压電線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高压電線路の種類は、次の場合を除き、架空電線路を標準といたします。

- a 架空電線路の施設が法令上認められない場合
- b 技術上、経済上または地域的な事情により架空電線路とすることが不適当と認められる場合
- c 既設電線路との関連において架空電線路とすることが不適当と認められる場合

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替または負荷分割等のうち、電線路の保守および保安に支障のない範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧架空電線路の支持物は、鉄筋コンクリート柱を標準といたします。ただし、山間部で運搬が困難な場合等、地形上、技術上、経済上または地域的な事情により鉄筋コンクリート柱を使用することが不適当と認められるときには、木柱等他の支持物を使用いたします。

(ハ) 径 間

高圧架空電線路の径間は、次の値を標準といたします。ただし、周囲の状況や風圧荷重等の条件により、この径間以外の場合もあります。

施 設 地 域	径 間 (メートル)
市 街 地	20 ～ 40
そ の 他	40 ～ 60

(ニ) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、法令で定められた電線の地表上等からの高さ为确保するため、施設する電線の条数や施設方法および他の工作物との離隔等を考慮し、次の値を標準といたします。ただし、根入れ、他の工作物との離隔、装柱、積雪等の関係からこの長さ以外のものを使用する場合があります。

装 柱 施設地域	高 圧 (メートル)	高低圧併架 (メートル)
市 街 地	12 13 15	13 15
そ の 他	12 13	13

(ホ) が い し

高圧架空電線路を支持するためのがいしは、使用電圧に耐える絶縁性能を有し、かつ、電線の張力や風圧荷重等による機械的応力にも耐える構造のものとし、次のものを標準といたします。

引 通 箇 所	引 留 箇 所
高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

(へ) 装 柱

- a 高圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、水平または縦配線といたします。ただし、他の工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、特殊な装柱とする場合があります。
- b 支持物の強度を補う場合は、支線、支柱等を施設いたします。

(ト) 開閉器の種類および容量

- a 高圧架空電線路を操作し、または保守するために必要な箇所には、手動開閉器、または自動開閉器および制御用電源を施設いたします。
- b 開閉器の容量は、負荷電流および短絡電流を考慮して次の値を標準といたします。

開閉器の容量（アンペア）	
300	600

(チ) 電線の種類および太さ

- a 高圧架空電線路に使用する電線は、銅線またはアルミ線とし、特別な理由がある場合を除き、高圧絶縁電線を使用いたします。
- b 電線の太さは、許容電流、短絡許容電流、電圧降下および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

種 別 \ 種 類	銅 線		アルミ線
	単 線 (導体径 ミリメートル)	よ り 線 (導体断面積 平方ミリメートル)	よ り 線 (導体断面積 平方ミリメートル)
高圧絶縁電線	5	38 60 125	32 58 95 200

(リ) 特殊地域の施設

- a 塩害発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路の機器および材料には、耐塩構造のものを使用いたします。
- b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐雷施設を設置いたします。
- c 雪害のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、雪害防止用の施設を設置いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

高圧地中電線路の施設方法は、原則として管路式を標準といたします。ただし、施設場所、ケーブルの条数等の条件により、他の施設方法をとることがあります。

(ロ) 地中箱の施設

地中箱は、ケーブル引入れ、引抜き、接続等の工事および点検、その他保守作業を容易に行なうため必要な箇所に施設いたします。また、地上設置機器等を施設する場合にも地中箱を施設いたします。

(ハ) ケーブルの種類および太さ

- a 高圧地中電線路に使用するケーブルは、銅線またはアルミ線とし、特別な理由がある場合を除き、6.6 キロボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。
- b ケーブルの太さは、許容電流、短絡許容電流、電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

種 別 \ 種 類	銅 線 (導体断面積 平方ミリメートル)						ア ル ミ 線 (導体断面積 平方ミリメートル)					
高圧ケーブル	38	60	100	150	200	250	100	150	250	325	400	500
	325	400										

(ニ) 地上設置機器の施設

高圧地中電線路を操作し、または保守するために必要な箇所には、多回路配電塔を施設いたします。

(3) 特別高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の限度

特別高圧電線路における電圧降下の限度は、次の値を標準といたします。この場合、電線路は、需給地点から当該需要に供給する発変電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点までといたします。

公 称 電 圧 (キロボルト)	電圧降下の限度 (キロボルト)
22	2
33	3
66	6

(ロ) 経過地等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、保守、保安および将来の土地利用計画に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

なお、この場合、送電線からの分岐は、系統運用上に支障のない範囲において行ないます。

(ハ) 電線路の種類

特別高圧電線路の種類は、架空電線路を標準といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には、その他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架または電線張替等のうち、技術的に支障のない範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 特別高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。
- c 他の架空電線路と併架の場合の電線架線順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。ただし、電線にケーブルを使用する場合は、これによらない場合があります。

(ロ) 支持物

- a 特別高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄塔を標準といたします。
- b 95平方ミリメートル鋼心アルミより線1回線の電線路には、施設場所の状況等に応じ鉄柱、パンザーマストまたは鉄筋コンクリート柱を使用する場合があります。
- c 公称電圧33キロボルト以下の架空電線路を道路沿いに施設する場合は、原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。

(ハ) 径間

特別高圧架空電線路の径間は、次の値を標準といたします。

支持物種類	径間（メートル）
鉄 塔	150 ～ 300
そ の 他	70 ～ 180

なお、(ロ) c により施設する電線路の径間は、次の値を標準といたします。ただし、電線および支持物に加わる風圧荷重や周囲の状況により、この径間以外の場合もあります。

施設地域	径間（メートル）
市街地	20 ～ 40
その他	40 ～ 60

(二) が い し

- a 特別高圧架空電線路で使用するがいしは、懸垂がいしまたはラインポストがいしを標準といたします。ただし、状況により耐塩用懸垂がいし、長幹がいしを使用する場合があります。

なお、(ロ) c により施設する電線路には、引留型がいしまたは引通型がいしを標準といたします。

- b 懸垂がいしの連結個数は、次の値を標準といたします。

250 ミリメートル懸垂がいしの連結個数

汚 損 区 分		A	B	C	D	E
塩分付着密度 (ミリグラム/平方センチメートル)		0.0625	0.125	0.25	0.5	塩水注入
目安とする概略 距離	海岸からの概 略距離 (キロメートル)	一般地区	10～15	3～10	0～3	海岸近傍
	発煙源からの 距離（工場地 域に対して）	—	工場地 域周辺 の比較 的軽度 の煤塵 害地域	工場地域の周辺部		—
公 称 電 圧 (キロボルト)	22 33 66	2 3 5	2 3 5	2 3 6	3 3 7	3 4 9

c その他のがいしを使用する場合は、懸垂がいしに準じて施設いたします。

d がいしには、必要に応じてアーキングホーンを取り付けます。

(ホ) 装柱、その他

a 支持物の装柱は、電圧、電線の種類および太さ、気象条件、地形的条件ならびに用地事情等を考慮して決定いたします。

b 絶縁間隔は、次の値を標準といたします。

公 称 電 圧 (キロボルト)	標準がいし 個 数 (個)	標準絶縁 間 隔 (ミリメートル)	最小絶縁 間 隔 (ミリメートル)	ジャンパーと 腕金との間隔 (ミリメートル)
22	2	350	200	450
33	3	550	250	650
66	5	650	400	800

(ヘ) 電線の種類および太さ

a 電線の種類は、鋼心アルミより線を標準といたします。ただし、腐食のおそれがある場合等特別の場合には、他の適当な電線を使用することがあります。

なお、(ロ) c により施設する電線路には、原則として特別高圧絶縁電線を使用いたします。

- b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、電力損失および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。ただし、他の支持物に併架する場合は、弛度の関係上、これによらない場合があります。

公 称 断 面 積 (平方ミリメートル)	より線構成 素線数／素線径 (ミリメートル)	
	ア ル ミ	鋼
95	6／4.5	1／4.5
120	30／2.3	7／2.3
160	30／2.6	7／2.6
240	30／3.2	7／3.2
330	26／4.0	7／3.1
410	26／4.5	7／3.5
610	54／3.8	7／3.8

なお、(ロ) c により施設する電線は、許容電流、短絡許容電流、電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

銅線公称断面積 (平方ミリメートル)	アルミ線公称断面積 (平方ミリメートル)
60 80 100 150	95 120

(ト) 地 上 高

電線の最低地上高は、次の値を標準といたします。

公称電圧 (キロボルト)	地上高 (メートル)
22・33	6
66	7

なお、(ロ) c により施設する電線路の特別高圧絶縁電線の最低地上高は、8メートルを標準といたします。

ただし、次の場合は、その状況に応じ必要な高さを保持いたします。

- a 線路付近に建造物がある場合、またはその建設が予測される場合
- b 積雪の多い地域
- c 電線の高さが用地確保のための条件となる場合

d 道路横断箇所その他保安上必要と認められる場合

(チ) 架空地線

a 支持物に鉄塔を使用する場合は、原則として架空地線を施設いたします。

b 架空地線は、次の場合を除き、亜鉛めっき鋼より線を使用いたします。

(a) 機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要がある場合

(b) 腐食のおそれがある場合

(c) その他特別の事情がある場合

なお、その太さは、電線路の設計条件にもとづいて次の中から選定いたします。

公称断面積 (平方ミリメートル)	より線構成 素線数／素線径 (ミリメートル)
70	7／3.5
90	7／4.0

c 雷害対策上必要な場合は、鉄塔に埋設地線を施設する場合があります。

(リ) 電力線搬送用ライントラップの施設

搬送波の重畳されている電線路から分岐電線路を施設する場合は、原則として搬送波を阻止する電力線搬送用ライントラップを分岐側に施設いたします。

(ヌ) その他

a (ロ) cにより施設する電線路には、分岐箇所に必要に応じ開閉器を施設いたします。

b (ロ) cにより施設する電線路には、重要機器およびケーブルとの接続点に原則として避雷器を施設いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

特別高圧地中電線路の施設方法は、原則として管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、他の方法とする場合があります。

a 重車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合は、直接埋設式とする場合があります。

b 当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合は、暗きょ式または開きょ式とする場合があります。

(ロ) ケーブルの種類および太さ

a ケーブルの種類は、電圧、経過地、施設方法その他の条件を考慮して決定いた

します。

- b ケーブルの太さは、許容電流、電圧降下等を考慮して原則として次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧(キロボルト)	公称断面積 (平方ミリメートル)						
22・33	60	100	150	200	250		
66	80	100	150	200	250	325	400

(ハ) 避雷器の施設

特別高圧架空電線路に接続される地中電線路には、ケーブルの保護のため、接続部に避雷器を取り付ける場合があります。

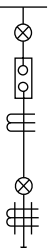
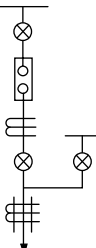
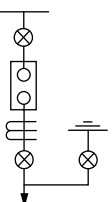
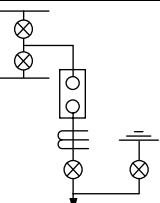
(4) 変電設備

イ 一般基準

電線路の引出口設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結線法

電線路の引出口設備の結線および主要機器取付台数は、次のとおりといたします。

区 分		結 線 法	機 器 名	台 数	備 考
高 圧	単 母 線		しゃ断器 断 路 器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	1 台 2 台 2 台 1 台 1 式	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。
	補 助 母 線 付		しゃ断器 断 路 器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	1 台 3 台 2 台 1 台 1 式	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器は1台といたします。
特 別 高 圧	単 母 線		しゃ断器 断 路 器 変 流 器 配 電 盤	1 台 2 台 3 台 1 式	1台は接地装置付 ただし，しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。
	2 重 母 線		しゃ断器 断 路 器 変 流 器 配 電 盤	1 台 3 台 3 台 1 式	1台は接地装置付

(凡 例)

しゃ断器	断 路 器	接 地 装 置	変 流 器	零相変流器
				

ハ シャ断器

(イ) シャ断器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡容量から判断して，必要最小のものを次の中から選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)	形 式
6.6	7.2	600 1,200 2,000	12.5 20	ガス形, 真空形
22・33	36	600	12.5 16 25	ガス形, 真空形
66	72	800 1,200 2,000	20 25 31.5 40	ガス形, 真空形

(ロ) 将来の系統構成は、5年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その公称電圧に応じ、最大負荷電流およびその系統で必要な定格短時間耐電流から判断して、必要最小のものを次の中から選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (キロアンペア)	形 式
6.6	7.2	600 1,200 2,000	12.5 20	三極単投
22・33	36	600	12.5 16 25	三極単投
66	72	800 1,200 2,000	20 25 31.5 40	三極単投

ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その公称電圧に応じ、最大負荷電流およびその系統の事故電流から判断して、必要最小のものを選定いたします。

ヘ 配 電 盤

(イ) 配電盤には、原則として電流計、電圧計、しゃ断器操作用開閉器および運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力量計および無効電力量計等を取り付けます。

なお、無人変電所の場合には、当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

(ロ) 電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電線路をしゃ断するための必要な保護装置を取り付けます。

なお、原則として各電線路には自動再閉路継電器を施設し、必要な箇所には母線保護継電器を取り付けます。

(5) 保安通信設備

イ 保安通信用電話設備

(イ) 一般基準

a 施設基準

保安通信用電話設備は、原則として、特別高圧により供給する場合に法令の定めるところにより施設いたします。

なお、回線数は、原則として1回線といたします。

b 通信方式および伝送媒体

保安通信用電話設備は、当該供給設備の保安上の重要度および経済性を考慮し、原則として、次の中から最も妥当な方式および媒体により施設いたします。

通信方式	伝送媒体
架空通信線路	メタル
	光ファイバ
地中通信線路	メタル
	光ファイバ
光ファイバ複合架空地線	光ファイバ
電力線搬送	電力線

c 経過地

通信線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ロ) 架空通信線路

a 通信線路の施設

架空通信線路は、公称電圧 33 キロボルト以下の架空電線路への添架または他の架空通信線への共架により施設いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、通信線路を単独に施設する場合があります。

b 通信線の種類

架空通信線は、原則として次から選定いたします。

種 類	仕 様
メタル通信ケーブル	ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル
光ファイバケーブル	石英系シングルモード光ファイバ

なお、心線数（対数）は、障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。

c 搬送端局装置

(a) 搬送端局装置を設置することといたします。ただし、通信線をメタル通信ケ

ーブルとした場合で、技術的に適当と認められるときは設置しないことといたします。

(b) 装置電源は、原則として停電時のバックアップ付きといたします。

(c) 伝送容量は、必要最小限といたします。

(ハ) 地中通信線路

a 通信線路の施設

地中通信線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、車両通行がなく、かつ、再掘さくが可能な場合には、直接埋設式とすることがあります。

b 通信線の種類

(ロ) b に準じます。ただし、直接埋設とする場合はポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブルまたは鋼帯がい装付きといたします。

c 搬送端局装置

(ロ) c に準じます。

(ニ) 光ファイバ複合架空地線

a 通信線路の施設

光ファイバ複合架空地線の施設方法は、(3)ロ(チ)に準じます。

b 通信線の種類

架空地線と石英系シングルモード光ファイバを複合したものといたします。

なお、心線数は障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。

c 搬送端局装置

(a) 搬送端局装置を設置することといたします。

(b) 装置電源は、原則として停電時のバックアップ付きといたします。

(c) 伝送容量は、必要最小限といたします。

(ホ) 電力線搬送

a 結合方式

電力線搬送設備の電線路との結合方式は、原則として線間結合方式といたします。

なお、塩害のおそれがある地域に施設する結合コンデンサは、耐塩用がい管を使用いたします。

b 搬送端局装置

(a) 装置電源は、原則として停電時のバックアップ付きといたします。

(b) 伝送容量は、必要最小限といたします。

ロ 電話設備以外の保安通信設備

電力系統の保護および運用上必要な場合は、系統保護用設備等を施設するものとし、
イの基準を準用いたします。

ハ 保安装置

保安装置は、保安上必要な限度において施設いたします。

電気事業法施行規則第 27 条 の規定に基づく添付書類

1. 変更を必要とする理由
2. 最終保障供給約款の変更の内容および新旧対比表
3. 料金の算出の根拠

1. 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第 52 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和 4 年 7 月 20 日開催）において、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格を参照した補正項を適用し最終保障供給料金を算定することと整理がなされたことにともない、当該内容を料金その他の供給条件に反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 20 条第 1 項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

2. 最終保障供給約款の変更の内容および新旧対比表

最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、最終保障供給料金の在り方について整理がなされたことから、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日的見直しをいたしました。

「電気最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）」新旧対比表

変更前（令和4年4月12日実施）	変更後（令和4年9月1日実施）
電気最終保障供給約款 令和4年4月12日実施 北海道電力ネットワーク株式会社	電気最終保障供給約款 令和4年9月1日実施 北海道電力ネットワーク株式会社

変更前（令和４年４月１２日実施）			変更後（令和４年９月１日実施）		
目次			目次		
Ⅰ 総 則			Ⅰ 総 則		
1	適 用	1	1	適 用	1
2	最終保障供給約款の届出および変更	1	2	最終保障供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1	3	定 義	1
4	単位および端数処理	2	4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	3	5	実 施 細 目	3
Ⅱ 契約の申込み			Ⅱ 契約の申込み		
6	需給契約の申込み	4	6	需給契約の申込み	4
7	需給契約の成立および契約期間	4	7	需給契約の成立および契約期間	4
8	需 要 場 所	4	8	需 要 場 所	4
9	需給契約の単位	6	9	需給契約の単位	6
10	供 給 の 開 始	6	10	供 給 の 開 始	6
11	供 給 の 単 位	6	11	供 給 の 単 位	6
12	承 諾 の 限 界	7	12	承 諾 の 限 界	7
13	需給契約書の作成	7	13	需給契約書の作成	7
Ⅲ 契約種別および料金			Ⅲ 契約種別および料金		
14	契 約 種 別	8	14	契 約 種 別	8
15	最終保障電力A	8	15	最終保障電力A	8
16	最終保障電力B	10	16	最終保障電力B	10
17	最終保障予備電力	12	17	最終保障予備電力	12
Ⅳ 料金の算定および支払い			Ⅳ 料金の算定および支払い		
18	料金の適用開始の時期	14	18	料金の適用開始の時期	15
19	検 針 日	14	19	検 針 日	15
20	料金の算定期間	14	20	料金の算定期間	15
21	計 量	15	21	計 量	16
22	使用電力量の算定等	15	22	使用電力量の算定等	16
23	料 金 の 算 定	15	23	料 金 の 算 定	16
24	日 割 計 算	16	24	日 割 計 算	17
25	料金の支払義務および支払期日	16	25	料金の支払義務および支払期日	17
26	料金その他の支払方法	17	26	料金その他の支払方法	18
27	延 滞 利 息	18	27	延 滞 利 息	19
28	保 証 金	18	28	保 証 金	19

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
V 使用および供給 29 適正契約の保持 20 30 契 約 超 過 金 20 31 力 率 の 保 持 20 32 需要場所への立入りによる業務の実施 20 33 電気の使用にともなうお客さまの協力 21 34 供 給 の 停 止 21 35 供給停止の解除 22 36 供給停止期間中の料金 23 37 違 約 金 23 38 供給の中止または使用の制限もしくは中止 23 39 制限または中止の料金割引 23 40 損害賠償の免責 25 41 設 備 の 賠 償 25 VI 契約の変更および終了 42 需給契約の変更 27 43 名 義 の 変 更 27 44 需給契約の廃止 27 45 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとともなう工事費の精算 27 46 解 約 等 28 47 需給契約消滅後の債権債務関係 28 VII 供給方法および工事 48 需給地点および施設 29 49 架 空 引 込 線 29 50 地 中 引 込 線 30 51 接続引込線等 31 52 引込線の接続 31 53 計量器等の取付け 31 54 専用供給設備 32 VIII 工事費の負担 55 一般供給設備の工事費負担金 33 56 特別供給設備の工事費負担金 36 57 供給設備を変更する場合の工事費負担金 36 58 特別供給設備等の工事費の算定 37 59 工事費負担金の申受けおよび精算 39 60 臨 時 工 事 費 40	V 使用および供給 29 適正契約の保持 21 30 契 約 超 過 金 21 31 力 率 の 保 持 21 32 需要場所への立入りによる業務の実施 21 33 電気の使用にともなうお客さまの協力 22 34 供 給 の 停 止 22 35 供給停止の解除 23 36 供給停止期間中の料金 24 37 違 約 金 24 38 供給の中止または使用の制限もしくは中止 24 39 制限または中止の料金割引 24 40 損害賠償の免責 26 41 設 備 の 賠 償 26 VI 契約の変更および終了 42 需給契約の変更 28 43 名 義 の 変 更 28 44 需給契約の廃止 28 45 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとともなう工事費の精算 28 46 解 約 等 29 47 需給契約消滅後の債権債務関係 29 VII 供給方法および工事 48 需給地点および施設 30 49 架 空 引 込 線 30 50 地 中 引 込 線 31 51 接続引込線等 32 52 引込線の接続 32 53 計量器等の取付け 32 54 専用供給設備 33 VIII 工事費の負担 55 一般供給設備の工事費負担金 34 56 特別供給設備の工事費負担金 37 57 供給設備を変更する場合の工事費負担金 37 58 特別供給設備等の工事費の算定 38 59 工事費負担金の申受けおよび精算 40 60 臨 時 工 事 費 41

変更前（令和４年４月１２日実施）		変更後（令和４年９月１日実施）	
61	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け 40	61	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け 41
62	工事費等に関する契約書の作成 40	62	工事費等に関する契約書の作成 41
Ⅸ 保 安		Ⅸ 保 安	
63	保 安 の 責 任 41	63	保 安 の 責 任 42
64	保安等に対するお客さまの協力 41	64	保安等に対するお客さまの協力 42
附 則	 42	附 則	 43
別 表	 45	別 表	 46

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
I 総 則 1 適 用 (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。 (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。 北 海 道 2 最終保障供給約款の届出および変更 (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第２０条第１項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。 3 定 義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 高 圧 標準電圧 6,000 ボルトをいいます。 (3) 特 別 高 圧 標準電圧 30,000 ボルト以上の電圧をいいます。 (4) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (5) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。 (6) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (7) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯	I 総 則 1 適 用 (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。 (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。 北 海 道 2 最終保障供給約款の届出および変更 (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第２０条第１項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。 3 定 義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 高 圧 標準電圧 6,000 ボルトをいいます。 (3) 特 別 高 圧 標準電圧 30,000 ボルト以上の電圧をいいます。 (4) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (5) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。 (6) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (7) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 最大需要電力 30 分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値をいいます。	ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 最大需要電力 30 分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値をいいます。 <u>(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</u> 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 <u>(11) 平均市場価格算定期間</u> <u>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間，2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間，3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間，4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間，5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間，6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間，7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間，8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間，9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間，10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間，11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間または 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間をいいます。</u> <u>(12) 貿 易 統 計</u> 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 <u>(11) 平均燃料価格算定期間</u> 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 <u>(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</u> 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
4 単位および端数処理 この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1) 契約電力および最大需要電力の単位は，1 キロワットとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (2) 使用電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (3) 力率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。	4 単位および端数処理 この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1) 契約電力および最大需要電力の単位は，1 キロワットとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (2) 使用電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (3) 力率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

変更前（令和 4 年 4 月 12 日実施）	変更後（令和 4 年 9 月 1 日実施）
5 実 施 細 目 この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	5 実 施 細 目 この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。 なお、この場合には、所定の申込書を使用していただきます。 契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) 契約電力については、１年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、１年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 １年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、申込みに先だって当社の供給設備の状況等について照会していただきます。 (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 <u>なお、当社が需給契約の申込みを承諾したときは、13（需給契約書の作成）の需給契約書を取り交わした日といたします。ただし、これに先だって当社が承諾書の発送等を行なった場合には、その発送等を行なった日といたします。</u> (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 なお、契約使用期間は１年をこえないものといたします。 8 需 要 場 所 (1) 当社は、原則として、１構内をなすものは１構内を１需要場所とし、これによりがたい場合には、１建物をなすものは１建物を１需要場所といたします。 なお、１構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、１構内をなすものとみなします。また、１建物をなすものとは、独立した１建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、１建物をなすものとみなします。また、集合住宅等の１建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を１需要場所とすることがあります。 (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかか	Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、 次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。 なお、この場合には、所定の申込書を使用していただきます。 契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) 契約電力については、１年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、１年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 １年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、申込みに先だって当社の供給設備の状況等について照会していただきます。 (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 <u>なお、当社は、原則として書面をもって承諾の意思表示をいたします。</u> (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 なお、契約使用期間は１年をこえないものといたします。 8 需 要 場 所 (1) 当社は、原則として、１構内をなすものは１構内を１需要場所とし、これによりがたい場合には、１建物をなすものは１建物を１需要場所といたします。 なお、１構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、１構内をなすものとみなします。また、１建物をなすものとは、独立した１建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、１建物をなすものとみなします。また、集合住宅等の１建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を１需要場所とすることがあります。 (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかか

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
ならず，その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。 (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１需要場所といたします。 (4) (1)に定める１構内もしくは１建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を１需要場所といたします。 イ 次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。 (イ) 非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。 (ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため，32（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。 ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。 ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため，32（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ 特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不相当でなく，他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。 9 需給契約の単位 当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 (1) １需要場所において，最終保障予備電力とこれ以外の１契約種別とをあわせて契約する場合 (2) 災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。 (3) 電気鉄道の場合で，負荷が移動するために当社の同一送電系統に属する２以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により，一括して１需給契約を結ぶとき。 10 供給の開始 (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。	ならず，その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。 (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１需要場所といたします。 (4) (1)に定める１構内もしくは１建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を１需要場所といたします。 イ 次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。 (イ) 非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。 (ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため，32（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。 ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。 ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため，32（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ 特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不相当でなく，他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。 9 需給契約の単位 当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 (1) １需要場所において，最終保障予備電力とこれ以外の１契約種別とをあわせて契約する場合 (2) 災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。 (3) 電気鉄道の場合で，負荷が移動するために当社の同一送電系統に属する２以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により，一括して１需給契約を結ぶとき。 10 供給の開始 (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
11 供 給 の 単 位 当社は、次の場合を除き、１需要場所につき、１供給電気方式、１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。 (1) 9（需給契約の単位）(2)または(3)の場合 (2) 17（最終保障予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合 (3) 共同引込線（２以上の需要場所に対して１引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合 (4) その他技術上、経済上やむをえない場合 12 承 諾 の 限 界 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 13 需給契約書の作成 電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	11 供 給 の 単 位 当社は、次の場合を除き、１需要場所につき、１供給電気方式、１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。 (1) 9（需給契約の単位）(2)または(3)の場合 (2) 17（最終保障予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合 (3) 共同引込線（２以上の需要場所に対して１引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合 (4) その他技術上、経済上やむをえない場合 12 承 諾 の 限 界 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 13 需給契約書の作成 <u>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、</u>電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。 <u>なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。</u>

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）												
Ⅲ 契約種別および料金 14 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。 (1) 最終保障電力A (2) 最終保障電力B (3) 最終保障予備電力 15 最終保障電力A (1) 適用範囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。なお、当社が託送約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）19（接続送電サービス）(2)イ(ロ) a (a)を適用した場合の接続送電サービス契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または託送約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ) b を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力 2,000 キロワット未満</td><td>標準電圧 6,000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満</td><td>標準電圧 30,000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 10,000 キロワット以上</td><td>標準電圧 60,000 ボルト</td></tr></table> (3) 契 約 電 力 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 料 金	契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト	契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト	契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト	Ⅲ 契約種別および料金 14 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。 (1) 最終保障電力A (2) 最終保障電力B (3) 最終保障予備電力 15 最終保障電力A (1) 適用範囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。なお、当社が託送約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）19（接続送電サービス）(2)イ(ロ) a (a)を適用した場合の接続送電サービス契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または託送約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ) b を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力 2,000 キロワット未満</td><td>標準電圧 6,000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満</td><td>標準電圧 30,000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 10,000 キロワット以上</td><td>標準電圧 60,000 ボルト</td></tr></table> (3) 契 約 電 力 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 料 金	契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト	契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト	契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト
契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト												
契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト												
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト												
契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト												
契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト												
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト												

変更前（令和４年４月１２日実施）		
料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。		
イ 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。		
契 約 電 力 １ キロワット に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,244 円 00 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,310 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,296 円 80 銭
ロ 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。		
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 77 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 60 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 53 銭
ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 3（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85 パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増しいたします。		
16 最終保障電力B (1) 適用範囲 高压または特別高压で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。		

変更後（令和４年９月１日実施）		
料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたもの</u>といたします。		
イ 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。		
契 約 電 力 １ キロワット に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,244 円 00 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,310 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,296 円 80 銭
ロ 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。		
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 77 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 60 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 53 銭
ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85 パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増しいたします。		
16 最終保障電力B (1) 適用範囲 高压または特別高压で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。		

変更前（令和４年４月１２日実施）			変更後（令和４年９月１日実施）																																		
ロ 使用する付帯電灯について託送約款 19（接続送電サービス）(2)イ(ロ) a (a)を適用した場合の接続送電サービス契約電流（この場合、10 アンペアを１キロワットとみなします。）または託送約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ) bを適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力 2,000 キロワット未満</td><td>標準電圧 6,000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満</td><td>標準電圧 30,000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 10,000 キロワット以上</td><td>標準電圧 60,000 ボルト</td></tr></table> (3) 契 約 電 力 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td rowspan="3">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,468 円 40 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,389 円 20 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,376 円 00 銭</td></tr></table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。						契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト	契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト	契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,468 円 40 銭	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,389 円 20 銭	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,376 円 00 銭	ロ 使用する付帯電灯について託送約款 19（接続送電サービス）(2)イ(ロ) a (a)を適用した場合の接続送電サービス契約電流（この場合、10 アンペアを１キロワットとみなします。）または託送約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ) bを適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力 2,000 キロワット未満</td><td>標準電圧 6,000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満</td><td>標準電圧 30,000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 10,000 キロワット以上</td><td>標準電圧 60,000 ボルト</td></tr></table> (3) 契 約 電 力 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td rowspan="3">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,468 円 40 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,389 円 20 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,376 円 00 銭</td></tr></table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。						契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト	契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト	契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,468 円 40 銭	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,389 円 20 銭	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,376 円 00 銭
契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト																																				
契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト																																				
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト																																				
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,468 円 40 銭																																			
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,389 円 20 銭																																			
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,376 円 00 銭																																			
契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト																																				
契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト																																				
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト																																				
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,468 円 40 銭																																			
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,389 円 20 銭																																			
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,376 円 00 銭																																			

変更前（令和４年４月１２日実施）			変更後（令和４年９月１日実施）		
1 ワ に キ ロ ッ ツ 時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 62 銭	1 ワ に キ ロ ッ ツ 時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 62 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 46 銭		標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 46 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 40 銭		標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 40 銭
ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、１００パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 3（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、８５パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、８５パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、８５パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増しいたします。 (5) そ の 他 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。			ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、１００パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、８５パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、８５パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、８５パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増しいたします。 (5) そ の 他 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。		
17 最終保障予備電力 (1) 適 用 範 囲 最終保障電力Ａまたは最終保障電力Ｂのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ 予 備 線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ 予 備 電 源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合 (2) 契 約 電 力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときに契約電力は、１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものといたします。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。			17 最終保障予備電力 (1) 適 用 範 囲 最終保障電力Ａまたは最終保障電力Ｂのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ 予 備 線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ 予 備 電 源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合 (2) 契 約 電 力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときに契約電力は、１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものといたします。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものと</u>いたします。		

変更前（令和４年４月１２日実施）			
イ 基本料金			
基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、１月につき次のとおりといたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものいたします。			
契 約 電 力 １キロワット に つ き	予 備 線	高圧で常時供給を受ける場合	92 円 40 銭
		特別高圧で常時供給を受ける場合	118 円 80 銭
	予備電源	高圧で常時供給を受ける場合	125 円 40 銭
		特別高圧で常時供給を受ける場合	145 円 20 銭
ロ 電力量料金			
電力量料金は、その１月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものいたします。			
なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。			
ハ 力率割引および割増し			
力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。			
(4) そ の 他			
イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。			
ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものいたします。			

変更後（令和４年９月１日実施）			
イ 基本料金			
基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、１月につき次のとおりといたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものいたします。			
契 約 電 力 １キロワット に つ き	予 備 線	高圧で常時供給を受ける場合	92 円 40 銭
		特別高圧で常時供給を受ける場合	118 円 80 銭
	予備電源	高圧で常時供給を受ける場合	125 円 40 銭
		特別高圧で常時供給を受ける場合	145 円 20 銭
ロ 電力量料金			
電力量料金は、その１月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものいたします。			
なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。			
ハ 力率割引および割増し			
力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。			
(4) そ の 他			
イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。			
ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものいたします。			

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
Ⅳ 料金の算定および支払い 18 料金の適用開始の時期 料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。 19 検 針 日 検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 需給開始の日からその直後の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後の検針日に検針を行なったものといたします。 (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 20 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。 21 計 量 (1) 使用電力量および最大需要電力は、原則として、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量いたします。	Ⅳ 料金の算定および支払い 18 料金の適用開始の時期 料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。 19 検 針 日 検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 需給開始の日からその直後の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後の検針日に検針を行なったものといたします。 (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 20 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。 21 計 量 (1) 使用電力量および最大需要電力は、原則として、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量いたします。

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
(2) 計量の結果は、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。 22 使用電力量の算定等 (1) 使用電力量 使用電力量は、30 分ごとに、計量された電力量といたします。 また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を消滅させる場合で特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 (2) 19（検針日）(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表 4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。 (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表 4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。 23 料 金 の 算 定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 20（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。 ニ 20（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。 24 日 割 計 算 (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、別表 5（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。 (2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。 また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表 5（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。 ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその 1 月から変更後の力率によります。	(2) 計量の結果は、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。 22 使用電力量の算定等 (1) 使用電力量 使用電力量は、30 分ごとに、計量された電力量といたします。 また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を消滅させる場合で特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 (2) 19（検針日）(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表 5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。 (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表 5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。 23 料 金 の 算 定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 20（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。 ニ 20（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。 24 日 割 計 算 (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、別表 6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。 (2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。 また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表 6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。 ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその 1 月から変更後の力率によります。

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
25 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 検針日といたします。ただし、19（検針日）(6)の場合は、次の検針日といたします。また、22（使用電力量の算定等）(2)または(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。 (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 イ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合 ロ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合 ハ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合 ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合 ホ その他の理由でお客さまに明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客さまに通知した場合 (4) お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。 イ お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。 ロ お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。 26 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。	25 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 検針日といたします。ただし、19（検針日）(6)の場合は、次の検針日といたします。また、22（使用電力量の算定等）(2)または(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。 (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 イ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合 ロ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合 ハ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合 ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合 ホ その他の理由でお客さまに明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客さまに通知した場合 (4) お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。 イ お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。 ロ お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。 26 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。 (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (4) 19（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (5) 当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金は、原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金に利息を付しません。	(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。 (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (4) 19（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (5) 当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金は、原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金に利息を付しません。
27 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。 (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	27 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。 (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
28 保 証 金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 （イ）他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 （ロ）支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降 60 日以内の日までといたします。 (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。	28 保 証 金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 （イ）他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 （ロ）支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降 60 日以内の日までといたします。 (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

変更前（令和 4 年 4 月 12 日実施）	変更後（令和 4 年 9 月 1 日実施）
(5) 当社は、保証金について利息を付しません。 (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。 ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。	(5) 当社は、保証金について利息を付しません。 (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。 ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）																		
Ⅷ 工事費の負担 55 一般供給設備の工事費負担金 (1) 高圧で電気の供給を受ける場合 イ お客さまが当社供給設備を新たに利用し、または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr><tr><td>架空配電設備の場合</td><td>超過こう長１メートルにつき</td><td>3,520 円 00 銭</td></tr><tr><td>地中配電設備の場合</td><td>超過こう長１メートルにつき</td><td>27,170 円 00 銭</td></tr></table> なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。 ロ ２以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。 (イ) ２以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる１申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。 (ロ) ２以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。 ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。 (イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 (ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。 架空配電設備の超過こう長 = 架空配電設備の工事こう長 − $\left(\frac{\text{地中配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の工事こう長}} - \frac{\text{地中配電設備の工事こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}} \right)$ × $\frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$ (2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合 イ お客さまが当社供給設備を新たに利用し、または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を	区 分	単 位	金 額	架空配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,520 円 00 銭	地中配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,170 円 00 銭	Ⅷ 工事費の負担 55 一般供給設備の工事費負担金 (1) 高圧で電気の供給を受ける場合 イ お客さまが当社供給設備を新たに利用し、または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr><tr><td>架空配電設備の場合</td><td>超過こう長１メートルにつき</td><td>3,520 円 00 銭</td></tr><tr><td>地中配電設備の場合</td><td>超過こう長１メートルにつき</td><td>27,170 円 00 銭</td></tr></table> なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。 ロ ２以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。 (イ) ２以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる１申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。 (ロ) ２以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。 ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。 (イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 (ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。 架空配電設備の超過こう長 = 架空配電設備の工事こう長 − $\left(\frac{\text{地中配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の工事こう長}} - \frac{\text{地中配電設備の工事こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}} \right)$ × $\frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$ (2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合 イ お客さまが当社供給設備を新たに利用し、または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を	区 分	単 位	金 額	架空配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,520 円 00 銭	地中配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,170 円 00 銭
区 分	単 位	金 額																	
架空配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,520 円 00 銭																	
地中配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,170 円 00 銭																	
区 分	単 位	金 額																	
架空配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,520 円 00 銭																	
地中配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,170 円 00 銭																	

変更前（令和４年４月１２日実施）		変更後（令和４年９月１日実施）	
工事費負担金として申し受けます。		工事費負担金として申し受けます。	
なお、標準電圧 30,000 ボルトまたは 60,000 ボルト以外の電圧で供給を受ける場合は、その工事費の全額が(ロ)の当社負担額をこえるときのその超過額を工事費負担金といたします。		なお、標準電圧 30,000 ボルトまたは 60,000 ボルト以外の電圧で供給を受ける場合は、その工事費の全額が(ロ)の当社負担額をこえるときのその超過額を工事費負担金といたします。	
(イ) 工 事 費		(イ) 工 事 費	
a 架空配電設備の場合		a 架空配電設備の場合	
(工事こう長 100 メートル当たり)		(工事こう長 100 メートル当たり)	
新増加契約電力 1キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	363 円 00 銭	
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	176 円 00 銭	
なお、標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の工事費は、上表にかかわらず、次の算式によって算定された金額といたします。		なお、標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の工事費は、上表にかかわらず、次の算式によって算定された金額といたします。	
$\text{工事費} = \frac{\text{別表 7(標準設計基準)に定める設計による工事費}}{\text{当該送電線の送電容量}} \times \text{新増加契約電力}$		$\text{工事費} = \frac{\text{別表 8(標準設計基準)に定める設計による工事費}}{\text{当該送電線の送電容量}} \times \text{新増加契約電力}$	
b 地中配電設備の場合		b 地中配電設備の場合	
(工事こう長 100 メートル当たり)		(工事こう長 100 メートル当たり)	
新増加契約電力 1キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	649 円 00 銭	
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	550 円 00 銭	
なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 20 パーセントといたします。		なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 20 パーセントといたします。	
c スポットネットワーク方式でお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、別表 6（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。		c スポットネットワーク方式でお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、別表 7（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。	
なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術上、経済上必要と認めた場合に、原則として 3 回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の 2 次側母線で常時並行受電される方式をいいます。		なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術上、経済上必要と認めた場合に、原則として 3 回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の 2 次側母線で常時並行受電される方式をいいます。	
(ロ) 当社負担額		(ロ) 当社負担額	
新増加契約電力 1 キロワットにつき		5,500 円 00 銭	
ロ お客さまが当社供給設備を新たに利用し、または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で、使用開始後 3 年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。		ロ お客さまが当社供給設備を新たに利用し、または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で、使用開始後 3 年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。	
(3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。ただし、特別高圧で電気の供給を受ける場合で、送電線路から配電設備を分岐するときは、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点までの配電設備といたします。		(3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。ただし、特別高圧で電気の供給を受ける場合で、送電線路から配電設備を分岐するときは、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点までの配電設備といたします。	
(4) 新たに施設される配電設備を利用される期間が 1 年未満の場合は、60（臨時工事費）によるものといたします。		(4) 新たに施設される配電設備を利用される期間が 1 年未満の場合は、60（臨時工事費）によるものといたします。	
(5) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。		(5) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。	

変更前（令和 4 年 4 月 12 日実施）	変更後（令和 4 年 9 月 1 日実施）
イ 配 電 設 備 発電所，変電所または送電線路（発電所相互間，変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，開閉器，変圧器，保安装置，保安通信設備およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。 ロ 工事こう長 別表 7（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，1 メートルとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 56 特別供給設備の工事費負担金 (1) お客さまが当社供給設備を新たに利用し，または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。 イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計によって施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額 なお，この場合も，55（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。 ただし，需給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で，地中配電設備を施設するときは，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。 ロ 54（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，54（専用供給設備）(2)によるものといたします。 (2) お客さまが 17（最終保障予備電力）によって新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，これにともない新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，55（一般供給設備の工事費負担金）(3)に準ずるものといたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，54（専用供給設備）(2)によるものといたします。 (3) 新たに施設される配電設備を利用される期間が 1 年未満の場合は，60（臨時工事費）によるものといたします。 57 供給設備を変更する場合の工事費負担金 (1) 当社供給設備の新たな利用または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分の増加にともなわないうで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は，52（引込線の接続）または 53（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。	イ 配 電 設 備 発電所，変電所または送電線路（発電所相互間，変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，開閉器，変圧器，保安装置，保安通信設備およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。 ロ 工事こう長 別表 8（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，1 メートルとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 56 特別供給設備の工事費負担金 (1) お客さまが当社供給設備を新たに利用し，または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。 イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計によって施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額 なお，この場合も，55（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。 ただし，需給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で，地中配電設備を施設するときは，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。 ロ 54（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，54（専用供給設備）(2)によるものといたします。 (2) お客さまが 17（最終保障予備電力）によって新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，これにともない新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，55（一般供給設備の工事費負担金）(3)に準ずるものといたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，54（専用供給設備）(2)によるものといたします。 (3) 新たに施設される配電設備を利用される期間が 1 年未満の場合は，60（臨時工事費）によるものといたします。 57 供給設備を変更する場合の工事費負担金 (1) 当社供給設備の新たな利用または当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分の増加にともなわないうで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は，52（引込線の接続）または 53（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
(2) 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 58 特別供給設備等の工事費の算定 56（特別供給設備の工事費負担金）および57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。 (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。また、標準設計工事費は、次により算定する工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。 なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 イ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 ロ 土地費は、工事費に含まれません。ただし、架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 ハ 架空電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 ニ 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り工事費に含みます。 ホ 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に含みます。 ヘ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、60（臨時工事費）に準じて算定いたします。 (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。 (3) 高圧で電気の供給を受ける場合で、56（特別供給設備の工事費負担金）(1)イに該当し、かつ、その工事費を55（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも55（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ ロ 管路等を利用して電気を供給する場合	(2) 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 58 特別供給設備等の工事費の算定 56（特別供給設備の工事費負担金）および57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。 (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。また、標準設計工事費は、次により算定する工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。 なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 イ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 ロ 土地費は、工事費に含まれません。ただし、架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 ハ 架空電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 ニ 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り工事費に含みます。 ホ 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に含みます。 ヘ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、60（臨時工事費）に準じて算定いたします。 (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。 (3) 高圧で電気の供給を受ける場合で、56（特別供給設備の工事費負担金）(1)イに該当し、かつ、その工事費を55（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも55（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
（ロ） 特別高圧で電気の供給を受ける場合 原則としてすべての場合 (3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお、その変更が供給設備の使用開始後 10 年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。 (4) 高圧で電気の供給を受ける場合で、工業団地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 55（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。 また、工事費負担金契約書（62〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費負担金契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。	（ロ） 特別高圧で電気の供給を受ける場合 原則としてすべての場合 (3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお、その変更が供給設備の使用開始後 10 年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。 (4) 高圧で電気の供給を受ける場合で、工業団地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 55（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。 また、工事費負担金契約書（62〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費負担金契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。
60 臨時工事費 (1) 供給設備を利用する期間が 1 年未満のお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。 なお、高圧で電気の供給を受ける場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の 95 パーセント、その他の設備についてはその価額の 50 パーセントといたします。 また、特別高圧で電気の供給を受ける場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間 1 月（1 月未満は、1 月といたします。）につきその価額の 1 パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。 (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、55（一般供給設備の工事費負担金）、56（特別供給設備の工事費負担金）および 57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。 (3) 高圧で電気の供給を受ける場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。 (4) 臨時工事費の精算は、59（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。	60 臨時工事費 (1) 供給設備を利用する期間が 1 年未満のお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。 なお、高圧で電気の供給を受ける場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の 95 パーセント、その他の設備についてはその価額の 50 パーセントといたします。 また、特別高圧で電気の供給を受ける場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間 1 月（1 月未満は、1 月といたします。）につきその価額の 1 パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。 (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、55（一般供給設備の工事費負担金）、56（特別供給設備の工事費負担金）および 57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。 (3) 高圧で電気の供給を受ける場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。 (4) 臨時工事費の精算は、59（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。
61 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。 なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。	61 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。 なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
62 工事費等に関する契約書の作成 当社は、工事着手前に、工事費等に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。	62 工事費等に関する契約書の作成 当社は、工事着手前に、工事費等に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
附則 1この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、令和４年 4月 12日から実施いたします。 2供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 使用電力量および最大需要電力は、21（計量）(1)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものいたします。 3供給電気方式および供給電圧についての特別措置 供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧 3,000 ボルト、交流単相２線式標準電圧 6,000 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 20,000 ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、交流３相３線式標準電圧 3,000 ボルトおよび交流単相２線式標準電圧 6,000 ボルトで供給するときには高圧で電気の供給を受ける場合に、また、交流３相３線式標準電圧 20,000 ボルトで供給するときには標準電圧 30,000 ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものいたします。 4記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30分ごとに計量することができない計量器等（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合は次によります。 イ使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびにへおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものいたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 (イ) 19（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (ロ) 19（検針日）(6)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用	附則 1この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、令和４年 9月 1日から実施いたします。 2供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 使用電力量および最大需要電力は、21（計量）(1)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものいたします。 3供給電気方式および供給電圧についての特別措置 供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧 3,000 ボルト、交流単相２線式標準電圧 6,000 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 20,000 ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、交流３相３線式標準電圧 3,000 ボルトおよび交流単相２線式標準電圧 6,000 ボルトで供給するときには高圧で電気の供給を受ける場合に、また、交流３相３線式標準電圧 20,000 ボルトで供給するときには標準電圧 30,000 ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものいたします。 4記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30分ごとに計量することができない計量器等（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合は次によります。 イ使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびにへおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものいたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 (イ) 19（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (ロ) 19（検針日）(6)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
電力量といたします。 （ハ） 19（検針日）（7）の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 ハ 計量器の読みは、次によります。 （イ） 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 （ロ） 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。 （ハ） 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 へ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。 （イ） 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 （ロ） 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表 4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 （2） 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニのときは、次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。 イ 23（料金の算定）（1）イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 ロ 23（料金の算定）（1）ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 （3） 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の平均力率は、別表 3（平均力率の算定）によって算定された値といたします。この場合、有効電力量および無効電力量の計量については、（1）イ、ハ、ニ、へ（イ）およびトに準ずるものといたします。	電力量といたします。 （ハ） 19（検針日）（7）の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 ハ 計量器の読みは、次によります。 （イ） 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 （ロ） 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。 （ハ） 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 へ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。 （イ） 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 （ロ） 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表 5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 （2） 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニのときは、次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。 イ 23（料金の算定）（1）イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 ロ 23（料金の算定）（1）ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 （3） 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の平均力率は、別表 4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。この場合、有効電力量および無効電力量の計量については、（1）イ、ハ、ニ、へ（イ）およびトに準ずるものといたします。

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
	<u>５ 損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置</u> <u>別表２（市場価格調整）（１）ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。</u> <u>６ この最終保障供給約款の実施にもなう切替措置</u> <u>令和４年９月１日に支払義務が発生する料金および１９（検針日）（１）において、当社がお客さまにあらかじめ検針日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、令和４年９月２日から令和４年９月３０日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表２（市場価格調整）（１）ホにかかわらず、零といたします。</u>

変更前（令和4年4月12日実施）	変更後（令和4年9月1日実施）
別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。 ハ 高压で電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上の最終保障電力Bまたは特別高压で電気の供給を受ける最終保障電力Aもしくは最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。 また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免	別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。 ハ 高压で電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上の最終保障電力Bまたは特別高压で電気の供給を受ける最終保障電力Aもしくは最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。 また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) 高压で電気の供給を受ける契約電力が 500 キロワット以上の最終保障電力Bまたは特別高压で電気の供給を受ける最終保障電力Aもしくは最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう４月の検針日は、５月１日といたします。	額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) 高压で電気の供給を受ける契約電力が 500 キロワット以上の最終保障電力Bまたは特別高压で電気の供給を受ける最終保障電力Aもしくは最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう４月の検針日は、５月１日といたします。 2 市場価格調整 (1) 市場価格調整額の算定 イ 平均市場価格 <u>１ キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。</u> <u>なお、平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。</u> ロ 損失率 <u>託送供給等約款 31（損失率）に定める値といたします。</u> ハ 託送料金率 (イ) 高压で電気の供給を受ける場合 <u>託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 61,600 円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 61,600 円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。</u> (ロ) 特別高压で電気の供給を受ける場合 <u>託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3)ハ(イ) c (b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 61,600 円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 61,600 円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。</u> ニ 補正後平均市場価格 <u>１ キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。</u>

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）																		
	なお、補正後平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 補正後平均市場価格 ＝ イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたものといたします。） × $\frac{1}{1-\text{ロの損失率}}$ + ハの託送料金率 ホ 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。 (イ) １キロワット時あたりの平均市場価格が４円５７銭を下回る場合 市場価格調整単価は、次のとおりといたします。 a 最終保障電力A <table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>標準電圧 ６,０００ボルトで供給を受ける場合</td><td>２円３２銭</td></tr><tr><td></td><td>標準電圧 ３０,０００ボルトで供給を受ける場合</td><td>２円０１銭</td></tr><tr><td></td><td>標準電圧 ６０,０００ボルトで供給を受ける場合</td><td>１円９８銭</td></tr></table> b 最終保障電力B <table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>標準電圧 ６,０００ボルトで供給を受ける場合</td><td>１円９５銭</td></tr><tr><td></td><td>標準電圧 ３０,０００ボルトで供給を受ける場合</td><td>１円８２銭</td></tr><tr><td></td><td>標準電圧 ６０,０００ボルトで供給を受ける場合</td><td>１円８０銭</td></tr></table> (ロ) １キロワット時あたりの平均市場価格が４円５７銭以上となり、かつ、１キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合 市場価格調整単価は、零といたします。 (ハ) １キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合 市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。 ヘ 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。	１キロワット時につき	標準電圧 ６,０００ボルトで供給を受ける場合	２円３２銭		標準電圧 ３０,０００ボルトで供給を受ける場合	２円０１銭		標準電圧 ６０,０００ボルトで供給を受ける場合	１円９８銭	１キロワット時につき	標準電圧 ６,０００ボルトで供給を受ける場合	１円９５銭		標準電圧 ３０,０００ボルトで供給を受ける場合	１円８２銭		標準電圧 ６０,０００ボルトで供給を受ける場合	１円８０銭
１キロワット時につき	標準電圧 ６,０００ボルトで供給を受ける場合	２円３２銭																	
	標準電圧 ３０,０００ボルトで供給を受ける場合	２円０１銭																	
	標準電圧 ６０,０００ボルトで供給を受ける場合	１円９８銭																	
１キロワット時につき	標準電圧 ６,０００ボルトで供給を受ける場合	１円９５銭																	
	標準電圧 ３０,０００ボルトで供給を受ける場合	１円８２銭																	
	標準電圧 ６０,０００ボルトで供給を受ける場合	１円８０銭																	

変更前（令和４年４月１２日実施）		変更後（令和４年９月１日実施）																											
		<table><tr><th>平均市場価格算定期間</th><th>市場価格調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年１月２１日から２月２０日までの期間</td><td>その年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年２月２１日から３月２０日までの期間</td><td>その年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年３月２１日から４月２０日までの期間</td><td>その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年４月２１日から５月２０日までの期間</td><td>その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年５月２１日から６月２０日までの期間</td><td>その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年６月２１日から７月２０日までの期間</td><td>その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年７月２１日から８月２０日までの期間</td><td>その年の９月の検針日から１０月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年８月２１日から９月２０日までの期間</td><td>その年の１０月の検針日から１１月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年９月２１日から１０月２０日までの期間</td><td>その年の１１月の検針日から１２月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年１０月２１日から１１月２０日までの期間</td><td>その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年１１月２１日から１２月２０日までの期間</td><td>翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年１２月２１日から翌年の１月２０日までの期間</td><td>翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年１月２１日から２月２０日までの期間	その年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間	毎年２月２１日から３月２０日までの期間	その年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間	毎年３月２１日から４月２０日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間	毎年４月２１日から５月２０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間	毎年５月２１日から６月２０日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間	毎年６月２１日から７月２０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間	毎年７月２１日から８月２０日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日の前日までの期間	毎年８月２１日から９月２０日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日の前日までの期間	毎年９月２１日から１０月２０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日の前日までの期間	毎年１０月２１日から１１月２０日までの期間	その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間	毎年１１月２１日から１２月２０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間	毎年１２月２１日から翌年の１月２０日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間	
	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																											
	毎年１月２１日から２月２０日までの期間	その年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間																											
	毎年２月２１日から３月２０日までの期間	その年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間																											
	毎年３月２１日から４月２０日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間																											
	毎年４月２１日から５月２０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間																											
	毎年５月２１日から６月２０日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間																											
	毎年６月２１日から７月２０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間																											
	毎年７月２１日から８月２０日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日の前日までの期間																											
	毎年８月２１日から９月２０日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日の前日までの期間																											
	毎年９月２１日から１０月２０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日の前日までの期間																											
	毎年１０月２１日から１１月２０日までの期間	その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間																											
	毎年１１月２１日から１２月２０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間																											
	毎年１２月２１日から翌年の１月２０日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間																											
<u>(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとい</u> <u>たします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</u>																													
<u>(ハ) 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。</u>																													
<u>ト 市場価格調整額</u> 市場価格調整額は、その １ 月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。																													
<u>(2) 調整基準単価</u> 調整基準単価は、15（最終保障電力Ａ）(4)ロまたは 16（最終保障電力Ｂ）(4)ロに定める料金率に別表 3																													

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
2 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.4699$ $\beta = 0.7879$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合 燃料費調整単価 = $(37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合 燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。	<u>(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整) (1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整) (1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。</u> <u>(3) 市場価格調整単価のお知らせ</u> <u>当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</u> 3 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.4699$ $\beta = 0.7879$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合 燃料費調整単価 = $(37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合 燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

変更前（令和４年４月１２日実施）			変更後（令和４年９月１日実施）		
	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間		平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
	毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間		毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
	毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間		毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
	毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間		毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
	毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間		毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
	毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日の前日までの期間		毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日の前日までの期間
	毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日の前日までの期間		毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日の前日までの期間
	毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日の前日までの期間		毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日の前日までの期間
	毎年８月１日から１０月３１日までの期間	その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間		毎年８月１日から１０月３１日までの期間	その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
	毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間		毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
	毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間		毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
	毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間		毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
	毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間		毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間
(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) 高圧で電気の供給を受ける契約電力が 500 キロワット以上の最終保障電力Bまたは特別高圧で電気の供給を受ける最終保障電力Aもしくは最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。 ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。			(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) 高圧で電気の供給を受ける契約電力が 500 キロワット以上の最終保障電力Bまたは特別高圧で電気の供給を受ける最終保障電力Aもしくは最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。 ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。		

変更前（令和4年4月12日実施）							
(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table><tr><td rowspan="2">1 キロワット 時につき</td><td>高压で電気の供給を受ける場合</td><td>18 銭 9 厘</td></tr><tr><td>特別高压で電気の供給を受ける場合</td><td>18 銭 4 厘</td></tr></table> (3) 燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。			1 キロワット 時につき	高压で電気の供給を受ける場合	18 銭 9 厘	特別高压で電気の供給を受ける場合	18 銭 4 厘
1 キロワット 時につき	高压で電気の供給を受ける場合	18 銭 9 厘					
	特別高压で電気の供給を受ける場合	18 銭 4 厘					
3 平均力率の算定 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85 パーセントとみなします。 平均力率（パーセント） 有効電力量 √ (有効電力量)²+(無効電力量)² × 100 有効電力量および無効電力量の計量については、21（計量）(1)および 22（使用電力量の算定等）(1)に準ずるものといたします。							
4 使用電力量等の協定 使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。 (1) 使用電力量の協定 原則として次のいずれかの値といたします。 イ 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 (イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合 前月または前年同月の使用電力量 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる 期間の日数 (ロ) 前3月間の使用電力量による場合 前3月間の使用電力量 前3月間の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる 期間の日数 ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 取替後の計量器によって計量された使用電力量 取替後の計量器によって計量された期間の日数 × 協定の対象となる 期間の日数 ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合							

変更後（令和4年9月1日実施）							
(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table><tr><td rowspan="2">1 キロワット 時につき</td><td>高压で電気の供給を受ける場合</td><td>18 銭 9 厘</td></tr><tr><td>特別高压で電気の供給を受ける場合</td><td>18 銭 4 厘</td></tr></table> (3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。			1 キロワット 時につき	高压で電気の供給を受ける場合	18 銭 9 厘	特別高压で電気の供給を受ける場合	18 銭 4 厘
1 キロワット 時につき	高压で電気の供給を受ける場合	18 銭 9 厘					
	特別高压で電気の供給を受ける場合	18 銭 4 厘					
4 平均力率の算定 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85 パーセントとみなします。 平均力率（パーセント） 有効電力量 √ (有効電力量)²+(無効電力量)² × 100 有効電力量および無効電力量の計量については、21（計量）(1)および 22（使用電力量の算定等）(1)に準ずるものといたします。							
5 使用電力量等の協定 使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。 (1) 使用電力量の協定 原則として次のいずれかの値といたします。 イ 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 (イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合 前月または前年同月の使用電力量 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる 期間の日数 (ロ) 前3月間の使用電力量による場合 前3月間の使用電力量 前3月間の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる 期間の日数 ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 取替後の計量器によって計量された使用電力量 取替後の計量器によって計量された期間の日数 × 協定の対象となる 期間の日数 ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合							

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、53（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。 ホ 公差をこえる誤差により修正する場合 計量電力量 100 パーセント +（±誤差率） なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 （イ） お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 （ロ） 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 （2） 最大需要電力の協定 （1）に準ずるものといたします。	参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、53（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。 ホ 公差をこえる誤差により修正する場合 計量電力量 100 パーセント +（±誤差率） なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 （イ） お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 （ロ） 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 （2） 最大需要電力の協定 （1）に準ずるものといたします。
5 日割計算の基本算式 （1） 基本料金を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。 1 月の該当料金 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、23（料金の算定）（1）ハまたはニに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。 （2） 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 （3） 20（料金の算定期間）（2）の場合は、（1）にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）にいう検針期間の日数は、（2）に準ずるものといたします。この場合、（2）にいう検針日は、計量日といたします。 （4） 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）にいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 （5） 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（1）の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	6 日割計算の基本算式 （1） 基本料金を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。 1 月の該当料金 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、23（料金の算定）（1）ハまたはニに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。 （2） 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 （3） 20（料金の算定期間）（2）の場合は、（1）にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）にいう検針期間の日数は、（2）に準ずるものといたします。この場合、（2）にいう検針日は、計量日といたします。 （4） 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）にいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 （5） 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（1）の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

変更前（令和４年４月１２日実施）		変更後（令和４年９月１日実施）								
6	スポットネットワーク方式の工事費の算式									
	55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ) c の工事費の算定は，次の算式によります。									
	$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$									
	この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。									
	$55（一般供給設備の工事費負担金）(2) \times \{ 100 \text{ パーセント} + 20 \text{ パーセント} \times (\text{利用回線数}-1) \}$									
	イ(イ) b の工事費単価									
7	標準設計基準									
	(1) 適用									
	イ この標準設計基準は，Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。									
	なお，この標準設計基準に定めのない場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にもとづき，技術上，経済上適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。									
	ロ この標準設計基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは，イにかかわらず技術的に適当と認められる設計によるものとし，その設計を標準設計といたします。									
	(2) 高压電線路									
	イ 一般基準									
	(イ) 電圧降下の限度									
	高压電線路における電圧降下の限度は，次の値を標準といたします。この場合，電線路は，需給地点から当該需要に供給する発変電所の引出口に設置する断路器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。									
	<table><tr><th rowspan="2">公称電圧（ボルト）</th><th colspan="2">電圧降下の限度（ボルト）</th></tr><tr><th>市街地</th><th>その他</th></tr><tr><td>6,600</td><td>300</td><td>600</td></tr></table>			公称電圧（ボルト）	電圧降下の限度（ボルト）		市街地	その他	6,600	300
公称電圧（ボルト）	電圧降下の限度（ボルト）									
	市街地	その他								
6,600	300	600								
ただし，既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は，他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。										
(ロ) 経過地										
高压電線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。										
(ハ) 電線路の種類										
高压電線路の種類は，次の場合を除き，架空電線路を標準といたします。										
a 架空電線路の施設が法令上認められない場合										
b 技術上，経済上または地域的な事情により架空電線路とすることが不適当と認められる場合										
c 既設電線路との関連において架空電線路とすることが不適当と認められる場合										
ロ 架空電線路										
(イ) 電線路の施設										
a 高压架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替または負荷分割等の										

7	スポットネットワーク方式の工事費の算式									
	55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ) c の工事費の算定は，次の算式によります。									
	$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$									
	この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。									
	$55（一般供給設備の工事費負担金）(2) \times \{ 100 \text{ パーセント} + 20 \text{ パーセント} \times (\text{利用回線数}-1) \}$									
	イ(イ) b の工事費単価									
8	標準設計基準									
	(1) 適用									
	イ この標準設計基準は，Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。									
	なお，この標準設計基準に定めのない場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にもとづき，技術上，経済上適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。									
	ロ この標準設計基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは，イにかかわらず技術的に適当と認められる設計によるものとし，その設計を標準設計といたします。									
	(2) 高压電線路									
	イ 一般基準									
	(イ) 電圧降下の限度									
	高压電線路における電圧降下の限度は，次の値を標準といたします。この場合，電線路は，需給地点から当該需要に供給する発変電所の引出口に設置する断路器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。									
	<table><tr><th rowspan="2">公称電圧（ボルト）</th><th colspan="2">電圧降下の限度（ボルト）</th></tr><tr><th>市街地</th><th>その他</th></tr><tr><td>6,600</td><td>300</td><td>600</td></tr></table>			公称電圧（ボルト）	電圧降下の限度（ボルト）		市街地	その他	6,600	300
公称電圧（ボルト）	電圧降下の限度（ボルト）									
	市街地	その他								
6,600	300	600								
ただし，既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は，他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。										
(ロ) 経過地										
高压電線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。										
(ハ) 電線路の種類										
高压電線路の種類は，次の場合を除き，架空電線路を標準といたします。										
a 架空電線路の施設が法令上認められない場合										
b 技術上，経済上または地域的な事情により架空電線路とすることが不適当と認められる場合										
c 既設電線路との関連において架空電線路とすることが不適当と認められる場合										
ロ 架空電線路										
(イ) 電線路の施設										
a 高压架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替または負荷分割等の										

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）																																		
うち、電線路の保守および保安に支障のない範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。 b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として１回線といたします。 (ロ) 支持物の種類 高圧架空電線路の支持物は、鉄筋コンクリート柱を標準といたします。ただし、山間部で運搬が困難な場合等、地形上、技術上、経済上または地域的な事情により鉄筋コンクリート柱を使用することが不適当と認められるときには、木柱等他の支持物を使用いたします。 (ハ) 径 間 高圧架空電線路の径間は、次の値を標準といたします。ただし、周囲の状況や風圧荷重等の条件により、この径間以外の場合もあります。 <table><tr><td>施 設 地 域</td><td>径 間（メートル）</td></tr><tr><td>市 街 地</td><td>20 ～ 40</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>40 ～ 60</td></tr></table> (ニ) 支持物の長さ 高圧架空電線路の支持物の長さは、法令で定められた電線の地表上等からの高さを確保するため、施設する電線の条数や施設方法および他の工作物との離隔等を考慮し、次の値を標準といたします。ただし、根入れ、他の工作物との離隔、装柱、積雪等の関係からこの長さ以外のものを使用する場合があります。 <table><tr><td rowspan="3">施設地域 装 柱</td><td>高 圧（メートル）</td><td>高低圧併架（メートル）</td></tr><tr><td>市 街 地</td><td>12 13 15</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>12 13</td></tr></table> (ホ) が い し 高圧架空電線路を支持するためのがいしは、使用電圧に耐える絶縁性能を有し、かつ、電線の張力や風圧荷重等による機械的応力にも耐える構造のものとし、次のものを標準といたします。 <table><tr><td>引 通 箇 所</td><td>引 留 箇 所</td></tr><tr><td>高圧ピンがいし</td><td>高圧耐張がいし</td></tr></table> (ヘ) 装 柱 a 高圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、水平または縦配線といたします。ただし、他の工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、特殊な装柱とする場合があります。 b 支持物の強度を補う場合は、支線、支柱等を施設いたします。 (ト) 開閉器の種類および容量 a 高圧架空電線路を操作し、または保守するために必要な箇所には、手動開閉器、または自動開閉器および制御用電源を施設いたします。 b 開閉器の容量は、負荷電流および短絡電流を考慮して次の値を標準といたします。	施 設 地 域	径 間（メートル）	市 街 地	20 ～ 40	そ の 他	40 ～ 60	施設地域 装 柱	高 圧（メートル）	高低圧併架（メートル）	市 街 地	12 13 15	そ の 他	12 13	引 通 箇 所	引 留 箇 所	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし	うち、電線路の保守および保安に支障のない範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。 b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として１回線といたします。 (ロ) 支持物の種類 高圧架空電線路の支持物は、鉄筋コンクリート柱を標準といたします。ただし、山間部で運搬が困難な場合等、地形上、技術上、経済上または地域的な事情により鉄筋コンクリート柱を使用することが不適当と認められるときには、木柱等他の支持物を使用いたします。 (ハ) 径 間 高圧架空電線路の径間は、次の値を標準といたします。ただし、周囲の状況や風圧荷重等の条件により、この径間以外の場合もあります。 <table><tr><td>施 設 地 域</td><td>径 間（メートル）</td></tr><tr><td>市 街 地</td><td>20 ～ 40</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>40 ～ 60</td></tr></table> (ニ) 支持物の長さ 高圧架空電線路の支持物の長さは、法令で定められた電線の地表上等からの高さを確保するため、施設する電線の条数や施設方法および他の工作物との離隔等を考慮し、次の値を標準といたします。ただし、根入れ、他の工作物との離隔、装柱、積雪等の関係からこの長さ以外のものを使用する場合があります。 <table><tr><td rowspan="3">施設地域 装 柱</td><td>高 圧（メートル）</td><td>高低圧併架（メートル）</td></tr><tr><td>市 街 地</td><td>12 13 15</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>12 13</td></tr></table> (ホ) が い し 高圧架空電線路を支持するためのがいしは、使用電圧に耐える絶縁性能を有し、かつ、電線の張力や風圧荷重等による機械的応力にも耐える構造のものとし、次のものを標準といたします。 <table><tr><td>引 通 箇 所</td><td>引 留 箇 所</td></tr><tr><td>高圧ピンがいし</td><td>高圧耐張がいし</td></tr></table> (ヘ) 装 柱 a 高圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、水平または縦配線といたします。ただし、他の工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、特殊な装柱とする場合があります。 b 支持物の強度を補う場合は、支線、支柱等を施設いたします。 (ト) 開閉器の種類および容量 a 高圧架空電線路を操作し、または保守するために必要な箇所には、手動開閉器、または自動開閉器および制御用電源を施設いたします。 b 開閉器の容量は、負荷電流および短絡電流を考慮して次の値を標準といたします。	施 設 地 域	径 間（メートル）	市 街 地	20 ～ 40	そ の 他	40 ～ 60	施設地域 装 柱	高 圧（メートル）	高低圧併架（メートル）	市 街 地	12 13 15	そ の 他	12 13	引 通 箇 所	引 留 箇 所	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
施 設 地 域	径 間（メートル）																																		
市 街 地	20 ～ 40																																		
そ の 他	40 ～ 60																																		
施設地域 装 柱	高 圧（メートル）	高低圧併架（メートル）																																	
	市 街 地	12 13 15																																	
	そ の 他	12 13																																	
引 通 箇 所	引 留 箇 所																																		
高圧ピンがいし	高圧耐張がいし																																		
施 設 地 域	径 間（メートル）																																		
市 街 地	20 ～ 40																																		
そ の 他	40 ～ 60																																		
施設地域 装 柱	高 圧（メートル）	高低圧併架（メートル）																																	
	市 街 地	12 13 15																																	
	そ の 他	12 13																																	
引 通 箇 所	引 留 箇 所																																		
高圧ピンがいし	高圧耐張がいし																																		

変更前（令和４年４月１２日実施）										変更後（令和４年９月１日実施）																																																																																					
<table><tr><th colspan="2">開閉器の容量（アンペア）</th></tr><tr><td>300</td><td>600</td></tr></table>										開閉器の容量（アンペア）		300	600	<table><tr><th colspan="2">開閉器の容量（アンペア）</th></tr><tr><td>300</td><td>600</td></tr></table>										開閉器の容量（アンペア）		300	600																																																																				
開閉器の容量（アンペア）																																																																																															
300	600																																																																																														
開閉器の容量（アンペア）																																																																																															
300	600																																																																																														
(チ) 電線の種類および太さ a 高圧架空電線路に使用する電線は，銅線またはアルミ線とし，特別な理由がある場合を除き，高圧絶縁電線を使用いたします。 b 電線の太さは，許容電流，短絡許容電流，電圧降下および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。										(チ) 電線の種類および太さ a 高圧架空電線路に使用する電線は，銅線またはアルミ線とし，特別な理由がある場合を除き，高圧絶縁電線を使用いたします。 b 電線の太さは，許容電流，短絡許容電流，電圧降下および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。																																																																																					
<table><tr><th rowspan="3">種 別 \ 種 類</th><th colspan="3">銅 線</th><th colspan="3">アルミ線</th></tr><tr><th>単 線</th><th colspan="2">よ り 線</th><th colspan="3">よ り 線</th></tr><tr><th>(導体径 ミリメートル)</th><th>(導体断面積 平方ミリメートル)</th><th>(導体断面積 平方ミリメートル)</th><th colspan="2">(導体断面積 平方ミリメートル)</th></tr><tr><td>高圧絶縁電線</td><td>5</td><td>38 60 125</td><td>32 58 95 200</td><td colspan="3"></td></tr></table>										種 別 \ 種 類	銅 線			アルミ線			単 線	よ り 線		よ り 線			(導体径 ミリメートル)	(導体断面積 平方ミリメートル)	(導体断面積 平方ミリメートル)	(導体断面積 平方ミリメートル)		高圧絶縁電線	5	38 60 125	32 58 95 200				<table><tr><th rowspan="3">種 別 \ 種 類</th><th colspan="3">銅 線</th><th colspan="3">アルミ線</th></tr><tr><th>単 線</th><th colspan="2">よ り 線</th><th colspan="3">よ り 線</th></tr><tr><th>(導体径 ミリメートル)</th><th>(導体断面積 平方ミリメートル)</th><th>(導体断面積 平方ミリメートル)</th><th colspan="2">(導体断面積 平方ミリメートル)</th></tr><tr><td>高圧絶縁電線</td><td>5</td><td>38 60 125</td><td>32 58 95 200</td><td colspan="3"></td></tr></table>										種 別 \ 種 類	銅 線			アルミ線			単 線	よ り 線		よ り 線			(導体径 ミリメートル)	(導体断面積 平方ミリメートル)	(導体断面積 平方ミリメートル)	(導体断面積 平方ミリメートル)		高圧絶縁電線	5	38 60 125	32 58 95 200																													
種 別 \ 種 類	銅 線			アルミ線																																																																																											
	単 線	よ り 線		よ り 線																																																																																											
	(導体径 ミリメートル)	(導体断面積 平方ミリメートル)	(導体断面積 平方ミリメートル)	(導体断面積 平方ミリメートル)																																																																																											
高圧絶縁電線	5	38 60 125	32 58 95 200																																																																																												
種 別 \ 種 類	銅 線			アルミ線																																																																																											
	単 線	よ り 線		よ り 線																																																																																											
	(導体径 ミリメートル)	(導体断面積 平方ミリメートル)	(導体断面積 平方ミリメートル)	(導体断面積 平方ミリメートル)																																																																																											
高圧絶縁電線	5	38 60 125	32 58 95 200																																																																																												
(リ) 特殊地域の施設 a 塩害発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路の機器および材料には，耐塩構造のものを使用いたします。 b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐雷施設を設置いたします。 c 雪害のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，雪害防止用の施設を設置いたします。 ハ 地中電線路 (イ) 電線路の施設 高圧地中電線路の施設方法は，原則として管路式を標準といたします。ただし，施設場所，ケーブルの条数等の条件により，他の施設方法をとることがあります。 (ロ) 地中箱の施設 地中箱は，ケーブル引入れ，引抜き，接続等の工事および点検，その他保守作業を容易に行なうため必要な箇所に施設いたします。また，地上設置機器等を施設する場合にも地中箱を施設いたします。 (ハ) ケーブルの種類および太さ a 高圧地中電線路に使用するケーブルは，銅線またはアルミ線とし，特別な理由がある場合を除き，6.6キロボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。 b ケーブルの太さは，許容電流，短絡許容電流，電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。										(リ) 特殊地域の施設 a 塩害発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路の機器および材料には，耐塩構造のものを使用いたします。 b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐雷施設を設置いたします。 c 雪害のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，雪害防止用の施設を設置いたします。 ハ 地中電線路 (イ) 電線路の施設 高圧地中電線路の施設方法は，原則として管路式を標準といたします。ただし，施設場所，ケーブルの条数等の条件により，他の施設方法をとることがあります。 (ロ) 地中箱の施設 地中箱は，ケーブル引入れ，引抜き，接続等の工事および点検，その他保守作業を容易に行なうため必要な箇所に施設いたします。また，地上設置機器等を施設する場合にも地中箱を施設いたします。 (ハ) ケーブルの種類および太さ a 高圧地中電線路に使用するケーブルは，銅線またはアルミ線とし，特別な理由がある場合を除き，6.6キロボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。 b ケーブルの太さは，許容電流，短絡許容電流，電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。																																																																																					
<table><tr><th rowspan="2">種 別 \ 種 類</th><th colspan="6">銅 線</th><th colspan="6">ア ル ミ 線</th></tr><tr><th colspan="6">(導体断面積 平方ミリメートル)</th><th colspan="6">(導体断面積 平方ミリメートル)</th></tr><tr><td>高圧ケーブル</td><td>38 60 100 150 200 250 325 400</td><td colspan="5"></td><td>100 150 250 325 400 500</td><td colspan="5"></td></tr></table>										種 別 \ 種 類	銅 線						ア ル ミ 線						(導体断面積 平方ミリメートル)						(導体断面積 平方ミリメートル)						高圧ケーブル	38 60 100 150 200 250 325 400						100 150 250 325 400 500						<table><tr><th rowspan="2">種 別 \ 種 類</th><th colspan="6">銅 線</th><th colspan="6">ア ル ミ 線</th></tr><tr><th colspan="6">(導体断面積 平方ミリメートル)</th><th colspan="6">(導体断面積 平方ミリメートル)</th></tr><tr><td>高圧ケーブル</td><td>38 60 100 150 200 250 325 400</td><td colspan="5"></td><td>100 150 250 325 400 500</td><td colspan="5"></td></tr></table>										種 別 \ 種 類	銅 線						ア ル ミ 線						(導体断面積 平方ミリメートル)						(導体断面積 平方ミリメートル)						高圧ケーブル	38 60 100 150 200 250 325 400						100 150 250 325 400 500					
種 別 \ 種 類	銅 線						ア ル ミ 線																																																																																								
	(導体断面積 平方ミリメートル)						(導体断面積 平方ミリメートル)																																																																																								
高圧ケーブル	38 60 100 150 200 250 325 400						100 150 250 325 400 500																																																																																								
種 別 \ 種 類	銅 線						ア ル ミ 線																																																																																								
	(導体断面積 平方ミリメートル)						(導体断面積 平方ミリメートル)																																																																																								
高圧ケーブル	38 60 100 150 200 250 325 400						100 150 250 325 400 500																																																																																								
(ニ) 地上設置機器の施設 高圧地中電線路を操作し，または保守するために必要な箇所には，多回路配電塔を施設いたします。 (3) 特別高圧電線路										(ニ) 地上設置機器の施設 高圧地中電線路を操作し，または保守するために必要な箇所には，多回路配電塔を施設いたします。 (3) 特別高圧電線路																																																																																					

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）																												
イ 一般基準 (イ) 電圧降下の限度 特別高圧電線路における電圧降下の限度は、次の値を標準といたします。この場合、電線路は、需給地点から当該需要に供給する発電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点までといたします。 <table><tr><td>公称電圧 (キロボルト)</td><td>電圧降下の限度 (キロボルト)</td></tr><tr><td>22</td><td>2</td></tr><tr><td>33</td><td>3</td></tr><tr><td>66</td><td>6</td></tr></table> (ロ) 経過地等 特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、保守、保安および将来の土地利用計画に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。 なお、この場合、送電線からの分岐は、系統運用上に支障のない範囲において行ないます。 (ハ) 電線路の種類 特別高圧電線路の種類は、架空電線路を標準といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には、その他の方法によります。 ロ 架空電線路 (イ) 電線路の施設 a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架または電線張替等のうち、技術的に支障のない範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。 b 特別高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として１回線といたします。 c 他の架空電線路と併架の場合の電線架線順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。ただし、電線にケーブルを使用する場合は、これによらない場合があります。 (ロ) 支持物 a 特別高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄塔を標準といたします。 b 95平方ミリメートル鋼心アルミより線１回線の電線路には、施設場所の状況等に応じ鉄柱、パンザーマストまたは鉄筋コンクリート柱を使用する場合があります。 c 公称電圧33キロボルト以下の架空電線路を道路沿いに施設する場合は、原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。 (ハ) 径間 特別高圧架空電線路の径間は、次の値を標準といたします。 <table><tr><td>支持物種類</td><td>径間（メートル）</td></tr><tr><td>鉄塔</td><td>150 ～ 300</td></tr><tr><td>その他</td><td>70 ～ 180</td></tr></table> なお、(ロ) cにより施設する電線路の径間は、次の値を標準といたします。ただし、電線および支持物	公称電圧 (キロボルト)	電圧降下の限度 (キロボルト)	22	2	33	3	66	6	支持物種類	径間（メートル）	鉄塔	150 ～ 300	その他	70 ～ 180	イ 一般基準 (イ) 電圧降下の限度 特別高圧電線路における電圧降下の限度は、次の値を標準といたします。この場合、電線路は、需給地点から当該需要に供給する発電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点までといたします。 <table><tr><td>公称電圧 (キロボルト)</td><td>電圧降下の限度 (キロボルト)</td></tr><tr><td>22</td><td>2</td></tr><tr><td>33</td><td>3</td></tr><tr><td>66</td><td>6</td></tr></table> (ロ) 経過地等 特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、保守、保安および将来の土地利用計画に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。 なお、この場合、送電線からの分岐は、系統運用上に支障のない範囲において行ないます。 (ハ) 電線路の種類 特別高圧電線路の種類は、架空電線路を標準といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には、その他の方法によります。 ロ 架空電線路 (イ) 電線路の施設 a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架または電線張替等のうち、技術的に支障のない範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。 b 特別高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として１回線といたします。 c 他の架空電線路と併架の場合の電線架線順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。ただし、電線にケーブルを使用する場合は、これによらない場合があります。 (ロ) 支持物 a 特別高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄塔を標準といたします。 b 95平方ミリメートル鋼心アルミより線１回線の電線路には、施設場所の状況等に応じ鉄柱、パンザーマストまたは鉄筋コンクリート柱を使用する場合があります。 c 公称電圧33キロボルト以下の架空電線路を道路沿いに施設する場合は、原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。 (ハ) 径間 特別高圧架空電線路の径間は、次の値を標準といたします。 <table><tr><td>支持物種類</td><td>径間（メートル）</td></tr><tr><td>鉄塔</td><td>150 ～ 300</td></tr><tr><td>その他</td><td>70 ～ 180</td></tr></table> なお、(ロ) cにより施設する電線路の径間は、次の値を標準といたします。ただし、電線および支持物	公称電圧 (キロボルト)	電圧降下の限度 (キロボルト)	22	2	33	3	66	6	支持物種類	径間（メートル）	鉄塔	150 ～ 300	その他	70 ～ 180
公称電圧 (キロボルト)	電圧降下の限度 (キロボルト)																												
22	2																												
33	3																												
66	6																												
支持物種類	径間（メートル）																												
鉄塔	150 ～ 300																												
その他	70 ～ 180																												
公称電圧 (キロボルト)	電圧降下の限度 (キロボルト)																												
22	2																												
33	3																												
66	6																												
支持物種類	径間（メートル）																												
鉄塔	150 ～ 300																												
その他	70 ～ 180																												

変更前（令和４年４月１２日実施）						
に加わる風圧荷重や周囲の状況により，この径間以外の場合もあります。						
施 設 地 域		径 間 （メートル）				
市 街 地		20 ～ 40				
そ の 他		40 ～ 60				
(二) が い し						
a 特別高压架空電線路で使用するがいしは，懸垂がいしまたはラインポストがいしを標準といたします。ただし，状況により耐塩用懸垂がいし，長幹がいしを使用する場合があります。						
なお，(ロ) cにより施設する電線路には，引留型がいしまたは引通型がいしを標準といたします。						
b 懸垂がいしの連結個数は，次の値を標準といたします。						
250 ミリメートル懸垂がいしの連結個数						
汚 損 区 分		A	B	C	D	E
塩分付着密度 (ミリグラム／平方センチメートル)		0.0625	0.125	0.25	0.5	塩水注入
目安とする概略 距離	海岸からの概 略距離 (キロメートル)	一般地区	10～15	3～10	0～3	海岸近傍
	発煙源からの 距離（工場地 域に対して）	－	工場地 域周辺 の比較 的軽度 の煤塵 害地域	工場地域の周辺部		－
公 称	22	2	2	2	3	3
電 圧	33	3	3	3	3	4
(キロボルト)	66	5	5	6	7	9
c その他のがいしを使用する場合は，懸垂がいしに準じて施設いたします。						
d がいしには，必要に応じてアーキングホーンを取り付けます。						
(ホ) 装柱，その他						
a 支持物の装柱は，電圧，電線の種類および太さ，気象条件，地形的条件ならびに用地事情等を考慮して決定いたします。						
b 絶縁間隔は，次の値を標準といたします。						

変更後（令和４年９月１日実施）						
に加わる風圧荷重や周囲の状況により，この径間以外の場合もあります。						
施 設 地 域		径 間 （メートル）				
市 街 地		20 ～ 40				
そ の 他		40 ～ 60				
(二) が い し						
a 特別高压架空電線路で使用するがいしは，懸垂がいしまたはラインポストがいしを標準といたします。ただし，状況により耐塩用懸垂がいし，長幹がいしを使用する場合があります。						
なお，(ロ) cにより施設する電線路には，引留型がいしまたは引通型がいしを標準といたします。						
b 懸垂がいしの連結個数は，次の値を標準といたします。						
250 ミリメートル懸垂がいしの連結個数						
汚 損 区 分		A	B	C	D	E
塩分付着密度 (ミリグラム／平方センチメートル)		0.0625	0.125	0.25	0.5	塩水注入
目安とする概略 距離	海岸からの概 略距離 (キロメートル)	一般地区	10～15	3～10	0～3	海岸近傍
	発煙源からの 距離（工場地 域に対して）	－	工場地 域周辺 の比較 的軽度 の煤塵 害地域	工場地域の周辺部		－
公 称	22	2	2	2	3	3
電 圧	33	3	3	3	3	4
(キロボルト)	66	5	5	6	7	9
c その他のがいしを使用する場合は，懸垂がいしに準じて施設いたします。						
d がいしには，必要に応じてアーキングホーンを取り付けます。						
(ホ) 装柱，その他						
a 支持物の装柱は，電圧，電線の種類および太さ，気象条件，地形的条件ならびに用地事情等を考慮して決定いたします。						
b 絶縁間隔は，次の値を標準といたします。						

変更前（令和４年４月１２日実施）				
公称電圧 （キロボルト）	標準がいし 個数 （個）	標準絶縁 間隔 （ミリメートル）	最小絶縁 間隔 （ミリメートル）	ジャンパーと 腕金との間隔 （ミリメートル）
22	2	350	200	450
33	3	550	250	650
66	5	650	400	800

(へ) 電線の種類および太さ

a 電線の種類は、鋼心アルミより線を標準といたします。ただし、腐食のおそれがある場合等特別の場合には、他の適当な電線を使用することがあります。

なお、(ロ)cにより施設する電線路には、原則として特別高圧絶縁電線を使用いたします。

b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、電力損失および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。ただし、他の支持物に併架する場合は、弛度の関係上、これによらない場合があります。

公称断面積 （平方ミリメートル）	より線構成 素線数／素線径（ミリメートル）	
	アルミ	鋼
95	6／4.5	1／4.5
120	30／2.3	7／2.3
160	30／2.6	7／2.6
240	30／3.2	7／3.2
330	26／4.0	7／3.1
410	26／4.5	7／3.5
610	54／3.8	7／3.8

なお、(ロ)cにより施設する電線は、許容電流、短絡許容電流、電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

銅線公称断面積 （平方ミリメートル）	アルミ線公称断面積 （平方ミリメートル）
60 80 100 150	95 120

(ト) 地上高

電線の最低地上高は、次の値を標準といたします。

公称電圧（キロボルト）	地上高（メートル）
22・33	6
66	7

なお、(ロ)cにより施設する電線路の特別高圧絶縁電線の最低地上高は、８メートルを標準といたしま

変更後（令和４年９月１日実施）				
公称電圧 （キロボルト）	標準がいし 個数 （個）	標準絶縁 間隔 （ミリメートル）	最小絶縁 間隔 （ミリメートル）	ジャンパーと 腕金との間隔 （ミリメートル）
22	2	350	200	450
33	3	550	250	650
66	5	650	400	800

(へ) 電線の種類および太さ

a 電線の種類は、鋼心アルミより線を標準といたします。ただし、腐食のおそれがある場合等特別の場合には、他の適当な電線を使用することがあります。

なお、(ロ)cにより施設する電線路には、原則として特別高圧絶縁電線を使用いたします。

b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、電力損失および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。ただし、他の支持物に併架する場合は、弛度の関係上、これによらない場合があります。

公称断面積 （平方ミリメートル）	より線構成 素線数／素線径（ミリメートル）	
	アルミ	鋼
95	6／4.5	1／4.5
120	30／2.3	7／2.3
160	30／2.6	7／2.6
240	30／3.2	7／3.2
330	26／4.0	7／3.1
410	26／4.5	7／3.5
610	54／3.8	7／3.8

なお、(ロ)cにより施設する電線は、許容電流、短絡許容電流、電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

銅線公称断面積 （平方ミリメートル）	アルミ線公称断面積 （平方ミリメートル）
60 80 100 150	95 120

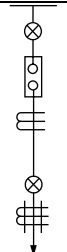
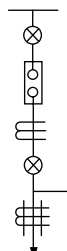
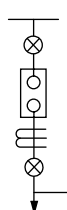
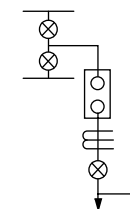
(ト) 地上高

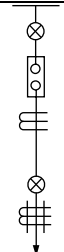
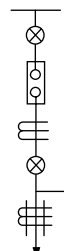
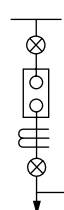
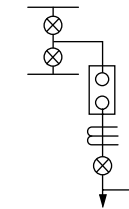
電線の最低地上高は、次の値を標準といたします。

公称電圧（キロボルト）	地上高（メートル）
22・33	6
66	7

なお、(ロ)cにより施設する電線路の特別高圧絶縁電線の最低地上高は、８メートルを標準といたしま

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）												
す。 ただし、次の場合は、その状況に応じ必要な高さを保持いたします。 a 線路付近に建造物がある場合、またはその建設が予測される場合 b 積雪の多い地域 c 電線の高さが用地確保のための条件となる場合 d 道路横断箇所その他保安上必要と認められる場合 (チ) 架空地線 a 支持物に鉄塔を使用する場合は、原則として架空地線を施設いたします。 b 架空地線は、次の場合を除き、亜鉛めっき鋼より線を使用いたします。 （a）機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要がある場合 （b）腐食のおそれがある場合 （c）その他特別の事情がある場合 なお、その太さは、電線路の設計条件にもとづいて次の中から選定いたします。 <table><tr><th>公称断面積 (平方ミリメートル)</th><th>より線構成 素線数／素線径 (ミリメートル)</th></tr><tr><td>70</td><td>7／3.5</td></tr><tr><td>90</td><td>7／4.0</td></tr></table> c 雷害対策上必要な場合は、鉄塔に埋設地線を施設する場合があります。 (リ) 電力線搬送用ライントラップの施設 搬送波の重畳されている電線路から分岐電線路を施設する場合は、原則として搬送波を阻止する電力線搬送用ライントラップを分岐側に施設いたします。 (ヌ) その他 a (ロ) cにより施設する電線路には、分岐箇所に必要に応じ開閉器を施設いたします。 b (ロ) cにより施設する電線路には、重要機器およびケーブルとの接続点に原則として避雷器を施設いたします。 ハ 地中電線路 (イ) 電線路の施設 特別高圧地中電線路の施設方法は、原則として管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、他の方法とする場合があります。 a 重車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合は、直接埋設式とする場合があります。 b 当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合は、暗きょ式または開きょ式とする場合があります。 (ロ) ケーブルの種類および太さ a ケーブルの種類は、電圧、経過地、施設方法その他の条件を考慮して決定いたします。 b ケーブルの太さは、許容電流、電圧降下等を考慮して原則として次の中から選定いたします。 なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定い	公称断面積 (平方ミリメートル)	より線構成 素線数／素線径 (ミリメートル)	70	7／3.5	90	7／4.0	す。 ただし、次の場合は、その状況に応じ必要な高さを保持いたします。 a 線路付近に建造物がある場合、またはその建設が予測される場合 b 積雪の多い地域 c 電線の高さが用地確保のための条件となる場合 d 道路横断箇所その他保安上必要と認められる場合 (チ) 架空地線 a 支持物に鉄塔を使用する場合は、原則として架空地線を施設いたします。 b 架空地線は、次の場合を除き、亜鉛めっき鋼より線を使用いたします。 （a）機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要がある場合 （b）腐食のおそれがある場合 （c）その他特別の事情がある場合 なお、その太さは、電線路の設計条件にもとづいて次の中から選定いたします。 <table><tr><th>公称断面積 (平方ミリメートル)</th><th>より線構成 素線数／素線径 (ミリメートル)</th></tr><tr><td>70</td><td>7／3.5</td></tr><tr><td>90</td><td>7／4.0</td></tr></table> c 雷害対策上必要な場合は、鉄塔に埋設地線を施設する場合があります。 (リ) 電力線搬送用ライントラップの施設 搬送波の重畳されている電線路から分岐電線路を施設する場合は、原則として搬送波を阻止する電力線搬送用ライントラップを分岐側に施設いたします。 (ヌ) その他 a (ロ) cにより施設する電線路には、分岐箇所に必要に応じ開閉器を施設いたします。 b (ロ) cにより施設する電線路には、重要機器およびケーブルとの接続点に原則として避雷器を施設いたします。 ハ 地中電線路 (イ) 電線路の施設 特別高圧地中電線路の施設方法は、原則として管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、他の方法とする場合があります。 a 重車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合は、直接埋設式とする場合があります。 b 当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合は、暗きょ式または開きょ式とする場合があります。 (ロ) ケーブルの種類および太さ a ケーブルの種類は、電圧、経過地、施設方法その他の条件を考慮して決定いたします。 b ケーブルの太さは、許容電流、電圧降下等を考慮して原則として次の中から選定いたします。 なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定い	公称断面積 (平方ミリメートル)	より線構成 素線数／素線径 (ミリメートル)	70	7／3.5	90	7／4.0
公称断面積 (平方ミリメートル)	より線構成 素線数／素線径 (ミリメートル)												
70	7／3.5												
90	7／4.0												
公称断面積 (平方ミリメートル)	より線構成 素線数／素線径 (ミリメートル)												
70	7／3.5												
90	7／4.0												

変更前（令和４年４月１２日実施）									
たします。									
公称電圧(キロボルト)		公称断面積（平方ミリメートル）							
22・33		60	100	150	200	250			
66		80	100	150	200	250	325	400	
(ハ) 避雷器の施設									
特別高圧架空電線路に接続される地中電線路には、ケーブルの保護のため、接続部に避雷器を取り付ける場合があります。									
(4) 変電設備									
イ 一般基準									
電線路の引出口設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。									
ロ 結線法									
電線路の引出口設備の結線および主要機器取付台数は、次のとおりといたします。									
区 分		結 線 法	機 器 名		台 数		備 考		
高 圧	単母線		しゃ断器	1 台	断 路 器	2 台	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。		
			変 流 器	2 台					
			零相変流器	1 台					
			配 電 盤	1 式					
補 助 母 線 付			しゃ断器	1 台	断 路 器	3 台	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器は１台といたします。		
			変 流 器	2 台					
			零相変流器	1 台					
			配 電 盤	1 式					
特 別 高 圧	単母線		しゃ断器	1 台	断 路 器	2 台	1台は接地装置付 ただし，しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。		
			変 流 器	3 台					
			配 電 盤	1 式					
2 重 母 線			しゃ断器	1 台	断 路 器	3 台			
			変 流 器	3 台					
			配 電 盤	1 式					

変更後（令和４年９月１日実施）									
たします。									
公称電圧(キロボルト)		公称断面積（平方ミリメートル）							
22・33		60	100	150	200	250			
66		80	100	150	200	250	325	400	
(ハ) 避雷器の施設									
特別高圧架空電線路に接続される地中電線路には、ケーブルの保護のため、接続部に避雷器を取り付ける場合があります。									
(4) 変電設備									
イ 一般基準									
電線路の引出口設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。									
ロ 結線法									
電線路の引出口設備の結線および主要機器取付台数は、次のとおりといたします。									
区 分		結 線 法	機 器 名		台 数		備 考		
高 圧	単母線		しゃ断器	1 台	断 路 器	2 台	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。		
			変 流 器	2 台					
			零相変流器	1 台					
			配 電 盤	1 式					
補 助 母 線 付			しゃ断器	1 台	断 路 器	3 台	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器は１台といたします。		
			変 流 器	2 台					
			零相変流器	1 台					
			配 電 盤	1 式					
特 別 高 圧	単母線		しゃ断器	1 台	断 路 器	2 台	1台は接地装置付 ただし，しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。		
			変 流 器	3 台					
			配 電 盤	1 式					
2 重 母 線			しゃ断器	1 台	断 路 器	3 台			
			変 流 器	3 台					
			配 電 盤	1 式					

変更前（令和４年４月１２日実施）					変更後（令和４年９月１日実施）				
(凡 例)					(凡 例)				
しゃ断器	断 路 器	接 地 装 置	変 流 器	零相変流器	しゃ断器	断 路 器	接 地 装 置	変 流 器	零相変流器
									
ハ シャ断器					ハ シャ断器				
(イ) シャ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その公称電圧に応じ、最大負荷電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを次の中から選定いたします。					(イ) シャ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その公称電圧に応じ、最大負荷電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを次の中から選定いたします。				
公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)	形 式	公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)	形 式
6.6	7.2	600 1,200 2,000	12.5 20	ガス形, 真空形	6.6	7.2	600 1,200 2,000	12.5 20	ガス形, 真空形
22・33	36	600	12.5 16 25	ガス形, 真空形	22・33	36	600	12.5 16 25	ガス形, 真空形
66	72	800 1,200 2,000	20 25 31.5 40	ガス形, 真空形	66	72	800 1,200 2,000	20 25 31.5 40	ガス形, 真空形
(ロ) 将来の系統構成は、５年程度先を目標といたします。					(ロ) 将来の系統構成は、５年程度先を目標といたします。				
ニ 断 路 器					ニ 断 路 器				
断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その公称電圧に応じ、最大負荷電流およびその系統で必要な定格短時間耐電流から判断して、必要最小のものを次の中から選定いたします。					断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その公称電圧に応じ、最大負荷電流およびその系統で必要な定格短時間耐電流から判断して、必要最小のものを次の中から選定いたします。				
公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (キロアンペア)	形 式	公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (キロアンペア)	形 式
6.6	7.2	600 1,200 2,000	12.5 20	三極単投	6.6	7.2	600 1,200 2,000	12.5 20	三極単投
22・33	36	600	12.5 16 25	三極単投	22・33	36	600	12.5 16 25	三極単投
66	72	800 1,200 2,000	20 25 31.5 40	三極単投	66	72	800 1,200 2,000	20 25 31.5 40	三極単投
ホ 変 流 器					ホ 変 流 器				
変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その公称電圧に応じ、最大負荷電流およびその系統の事故電流から判断して、必要最小のものを選定いたします。					変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その公称電圧に応じ、最大負荷電流およびその系統の事故電流から判断して、必要最小のものを選定いたします。				
ヘ 配 電 盤					ヘ 配 電 盤				
(イ) 配電盤には、原則として電流計、電圧計、しゃ断器操作用開閉器および運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力量計および無効電力量計等を取り付けます。 なお、無人変電所の場合には、当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。					(イ) 配電盤には、原則として電流計、電圧計、しゃ断器操作用開閉器および運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力量計および無効電力量計等を取り付けます。 なお、無人変電所の場合には、当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。				
(ロ) 電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電線路をしゃ断するための必要な保護装置を取り付けます。 なお、原則として各電線路には自動再閉路継電器を施設し、必要な箇所には母線保護継電器を取り付けます。					(ロ) 電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電線路をしゃ断するための必要な保護装置を取り付けます。 なお、原則として各電線路には自動再閉路継電器を施設し、必要な箇所には母線保護継電器を取り付けます。				
(5) 保安通信設備					(5) 保安通信設備				
イ 保安通信用電話設備					イ 保安通信用電話設備				
(イ) 一般基準					(イ) 一般基準				

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）																																				
a 施設基準 保安通信用電話設備は、原則として、特別高圧により供給する場合に法令の定めるところにより施設いたします。 なお、回線数は、原則として１回線といたします。 b 通信方式および伝送媒体 保安通信用電話設備は、当該供給設備の保安上の重要度および経済性を考慮し、原則として、次の中から最も妥当な方式および媒体により施設いたします。 <table><tr><th>通信方式</th><th>伝送媒体</th></tr><tr><td rowspan="2">架空通信線路</td><td>メタル</td></tr><tr><td>光ファイバ</td></tr><tr><td rowspan="2">地中通信線路</td><td>メタル</td></tr><tr><td>光ファイバ</td></tr><tr><td>光ファイバ複合架空地線</td><td>光ファイバ</td></tr><tr><td>電力線搬送</td><td>電力線</td></tr></table> c 経過地 通信線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。 (ロ) 架空通信線路 a 通信線路の施設 架空通信線路は、公称電圧 33 キロボルト以下の架空電線路への添架または他の架空通信線への共架により施設いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、通信線路を単独に施設する場合があります。 b 通信線の種類 架空通信線は、原則として次から選定いたします。 <table><tr><th>種 類</th><th>仕 様</th></tr><tr><td>メタル通信ケーブル</td><td>ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル</td></tr><tr><td>光ファイバケーブル</td><td>石英系シングルモード光ファイバ</td></tr></table> なお、心線数（対数）は、障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。 c 搬送端局装置 (a) 搬送端局装置を設置することといたします。ただし、通信線をメタル通信ケーブルとした場合で、技術的に適当と認められるときは設置しないことといたします。 (b) 装置電源は、原則として停電時のバックアップ付きといたします。 (c) 伝送容量は、必要最小限といたします。 (ハ) 地中通信線路 a 通信線路の施設 地中通信線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、車両通行がなく、かつ、再掘さくが可能な場合には、直接埋設式とすることがあります。	通信方式	伝送媒体	架空通信線路	メタル	光ファイバ	地中通信線路	メタル	光ファイバ	光ファイバ複合架空地線	光ファイバ	電力線搬送	電力線	種 類	仕 様	メタル通信ケーブル	ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	光ファイバケーブル	石英系シングルモード光ファイバ	a 施設基準 保安通信用電話設備は、原則として、特別高圧により供給する場合に法令の定めるところにより施設いたします。 なお、回線数は、原則として１回線といたします。 b 通信方式および伝送媒体 保安通信用電話設備は、当該供給設備の保安上の重要度および経済性を考慮し、原則として、次の中から最も妥当な方式および媒体により施設いたします。 <table><tr><th>通信方式</th><th>伝送媒体</th></tr><tr><td rowspan="2">架空通信線路</td><td>メタル</td></tr><tr><td>光ファイバ</td></tr><tr><td rowspan="2">地中通信線路</td><td>メタル</td></tr><tr><td>光ファイバ</td></tr><tr><td>光ファイバ複合架空地線</td><td>光ファイバ</td></tr><tr><td>電力線搬送</td><td>電力線</td></tr></table> c 経過地 通信線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。 (ロ) 架空通信線路 a 通信線路の施設 架空通信線路は、公称電圧 33 キロボルト以下の架空電線路への添架または他の架空通信線への共架により施設いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、通信線路を単独に施設する場合があります。 b 通信線の種類 架空通信線は、原則として次から選定いたします。 <table><tr><th>種 類</th><th>仕 様</th></tr><tr><td>メタル通信ケーブル</td><td>ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル</td></tr><tr><td>光ファイバケーブル</td><td>石英系シングルモード光ファイバ</td></tr></table> なお、心線数（対数）は、障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。 c 搬送端局装置 (a) 搬送端局装置を設置することといたします。ただし、通信線をメタル通信ケーブルとした場合で、技術的に適当と認められるときは設置しないことといたします。 (b) 装置電源は、原則として停電時のバックアップ付きといたします。 (c) 伝送容量は、必要最小限といたします。 (ハ) 地中通信線路 a 通信線路の施設 地中通信線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、車両通行がなく、かつ、再掘さくが可能な場合には、直接埋設式とすることがあります。	通信方式	伝送媒体	架空通信線路	メタル	光ファイバ	地中通信線路	メタル	光ファイバ	光ファイバ複合架空地線	光ファイバ	電力線搬送	電力線	種 類	仕 様	メタル通信ケーブル	ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	光ファイバケーブル	石英系シングルモード光ファイバ
通信方式	伝送媒体																																				
架空通信線路	メタル																																				
	光ファイバ																																				
地中通信線路	メタル																																				
	光ファイバ																																				
光ファイバ複合架空地線	光ファイバ																																				
電力線搬送	電力線																																				
種 類	仕 様																																				
メタル通信ケーブル	ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル																																				
光ファイバケーブル	石英系シングルモード光ファイバ																																				
通信方式	伝送媒体																																				
架空通信線路	メタル																																				
	光ファイバ																																				
地中通信線路	メタル																																				
	光ファイバ																																				
光ファイバ複合架空地線	光ファイバ																																				
電力線搬送	電力線																																				
種 類	仕 様																																				
メタル通信ケーブル	ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル																																				
光ファイバケーブル	石英系シングルモード光ファイバ																																				

変更前（令和４年４月１２日実施）	変更後（令和４年９月１日実施）
b 通信線の種類 (ロ) bに準じます。ただし、直接埋設とする場合はポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケープルまたは鋼帯がい装付きといたします。 c 搬送端局装置 (ロ) cに準じます。 (二) 光ファイバ複合架空地線 a 通信線路の施設 光ファイバ複合架空地線の施設方法は、(3)ロ(チ)に準じます。 b 通信線の種類 架空地線と石英系シングルモード光ファイバを複合したものいたします。 なお、心線数は障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。 c 搬送端局装置 (a) 搬送端局装置を設置することといたします。 (b) 装置電源は、原則として停電時のバックアップ付きといたします。 (c) 伝送容量は、必要最小限といたします。 (ホ) 電力線搬送 a 結合方式 電力線搬送設備の電線路との結合方式は、原則として線間結合方式といたします。 なお、塩害のおそれがある地域に施設する結合コンデンサは、耐塩用がい管を使用いたします。 b 搬送端局装置 (a) 装置電源は、原則として停電時のバックアップ付きといたします。 (b) 伝送容量は、必要最小限といたします。 ロ 電話設備以外の保安通信設備 電力系統の保護および運用上必要な場合は、系統保護用設備等を施設するものとし、イの基準を準用いたします。 ハ 保安装置 保安装置は、保安上必要な限度において施設いたします。	b 通信線の種類 (ロ) bに準じます。ただし、直接埋設とする場合はポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケープルまたは鋼帯がい装付きといたします。 c 搬送端局装置 (ロ) cに準じます。 (二) 光ファイバ複合架空地線 a 通信線路の施設 光ファイバ複合架空地線の施設方法は、(3)ロ(チ)に準じます。 b 通信線の種類 架空地線と石英系シングルモード光ファイバを複合したものいたします。 なお、心線数は障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。 c 搬送端局装置 (a) 搬送端局装置を設置することといたします。 (b) 装置電源は、原則として停電時のバックアップ付きといたします。 (c) 伝送容量は、必要最小限といたします。 (ホ) 電力線搬送 a 結合方式 電力線搬送設備の電線路との結合方式は、原則として線間結合方式といたします。 なお、塩害のおそれがある地域に施設する結合コンデンサは、耐塩用がい管を使用いたします。 b 搬送端局装置 (a) 装置電源は、原則として停電時のバックアップ付きといたします。 (b) 伝送容量は、必要最小限といたします。 ロ 電話設備以外の保安通信設備 電力系統の保護および運用上必要な場合は、系統保護用設備等を施設するものとし、イの基準を準用いたします。 ハ 保安装置 保安装置は、保安上必要な限度において施設いたします。

以 上

3. 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

最終保障供給料金における電力量料金の算出につきましては、第 52 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和 4 年 7 月 20 日開催）において、現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格高騰時はプラスの補正項を反映し、市場価格下落時はマイナスの補正項を反映すると整理されたことを踏まえ、次のとおり算定することといたしました。

市場価格高騰時は、市場価格の平均（当社が定める算定期間におけるエリアプライスの平均〔以下「平均市場価格」といいます。〕）といたします。）に消費税等相当額および当社の託送供給等約款に定める高圧または特別高圧で供給する場合の損失率を加味し、当社の託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける電力量料金の料金率および離島供給に係る燃料費調整制度における離島ユニバーサルサービス調整単価を加えた金額（以下「補正後平均市場価格」といいます。）が、最終保障電力 A または最終保障電力 B における電力量料金の料金率に燃料費調整制度における燃料費調整単価および離島供給に係る燃料費調整制度における離島ユニバーサルサービス調整単価を加えた金額（以下「最終保障電力量料金価格」といいます。）を上回る場合は、補正後平均市場価格から、最終保障電力量料金価格を差し引いた金額をプラスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金に補正項で算定された金額を加えて算出することといたしました。

また、市場価格下落時は、平均市場価格が、令和元年度から令和 3 年度の間における市場価格の 1 月あたりの平均のうち最も安い価格を下回る場合は、最終保障電力 A または最終保障電力 B における電力量料金の料金率から当社の供給区域内で高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の小売電気事業者が設定する標準的な料金メニューにおける電力量料金の料金率を差し引いた金額をマイナスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金から補正項で算定された金額を差し引いて算出することといたしました。

最終保障供給約款変更届出書

2022 年 8 月 10 日

東北電力ネットワーク株式会社

最終保障供給約款変更届出書

東北電NWNWS企第17号
2022年8月10日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第20条第1項の規定により、次のとおり最終保障供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙 電気最終保障供給約款のとおりであります。
実施期日	2022年9月1日

別紙

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

2022 年 9 月 1 日 実 施

東北電力ネットワーク株式会社

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 最終保障供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	3

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	4
9 需給契約の単位	5
10 供給の開始	6
11 供給の単位	6
12 承諾の限界	6
13 需給契約書の作成	6

III 契約種別および料金

14 契 約 種 別	7
15 最終保障電力 A	7
16 最終保障電力 B	8
17 最終保障予備電力	10

IV 料金の算定および支払い

18 料金の適用開始の時期	13
19 検 針 日	13

20	料金の算定期間	13
21	計 量	14
22	使用電力量の算定等	14
23	料金の算定	14
24	日 割 計 算	14
25	料金の支払義務および支払期日	14
26	料金その他の支払方法	15
27	延 滞 利 息	15
28	保 証 金	16

V 使用および供給

29	適正契約の保持	17
30	契約超過金	17
31	力率の保持	17
32	需要場所への立入りによる業務の実施	17
33	電気の使用にともなうお客さまの協力	18
34	供給の停止	18
35	供給停止の解除	19
36	供給停止期間中の料金	19
37	違 約 金	19
38	供給の中止または使用の制限もしくは中止	19
39	制限または中止の料金割引	20
40	損害賠償の免責	21
41	設備の賠償	21

VI 契約の変更および終了

42	需給契約の変更	22
43	名義の変更	22
44	需給契約の廃止	22
45	需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算	22

46	解 約 等	23
47	需給契約消滅後の債権債務関係	23
VII 供給方法および工事		
48	需給地点および施設	24
49	架空引込線	24
50	地中引込線	25
51	連接引込線等	25
52	引込線の接続	26
53	計量器等の取付け	26
54	専用供給設備	26
VIII 工事費の負担		
55	一般供給設備の工事費負担金	28
56	特別供給設備の工事費負担金	30
57	供給設備を変更する場合の工事費負担金	31
58	特別供給設備等の工事費の算定	31
59	工事費負担金の申受けおよび精算	33
60	臨時工事費	34
61	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	34
62	工事費等に関する契約書の作成	34
IX 保 安		
63	保安の責任	35
64	保安等に対するお客さまの協力	35
附	則	37
別	表	41

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 特 別 高 圧
標準電圧 30,000 ボルト、60,000 ボルトまたは 140,000 ボルトをいいます。
- (4) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがあるため、電灯と併用できないものは除きます。
- (6) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (7) 付 帯 電 灯
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器

を含みます。)等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(10) 最大需要電力

30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(11) 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(12) その他 季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(16) 平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間、2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間、3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間、4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間、5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間、6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間、7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間、8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間、9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間、10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間、11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間または 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。
なお、この場合には、当社所定の申込書を使用していただきます。
契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法
- (2) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) お客さまが電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、かつ、当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）別冊系統連系技術要件を遵守し、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。
なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。また、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすも

のとみなします。また、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。

(4) (1)に定める1構内もしくは1建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所(以下「原需要場所」といいます。)において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分(以下「特例区域等」といいます。)のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分(以下「非特例区域等」といいます。)のお客さまの承諾をえていること。

(i) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。

(ii) 当社が特例区域等における業務を実施するため、32(需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、32(需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、最終保障予備電力とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合

(2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適當と認めたとき。

(3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(3)の場合
- (2) 17（最終保障予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合
- (3) 51（連接引込線等）の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
- (4) 55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(ⅰ)cの方式のお客さまに電気を供給する場合
- (5) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合（この最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合を含みます。）には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

最終保障電力A，最終保障電力B，最終保障予備電力

15 最終保障電力A

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約使用期間が1年以内であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト

(3) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いた

ものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1,993 円 20 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,966 円 80 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,940 円 40 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 43 銭	17 円 99 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 12 銭	15 円 88 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	16 円 68 銭	15 円 49 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

16 最終保障電力 B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、

契約使用期間が1年以内であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する付帯電灯について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧 30,000ボルト
契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
契約電力50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

(3) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率または操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場

合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,376 円 00 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,178 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,098 円 80 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,019 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	16 円 93 銭	15 円 73 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	16 円 01 銭	14 円 89 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 59 銭	14 円 50 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 15 銭	14 円 10 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17 最終保障予備電力

(1) 適 用 範 囲

最終保障電力 A または最終保障電力 B のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときは、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの1月の常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

- イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものいたします。

IV 料金の算定および支払い

18 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。

19 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ 非常変災等の場合

ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

(4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

20 料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 当社があらかじめお客さまに使用電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

21 計 量

- (1) 使用電力量および最大需要電力は、原則として、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位に計量いたします。
- (2) 計量の結果は、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

22 使用電力量の算定等

- (1) 使用電力量は、原則として、30分ごとに計量された電力量といたします。
また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 19（検針日）(2)または(3)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

23 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 20（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
 - ニ 20（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

24 日割計算

- (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、別表6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
- (2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。
また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

25 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、検針日に発生いたします。ただし、次の場合はこの限りではありません。

イ 22（使用電力量の算定等）(2)または(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

26 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 19（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(5) 当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だつて支払っていただきます。

なお、予納金は、特別の理由がない限り、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金について利息を付しません。

27 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可

能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

28 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日に支払義務の発生する料金の支払期日の翌日までといたします。
- (3) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

29 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

30 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

31 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量をお客さまと協議させていただくことがあります。
なお、これらの場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

32 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 64（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 34（供給の停止）、44（需給契約の廃止）(1)または46（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務

または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

33 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱によります。

34 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 52（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
 - ニ 32（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (4) お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。
- なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

35 供給停止の解除

34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

36 供給停止期間中の料金

34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を24（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

37 違 約 金

- (1) お客さまが34（供給の停止）(3)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

38 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合

ホ その他保安上必要がある場合

- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

39 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 高圧で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

ロ 高圧で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット以上の場合または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間（10 分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 最終保障予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

40 損害賠償の免責

(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 46（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

41 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

42 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

43 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

44 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、当社の供給設備を引き続き利用される場合を除き、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は、46（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

45 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとまなう工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費を申し受けた場合、または非常変災等やむをえない理由による場合等特別の事情がある場合には精算いたしません。

(1) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社が新たに施設した供給設備について、お客さまがその供給設備を利用して1年に満たないで需給契約が消滅する場合は、60（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社が新たに施設した供給設備について、お客さまがその供給設備を利用して1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、60（臨時工事費）

の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について 60（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定し、または増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (3) (1)および(2)の場合で、供給設備をお客さまが同一の使用形態で 1 年以上利用されるときは、1 年以上利用される契約電力等に見合う部分については精算いたしません。

なお、当社が必要とする場合は、工事費の精算に関する契約書等を作成することがあります。

46 解 約 等

- (1) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、44（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

47 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

48 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 50（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。
- (5) 需給開始日から契約使用期間満了の日までの期間が 1 年未満の場合には、当社は、特別の事情がない限り、供給設備を常置いたしません。

49 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であつて、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

50 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ 建物の 3 階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、56（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

51 連接引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

52 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、次の場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

- (1) お客さまの希望によって引込線の位置変更工事を行なう場合
- (2) お客さまの希望によって当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との切離しまたは再接続工事を行なう場合

53 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量器の情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で利用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

54 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、56（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

55 一般供給設備の工事費負担金

(1) 高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,410 円 00 銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,720 円 00 銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

ロ 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

(ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

(イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

(ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\begin{array}{l} \text{地中配電設備} \\ \text{の無償こう長} \end{array} - \begin{array}{l} \text{地中配電設備} \\ \text{の工事こう長} \end{array} \right) \\ \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(2) 特別高压で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。

(イ) 工 事 費

a 架空配電設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

新増加契約電力 1 キロワットに つき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	352 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	176 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	88 円 00 銭

なお、標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 15 パーセントといたします。

b 地中配電設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

新増加契約電力 1 キロワットに つき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	649 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	550 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	220 円 00 銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 20 パーセントといたします。

c スポットネットワーク方式のお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、別表 7（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として 3 回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の 2 次側母線で常時並行受電される方式をいいます。

(ロ) 当社負担額

新増加契約電力 1 キロワットにつき	5,500 円 00 銭

ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、使用開始後 3 年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設さ

れる配電設備とみなします。

- (3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。ただし、送電線路から配電設備を分岐する場合は、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点に至るまでの配電設備といたします。

- (4) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所、変電所または送電線路（発電所と変電所との間およびそれぞれの相互の間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器、保安装置および保安通信設備ならびにこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表 8（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (5) Ⅷ（工事費の負担）の各項における契約電力を増加される場合には、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合を含みます。

56 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (イ) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合
- (ロ) 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
- (ハ) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も 55（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は、(イ)または(ロ)の金額

- (イ) 標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、55（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- (ロ) 需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条

第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。)に係る区域の場合は、(イ)にかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額

ハ 54（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、54（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(2) お客さまが17（最終保障予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、55（一般供給設備の工事費負担金）(3)に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、54（専用供給設備）(2)によるものといたします。

57 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) お客さまが新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は、52（引込線の接続）または53（計量器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

(2) 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

58 特別供給設備等の工事費の算定

56（特別供給設備の工事費負担金）および57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また、算定にあたっては次のとおりといたします。

イ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ロ 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は、工事費に含みません。ただし、架空電線路の経過地に当社が地役権を設定する場合には、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

ハ 架空電線路の経過地に建造物を構築しない等架空電線路に支障を及ぼさないことを条件

とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

ニ 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。

ホ 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 56（特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(イ)の場合で、その工事費を 55（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額または(2)イ(イ)に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 55（一般供給設備の工事費負担金）(1)または(2)イ(イ)にもとづいて算定いたします。

なお、55（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定する場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

(5) 特別高圧で電気の供給を受けるお客さまが、使用開始後 3 年以内の配電設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に準じて算定いたします。

(6) 56（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合の工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、(1)にかかわらず、次により算定いたします。

イ 高圧で電気の供給を受ける場合

55（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

ロ 特別高圧で電気の供給を受ける場合

55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)およびロによって算定いたします。

なお、17（最終保障予備電力）によって電気の供給を受ける場合で、一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、55（一般供給設備の工事費

負担金) (2)イ(イ)の該当欄の単価の 20 パーセントを適用して算定いたします。

- (7) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、55（一般供給設備の工事費負担金）または56（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、56（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

59 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。

- (2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 55（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 56（特別供給設備の工事費負担金）(55〔一般供給設備の工事費負担金〕に準じて算定する場合は、イに準ずるものといたします。) および 57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）および電線等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更の差異が 5 パーセントをこえる場合

b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

原則としてすべての場合

- (3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後 10 年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、すでに申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (4) 高圧で電気の供給を受ける場合で、工業団地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設され、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 55（一般

供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書(62〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費負担金契約書をいいます。)に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

60 臨時工事費

- (1) 契約使用期間が1年未満のお客さまのために新たに供給設備を施設し、かつ、契約使用期間の満了にともなってその供給設備の利用を終える場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、高圧で電気の供給を受ける場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で電気の供給を受ける場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月(1月未満は、1月といたします。)につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、55(一般供給設備の工事費負担金)、56(特別供給設備の工事費負担金)および57(供給設備を変更する場合の工事費負担金)の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける場合は、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、59(工事費負担金の申受けおよび精算)(2)ロの場合に準ずるものといたします。

61 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して電気を使用されないときは、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

62 工事費等に関する契約書の作成

当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、工事費負担金契約書を作成いたします。

Ⅸ 保 安

63 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

64 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 当社は、必要に応じて供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

附 則

1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、2022 年 9 月 1 日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この最終保障供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

新潟県 妙高市および糸魚川市

3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、21（計量）(1)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

4 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流 3 相 3 線式標準電圧 3,000 ボルトまたは 20,000 ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、3,000 ボルトで供給するときは高压で電気の供給を受ける場合に、また、20,000 ボルトで供給するときは特別高压 30,000 ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

5 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合の使用電力量および最大需要電力は、次のとおりといたします。

イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、へおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

（イ） 19（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。この場合、お客さまの料金の支払義務は、25（料金の支払義務および支払期日）(1)にかかわらず、次回の検針日といたします。

（ロ） 19（検針日）(4)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給

開始の日から需給の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から
次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定
期間の使用電力量といたします。

ハ 19（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によ
るものとし、次の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。この場合、お客さ
まの料金の支払義務は、25（料金の支払義務および支払期日）(1)にかかわらず、次の検
針日といたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日におけ
る30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30
分最大需要電力計の読みといたします。）によります。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

ハ 計量器の読みは、次によります。

(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場
合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計
量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単
位といたします。

ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。ただし、当
分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使
用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と
同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたしま
す。

ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

へ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、
トの場合を除き、次によります。

(イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとにイに準
じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力
計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合
には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）
を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、お客さまの料金の支
払義務は、25（料金の支払義務および支払期日）(1)にかかわらず、料金の算定期間の使用電
力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、15（最終保障電力A）(4)ロおよび16（最終保
障電力B）(4)ロにおいて、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときの使用電力量
は、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分して

えた値をそれぞれの使用電力量といたします。

- (3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニのときは、次により電力量料金を算定いたします。

イ 23（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 23（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニのときは、次により再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

イ 23（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 23（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (5) 記録型計量器以外の計量器による有効電力量および無効電力量については、(1)イ、ハ、ニ、ヘ(イ)およびトに準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、(1)ニにかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

6 損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置

別表3（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

7 この最終保障供給約款の実施にもなう切替措置

2022年9月1日に支払義務が発生する料金および19（検針日）(1)において、当社がお客さまにあらかじめ検針日（検針の基準となる日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、2022年9月2日から2022年9月30日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表3（市場価格調整）(1)ホにかかわらず、零といたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう 4 月の検針日は、5 月 1 日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力の場合、その 1 月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、

再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう 4 月の検針日は、5 月 1 日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間

- は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	高压で供給を受ける場合	21 銭 3 厘
	特別高压で供給を受ける場合	20 銭 6 厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

託送供給等約款 31（損失率）に定める値といたします。

ハ 託送料金率

(イ) 高压で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3)ロ(イ)c(b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)

ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3)ハ(イ) c (b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

ニ 補正後平均市場価格

1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均市場価格} = \frac{\text{イによって算定された平均市場価格(消費税等相当額を加えたものといたします。)} \times \frac{1}{1 - \text{ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}}$$

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 4 円 55 銭を下回る場合

市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力 A

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 61 銭	2 円 37 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 25 銭	2 円 03 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 17 銭	1 円 97 銭

b 最終保障電力 B

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 19 銭	1 円 98 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 05 銭	1 円 87 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 99 銭	1 円 81 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 92 銭	1 円 74 銭

- (ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が4円55銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

- (ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

ヘ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

- (ハ) 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるも

のいたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、15（最終保障電力A）(4)ロまたは16（最終保障電力B）(4)ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 平均力率の算定

- (1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

- (2) 有効電力量および無効電力量の計量については、21（計量）(1)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、21（計量）(1)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

5 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、52（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

(イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(2) 最大需要電力の協定

(1) に準ずるものといたします。

6 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、23（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 20 (料金の算定期間) (2)の場合は、(1)にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7 スポットネットワーク方式の工事費の算式

55 (一般供給設備の工事費負担金) (2)イ (i) c の工事費の算定は、次の算式によります。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

55 (一般供給設備の

工事費負担金) (2)イ $\times \{100 \text{ パーセント} + 20 \text{ パーセント} \times (\text{利用回線数} - 1)\}$

(i) b の工事費単価

8 標準設計基準

(1) 適用

この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

この基準に明記していない場合は、電気設備に関する技術基準，その他関係法令，当社設計基準等にもとづき，技術的に適当と認められる設計によるものといたします。この場合，その設計を標準設計といたします。

(2) 単位

この基準においては，単位を次の記号で表示いたします。

単 位	記 号
ボルト	V
キロボルト	k V
アンペア	A
キロアンペア	k A
メガボルトアンペア	MV A
ミリメートル	mm
メートル	m
キロメートル	km
平方ミリメートル	mm ²
平方センチメートル	cm ²
ミリグラム	mg

(3) 高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧電線路（需給地点から需給地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は，次によるものといたします。

電圧降下の許容限度の標準値

電線路の公称電圧（V）	電圧降下の許容限度の標準値（V）
3,300	300
6,600	600

ただし，既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は，他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ロ) 経 過 地

高圧電線路の経過地は、技術上、地形、用地事情および保守、保安に支障のない範囲で、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適當と認められる場合には、その他の方法によるものといたします。

(ニ) 電線路の設計

電線路の設計については、その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものといたします。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え等のうち、技術上著しく困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に新設する場合には、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧架空電線路の支持物には、コンクリート柱または複合柱を使用し、その選定にあたっては技術上、経済上適當なものといたします。ただし、コンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上不適當と認められる場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

高圧架空電線路の標準径間は、次によるものといたします。

標準径間

施設区域	標準径間(m)
市街地	45
その他	55

(ニ) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、施設場所の状況に応じた根入れ、電線の弛度、装柱、交叉、建物、引込線、積雪等を考慮し当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

支持物の長さ

支持物の長さ(m)	10	12	14	16

(ホ) が い し

高圧架空電線路で使用するがいしは、次によるものといたします。

がいしの種類

使用個所別	引通し個所	引留め個所
がいしの種類	高圧中実ピンがいし	高圧中実耐張がいし

(ハ) 架空電線の種類および太さ

- a 高圧架空電線には、硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当と認められる場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 高圧架空電線の種類は、絶縁電線を使用いたします。
- c 高圧架空電線の太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、機械的強度等を考慮し、必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不適当と認められる場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用することがあります。

電線の種類、太さおよび許容電流

(単位：A)

種 類		高圧絶縁電線 (OC)
太 さ		
単線 (mm)	5.0	142
より線 (mm ²)	60	276
	150	487

(ト) 架空電線の配列

高圧架空電線の配列は、特殊な場合を除き水平または垂直といたします。

(チ) 高圧負荷開閉器の取付けおよびその種類と容量

- a 高圧架空電線路の系統運用または保守のために必要な個所には高圧負荷開閉器を取り付けます。
- b 高圧負荷開閉器の種類は、気中を標準といたします。ただし、技術上やむをえない場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。
- c 高圧負荷開閉器の容量は、負荷電流および短絡電流を考慮し、当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

高圧負荷開閉器容量

容 量 (A)	300*	400

(注) 高圧負荷開閉器容量 300Aは、SOG型開閉器の容量といたします。

(Ⅱ) 特殊線路

- a 塩、ちりなどの汚損地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐塩設備を使用いたします。

なお、汚損地域の区分は次によるものといたします。

塩、塵埃汚損区分表

汚損種類	塩			塵 埃
汚損	海岸からのおおよその距離 ま た は 想定最大等価塩分付着量			想 定 最 大 等価塵埃付着量 (塩分換算)
区分	軽汚損地区	中汚損地区	重汚損地区	0.12 mg/cm ² 以上
	15 km以下 または 0.06 mg/cm ² 以上	4.0 km以下 または 0.12 mg/cm ² 以上	1.5 km以下 または 0.35 mg/cm ² 以上	

- b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐雷設備を使用いたします。

- c 雪害、風害等の発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐害設備を使用いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

高压地中電線路の施設方式は、原則として管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式とすることがあります。

なお、暗きょ式にはキャブ（CAB）方式および電線共同溝（C・C・BOX）方式を含むものといたします。

a 直接埋設式

車輛その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、かつ、再掘削が容易にできる場合

b 暗きょ式

当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

- a 高压地中電線路に使用するケーブルの種類は、原則としてビニル外装ケーブルといたします。

- b ケーブルの太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、機械的強度等を考慮し、必要最小のものを次の中から選定いたします。

ケーブルの太さ

ケーブルの太さ（mm ² ）							
22	38	60	100	150	200	250	325

c ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じて算定いたします。

(ハ) 配電塔、高圧キャビネットおよび接続箱の使用

a 高圧ケーブルを分岐する場合または変圧器を施設する場合は、配電塔を使用することがあります。

b 高圧で電気の供給を受けるお客さま等に対する地中引込線が当社の電柱および配電塔から単独引込みで施設することが困難な場合、もしくは、将来困難になることが予想される場合には、 π 引込用として高圧キャビネットを使用いたします。

(4) 特別高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路（需給地点から需給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は、次によるものといたします。

電圧降下の許容限度の標準値

電線路の公称電圧（V）	電圧降下の許容限度の標準値（V）
11,000	1,000
22,000	2,000
33,000	3,000
66,000	6,000
154,000	14,000

(ロ) 経過地等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、技術上、地形、用地事情および保守、保安に支障のない範囲で、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

特別高圧電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には、その他の方法によるものといたします。

(ニ) 電線路の設計

電線路の設計については、その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものといたします。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の施設、他の架空電線路との併架、電線の張替え等のうち、技術上著しく困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

b 特別高圧架空電線路を単独に施設する場合には、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄塔を使用いたします。ただし、33 k V以下の架空電線路を道路沿いに施設する場合は、原則としてコンクリート柱を使用いたします。

(ハ) 標準径間

特別高圧架空電線路の標準径間は、次によるものといたします。

標準径間

支持物種類	標準径間 (m)
鉄 塔	150～300
そ の 他	50～100

(ニ) 電線間隔

特別高圧架空電線路の電線間隔は、次によるものといたします。

標準電線間隔

電圧 回線 配列 寸法		電 線 間 隔 (m)					備 考
		33 k V以下	66 k V		154 k V		
		1	1	2	1	2	
正三角	a	1.0～ 2.5					
	h	0.86～1.75					
垂直・三角	a ₁	1.8～ 2.3	2.0～ 2.6	4.0～ 5.2	3.2～ 4.3	6.4～ 8.6	
	a ₂	5.5～ 6.5	6.0～ 8.0	7.2～10.0	8.6～12.0	10.0～13.0	
	a ₃			5.0～ 7.0		8.0～10.0	
	h ₁	2.0～ 2.7	2.5～ 3.2	2.8～ 3.6	4.2～ 6.0	4.2～ 6.0	
	h ₂			2.5～ 3.2		3.6～ 5.0	
水平	a	1.5～ 2.5	3.5～ 5.0		6.0～ 7.0		

(ホ) が い し

- a がいいしは、懸垂がいいし、長幹がいいしまたはLPがいいしを標準といたします。
- b aの連結個数は、次によるものといたします。ただし、既設設備に接続する場合は既設設備と同一絶縁レベルのがいいしを使用いたします。

が い し の 標 準 連 結 個 数

</	

(ヘ) 電線の種類および太さ

- a 電線は、ヒレ付鋼心圧縮型アルミより線または鋼心アルミより線を使用いたします。ただし、
- (a) 着雪を考慮してヒレ付鋼心圧縮型アルミより線の使用を原則とし、鋼心アルミより線を使用する場合は、着雪防止対策を施すものといたします。
- (b) 機械的強度上とくに必要ある場合、腐食のおそれがある場合等特別の理由のある場合は、他の電線を使用することがあります。
- (c) ロ(ロ)により施設する33kV以下の電線路には、原則として硬銅線の難着雪(2ヶレ形)圧縮導体水密形33kV屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線を使用いたします。
- b 電線の太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、機械的強度等を考慮して定め、必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし、他の支持物に併架するときは、弛度の関係から既設架空電線と同じ太さのものをを使用する場合があります。

電線の種類、太さおよび許容電流

鋼心アルミより線 (ACSR)		ヒレ付鋼心圧縮型アルミより線 (SBACSR)		難着雪(2ヶ利形)圧縮導体水密 形 33kV 屋外用架橋ポリエチレ ン絶縁電線 (33kV SSW-0C)	
公称断面積 (mm ²)	許容電流 (A)	公称断面積 (mm ²)	許容電流 (A)	公称断面積 (mm ²)	許容電流 (A)
120	399	160	448	80	325
160	467	210	532	100	375
240	608	320	695		
330	730	420	824		
410	847	530	956		
610	1,062	780	1,191		

(ト) 架空地線等耐雷施設の設置

a 支持物を鉄塔とする電線路には、架空地線を施設いたします。

また、鉄塔以外の支持物の場合においても必要により架空地線を施設することがあります。

b aの架空地線は、原則として1条とし、機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要のある場合など特別な場合を除き、その線路の設計条件にもとづいて、次の中から選定いたします。

また、アークホーン、アーマロット、避雷器等技術上、経済上合理的な耐雷施設を設置いたします。

架 空 地 線

地 線 の 種 類	亜鉛めっき鋼より線 (第1種)		アルミ覆鋼より線	
太さ (mm ²)	70	90	70	90

なお、鉄塔以外の支持物については上記以外の架空地線を使用することがあります。

(チ) 架空電線の地表上の高さ

特別高圧架空電線の地表上の高さは、次によるものといたします。

地 表 上 の 高 さ

個 所 別		33 k V 以下	66 k V	154 k V
平 地	市街地および都市周辺地域	13m	14m	15m
	国道・県道の横過個所および 建造物の散在する地域	12m	13m	14m
	その他の地域	9m	10m	11m
山地・山林地域		8m	9m	10m

ただし、次の場合はその状況に応じ、必要最小の高さを保持いたします。

- a 積雪の多い地区
- b 電線の高さが用地確保のための条件となる場合

(Ⅱ) その他の設計基準

特別高圧架空電線路の支持物の設計は、前各項によるほか、電気規格調査会標準規格（JEC）およびその他のこれに類する規格によるものといたします。

(Ⅹ) ライントラップの施設

搬送波が重畳されている電線から当該電線を分岐する場合で、搬送波の伝送に悪影響を与えるときは、その分岐点に適当なライントラップを設けるものといたします。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

特別高圧地中電線路の施設方式は管路式とし、原則として点検孔（1 孔）を設けるものといたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a 直接埋設式

車輛その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、かつ、再掘削が容易にできる場合

b 暗きょ式

当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは許容電流、電圧降下、短絡電流、施設方法などを考慮して、原則として次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、電気協同研究第 53 巻第 3 号「地中送電線の送電容量設計」に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出いたします。

ケーブルの種類

電圧別	33 k V以下	66 k V		154 k V
種 類	C Vケーブル	C Vケーブル		C Vケーブル
線心数	トリプレックス	トリプレックス	単 心	単 心
公 称 断 面 積 (mm ²)	60	80	600	200
	100	100	800	400
	150	150	1,000	600
	200	200	1,200	800
	250	250	1,400	1,000
	325	325	1,600	1,200
	400	400	2,000	1,400
	500	500		1,600
		600		1,800
				2,000

(ハ) そ の 他

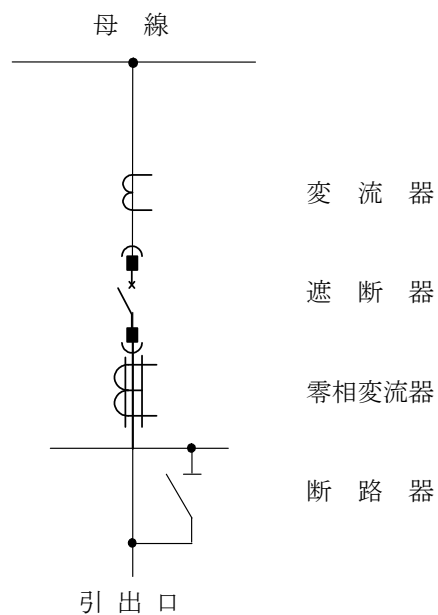
- a 架空地中混用電線路には，必要に応じて故障区間検出装置を施設いたします。
- b 架空地中混用電線路で雷サージによってケーブルが損傷するおそれのある場合は，避雷器を施設いたします。

(5) 変電設備

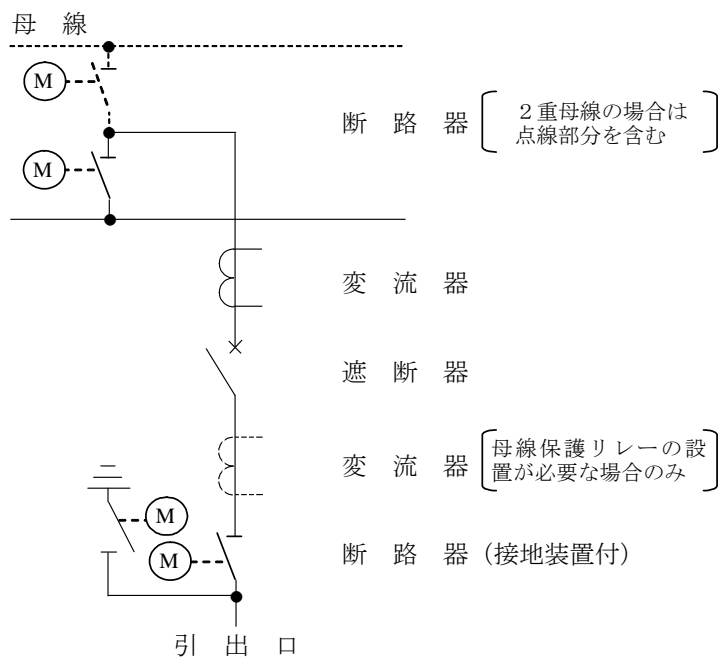
イ 結線法

結線法は、次の結線を標準といたします。

(イ) 高圧で引出しをする場合



(ロ) 特別高圧で引出しをする場合



ロ 遮断器

(イ) 遮断器は、当社が通常使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、次の中から必要最小のものを選定いたします。

遮断器容量

定格電圧 (V)	遮 断 器 容 量		定格電圧 (V)	遮 断 器 容 量	
	k A	(MV A)		k A	(MV A)
3,600	16.0	(100)	36,000	16.0	(1,000)
	25.0	(160)		25.0	(1,600)
				31.5	(2,000)
7,200	12.5	(160)		40.0	(2,500)
	20.0	(250)	72,000	20.0	(2,500)
12,000				25.0	(3,100)
	25.0	(520)		31.5	(3,900)
				40.0	(5,000)
24,000	20.0	(830)	168,000	25.0	(7,300)
	25.0	(1,000)		31.5	(9,200)
				40.0	(12,000)

(ロ) 将来の系統構成は、5年程度先を目標といたします。(断路器および変流器についても同様といたします。)

ハ 断路器

断路器は、当社が通常使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、必要最小のものを使用いたします。

ニ 変流器

変流器は、当社が通常使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、必要最小のものを使用いたします。

ホ 配電盤

配電盤には、原則として電流計および遮断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けるものといたします。また、必要に応じ電力計、電圧計、無効電力計等を取り付けるものといたします。

ヘ 保護装置

電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路を遮断するために必要な保護装置を施設いたします。

ト 変電設備の設計

変電設備の形式、付属設備等は、その変電所において、他に施設される設備と同等のものをこえないものといたします。

(6) 保安通信設備

イ 一般基準

(イ) 保安通信設備の施設

- a 保安通信用電話設備は、原則として特別高圧で供給する場合に施設いたします。
- b 系統保護用信号端局装置等電話設備以外の保安通信設備は、当該供給電線路の保護および運用上必要な場合に施設いたします。
- c 保安通信用回線数は、原則として用途ごとに1回線（チャンネル）といたします。ただし、共用できる場合は、共用1回線（チャンネル）といたします。

(ロ) 通信方式

保安通信用電話設備は、通信ケーブル、通信線搬送または電力線搬送による伝送路設備のうち技術的、経済的に最も適当な方式によるものといたします。

(ハ) 経過地

通信線路の経過地は、技術上、地形、用地事情および保守、保安に支障のない範囲で、通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ロ 架空通信線路

(イ) 通信線路の施設

架空通信線路は、使用電圧が 35,000 V 以下の架空電線路への添架または他の架空通信線路への共架により施設いたします。ただし、技術上または経済上適当でない場合は独立通信線路を施設いたします。

(ロ) 通信線の種類

架空通信線には、原則として吊線付ポリエチレン絶縁ビニルシース 0.9mm⁵ 対遮へい付の通信ケーブルを使用いたします。

ハ 地中通信線路

(イ) 通信線路の施設

地中通信線路の施設方式は、原則として管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a 直接埋設式

車輛その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、かつ、再掘削が容易にできる場合

b 暗きょ式

当該通信線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ロ) 通信線の種類

地中通信線には、原則としてポリエチレン絶縁ポリエチレンシース 0.9mm⁵ 対通信ケーブルを使用いたします。ただし、暗きょ式で施設する場合は遮へい付の通信ケーブルを使用いたします。

ニ 通信線搬送設備

(イ) 通信線搬送装置

通信線搬送装置の伝送回線数は1チャンネルとし、電話呼出し方式は16ヘルツ符号呼出方式を標準といたします。

(ロ) 通信線の種類

通信線搬送用の通信線には、通信線路に応じて、前記ロおよびハの通信線と同様の通信ケーブル、または光ファイバケーブルを使用いたします。

ホ 電力線搬送設備

(イ) 電力線搬送装置

電力線搬送装置の伝送回線数は 1 チャネルとし、電話呼出し方式は 16 ヘルツ符号呼出方式を標準といたします。

(ロ) 結合方式

電力線搬送設備の結合方式は、原則として線間結合方式といたします。

ヘ 電話設備以外の保安通信設備

(イ) 系統保護用信号伝送装置

系統保護用信号伝送装置は、当該供給電線路の保護方式に合致した型式のものを設置いたします。

(ロ) 系統保護用信号伝送装置の伝送路設備

系統保護用信号伝送装置の伝送路設備は、前記ロ、ハ、ニ、ホまたは光ファイバ複合架空地線（OPGW）および光ファイバケーブルによるものとし、技術的、経済的に最も適当なものを使用いたします。

ト 保安装置

保安通信設備に対する保安装置は、有線電気通信法、電気設備に関する技術基準ならびに電力保安通信規程およびこれら関係法令類に定められたところにより施設いたします。

電気事業法施行規則第 27 条第 2 項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 料金の算出の根拠

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第 52 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022 年 7 月 20 日開催）において、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格を参照した補正項を適用し最終保障供給料金を算定することと整理がなされたことにともない、当該内容を料金その他の供給条件に反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 20 条第 1 項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表

最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、最終保障供給料金の在り方について整理がなされたことから、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

電気最終保障供給約款 新旧比較表

電気最終保障供給約款 2022 年 4 月 12 日実施	電気最終保障供給約款 2022 年 9 月 1 日実施 (案)
電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 <u>2022 年 4 月 12 日 実 施</u> 東北電力ネットワーク株式会社	電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 <u>2022 年 9 月 1 日 実 施</u> 東北電力ネットワーク株式会社

電気最終保障供給約款 新旧比較表

電気最終保障供給約款 2022 年 4 月 12 日実施	電気最終保障供給約款 2022 年 9 月 1 日実施（案）
電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 目 次 I 総 則 1 適 用..... 1 2 最終保障供給約款の届出および変更..... 1 3 定 義..... 1 4 単位および端数処理..... 2 5 実 施 細 目..... 3 II 契約の申込み 6 需給契約の申込み..... 4 7 需給契約の成立および契約期間..... 4 8 需 要 場 所..... 4 9 需給契約の単位..... 5 10 供給の開始..... 6 11 供給の単位..... 6 12 承諾の限界..... 6 13 需給契約書の作成..... 6 III 契約種別および料金 14 契 約 種 別..... 7 15 最終保障電力 A..... 7 16 最終保障電力 B..... 8 17 最終保障予備電力.....10 IV 料金の算定および支払い 18 料金の適用開始の時期.....~~12~~ 19 検 針 日.....~~12~~ 20 料金の算定期間.....~~12~~ 21 計 量.....~~13~~ 22 使用電力量の算定等.....~~13~~ 23 料金の算定.....~~13~~ 24 日 割 計 算.....~~13~~ 25 料金の支払義務および支払期日.....~~13~~ 26 料金その他の支払方法.....14 27 延 滞 利 息.....14 28 保 証 金.....~~15~~	電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 目 次 I 総 則 1 適 用..... 1 2 最終保障供給約款の届出および変更..... 1 3 定 義..... 1 4 単位および端数処理..... 3 5 実 施 細 目..... 3 II 契約の申込み 6 需給契約の申込み..... 4 7 需給契約の成立および契約期間..... 4 8 需 要 場 所..... 4 9 需給契約の単位..... 5 10 供給の開始..... 6 11 供給の単位..... 6 12 承諾の限界..... 6 13 需給契約書の作成..... 6 III 契約種別および料金 14 契 約 種 別..... 7 15 最終保障電力 A..... 7 16 最終保障電力 B..... 8 17 最終保障予備電力.....10 IV 料金の算定および支払い 18 料金の適用開始の時期.....<u>13</u> 19 検 針 日.....<u>13</u> 20 料金の算定期間.....<u>13</u> 21 計 量.....<u>14</u> 22 使用電力量の算定等.....<u>14</u> 23 料金の算定.....<u>14</u> 24 日 割 計 算.....<u>14</u> 25 料金の支払義務および支払期日.....<u>14</u> 26 料金その他の支払方法.....<u>15</u> 27 延 滞 利 息.....<u>15</u> 28 保 証 金.....<u>16</u>

電気最終保障供給約款 新旧比較表

電気最終保障供給約款 2022 年 4 月 12 日実施	電気最終保障供給約款 2022 年 9 月 1 日実施（案）
V 使用および供給	V 使用および供給
29 適正契約の保持……………16	29 適正契約の保持……………17
30 契約超過金……………16	30 契約超過金……………17
31 力率の保持……………16	31 力率の保持……………17
32 需要場所への立入りによる業務の実施……………16	32 需要場所への立入りによる業務の実施……………17
33 電気の使用にともなうお客さまの協力……………17	33 電気の使用にともなうお客さまの協力……………18
34 供給の停止……………17	34 供給の停止……………18
35 供給停止の解除……………18	35 供給停止の解除……………19
36 供給停止期間中の料金……………18	36 供給停止期間中の料金……………19
37 違 約 金……………18	37 違 約 金……………19
38 供給の中止または使用の制限もしくは中止……………18	38 供給の中止または使用の制限もしくは中止……………19
39 制限または中止の料金割引……………19	39 制限または中止の料金割引……………20
40 損害賠償の免責……………20	40 損害賠償の免責……………21
41 設備の賠償……………20	41 設備の賠償……………21
VI 契約の変更および終了	VI 契約の変更および終了
42 需給契約の変更……………21	42 需給契約の変更……………22
43 名義の変更……………21	43 名義の変更……………22
44 需給契約の廃止……………21	44 需給契約の廃止……………22
45 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとともなう工事費の精算……………21	45 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとともなう工事費の精算……………22
46 解 約 等……………22	46 解 約 等……………23
47 需給契約消滅後の債権債務関係……………22	47 需給契約消滅後の債権債務関係……………23
VII 供給方法および工事	VII 供給方法および工事
48 需給地点および施設……………23	48 需給地点および施設……………24
49 架空引込線……………23	49 架空引込線……………24
50 地中引込線……………24	50 地中引込線……………25
51 連接引込線等……………24	51 連接引込線等……………25
52 引込線の接続……………25	52 引込線の接続……………26
53 計量器等の取付け……………25	53 計量器等の取付け……………26
54 専用供給設備……………25	54 専用供給設備……………26
VIII 工事費の負担	VIII 工事費の負担
55 一般供給設備の工事費負担金……………27	55 一般供給設備の工事費負担金……………28
56 特別供給設備の工事費負担金……………29	56 特別供給設備の工事費負担金……………30
57 供給設備を変更する場合の工事費負担金……………30	57 供給設備を変更する場合の工事費負担金……………31
58 特別供給設備等の工事費の算定……………30	58 特別供給設備等の工事費の算定……………31
59 工事費負担金の申受けおよび精算……………32	59 工事費負担金の申受けおよび精算……………33
60 臨時工事費……………33	60 臨時工事費……………34
61 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用 の申受け……………33	61 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用 の申受け……………34

電気最終保障供給約款 新旧比較表

電気最終保障供給約款 2022 年 4 月 12 日実施	電気最終保障供給約款 2022 年 9 月 1 日実施（案）
62 工事費等に関する契約書の作成…………… ~~33~~	62 工事費等に関する契約書の作成…………… <u>34</u>
IX 保 安	IX 保 安
63 保安の責任…………… ~~34~~	63 保安の責任…………… <u>35</u>
64 保安等に対するお客さまの協力…………… ~~34~~	64 保安等に対するお客さまの協力…………… <u>35</u>
附 則…………… ~~35~~	附 則…………… <u>37</u>
別 表…………… ~~39~~	別 表…………… <u>41</u>
3 定 義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (15) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。 (新規)	3 定 義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (15) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。 (16) 平均市場価格算定期間 <u>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。</u>
13 需給契約書の作成 電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	13 需給契約書の作成 電気の需給に関する必要な事項について、 <u>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、需給契約書を作成いたします。</u> <u>なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。</u>
15 最終保障電力 A (3) 契 約 電 力	15 最終保障電力 A (3) 契 約 電 力

電気最終保障供給約款 新旧比較表

電気最終保障供給約款 2022 年 4 月 12 日実施	電気最終保障供給約款 2022 年 9 月 1 日実施（案）
契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種類の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 3（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。	契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。
16 最終保障電力 B (4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料	16 最終保障電力 B (4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料

電気最終保障供給約款 新旧比較表

電気最終保障供給約款 2022 年 4 月 12 日実施	電気最終保障供給約款 2022 年 9 月 1 日実施（案）
費調整額を加えたものといたします。 ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 3（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。	費調整額を加えたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。
17 最終保障予備電力 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	17 最終保障予備電力 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。
18 料金の適用開始の時期 料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	18 料金の適用開始の時期 料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として<u>あらかじめ定めた</u>需給開始日から適用いたします。
22 使用電力量の算定等 (2) 19（検針日）(2)または(3)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表 4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表 4	22 使用電力量の算定等 (2) 19（検針日）(2)または(3)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表 5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表 5

電気最終保障供給約款 新旧比較表

電気最終保障供給約款 2022 年 4 月 12 日実施	電気最終保障供給約款 2022 年 9 月 1 日実施（案）
（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。	（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
24 日 割 計 算 (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、別表 6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。	24 日 割 計 算 (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、別表 6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
55 一般供給設備の工事費負担金 (2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合 イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。 (イ) 工 事 費 c スポットネットワーク方式のお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、別表 6（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。 なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として 3 回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の 2 次側母線で常時並行受電される方式をいいます。 (4) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 ロ 工事こう長 別表 7（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、1 メートルとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	55 一般供給設備の工事費負担金 (2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合 イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。 (イ) 工 事 費 c スポットネットワーク方式のお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、別表 7（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。 なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として 3 回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の 2 次側母線で常時並行受電される方式をいいます。 (4) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 ロ 工事こう長 別表 8（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、1 メートルとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
附 則	附 則
1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、 ~~2022 年 4 月 12 日~~ から実施いたします。	1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、 <u>2022 年 9 月 1 日</u> から実施いたします。
5 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合の使用電力量および最大需要電力は、次のと	5 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合の使用電力量および最大需要電力は、次のと

電気最終保障供給約款 新旧比較表

電気最終保障供給約款 2022 年 4 月 12 日実施	電気最終保障供給約款 2022 年 9 月 1 日実施（案）
おりといたします。 ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表 4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、お客さまの料金の支払義務は、25（料金の支払義務および支払期日）(1)にかかわらず、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。	おりといたします。 ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表 5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、お客さまの料金の支払義務は、25（料金の支払義務および支払期日）(1)にかかわらず、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
（新規）	6 損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置 別表3（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。
（新規）	7 この最終保障供給約款の実施にもなう切替措置 2022年9月1日に支払義務が発生する料金および19（検針日）(1)において、当社がお客さまにあらかじめ検針日（検針の基準となる日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、2022年9月2日から2022年9月30日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表3（市場価格調整）(1)ホにかかわらず、零といたします。
別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。	別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
2 燃料費調整 (3) 燃料費調整単価等の掲示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。	2 燃料費調整 (3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
（新規）	3 市場価格調整 (1) 市場価格調整額の算定

電気最終保障供給約款 新旧比較表

電気最終保障供給約款 2022 年 4 月 12 日実施	電気最終保障供給約款 2022 年 9 月 1 日実施（案）
	<u>イ 平均市場価格</u> <u>1 キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限りします。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。</u> <u>なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u> <u>ロ 損失率</u> <u>託送供給等約款 31（損失率）に定める値といたします。</u> <u>ハ 託送料金率</u> <u>(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合</u> <u>託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。</u> <u>(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合</u> <u>託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3)ハ(イ) c (b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。</u> <u>ニ 補正後平均市場価格</u> <u>1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。</u> <u>なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u>

電気最終保障供給約款 新旧比較表

電気最終保障供給約款 2022 年 4 月 12 日実施	電気最終保障供給約款 2022 年 9 月 1 日実施（案）																															
	イによって算定された 平均市場価格（消費税等 相当額を加えたものと いたします。） 補正後平均 市場価格 ＝ × 1 1－ロの損失率 ＋ ハの託送料金率 ホ 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。 (イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が4円55銭を下回る場合 市場価格調整単価は、次のとおりといたします。 a 最終保障電力A <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="3">1キロワット時に つき</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給 を受ける場合</td><td>2円61銭</td><td>2円37銭</td></tr><tr><td>標準電圧 30,000 ボルトで供給 を受ける場合</td><td>2円25銭</td><td>2円03銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給 を受ける場合</td><td>2円17銭</td><td>1円97銭</td></tr></table> b 最終保障電力B <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="4">1キロワット時に つき</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給 を受ける場合</td><td>2円19銭</td><td>1円98銭</td></tr><tr><td>標準電圧 30,000 ボルトで供給 を受ける場合</td><td>2円05銭</td><td>1円87銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給 を受ける場合</td><td>1円99銭</td><td>1円81銭</td></tr><tr><td>標準電圧 140,000 ボルトで供給 を受ける場合</td><td>1円92銭</td><td>1円74銭</td></tr></table> (ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が4円55銭以上となり、かつ、1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる 場合 市場価格調整単価は、零といたします。 (ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回 る場合 市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し 引いた値といたします。 へ 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価 格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用 期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)お よび(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。			夏季料金	その他季料金	1キロワット時に つき	標準電圧 6,000 ボルトで供給 を受ける場合	2円61銭	2円37銭	標準電圧 30,000 ボルトで供給 を受ける場合	2円25銭	2円03銭	標準電圧 60,000 ボルトで供給 を受ける場合	2円17銭	1円97銭			夏季料金	その他季料金	1キロワット時に つき	標準電圧 6,000 ボルトで供給 を受ける場合	2円19銭	1円98銭	標準電圧 30,000 ボルトで供給 を受ける場合	2円05銭	1円87銭	標準電圧 60,000 ボルトで供給 を受ける場合	1円99銭	1円81銭	標準電圧 140,000 ボルトで供給 を受ける場合	1円92銭	1円74銭
		夏季料金	その他季料金																													
1キロワット時に つき	標準電圧 6,000 ボルトで供給 を受ける場合	2円61銭	2円37銭																													
	標準電圧 30,000 ボルトで供給 を受ける場合	2円25銭	2円03銭																													
	標準電圧 60,000 ボルトで供給 を受ける場合	2円17銭	1円97銭																													
		夏季料金	その他季料金																													
1キロワット時に つき	標準電圧 6,000 ボルトで供給 を受ける場合	2円19銭	1円98銭																													
	標準電圧 30,000 ボルトで供給 を受ける場合	2円05銭	1円87銭																													
	標準電圧 60,000 ボルトで供給 を受ける場合	1円99銭	1円81銭																													
	標準電圧 140,000 ボルトで供給 を受ける場合	1円92銭	1円74銭																													

電気最終保障供給約款 新旧比較表

電気最終保障供給約款 2022 年 4 月 12 日実施

電気最終保障供給約款 2022 年 9 月 1 日実施（案）

		平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
		毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日 までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の 前日までの期間
		毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日 までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の 前日までの期間
		毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日 までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の 前日までの期間
		毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日 までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の 前日までの期間
		毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日 までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の 前日までの期間
		毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日 までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の 前日までの期間
		毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日 までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日 の前日までの期間
		毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日 までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日 の前日までの期間
		毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日 までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日 の前日までの期間
		毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日 までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の 検針日の前日までの期間
		毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日 までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の 前日までの期間
		毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の 前日までの期間
		(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量 日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対 応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この 場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。	
		(ハ) 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を 含みます。）については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整 単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月 の検針日は、その月の初日といたします。	
ト 市場価格調整額			
市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にホによって算定された市場価 格調整単価を適用して算定いたします。			
(2) 調整基準単価			
調整基準単価は、15（最終保障電力 A）(4)ロまたは 16（最終保障電力 B）(4) ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する 場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に 適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表 2（燃料費調整）(1)イに よって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調			

電気最終保障供給約款 新旧比較表

電気最終保障供給約款 2022 年 4 月 12 日実施	電気最終保障供給約款 2022 年 9 月 1 日実施（案）
	<u>整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものいたします。</u> <u>(3) 市場価格調整単価のお知らせ</u> <u>当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</u>
<u>3</u> 平均力率の算定	<u>4</u> 平均力率の算定
<u>4</u> 使用電力量等の協定	<u>5</u> 使用電力量等の協定
<u>5</u> 日割計算の基本算式	<u>6</u> 日割計算の基本算式
<u>6</u> スポットネットワーク方式の工事費の算式	<u>7</u> スポットネットワーク方式の工事費の算式
<u>7</u> 標準設計基準	<u>8</u> 標準設計基準

3 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

最終保障供給料金における電力量料金の算出につきましては、第 52 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022 年 7 月 20 日開催）において、現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格高騰時はプラスの補正項を反映し、市場価格下落時はマイナスの補正項を反映すると整理されたことを踏まえ、次のとおり算定することといたしました。

市場価格高騰時は、市場価格の平均（当社が定める算定期間におけるエリアプライスの平均〔以下「平均市場価格」といいます。〕）といたします。）に消費税等相当額および当社の託送供給等約款に定める高圧または特別高圧で供給する場合の損失率を加味し、当社の託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける電力量料金の料金率および離島供給に係る燃料費調整制度における離島ユニバーサルサービス調整単価を加えた金額（以下「補正後平均市場価格」といいます。）が、最終保障電力 A または最終保障電力 B における電力量料金の料金率に燃料費調整制度における燃料費調整単価および離島供給に係る燃料費調整制度における離島ユニバーサルサービス調整単価を加えた金額（以下「最終保障電力量料金価格」といいます。）を上回る場合は、補正後平均市場価格から、最終保障電力量料金価格を差し引いた金額をプラスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金に補正項で算定された金額を加えて算出することといたしました。

また、市場価格下落時は、平均市場価格が、2019 年度から 2021 年度の間における市場価格の 1 月あたりの平均のうち最も安い価格を下回る場合は、最終保障電力 A または最終保障電力 B における電力量料金の料金率から当社の供給区域内で高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の小売電気事業者が設定する標準的な料金メニューにおける電力量料金の料金率を差し引いた金額をマイナスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金から補正項で算定された金額を差し引いて算出することといたしました。

最終保障供給約款変更届出書

令和4年8月10日

東京電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給約款変更届出書

経料発 4 第 15 号

令和 4 年 8 月 10 日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金 子 禎 則

電気事業法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり最終保障供給約款を変更
したいので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 電気最終保障供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	令和 4 年 9 月 1 日

別 紙

電気最終保障供給約款

令和4年9月1日実施

東京電力パワーグリッド株式会社

電気最終保障供給約款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	最終保障供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	4
5	実 施 細 目	4
II	契 約 の 申 込 み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	5
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	7
10	供 給 の 開 始	8
11	供 給 の 単 位	8
12	承 諾 の 限 界	8
13	需給契約書の作成	9
III	契約種別および料金	10
14	契 約 種 別	10
15	最終保障電力A	10
16	最終保障電力B	13
17	最終保障農事用電力	15
18	最終保障予備電力	18

Ⅳ 料金の算定および支払い	20
19 料金の適用開始の時期	20
20 検 針 日	20
21 料金の算定期間	21
22 使用電力量等の計量	21
23 料 金 の 算 定	24
24 日 割 計 算	24
25 料金の支払義務および支払期日	25
26 料金その他の支払方法	27
27 延 滞 利 息	28
28 保 証 金	29
Ⅴ 使用および供給	30
29 適正契約の保持	30
30 契 約 超 過 金	30
31 力 率 の 保 持	30
32 需要場所への立入りによる業務の実施	30
33 電気の使用にともなうお客さまの協力	31
34 供 給 の 停 止	32
35 供給停止の解除	33
36 供給停止期間中の料金	33
37 違 約 金	34
38 供給の中止または使用の制限もしくは中止	34
39 制限または中止の料金割引	34
40 損害賠償の免責	37
41 設 備 の 賠 償	37
Ⅵ 契約の変更および終了	38
42 需給契約の変更	38
43 名 義 の 変 更	38

44	需給契約の廃止.....	38
45	需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う工事費の精算....	39
46	解 約 等.....	39
47	需給契約消滅後の債権債務関係.....	40
VII	供給方法および工事.....	41
48	需給地点および施設.....	41
49	架 空 引 込 線.....	42
50	地 中 引 込 線.....	42
51	連 接 引 込 線 等.....	43
52	引 込 線 の 接 続.....	44
53	計量器等の取付け.....	44
54	専 用 供 給 設 備.....	44
VIII	工 事 費 の 負 担	46
55	一般供給設備の工事費負担金.....	46
56	特別供給設備の工事費負担金.....	49
57	供給設備を変更する場合の工事費負担金.....	50
58	特別供給設備等の工事費の算定.....	51
59	工事費負担金の申受けおよび精算.....	53
60	臨 時 工 事 費.....	55
61	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け.....	56
62	工事費等に関する契約書の作成.....	56
IX	保 安	57
63	保 安 の 責 任.....	57
64	保安等に対するお客さまの協力.....	57

附	則.....	58
1	この最終保障供給約款の実施期日.....	58
2	標準周波数についての特別措置.....	58
3	供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い.....	58
4	供給電気方式および供給電圧についての特別措置.....	58
5	損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置.....	58
6	この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置.....	59
別	表.....	60
1	再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	60
2	燃 料 費 調 整.....	62
3	市 場 価 格 調 整.....	64
4	契約負荷設備の総容量の算定.....	68
5	負荷設備の入力換算容量.....	69
6	契約受電設備容量の算定.....	72
7	平均力率の算定.....	72
8	契約電力の算定方法.....	73
9	使用電力量等の協定.....	75
10	日割計算の基本算式.....	77
11	スポットネットワーク方式の工事費の算式.....	79
12	標 準 設 計.....	79

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。
- 栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，
山梨県，静岡県（富士川以東）

2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 特 別 高 圧
標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(4) 電 灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(5) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(6) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(9) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(10) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(12) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(13) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(14) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(16) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(18) 平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21

日から10月20日までの期間，10月21日から11月20日までの期間，11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

5 実 施 細 目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

なお、この場合には、当社所定の申込書を使用していただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、最終保障農事用電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ 最終保障農事用電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、料金

適用開始の日以降1年目の日までといたします。

8 需 要 場 所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。また、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。
- (4) (1)に定める1構内もしくは1建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所(以下「原需要場所」といいます。)において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分(以下「特例区域等」といいます。)のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区

域等を1需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。

(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、32（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、32（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合

最終保障農事用電力、最終保障予備電力

(2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適當と認めたとき。

- (3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(2)または(3)の場合
- (2) 18（最終保障予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合
- (3) 共同引込線（2以上の需要場所に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (4) 55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)cのスポットネットワーク方式で電気を供給する場合
- (5) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお客さまにお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

最終保障電力A，最終保障電力B，最終保障農事用電力，最終保障予備電力

15 最終保障電力A

(1) 適 用 範 囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約使用期間が1年以内であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、

供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契 約 電 力	2,000キロワット未満	標 準 電 圧	6,000ボルト
契 約 電 力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標 準 電 圧	20,000ボルト
契 約 電 力	10,000キロワット以上	標 準 電 圧	60,000ボルト

(3) 契 約 電 力

イ 契約電力は、使用される負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）ホ(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく

電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,057円00銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,991円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,925円00銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	20円04銭	18円67銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	18円11銭	16円91銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円81銭	16円63銭

ハ 力率割引および割増し

- (イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表7（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16 最終保障電力B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約使用期間が1年以内であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する付帯電灯について託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト
契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	140,000ボルト

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用される負荷設備および受電設備の内容、または最大

需要電力の実績，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が，別表 3（市場価格調整）（1）ホ(イ)となる場合は，別表 3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表 3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が，別表 3（市場価格調整）（1）ホ(ロ)または(ハ)となる場合は，別表 3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,178円00銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,991円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,925円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,859円00銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏

季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	18円39銭	17円17銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円42銭	16円29銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円14銭	16円04銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円85銭	15円77銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表7（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17 最終保障農事用電力

(1) 適 用 範 囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて農事用のかんがい排水のため

に動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

（２） 契 約 電 力

契約電力は、最終保障電力Bに準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表 8（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

（３） 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（市場価格調整）（１）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）（１）ホ（イ）となる場合は、別表 3（市場価格調整）（１）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3（市場価格調整）（１）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）（１）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表 3（市場価格調整）（１）トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基 本 料 金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。

なお、１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、１年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の２月分（その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	528円00銭
	標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト で供給を受ける場合	511円50銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	14円52銭	13円66銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 60,000ボルトで供給を受ける場合	14円29銭	13円45銭

ハ 力 率 割 引 お よ び 割 増 し

力率割引および割増しは、最終保障電力Bに準ずるものといたします。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

- (イ) 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- (ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(4) そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Bに準ずるものといたします。

18 最終保障予備電力

(1) 適用範囲

最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限りません。）で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）ホ(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算

定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものいたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものいたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

（4）その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものいたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。

20 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。

なお、高圧で電気の供給を受ける場合で、契約電力が500キロワット以上のときの検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。

- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした

日に検針を行なったものといたします。

- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

21 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

なお、この場合、計量日とは、電力量計の値または最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日といたします。

22 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(6)および(7)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いitします。ただし、

当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

イ 20（検針日）（2）の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 20（検針日）（5）の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 20（検針日）（6）の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ニ 20（検針日）（7）の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(6)および(7)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

(3) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

(4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(5) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(7)の場合を除き、次によります。

イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(7) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表9（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

23 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 21（料金の算定期間）（1）の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
 - ニ 21（料金の算定期間）（2）の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

24 日 割 計 算

- (1) 当社は、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金は、別表10（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表10（日割計算の基本算式）（1）ロにより算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表10（日割計算の基本算式）（1）ハにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 23（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、23（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変

更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表10（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。

ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するとき、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

25 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 検針日といたします。ただし、20（検針日）（5）の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、20（検針日）（6）の場合の料金または22（使用電力量等の計量）（1）イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、22（使用電力量等の計量）（7）の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ハ 最終保障農事用電力のお客様の1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) お客様の料金の支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

イ 当社が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合また

は検針を行なったものとされる場合

ロ お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合

ハ 26（料金その他の支払方法）（6）の場合

ニ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ホ お客さまが破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ヘ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ト お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

チ その他の理由でお客さまに明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社がお客さまに通知した場合

（4） お客さまが（3）イからチまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

イ （3）イに該当する場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

ロ （3）ロに該当する場合の支払期日は，一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ハ （3）ハに該当する場合の支払期日は，翌月の料金の支払期日といたします。

ニ お客さまが（3）ニからチまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，お客さまが（3）ニからチまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，お客さまが（3）ニからチまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたし

ます。

ホ お客さまが(3)ニからチまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

- (5) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

26 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等によりお客さまから支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 20（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までの算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) お客様が料金を(1)口により支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。
- (7) 当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、これは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金は、特別の理由がない限り、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金について利息を付しません。

27 延 滞 利 息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息をお客さまから申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただき

ます。

28 保 証 金

- (1) 当社は、支払期日を経過してなお料金を支払われなかったお客さま、または新たに電気を使用し、もしくは契約電力を増加するお客さまから、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (3) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

29 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

30 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金としてお客さまから申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

31 力率の保持

- (1) 需給地点の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

32 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な

理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査
- (2) 64（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 34（供給の停止），44（需給契約の廃止）（1）または46（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

33 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

34 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 52（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
- ニ 最終保障農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
- ホ 最終保障電力Bの場合または最終保障農事用電力もしくは最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
- ヘ 最終保障農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
- ト 32（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- チ 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（4） お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

（5） （1）から（4）によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

35 供給停止の解除

34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

36 供給停止期間中の料金

34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間

中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を24（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

37 違 約 金

- （１） お客さまが34（供給の停止）（３）ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまから申し受けます。
- （２） （１）の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- （３） 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

38 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- （１） 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社が維持および運用する供給設備（当社が使用权を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社が維持および運用する供給設備（当社が使用权を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- （２） （１）の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

39 制限または中止の料金割引

- （１） 最終保障電力Aおよび最終保障電力Bについては、当社は、38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって、電気の供給を中止し、

またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット以上の場合または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。

(算 式)

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間 (10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量 (お客さまの平常
操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推
定使用電力量といたします。)

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、a
による修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによ
ります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 最終保障農事用電力および最終保障予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない

料金を算定いたします。

40 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合、38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または46（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

41 設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ 契約の変更および終了

42 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

43 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

44 需給契約の廃止

- （１） お客さまがこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- （２） 需給契約は、46（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

45 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

- (1) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、60（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。
- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、60（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について60（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定し、または増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

46 解 約 等

- (1) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、

需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、44（需給契約の廃止）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといいたします。

47 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

48 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 50（地中引込線）（4）により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備（（3）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。
- (5) 需給開始日から契約期間満了の日までの期間（以下「需給期間」といい

ます。)が1年未満の場合には、当社は、特別の事情がない限り、供給設備を常置いたしません。

49 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で利用できるものといたします。

50 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適當と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。
イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点
ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点
なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置等を施設することがあります。
- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、56（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金をお客さまから申し受けます。

51 連接引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

52 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客さまから申し受けます。

53 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、契約者の負担により、契約者で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で利用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客さまから申し受けます。

54 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、56（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ お客さまがとくに希望され、かつ、当社が適当と認める場合
 - ロ 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2)において，開閉所は，変電所とみなします。

(4) 当社は，供給設備を２以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ ２以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが，既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

55 一般供給設備の工事費負担金

(1) 高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,520円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,830円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

ロ 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

(ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用

するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

(イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

(ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \begin{array}{c} \text{架空配電設備} \\ \text{の工事こう長} \end{array} - \left(\begin{array}{c} \text{地中配電設備} \\ \text{の無償こう長} \end{array} - \begin{array}{c} \text{地中配電設備} \\ \text{の工事こう長} \end{array} \right) \\ \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

(イ) 工 事 費

a 架空配電設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	583円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	198円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	99円00銭

なお、標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

b 地中配電設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	649円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	594円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	264円00銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

c スポットネットワーク方式でお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、別表11（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の2次側母線で常時並行受電される方式をいいます。

(ロ) 当 社 負 担 額

新増加契約電力 1 キロワットにつき	5,500円00銭

なお、上表の当社負担額は、最終保障農事用電力についてはその60パーセントに相当する額といたします。

ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、施設後3年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに

な利用部分を新たに施設される配電設備とみなします。

- (3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。ただし、送電線路から配電設備を分岐する場合は、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点に至るまでの配電設備といたします。

- (4) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配 電 設 備

発電所、変電所または送電線路から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器、保安装置および保安通信設備ならびにこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工 事 こ う 長

別表12（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

56 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、この場合も、55（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担

金を申し受けます。

ただし、需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で、地中配電設備を施設するときは、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

ロ 54（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、54（専用供給設備）（2）によるものといたします。

（2） お客さまが18（最終保障予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、55（一般供給設備の工事費負担金）（3）に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、54（専用供給設備）（2）によるものといたします。

57 供給設備を変更する場合の工事費負担金

（1） お客さまが新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は、52（引込線の接続）または53（計量器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

（2） 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

58 特別供給設備等の工事費の算定

56（特別供給設備の工事費負担金）および57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- （１） 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計によって施設する場合の工事費とし、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また、算定にあたっては、次のとおりといたします。

イ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ロ 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空電線路の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

ハ 架空電線路の経過地に建造物を構築しない等架空電線路に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

ニ 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。

ホ 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。

ヘ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、60（臨時工事費）に準じて算定いたします。

- （２） お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、（１）に準じて算定いたします。

- （３） 高圧で電気の供給を受ける場合で、56（特別供給設備の工事費負担金）（１）イに該当し、かつ、その工事費を55（一般供給設備の工事費負担金）

(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも55（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- (5) 特別高圧で電気の供給を受ける場合で、使用開始後3年以内の配電設備を利用するときは、新たな利用部分を新たに施設される配電設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に準じて算定いたします。

- (6) 56（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合の工事費は、次のとおりといたします。

イ 高圧で電気の供給を受ける場合

55（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、(1)または(2)にかかわらず、その工事費を55（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1

メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

ロ 特別高圧で電気の供給を受ける場合

お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、(1)にかかわらず、55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)およびロによって算定いたします。

なお、18（最終保障予備電力）によって電気の供給を受ける場合で、一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、55（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

(7) 高圧で電気の供給を受ける場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)イの場合を除きます。）は、(1)または(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(8) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、55（一般供給設備の工事費負担金）または56（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、56（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

59 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。

(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 55（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合
- ロ 56（特別供給設備の工事費負担金）（55〔一般供給設備の工事費負担金〕に準じて算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。
 - (イ) 高压で電気の供給を受ける場合
 - a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（架空引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合
 - b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
 - c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合
 - (ロ) 特別高压で電気の供給を受ける場合
原則としてすべての場合
- (3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。
- (4) 高压で電気の供給を受ける場合で、工業団地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される55（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受け

ます。

また、工事費負担金契約書（62〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費負担金契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

60 臨時工事費

- （１） 需給期間が１年未満のお客さまのために新たに供給設備を施設し、かつ、需給期間の満了にともなってその供給設備を撤去する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、お客さまから、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、高圧で電気の供給を受ける場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で電気の供給を受ける場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間１月（１年未満は、１年といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- （２） 臨時工事費を申し受ける場合は、55（一般供給設備の工事費負担金）、56（特別供給設備の工事費負担金）および57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- （３） 高圧で電気の供給を受ける場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- （４） 臨時工事費の精算は、59（工事費負担金の申受けおよび精算）（２）ロの場合に準ずるものといたします。

61 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して電気を使用されないときは、当社は、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費をお客さまから申し受けます。

62 工事費等に関する契約書の作成

当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、工事費負担金契約書を作成いたします。

IX 保 安

63 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

64 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて、需給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

附 則

1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、令和4年9月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この最終保障供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は、22（使用電力量等の計量）（4）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

4 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルト、10,000ボルトまたは30,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、3,000ボルトで供給するときは高圧で電気の供給を受ける場合に、また、10,000ボルトまたは30,000ボルトで供給するときは特別高圧20,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

5 損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置

別表3（市場価格調整）（1）ロに定める損失率またはハに定める託送料

金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

6 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置

令和4年9月1日に支払義務が発生する料金および20（検針日）（1）において、当社がお客さまにあらかじめ検針日（検針の基準となる日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、令和4年9月2日から令和4年9月30日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表3（市場価格調整）（1）ホにかかわらず、零といたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、あらかじめインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最終保障予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失

率で修正したものといたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、最終保障予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

2 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃 料 費 調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、

(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算

定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット 時につき	高压で供給を受ける場合	22銭4厘
	特別高压で供給を受ける場合	22銭1厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額と

いたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 損 失 率

託送供給等約款31（損失率）に定める値といたします。

ハ 託 送 料 金 率

(イ) 高压で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款19（接続送電サービス）（3）ロ(イ) c (b)に定める料金率といたします。

(ロ) 特別高压で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款19（接続送電サービス）（3）ハ(イ) c (b)に定める料金率といたします。

ニ 補正後平均市場価格

1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{array}{l} \text{補正後平均市場価格} \\ \text{ニ} \end{array} = \begin{array}{l} \text{イによって算定された} \\ \text{平均市場価格（消費税} \\ \text{等相当額を加えたもの} \\ \text{といたします。）} \end{array} \times \frac{1}{1 - \text{ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}$$

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 4 円64銭を下回る場合

市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力 A

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円50銭	2円29銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2円20銭	2円01銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2円16銭	1円94銭

b 最終保障電力 B

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円23銭	2円02銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2円07銭	1円89銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2円04銭	1円86銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1円99銭	1円81銭

c 最終保障農事用電力

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円42銭	2円28銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 60,000ボルトで供給を受ける場合	2円38銭	2円24銭

- (ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が4円64銭以上となり、かつ、
1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

- (ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

ヘ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、
(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとしていたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとしていたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、15（最終保障電力A）（4）ロ、16（最終保障電力B）（4）ロまたは17（最終保障農事用電力）（3）ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、（1）ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いた

します。

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

ロ ネ オン 管 灯

2次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（メートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 （ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット）× 133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

契約負荷設備	換 算 容 量（入力〔キロワット〕）
低圧誘導電動機	出力（馬力） ×93.3パーセント
	出力（キロワット） ×125.0パーセント
高圧誘導電動機	出力（馬力） ×87.8パーセント
	出力（キロワット） ×117.6パーセント

(3) そ の 他

イ (1)および(2)によることが不適當と認められる電気機器の換算容量

(入力) は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力) とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力) を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合は、契約受電設備の群容量(キロボルトアンペア) は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはY結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 3$$

(2) V結線(同容量変圧器)の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 2 \times 0.866$$

(3) 変則V結線(異容量変圧器)の場合

$$\begin{aligned} \text{群容量} &= \text{電灯電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \\ &\quad - \text{電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \\ &\quad + \text{電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \\ &\quad \times 2 \times 0.866 \end{aligned}$$

7 平均力率の算定

(1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

- (2) 有効電力量および無効電力量の計量については、22（使用電力量等の計量）（1），（3），（4），（6）イおよび（7）に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、22（使用電力量等の計量）（4）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

8 契約電力の算定方法

高压で電気の供給を受ける最終保障農事用電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、次の（1）の値と（2）の値のうち、いずれか小さいものといたします。

（1） 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表4（契約負荷設備の総容量の算定）（1）（この場合、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はハによって算定し、ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を 1 台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

ハ 負荷設備の入力をその回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置の定格電流により算定する場合は、次によります。

- (イ) その回路の電気方式および電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (ロ) その回路の電気方式および電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

（２） 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表６〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ ２次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ ２次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の２次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の２次側に接続されている変圧器を除きます。）

ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

９ 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \begin{matrix} \text{協定の対象と} \\ \text{なる期間の日数} \end{matrix}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \begin{matrix} \text{協定の対象と} \\ \text{なる期間の日数} \end{matrix}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \begin{matrix} \text{協定の対象と} \\ \text{なる期間の日数} \end{matrix}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、53（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量

$$100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- (イ) お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月
 - (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月
- (2) 最大需要電力の協定
- (1)に準ずるものといたします。

10 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、23（料金の算定）（1）ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

- (イ) 23（料金の算定）（1）イ、ハまたはニの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (ロ) 23（料金の算定）（1）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、最終保障電力A、最終保障電力Bおよび最終保障農事用電力のお客様において、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契

約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 23 (料金の算定) (1)イ, ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 23 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 21 (料金の算定期間) (2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月

の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

11 スポットネットワーク方式の工事費の算式

55 (一般供給設備の工事費負担金) (2)イ(i) c の工事費の算定は、次の算式によります。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

55 (一般供給設備の
工事費負担金) (2) × {100パーセント+20パーセント× (利用回線数-1) }
イ(i) b の工事費単価

12 標 準 設 計

(1) 高 圧 電 線 路

イ 電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までといたします。

公称電圧 区 域	高 圧	
	3,300ボルト	6,600ボルト
市 街 地	150ボルト	300ボルト
そ の 他		600ボルト

ロ 電線路の経路

電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるように選定いたします。

ハ 電線路の種類

電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

ニ 架 空 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

a 電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替または負荷の分割のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 電線路を単独で施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

電線路の支持物は、原則として工場打ち鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、当社が技術上、経済上適当と認めた場合には、鉄筋コンクリート鋼管複合柱、鋼管柱、木柱等といたします。

(ハ) 径 間

径間は、原則として次によります。

施 設 地 域	径 間
市 街 地	30メートル
そ の 他	40メートル

(ニ) 支持物の長さ

電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、根入れ、電線の弛度、装柱等の施設場所の状況から、この長さ以外のものを使用することがあります。

装 柱	施設地域	市 街 地	そ の 他
	高 圧	15メートル	15メートル

(ホ) がいしの種類

電線路で使用するがいしは、次によります。

電 圧 \ 使用箇所	引 通 箇 所	引 留 箇 所
高 圧	高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし

(へ) 装 柱

電線路については、水平配列による装柱といたします。ただし、他の電気工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、または消防活動の円滑化等地域の事情により、D型装柱、スペーサー装柱、架空ケーブル装柱等の特殊な装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

- a 電線路を水平配列とする場合は、軽腕金を施設いたします。
- b 支柱、支線柱は、技術上適当と認められるコンクリート柱等といたします。
- c 電線路を保守するため、電線路の分岐箇所その他必要な箇所に、自動式または手動式の高圧負荷開閉器を施設いたします。

(チ) 電線の種類および太さ

- a 電線は、導体が銅線、アルミ線もしくは鋼心アルミより線の絶縁電線または架空ケーブルといたします。
- b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

電 圧 \ 電線の種類	アルミ線	ケーブル
高 圧	公称断面積32平方ミリメートル以上	公称断面積38平方ミリメートル以上

- c 電線の許容電流は、次によります。

(単位：アンペア)

種 別 \ 太 さ		よ り 線 (平方ミリメートル)						
		32	38	100	120	150	200	240
高圧絶縁電線	鋼心アルミより線 (ACSR-OE線)	132			288			
	硬 アル ミ 線 (HAL-OC線)							530
高圧架空ケーブル (CVT-SS, HCVT-SS)	トリプレックス型 自己支持形高圧架橋 ポリエチレン絶縁ビニル シースケーブル		155	275			475	
縁廻し用电線	銅 線 (I J P)			345		450	545	

(注) 電線およびケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS0168-1:2004）に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出してあります。

(リ) 耐雷設備の施設

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(ヌ) 耐塩設備の施設

塩害発生のおそれの多い地域に施設する電線路には、耐塩がいし類その他の耐塩構造の設備を施設いたします。

ホ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

電線路は、管路式、暗きょ式または直埋式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの選定

ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS 0168-1:2004）の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

条 件 \ 公称電圧	6,600ボルト
種 類	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス型) (C V-T ケーブル)
線 心 数	3
公 称 断 面 積 (平 方 ミリメートル)	60
	150
	250
	325
	500

(ハ) 多回路開閉器および高圧供給用配電箱の施設

- a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。
- b 高圧供給用配電箱は、高圧で電気を供給する場合に接続装置として施設いたします。

(ニ) 高圧で電気を供給する場合は、地中電線路から π 型の引込線（ π 引込みといいます。）を施設いたします。

(2) 特別高圧電線路

イ 電圧降下の許容限度

電線路の電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までといたします。

公 称 電 圧	22,000ボルト	66,000ボルト	154,000ボルト
電圧降下の許容限度	2,000ボルト	6,000ボルト	14,000ボルト

ロ 電線路の経路

電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ 電線路の種類

電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

ニ 架 空 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替等のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

なお、他の電線路との併架により施設する場合には、上部に電圧の高いものを施設いたします。

(ロ) 支持物の種類

電線路の支持物は、鉄塔といたします。ただし、公称電圧22,000ボルトの場合で、当社が技術上、経済上適当と認めたときには、電線路の支持物は、電柱とすることがあります。この場合には、工場打ち鉄筋コンクリート柱を使用いたします。

(ハ) 径 間

a 支持物を鉄塔とする場合

径間は、原則として250メートル以上、350メートル以下といたします。

b 支持物を電柱とする場合

径間は、原則として40メートルといたします。

(ニ) がいしの種類および連結個数

a がいしは、直径250ミリメートルの懸垂がいし（以下「懸垂がいし」といいます。）または長幹がいしといたします。

b 懸垂がいしの連結個数は、次によります。ただし、煙じん汚損が著しい地域等に施設する場合には、その個数に1個または2個を加えることがあります。

塩分付着量 (ミリグラム/ 平方センチメートル)		0.01以下	0.01超過 0.03以下	0.03超過 0.06以下	0.06超過 0.12以下	0.12超過 0.25以下	0.25超過
公 称 電 圧	22,000ボルト	3	3	3	3	3	3以上
	66,000ボルト	5	6	7	8	9	10以上
	154,000ボルト	11	14	16	18	21	22以上

c 長幹がいしとする場合は、bに準ずるものといたします。

(ホ) 電線の種類および太さ

a 支持物を鉄塔とする場合

電線は、鋼心アルミより線といたします。ただし、機械的強度上とくに必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には、これ以外のものとする場合があります。

なお、鋼心アルミより線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。ただし、他の電線路との併架により施設する場合には、その電線路に既に施設されている電線と同じ太さのものとする場合があります。

公 称 断 面 積	許 容 電 流
160平方ミリメートル	484アンペア
240平方ミリメートル	635アンペア
410平方ミリメートル	873アンペア
610平方ミリメートル	1,088アンペア

b 支持物を電柱とする場合

電線は、架空ケーブルといたします。

なお、その太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

(a) 架空ケーブル（C V T－S S）の場合

公 称 断 面 積	許 容 電 流
100平方ミリメートル	275アンペア

(b) 架空ケーブル（H C V T－S S）の場合

公 称 断 面 積	許 容 電 流
200平方ミリメートル	475アンペア

(ハ) 電 線 の 間 隔

電線の間隔は、技術上支障のない範囲で電線が最も経済的に施設できるように決定いたします。

(ト) 電線の地表上の高さ

電線の地表上の高さは、次によります。ただし、支持物に電柱を使用する場合には、電線の地表上の高さは、6メートルといたします。

区 分 \ 公称電圧	22,000 ボルト	66,000 ボルト	154,000 ボルト
山林等で人が容易に立ち入らない地域	9メートル	9メートル	10メートル
一般的な地域	13メートル	13メートル	14メートル
建造物の過密化および高層化が進展している地域、またはそれが予想される地域	15メートル	15メートル	16メートル

(チ) 耐雷設備の施設

a 公称電圧66,000ボルトおよび154,000ボルトの電線路の場合

電線路には、1条または2条の架空地線その他必要となる耐雷設備を施設いたします。この場合の架空地線の種類および太さは、アルミ被鋼線70平方ミリメートルといたします。ただし、機械的強度上、電磁誘導障害対策上必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には、これ以外のものを使用することがあります。

b 公称電圧22,000ボルトの電線路の場合

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(リ) そ の 他

a 搬送波が重畳されている電線路から他の電線路を分岐する場合は、搬送波を阻止するための装置を施設いたします。

b 支持物に電柱を使用する場合で、電線路の保守上、系統運用上必要なときには、開閉器を施設いたします。

ホ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

電線路は、管路式または暗きょ式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの種類および太さ

ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて

次の中から選定いたします。

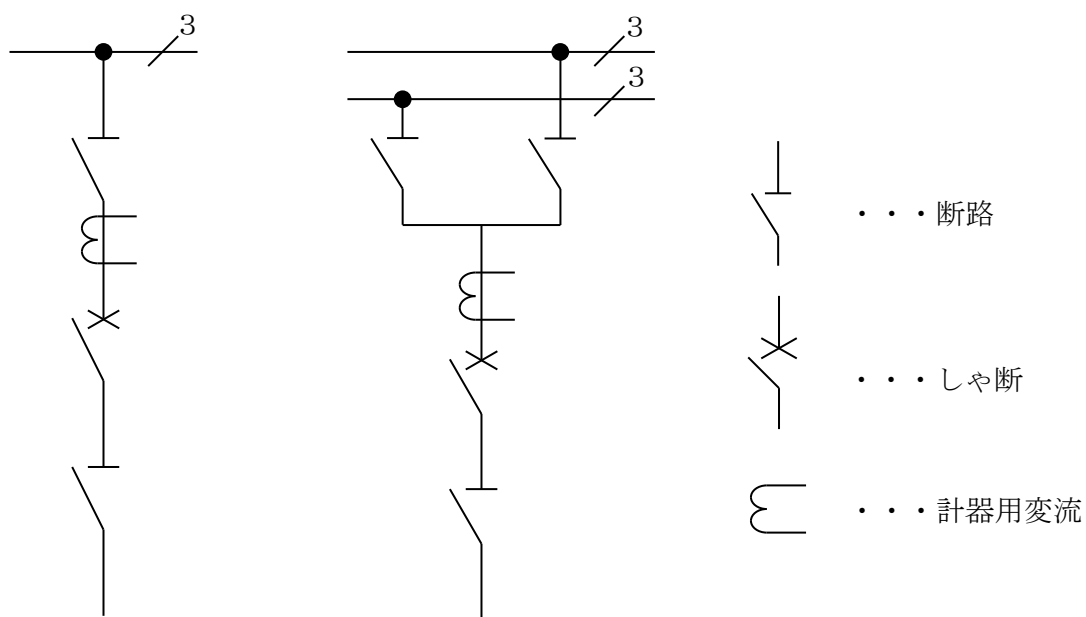
なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS 0168-1:2004, JCS 0501:2014）の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

条 件 公称電圧	22, 000ボルト		66, 000ボルト				154, 000ボルト		
	架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		OFケーブル		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		OFケーブル
種 類	トリプレックス型	単心	トリプレックス型	単心	3心	単心	トリプレックス型	単心	単心
線 心 数	3	1	3	1	3	1	3	1	1
公 称 断 面 積 (平方ミリメートル)	60	600	80	600	80	400	200	200	200
	100	800	100	800	100	600	400	400	400
	150	1, 000	150	1, 000	150	800	600	600	600
	200	1, 200	200	1, 200	200		800	800	800
	250		250	1, 400	250		1, 000	1, 000	1, 000
	325		325	1, 600	325			1, 200	1, 200
	400		400	2, 000	400			1, 400	1, 400
	500		500	2, 500				1, 600	
			600	3, 000				1, 800	
			800	3, 500				2, 000	
			1, 000					2, 500	

(3) 変 電 設 備

イ 結 線 方 式

電線路の引出口設備の結線方式は、次のとおりといたします。



単母線の場合

2重母線の場合

ロ シャ断器の選定

しゃ断器は，系統電圧に応じた最大負荷電流および現に構成され，または今後10年のうちに構成されることが予想されている系統について計算した短絡容量を基準として，最小のものといたします。

ハ 断路器の選定

断路器は，系統電圧に応じた最大負荷電流を基準として，最小のものといたします。

ニ 変流器の選定

変流器は，系統電圧に応じた最大負荷電流および事故電流を基準として，最小のものといたします。

ホ 配電盤に取り付ける装置

配電盤には，電流計，電力計，電圧計，しゃ断器操作用ハンドルその他運転に必要な装置を取り付けます。

ヘ 保護装置の施設

電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための適切な保護装置を施設いたします。

(4) 通 信 設 備

イ 電力保安通信用電話設備の施設方法

電力保安通信用電話設備は、原則として、当社が、特別高圧により電気を供給する場合に施設いたします。この場合は、架空電話線または地中電話線のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法によります。

(イ) 架空電話線の種類および施設方法

架空電話線は、伝搬距離、必要回線数等に応じたメタル通信ケーブルまたは光ファイバーケーブルとし、電柱への添架により施設いたします。

(ロ) 地中電話線の種類および施設方法

地中電話線は、伝搬距離、必要回線数等に応じたメタル通信ケーブルまたは光ファイバーケーブルといたします。

なお、この場合の施設方法は、(1)ホ(イ)または(2)ホ(イ)の施設方法に準ずるものといたします。

(ハ) 保安装置の施設

電力保安通信用電話設備には、適切な保安装置を施設いたします。

ロ 電線路保護装置用通信設備の施設

電線路保護装置用通信設備を施設する場合は、イ(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。

(5) そ の 他

この標準設計に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき、技術上適当と認められる設計によります。この場合には、その設計を標準設計といたします。

電気事業法施行規則第 27 条第 2 項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 料金の算出の根拠

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第52回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和4年7月20日開催）において、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格を参照した補正項を適用し最終保障供給料金を算定することと整理がなされたことにともない、当該内容を料金その他の供給条件に反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 最終保障供給約款の変更の内容 および新旧比較表

最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、最終保障供給料金の在り方について整理がなされたことから、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
電気最終保障供給約款 令和4年4月12日実施 東京電力パワーグリッド株式会社	電気最終保障供給約款 令和4年9月1日実施 東京電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
電気最終保障供給約款 目次 I 総則.....1 1 適用.....1 2 最終保障供給約款の届出および変更.....1 3 定義.....1 4 単位および端数処理.....3 5 実施細目.....4 II 契約の申込み.....5 6 需給契約の申込み.....5 7 需給契約の成立および契約期間.....5 8 需 要 場 所.....6 9 需給契約の単位.....7 10 供給の開始.....8 11 供給の単位.....8 12 承諾の限界.....8 13 需給契約書の作成.....9 III 契約種別および料金.....10 14 契約種別.....10 15 最終保障電力A.....10 16 最終保障電力B.....12 17 最終保障農事用電力.....15	電気最終保障供給約款 目次 I 総則.....1 1 適用.....1 2 最終保障供給約款の届出および変更.....1 3 定義.....1 4 単位および端数処理.....4 5 実施細目.....4 II 契約の申込み.....5 6 需給契約の申込み.....5 7 需給契約の成立および契約期間.....5 8 需 要 場 所.....6 9 需給契約の単位.....7 10 供給の開始.....8 11 供給の単位.....8 12 承諾の限界.....8 13 需給契約書の作成.....9 III 契約種別および料金.....10 14 契約種別.....10 15 最終保障電力A.....10 16 最終保障電力B.....13 17 最終保障農事用電力.....15

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）	
18	最終保障予備電力	17	18 最終保障予備電力
IV	料金の算定および支払い	20	IV 料金の算定および支払い
19	料金の適用開始の時期	20	19 料金の適用開始の時期
20	検針日	20	20 検針日
21	料金の算定期間	21	21 料金の算定期間
22	使用電力量等の計量	21	22 使用電力量等の計量
23	料金の算定	24	23 料金の算定
24	日割計算	24	24 日割計算
25	料金の支払義務および支払期日	25	25 料金の支払義務および支払期日
26	料金その他の支払方法	27	26 料金その他の支払方法
27	延滞利息	28	27 延滞利息
28	保証金	29	28 保証金
V	使用および供給	30	V 使用および供給
29	適正契約の保持	30	29 適正契約の保持
30	契約超過金	30	30 契約超過金
31	力率の保持	30	31 力率の保持
32	需要場所への立入りによる業務の実施	30	32 需要場所への立入りによる業務の実施
33	電気の使用にともなうお客さまの協力	31	33 電気の使用にともなうお客さまの協力
34	供給の停止	32	34 供給の停止
35	供給停止の解除	33	35 供給停止の解除
36	供給停止期間中の料金	33	36 供給停止期間中の料金
37	違約金	34	37 違約金
38	供給の中止または使用の制限もしくは中止	34	38 供給の中止または使用の制限もしくは中止
39	制限または中止の料金割引	34	39 制限または中止の料金割引
40	損害賠償の免責	37	40 損害賠償の免責
41	設備の賠償	37	41 設備の賠償

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
VI 契約の変更および終了 38 42 需給契約の変更 38 43 名義の変更 38 44 需給契約の廃止 38 45 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算 39 46 解約等 39 47 需給契約消滅後の債権債務関係 40 VII 供給方法および工事 41 48 需給地点および施設 41 49 架空引込線 42 50 地中引込線 42 51 連接引込線等 43 52 引込線の接続 44 53 計量器等の取付け 44 54 専用供給設備 44 VIII 工事費の負担 46 55 一般供給設備の工事費負担金 46 56 特別供給設備の工事費負担金 49 57 供給設備を変更する場合の工事費負担金 50 58 特別供給設備等の工事費の算定 51 59 工事費負担金の申受けおよび精算 53 60 臨時工事費 55 61 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 56 62 工事費等に関する契約書の作成 56	VI 契約の変更および終了 38 42 需給契約の変更 38 43 名義の変更 38 44 需給契約の廃止 38 45 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算 39 46 解約等 39 47 需給契約消滅後の債権債務関係 40 VII 供給方法および工事 41 48 需給地点および施設 41 49 架空引込線 42 50 地中引込線 42 51 連接引込線等 43 52 引込線の接続 44 53 計量器等の取付け 44 54 専用供給設備 44 VIII 工事費の負担 46 55 一般供給設備の工事費負担金 46 56 特別供給設備の工事費負担金 49 57 供給設備を変更する場合の工事費負担金 50 58 特別供給設備等の工事費の算定 51 59 工事費負担金の申受けおよび精算 53 60 臨時工事費 55 61 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 56 62 工事費等に関する契約書の作成 56

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）	
IX 保安	保安の責任	57	IX 保安
	保安等に対するお客さまの協力	57	63 保安の責任
			64 保安等に対するお客さまの協力
			57
			57
			57
			57
			57
			57
			57
附則	この最終保障供給約款の実施期日	58	1 この最終保障供給約款の実施期日
	標準周波数についての特別措置	58	2 標準周波数についての特別措置
	供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い	58	3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い
	供給電気方式および供給電圧についての特別措置	58	4 供給電気方式および供給電圧についての特別措置
			58
			58
			58
			58
			58
			58
別表	再生可能エネルギー発電促進賦課金	59	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金
	燃料費調整	64	2 燃料費調整
			64
			64
			64
			64
			64
			64
			64
			64
別表	契約負荷設備の総容量の算定	68	1 契約負荷設備の総容量の算定
	負荷設備の入力換算容量	64	2 負荷設備の入力換算容量
	契約受電設備容量の算定	67	3 契約受電設備容量の算定
	平均力率の算定	67	4 平均力率の算定
	契約電力の算定方法	68	5 契約電力の算定方法
	使用電力量等の協定	74	6 使用電力量等の協定
	日割計算の基本算式	72	7 日割計算の基本算式
	スポットネットワーク方式の工事費の算式	74	8 スポットネットワーク方式の工事費の算式
	標準設計	74	9 標準設計
			74

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和４年４月１２日実施）		最終保障供給約款（令和４年９月１日実施）	
I 総 則		I 総 則	
3 定 義	次	3 定 義	次
(1) 低 圧	標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。	(1) 低 圧	標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
(2) 高 圧	標準電圧6,000ボルトをいいます。	(2) 高 圧	標準電圧6,000ボルトをいいます。
(3) 特 別 高 圧	標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。	(3) 特 別 高 圧	標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。
(4) 電 灯	白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。	(4) 電 灯	白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
(5) 小 型 機 器	主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。	(5) 小 型 機 器	主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
(6) 動 力	電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。	(6) 動 力	電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
(7) 付 帯 電 灯	動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。	(7) 付 帯 電 灯	動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。
イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯		イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯	
ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯		ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯	
ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯		ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯	
ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯		ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯	

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
(8) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。	(8) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。
(9) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。	(9) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。
(10) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。	(10) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
(11) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。	(11) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。
(12) 最大需要電力 需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。	(12) 最大需要電力 需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。
(13) 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。	(13) 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
(14) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。	(14) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。	(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
(16) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。	(16) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。
(17) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。	(17) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
	(18) 平均市場価格算定期間 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。
	II 契約の申込み
13 需給契約書の作成 電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	13 需給契約書の作成 お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。 なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。
	III 契約種別および料金
15 最終保障電力A (1) 適用範囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約使用期間が1年以内であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キ	15 最終保障電力A (1) 適用範囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約使用期間が1年以内であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キ

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）																								
ロ ワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）（2）イ（i）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 （2） 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>6,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット以上 10,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>20,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>10,000キロワット以上</td><td>標準電圧</td><td>60,000ボルト</td></tr></table> （3） 契約電力 イ 契約電力は、使用される負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。	契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト	契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト	契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト	ロ ワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）（2）イ（i）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 （2） 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>6,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット以上 10,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>20,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>10,000キロワット以上</td><td>標準電圧</td><td>60,000ボルト</td></tr></table> （3） 契約電力 イ 契約電力は、使用される負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。	契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト	契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト	契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト
契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト																						
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト																						
契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト																						
契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト																						
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト																						
契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト																						

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）													
(4) 料 金	料 金	(4) 料 金	金												
	料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td rowspan="3">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,057円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,991円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,925円00銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,057円00銭	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,991円00銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,925円00銭	料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td rowspan="3">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,057円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,991円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,925円00銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,057円00銭	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,991円00銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		2,057円00銭												
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		1,991円00銭												
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,925円00銭													
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,057円00銭													
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,991円00銭													
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,925円00銭													

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）				最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）											
1キロワット時につき		標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		夏季料金		その他季料金							
		標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合				20円04銭									
		標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合				18円11銭									
						17円81銭									
ハ 力率割引および割増し				ハ 力率割引および割増し											
(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。				(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表7（平均力率の算定）によって算定された値といたします。											
(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。				(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。											
16 最終保障電力B				16 最終保障電力B											
(1) 適用範囲				(1) 適用範囲											
高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約使用期間が1年以内であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。				高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約使用期間が1年以内であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。											
イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。				イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。											

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）																																			
ロ 使用する付帯電灯について託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）（2）イ（i）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）（2）イ（ii）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 （2） 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。	<table><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>6,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット以上 10,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>20,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>10,000キロワット以上 50,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>60,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>50,000キロワット以上</td><td>標準電圧</td><td>140,000ボルト</td></tr></table>	契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト	契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト	契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト	契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	140,000ボルト	（3） 契約電力 イ 契約電力は、使用される負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。 （4） 料 金	ロ 使用する付帯電灯について託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）（2）イ（i）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）（2）イ（ii）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 （2） 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。	<table><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>6,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット以上 10,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>20,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>10,000キロワット以上 50,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>60,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>50,000キロワット以上</td><td>標準電圧</td><td>140,000ボルト</td></tr></table>	契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト	契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト	契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト	契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	140,000ボルト	（3） 契約電力 イ 契約電力は、使用される負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。 （4） 料 金
		契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト																																
		契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト																																
		契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト																																
		契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	140,000ボルト																																
契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト																																		
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト																																		
契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト																																		
契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	140,000ボルト																																		

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和４年４月１２日実施）

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）
（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただ
し、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増
しをしたものといえます。また、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによっ
て算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニに
よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イに
よって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）
ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用し
ない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金
は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,178円00銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,991円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,925円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場 合	1,859円00銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用され
た電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ
適用いたします。

最終保障供給約款（令和４年９月１日実施）

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）
（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただ
し、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増
しをしたものといえます。また、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによっ
て算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニに
よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イに
よって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）
ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（市場価格調整）（１）ホ
によって算定された市場価格調整単価が、別表３（市場価格調整）（１）ホ(イ)となる場合
は、別表３（市場価格調整）（１）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたも
のとし、別表３（市場価格調整）（１）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表
３（市場価格調整）（１）ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表３（市場価格調整）（１）ト
によって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用し
ない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金
は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,178円00銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,991円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,925円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場 合	1,859円00銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用され
た電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ
適用いたします。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）																																			
なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="4">1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>18円39銭</td><td>17円17銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>17円42銭</td><td>16円29銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>17円14銭</td><td>16円04銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>16円85銭</td><td>15円77銭</td></tr></table> ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電氣を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。 (5) そ の 他 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。				夏 季 料 金	その他季料金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	18円39銭	17円17銭	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円42銭	16円29銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円14銭	16円04銭	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円85銭	15円77銭	なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="4">1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>18円39銭</td><td>17円17銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>17円42銭</td><td>16円29銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>17円14銭</td><td>16円04銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>16円85銭</td><td>15円77銭</td></tr></table> ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表7（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電氣を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。 (5) そ の 他 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。				夏 季 料 金	その他季料金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	18円39銭	17円17銭	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円42銭	16円29銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円14銭	16円04銭	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円85銭	15円77銭
		夏 季 料 金	その他季料金																																		
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	18円39銭	17円17銭																																		
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円42銭	16円29銭																																		
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円14銭	16円04銭																																		
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円85銭	15円77銭																																		
		夏 季 料 金	その他季料金																																		
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	18円39銭	17円17銭																																		
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円42銭	16円29銭																																		
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円14銭	16円04銭																																		
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円85銭	15円77銭																																		
17 最終保障農事用電力 (1) 適用範囲 高圧または特別高圧で電氣の供給を受けて農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。		17 最終保障農事用電力 (1) 適用範囲 高圧または特別高圧で電氣の供給を受けて農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。																																			

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	
(2) 契約電力	契約電力は、最終保障電力Bに準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表7（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。
(3) 料金	料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ト(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ニ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ヘ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)ト(ロ)となる場合は、別表3（市場価格

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）																							
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。		電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。																							
<table><tr><th colspan="2"></th><th>夏 季 料 金</th><th>そ の 他 季 料 金</th></tr><tr><td rowspan="2">1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>標 準 電 圧 6, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合</td><td>14円52銭</td><td>13円66銭</td></tr><tr><td>標 準 電 圧 20, 000 ボ ル ト ま た は 60, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合</td><td>14円29銭</td><td>13円45銭</td></tr></table>				夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標 準 電 圧 6, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	14円52銭	13円66銭	標 準 電 圧 20, 000 ボ ル ト ま た は 60, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	14円29銭	13円45銭	<table><tr><th colspan="2"></th><th>夏 季 料 金</th><th>そ の 他 季 料 金</th></tr><tr><td rowspan="2">1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>標 準 電 圧 6, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合</td><td>14円52銭</td><td>13円66銭</td></tr><tr><td>標 準 電 圧 20, 000 ボ ル ト ま た は 60, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合</td><td>14円29銭</td><td>13円45銭</td></tr></table>				夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標 準 電 圧 6, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	14円52銭	13円66銭	標 準 電 圧 20, 000 ボ ル ト ま た は 60, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	14円29銭	13円45銭
		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金																						
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標 準 電 圧 6, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	14円52銭	13円66銭																						
	標 準 電 圧 20, 000 ボ ル ト ま た は 60, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	14円29銭	13円45銭																						
		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金																						
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標 準 電 圧 6, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	14円52銭	13円66銭																						
	標 準 電 圧 20, 000 ボ ル ト ま た は 60, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	14円29銭	13円45銭																						
ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、最終保障電力Bに準ずるものといたします。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。 (イ) 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。 (4) そ の 他 その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Bに準ずるものといたします。		ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、最終保障電力Bに準ずるものといたします。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。 (イ) 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。 (4) そ の 他 その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Bに準ずるものといたします。																							
18 最終保障予備電力 (1) 適用範囲	18 最終保障予備電力 (1) 適用範囲																								

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ 予 備 線 ロ 予 備 電 源 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合 (2) 契 約 電 力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるとき、契約電力は、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)によって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものとしたします。 イ 基 本 料 金	最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ 予 備 線 ロ 予 備 電 源 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合 (2) 契 約 電 力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるとき、契約電力は、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)によって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものとしたします。 イ 基 本 料 金

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電氣を使用する場合のものといたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電氣を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。 ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。 なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電氣は、原則として常時供給分によって使用した電氣とみなします。 (4) そ の 他 イ お客さまが希望される場合は、予備線による電氣の供給と予備電源による電氣の供給とをあわせて受けることができます。 ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものといたします。	基本料金は、電氣の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電氣を使用する場合のものといたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電氣を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。 ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。 なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電氣は、原則として常時供給分によって使用した電氣とみなします。 (4) そ の 他 イ お客さまが希望される場合は、予備線による電氣の供給と予備電源による電氣の供給とをあわせて受けることができます。 ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものといたします。
IV 料金の算定および支払い	IV 料金の算定および支払い
19 料金の適用開始の時期 料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	19 料金の適用開始の時期 料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
22 使用電力量等の計量 （1） 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに（6）および（7）の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 イ 20（検針日）（2）の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ 20（検針日）（5）の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 20（検針日）（6）の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。	22 使用電力量等の計量 （1） 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに（6）および（7）の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 イ 20（検針日）（2）の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ 20（検針日）（5）の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 20（検針日）（6）の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
ニ 20（検針日）（7）の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 （2） 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、（6）および（7）の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 （3） 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 （4） 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 （5） 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 （6） 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、（7）の場合を除き、次によります。 イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに（2）に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれかが大きい値といたします。	ニ 20（検針日）（7）の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 （2） 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、（6）および（7）の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 （3） 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 （4） 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 （5） 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 （6） 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、（7）の場合を除き、次によります。 イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに（2）に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれかが大きい値といたします。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
(7) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表8（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。	(7) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表9（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
24 日 割 計 算 (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金は、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率に比べて、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によりります。 (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	24 日 割 計 算 (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金は、別表10（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表10（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表10（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率に比べて、別表10（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によりります。 (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
Ⅷ 工事費の負担	Ⅷ 工事費の負担
55 一般供給設備の工事費負担金 (1) 高圧で電気の供給を受ける場合	55 一般供給設備の工事費負担金 (1) 高圧で電気の供給を受ける場合

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）																			
イ	お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を 使用される場合で、当該電気を使用前から引き続き当社の供給設備を利用さ れ、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに 施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長 が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといまし ます。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事 費負担金としてお客さまから申し受けます。	イ	お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を 使用される場合で、当該電気を使用前から引き続き当社の供給設備を利用さ れ、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに 施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長 が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといまし ます。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事 費負担金としてお客さまから申し受けます。																		
<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr><tr><td>架空配電設備の場合</td><td>超過こう長 1メートルにつき</td><td>3,520円00銭</td></tr><tr><td>地中配電設備の場合</td><td>超過こう長 1メートルにつき</td><td>27,830円00銭</td></tr></table>		区 分	単 位	金 額	架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,520円00銭	地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,830円00銭	<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr><tr><td>架空配電設備の場合</td><td>超過こう長 1メートルにつき</td><td>3,520円00銭</td></tr><tr><td>地中配電設備の場合</td><td>超過こう長 1メートルにつき</td><td>27,830円00銭</td></tr></table>		区 分	単 位	金 額	架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,520円00銭	地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,830円00銭
区 分	単 位	金 額																			
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,520円00銭																			
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,830円00銭																			
区 分	単 位	金 額																			
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,520円00銭																			
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,830円00銭																			
なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する 値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。		なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する 値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。																			
ロ	2 以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の 算定は、次によります。	ロ	2 以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の 算定は、次によります。																		
(イ) 2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表 のお客さまによる 1 申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、 イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。		(イ) 2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表 のお客さまによる 1 申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、 イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。																			
(ロ) 2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまご とに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長につ いては、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそ のお客さまが単独で使用する部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される 配電設備の工事こう長といたします。		(ロ) 2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまご とに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長につ いては、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそ のお客さまが単独で使用する部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される 配電設備の工事こう長といたします。																			
ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次に より算定いたします。		ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次に より算定いたします。																			
(イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無 償こう長を差し引いた値といたします。		(イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無 償こう長を差し引いた値といたします。																			

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）								
(ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次により ます。 架空配電設備の超過こう長 $= \frac{\text{架空配電設備} - (\text{地中配電設備} - \text{地中配電設備})}{\text{の工事こう長} - (\text{の無償こう長} - \text{の工事こう長})}$ 架空配電設備の無償こう長 $\times \frac{\text{地中配電設備の無償こう長}}$										
	(2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合 イ お客さまが新たに電氣を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電氣を使用される場合で、当該電氣を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。 (イ) 工 事 費 a 架空配電設備の場合 <table><tr><td rowspan="3">新増加契約電力1キロワットにつき</td><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>583円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>198円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>99円00銭</td></tr></table>			新増加契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	583円00銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	198円00銭	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	99円00銭
	新増加契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	583円00銭							
		標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	198円00銭							
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合		99円00銭								
なお、標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用する ときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。										

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）								
b 地中配電設備の場合 (工事こう長100メートル当たり)	<table><tr><td rowspan="3">新増加契約電力1キロワットにつき</td><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>649円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>594円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>264円00銭</td></tr></table>	新増加契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	649円00銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	594円00銭	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	264円00銭	b 地中配電設備の場合 (工事こう長100メートル当たり)	
			新増加契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	649円00銭					
				標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	594円00銭					
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	264円00銭								
<table><tr><td rowspan="3">新増加契約電力1キロワットにつき</td><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>649円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>594円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>264円00銭</td></tr></table>		新増加契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	649円00銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	594円00銭	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	264円00銭		
新増加契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		649円00銭							
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		594円00銭							
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	264円00銭								
なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。 c スポットネットワーク方式でお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、別表10（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。 なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の2次側母線で常時並行受電される方式をいいます。 (ロ) 当 社 負 担 額 <table><tr><td>新増加契約電力1キロワットにつき</td><td>5,500円00銭</td></tr></table> なお、上表の当社負担額は、最終保障農事用電力についてはその60パーセントに相当する額といたします。 ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、施設後3年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たな利用部分を新たに施設される配電設備とみなします。 (3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。ただし、送電線路から配電設備を分岐する場合は、需給地点から需給地点に最も近い送電線の接続点に至るまでの配電設備といたします。 (4) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 イ 配 電 設 備		新増加契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭	なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。 c スポットネットワーク方式でお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、別表11（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。 なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の2次側母線で常時並行受電される方式をいいます。 (ロ) 当 社 負 担 額 <table><tr><td>新増加契約電力1キロワットにつき</td><td>5,500円00銭</td></tr></table> なお、上表の当社負担額は、最終保障農事用電力についてはその60パーセントに相当する額といたします。 ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、施設後3年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たな利用部分を新たに施設される配電設備とみなします。 (3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。ただし、送電線路から配電設備を分岐する場合は、需給地点から需給地点に最も近い送電線の接続点に至るまでの配電設備といたします。 (4) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 イ 配 電 設 備		新増加契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭			
新増加契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭									
新増加契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭									

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）	
1この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、令和4年4月12日から実施いたします。	附 則	発電所、変電所または送電線路から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器、保安装置および保安通信設備ならびにこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等を含みます。）を含みます。 ロ 工 事 こ う 長 別表14（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。	発電所、変電所または送電線路から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器、保安装置および保安通信設備ならびにこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等を含みます。）を含みます。 ロ 工 事 こ う 長 別表12（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
5 損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置 別表3（市場価格調整）（1）ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。		6 この最終保障供給約款の実施にもなう切替措置 令和4年9月1日に支払義務が発生する料金および20（検針日）（1）において、当社がお客さまにあらからじめ検針日（検針の基準となる日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、令和4年9月2日から令和4年9月30日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表3（市場価格調整）（1）ホにかかわらず、零といたします。	

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和４年４月１２日実施）	最終保障供給約款（令和４年９月１日実施）
別 表	別 表
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定められます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間中は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。 ハ 検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう４月の検針日は、５月１日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定められます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間中は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。 ハ 検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう４月の検針日は、５月１日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最終保障予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 また、最終保障予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。 (ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という4月の検針日は、5月1日といたします。	イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最終保障予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 また、最終保障予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。 (ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という4月の検針日は、5月1日といたします。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和４年４月１２日実施）	最終保障供給約款（令和４年９月１日実施）
2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$ なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合 燃料費調整単価＝$(44,200円 - 平均燃料価格) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$	2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$ なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合 燃料費調整単価＝$(44,200円 - 平均燃料価格) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合 燃 料 費 = (平均燃料価格－44,200円) × <u>(2)の基準単価</u> 調整単価 <u>1,000</u>	(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合 燃 料 費 = (平均燃料価格－44,200円) × <u>(2)の基準単価</u> 調整単価 <u>1,000</u>
ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。	ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）			最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）		
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間		平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間		毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間		毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間		毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間		毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間		毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間		毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間		毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間		毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間		毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間		毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間		毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間		毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）							
(ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。 ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。 (2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table><tr><td>1キロワット時につき</td><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>22銭4厘</td></tr><tr><td></td><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>22銭1厘</td></tr></table>	1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	22銭4厘		特別高圧で供給を受ける場合	22銭1厘	
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	22銭4厘					
	特別高圧で供給を受ける場合	22銭1厘					
(3) 燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。							
最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）							
(ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。 ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。 (2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table><tr><td>1キロワット時につき</td><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>22銭4厘</td></tr><tr><td></td><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>22銭1厘</td></tr></table>	1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	22銭4厘		特別高圧で供給を受ける場合	22銭1厘	(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	22銭4厘					
	特別高圧で供給を受ける場合	22銭1厘					
3 市場価格調整 (1) 市場価格調整額の算定 イ 平均市場価格 1キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品を行います。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。 なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。							

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
	ロ 損 失 率 託送供給等約款31（損失率）に定める値といたします。 ハ 託 送 料 金 率 (イ) 高圧で電気の供給を受ける場合 託送供給等約款19（接続送電サービズ）(3)ロ(イ) c (b)に定める料金率といたします。 (ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合 託送供給等約款19（接続送電サービズ）(3)ハ(イ) c (b)に定める料金率といたします。 ニ 補正後平均市場価格 1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 $\frac{\text{補正後平均市場価格}}{\text{補正後平均}} = \frac{\text{イによって算定された平均市場価格(消費)}}{\text{税等相当額を加えたもの}} \times \frac{1}{1 \text{ ー ロの損失率}} \pm \text{ハの託送料金率}$ ホ 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。 (イ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が4 円64銭を下回る場合 市場価格調整単価は、次のとおりといたします。 a 最終保障電力 A

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）												
	<table><tr><th></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="3">1 キロワット時につき</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>2円29銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>2円01銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1円94銭</td></tr></table>		夏 季 料 金	その他季料金	1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円29銭	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2円01銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1円94銭		
	夏 季 料 金	その他季料金											
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円29銭											
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2円01銭											
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1円94銭											
	b 最終保障電力B <table><tr><th></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="4">1 キロワット時につき</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>2円02銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1円89銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1円86銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1円81銭</td></tr></table>		夏 季 料 金	その他季料金	1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円02銭	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1円89銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1円86銭	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1円81銭
	夏 季 料 金	その他季料金											
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円02銭											
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1円89銭											
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1円86銭											
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1円81銭											
	c 最終保障農事用電力 <table><tr><th></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="2">1 キロワット時につき</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>2円28銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>2円24銭</td></tr></table>		夏 季 料 金	その他季料金	1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円28銭	標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトで供給を受ける場合	2円24銭				
	夏 季 料 金	その他季料金											
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円28銭											
	標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトで供給を受ける場合	2円24銭											
	(ロ) 1キロワットあたりの平均市場価格が4円64銭以上となり、かつ、1キロワットあたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合 市場価格調整単価は、零といたします。 (ハ) 1キロワットあたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合												
	合												

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
	市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。 へ 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）																										
	<table><tr><th>平均市場価格算定期間</th><th>市場価格調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年1月21日から2月20日 までの期間</td><td>その年の3月の検針日から4月の 検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年2月21日から3月20日 までの期間</td><td>その年の4月の検針日から5月の 検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年3月21日から4月20日 までの期間</td><td>その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年4月21日から5月20日 までの期間</td><td>その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年5月21日から6月20日 までの期間</td><td>その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年6月21日から7月20日 までの期間</td><td>その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年7月21日から8月20日 までの期間</td><td>その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年8月21日から9月20日 までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年9月21日から10月20日 までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年10月21日から11月20日 までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年11月21日から12月20日 までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の 検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年12月21日から翌年の 1月20日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の 検針日の前日までの期間</td></tr></table>	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年1月21日から2月20日 までの期間	その年の3月の検針日から4月の 検針日の前日までの期間	毎年2月21日から3月20日 までの期間	その年の4月の検針日から5月の 検針日の前日までの期間	毎年3月21日から4月20日 までの期間	その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間	毎年4月21日から5月20日 までの期間	その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間	毎年5月21日から6月20日 までの期間	その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間	毎年6月21日から7月20日 までの期間	その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間	毎年7月21日から8月20日 までの期間	その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間	毎年8月21日から9月20日 までの期間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間	毎年9月21日から10月20日 までの期間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間	毎年10月21日から11月20日 までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間	毎年11月21日から12月20日 までの期間	翌年の1月の検針日から2月の 検針日の前日までの期間	毎年12月21日から翌年の 1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の 検針日の前日までの期間
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																										
毎年1月21日から2月20日 までの期間	その年の3月の検針日から4月の 検針日の前日までの期間																										
毎年2月21日から3月20日 までの期間	その年の4月の検針日から5月の 検針日の前日までの期間																										
毎年3月21日から4月20日 までの期間	その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間																										
毎年4月21日から5月20日 までの期間	その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間																										
毎年5月21日から6月20日 までの期間	その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間																										
毎年6月21日から7月20日 までの期間	その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間																										
毎年7月21日から8月20日 までの期間	その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間																										
毎年8月21日から9月20日 までの期間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間																										
毎年9月21日から10月20日 までの期間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間																										
毎年10月21日から11月20日 までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間																										
毎年11月21日から12月20日 までの期間	翌年の1月の検針日から2月の 検針日の前日までの期間																										
毎年12月21日から翌年の 1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の 検針日の前日までの期間																										
(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。																											

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
	(ハ) 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、<u>(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。</u> ト 市場価格調整額 市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。 (2) 調整基準単価 調整基準単価は、15（最終保障電力A）（4）ロ、16（最終保障電力B）（4）ロまたは17（最終保障農事用電力）（3）ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。 (3) 市場価格調整単価のお知らせ 当社は、（1）ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
3- 契約負荷設備の総容量の算定 (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。	4 契約負荷設備の総容量の算定 (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）			
(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 1 差込口につき50ボルトアンペア (ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき100ボルトアンペア	(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 1 差込口につき50ボルトアンペア (ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき100ボルトアンペア	(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 1 差込口につき50ボルトアンペア (ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき100ボルトアンペア	(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 1 差込口につき50ボルトアンペア (ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき100ボルトアンペア		
(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。		(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。			
4 負荷設備の入力換算容量 (1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。		5 負荷設備の入力換算容量 (1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。			
イ け い 光 灯		イ け い 光 灯			
高力率型 低力率型	換 算 容 量		管灯の定格消費電力 (ワット) ×125パーセント 管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント 管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント		
	入力（ボルトアンペア）				
	入力（ワット）				
ロ ネ オ ン 管 灯		ロ ネ オ ン 管 灯			
2次電圧（ボルト） 3,000 6,000 9,000 12,000 15,000	換 算 容 量		2次電圧（ボルト） 30 60 100 140 180		
	入力（ボルトアンペア）				
	高力率型	低力率型			
	30	80			
	60	150			

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）	
ハ スリームラインランプ		ハ スリームラインランプ	
管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量		管の長さ（ミリメートル）
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）	
	40	40	
	60	60	
	70	70	
	80	80	
2,368以下	100	100	2,368以下
ニ 水 銀 灯		ニ 水 銀 灯	

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）			最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）			
出力 (ワット)	換 算 容 量		出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）			入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型		高力率型	低力率型	
40以下	60	130	40以下	60	130	50
60以下	80	170	60以下	80	170	70
80以下	100	190	80以下	100	190	90
100以下	150	200	100以下	150	200	130
125以下	160	290	125以下	160	290	145
200以下	250	400	200以下	250	400	230
250以下	300	500	250以下	300	500	270
300以下	350	550	300以下	350	550	325
400以下	500	750	400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 单相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の单相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

(2) 誘導電動機

イ 单相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の单相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。	ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。
5- 契約受電設備容量の算定 単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。 （1） Δ または Y 結線の場合 群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 3 （2） V 結線（同容量変圧器）の場合 群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 2 × 0.866 （3） 変則 V 結線（異容量変圧器）の場合 群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア） － 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア） ＋ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア） × 2 × 0.866	6 契約受電設備容量の算定 単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。 （1） Δ または Y 結線の場合 群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 3 （2） V 結線（同容量変圧器）の場合 群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 2 × 0.866 （3） 変則 V 結線（異容量変圧器）の場合 群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア） － 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア） ＋ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア） × 2 × 0.866
6- 平均力率の算定 （1） 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。	7 平均力率の算定 （1） 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
平均力率（パーセント）＝ $\frac{\sqrt{(有効電力量)^2 + (無効電力量)^2}}{有効電力量} \times 100$	平均力率（パーセント）＝ $\frac{\sqrt{(有効電力量)^2 + (無効電力量)^2}}{有効電力量} \times 100$
(2) 有効電力量および無効電力量の計量については、22(使用電力量等の計量)(1),(3),(4),(6)イおよび(7)に準ずるものとしています。ただし、有効電力量または無効電力量は、22(使用電力量等の計量)(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同等にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものとしています。	(2) 有効電力量および無効電力量の計量については、22(使用電力量等の計量)(1),(3),(4),(6)イおよび(7)に準ずるものとしています。ただし、有効電力量または無効電力量は、22(使用電力量等の計量)(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同等にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものとしています。
7 契約電力の算定方法 高圧で電気の供給を受ける最終保障農事用電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものとなります。 (1) 契約負荷設備によってえた値 契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしています。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。 なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表3（契約負荷設備の総容量の算定）(1)（この場合、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電氣を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はハによって算定し、ロの係数を乗じないものとしています。 イ 契約負荷設備のうち	8 契約電力の算定方法 高圧で電気の供給を受ける最終保障農事用電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものとなります。 (1) 契約負荷設備によってえた値 契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしています。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。 なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表4（契約負荷設備の総容量の算定）(1)（この場合、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電氣を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はハによって算定し、ロの係数を乗じないものとしています。 イ 契約負荷設備のうち

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和４年４月１２日実施）			最終保障供給約款（令和４年９月１日実施）		
最大の入力 のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント	最大の入力 のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント		次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント		上記以外のものの入力につき	90パーセント
ただし、電灯または小型機器は、その全部を１台の契約負荷設備とみなします。 ロ イによってえた値の合計のうち			ただし、電灯または小型機器は、その全部を１台の契約負荷設備とみなします。 ロ イによってえた値の合計のうち		
最初の６キロワットにつき		100パーセント	最初の６キロワットにつき		100パーセント
次の14キロワットにつき		90パーセント	次の14キロワットにつき		90パーセント
次の30キロワットにつき		80パーセント	次の30キロワットにつき		80パーセント
次の100キロワットにつき		70パーセント	次の100キロワットにつき		70パーセント
次の150キロワットにつき		60パーセント	次の150キロワットにつき		60パーセント
次の200キロワットにつき		50パーセント	次の200キロワットにつき		50パーセント
500キロワットをこえる部分につき		30パーセント	500キロワットをこえる部分につき		30パーセント
ハ 負荷設備の入力をその回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置の定格電流により算定する場合は、次によります。 (イ) その回路の電気方式および電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合			ハ 負荷設備の入力をその回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置の定格電流により算定する場合は、次によります。 (イ) その回路の電気方式および電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合		
主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×		1	主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×		1
		1,000			1,000
なお、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。			なお、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。		
(ロ) その回路の電気方式および電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合			(ロ) その回路の電気方式および電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合		

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）																				
主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732× 1 1,000	主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732× 1 1,000																				
(2) 契約受電設備によってえた値 契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表5〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。 <table><tr><td>最初の50キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>次の50キロワットにつき</td><td>70パーセント</td></tr><tr><td>次の200キロワットにつき</td><td>60パーセント</td></tr><tr><td>次の300キロワットにつき</td><td>50パーセント</td></tr><tr><td>600キロワットをこえる部分につき</td><td>40パーセント</td></tr></table> ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。 イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器 ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器 ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。） ニ 予備設備であることが明らかな変圧器	最初の50キロワットにつき	80パーセント	次の50キロワットにつき	70パーセント	次の200キロワットにつき	60パーセント	次の300キロワットにつき	50パーセント	600キロワットをこえる部分につき	40パーセント	(2) 契約受電設備によってえた値 契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表6〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。 <table><tr><td>最初の50キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>次の50キロワットにつき</td><td>70パーセント</td></tr><tr><td>次の200キロワットにつき</td><td>60パーセント</td></tr><tr><td>次の300キロワットにつき</td><td>50パーセント</td></tr><tr><td>600キロワットをこえる部分につき</td><td>40パーセント</td></tr></table> ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。 イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器 ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器 ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。） ニ 予備設備であることが明らかな変圧器	最初の50キロワットにつき	80パーセント	次の50キロワットにつき	70パーセント	次の200キロワットにつき	60パーセント	次の300キロワットにつき	50パーセント	600キロワットをこえる部分につき	40パーセント
最初の50キロワットにつき	80パーセント																				
次の50キロワットにつき	70パーセント																				
次の200キロワットにつき	60パーセント																				
次の300キロワットにつき	50パーセント																				
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント																				
最初の50キロワットにつき	80パーセント																				
次の50キロワットにつき	70パーセント																				
次の200キロワットにつき	60パーセント																				
次の300キロワットにつき	50パーセント																				
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント																				
8- 使用電力量等の協定 使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。 (1) 使用電力量の協定 原則として次のいずれかの値といたします。 イ 過去の使用電力量による場合	9 使用電力量等の協定 使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。 (1) 使用電力量の協定 原則として次のいずれかの値といたします。 イ 過去の使用電力量による場合																				

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 (イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ (ロ) 前3月間の使用電力量による場合 $\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、53（計量器等の取付け）に準ずるものとしたします。 ホ 公差をこえる誤差により修正する場合	次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 (イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ (ロ) 前3月間の使用電力量による場合 $\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、53（計量器等の取付け）に準ずるものとしたします。 ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和４年４月１２日実施）	最終保障供給約款（令和４年９月１日実施）
計量電力量 100パーセント＋（±誤差率）	計量電力量 100パーセント＋（±誤差率）
なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 (イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 (2) 最大需要電力の協定 (1)に準ずるものといたします。	なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 (イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 (2) 最大需要電力の協定 (1)に準ずるものといたします。
9 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、23（料金の算定）（1）ハまたはニに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 23（料金の算定）（1）イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 23（料金の算定）（1）ロの場合	10 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、23（料金の算定）（1）ハまたはニに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 23（料金の算定）（1）イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 23（料金の算定）（1）ロの場合

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、最終保障電力A、最終保障電力Bおよび最終保障農事用電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によりります。 ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (イ) 23（料金の算定）（1）イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 23（料金の算定）（1）ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によりります。 (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）イにいう検針期間の日数は、次のとおりいたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 21（料金の算定期間）（2）の場合は、（1）イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）イにいう検針期間の日数は、（2）に準ずるものといたします。この場合、（2）にいう検針日は、計量日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）イにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合	料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、最終保障電力A、最終保障電力Bおよび最終保障農事用電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によりります。 ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (イ) 23（料金の算定）（1）イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 23（料金の算定）（1）ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によりります。 (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）イにいう検針期間の日数は、次のとおりいたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 21（料金の算定期間）（2）の場合は、（1）イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）イにいう検針期間の日数は、（2）に準ずるものといたします。この場合、（2）にいう検針日は、計量日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）イにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 （5） 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（1）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 （5） 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（1）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。
10 スポットネットワーク方式の工事費の算式 55（一般供給設備の工事費負担金）（2）イ（イ）cの工事費の算定は、次の算式によります。 $\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$ この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。 55（一般供給設備の工事費負担金）（2）× {100パーセント+20パーセント×（利用回線数－1）} イ（イ）bの工事費単価	11 スポットネットワーク方式の工事費の算式 55（一般供給設備の工事費負担金）（2）イ（イ）cの工事費の算定は、次の算式によります。 $\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$ この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。 55（一般供給設備の工事費負担金）（2）× {100パーセント+20パーセント×（利用回線数－1）} イ（イ）bの工事費単価
14 標準設計 （1） 高圧電線路 イ 電圧降下の許容限度 電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。 なお、この場合の電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までといたします。	12 標準設計 （1） 高圧電線路 イ 電圧降下の許容限度 電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。 なお、この場合の電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までといたします。

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）				最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）				
区域	公称電圧	高 圧		市 街 地	3,300ボルト	6,600ボルト	3,300ボルト	6,600ボルト
市 街 地				市 街 地			300ボルト	
そ の 他				そ の 他	150ボルト	600ボルト	150ボルト	600ボルト
電線路の経路				電線路の経路				
電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。				電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。				
電線路の種類				電線路の種類				
電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。				電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。				
二 架 空 電 線 路				二 架 空 電 線 路				
(イ) 電線路の施設方法				(イ) 電線路の施設方法				
a 電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替または負荷の分割のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。				a 電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替または負荷の分割のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。				
b 電線路を単独で施設する場合は、原則として1回線といたします。				b 電線路を単独で施設する場合は、原則として1回線といたします。				
(ロ) 支持物の種類				(ロ) 支持物の種類				
電線路の支持物は、原則として工場打ち鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、当社が技術上、経済上適当と認めた場合には、鉄筋コンクリート鋼管複合柱、鋼管柱、木柱等といたします。				電線路の支持物は、原則として工場打ち鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、当社が技術上、経済上適当と認めた場合には、鉄筋コンクリート鋼管複合柱、鋼管柱、木柱等といたします。				
(ハ) 径 間				(ハ) 径 間				
径間は、原則として次によります。				径間は、原則として次によります。				
施 設 地 域		径 間		施 設 地 域		径 間		
市 街 地		30メートル		市 街 地		30メートル		
そ の 他		40メートル		そ の 他		40メートル		
(ニ) 支持物の長さ				(ニ) 支持物の長さ				

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）		最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）																																																							
電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、根入れ、電線の弛度、装柱等の施設場所の状況から、この長さ以外のものを使用することがあります。 <table><tr><th>施設地域</th><th>市</th><th>街</th><th>地</th><th>そ</th><th>他</th></tr><tr><td>装柱</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>高</td><td>庄</td><td>15メートル</td><td></td><td></td><td>15メートル</td></tr></table> (ホ) がいしの種類 電線路で使用するがいしは、次によります。 <table><tr><th>使用箇所</th><th>引通箇所</th><th>引留箇所</th></tr><tr><td>電圧</td><td></td><td></td></tr><tr><td>高</td><td>高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし</td><td>高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし</td></tr></table> (ハ) 装柱 電線路については、水平配列による装柱といたします。ただし、他の電気工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、または消防活動の円滑化等地域の事情により、D型装柱、スパーサー装柱、架空ケーブル装柱等の特殊な装柱とすることがあります。 (ト) 付属材料の種類 a 電線路を水平配列とする場合は、軽腕金を施設いたします。 b 支柱、支線柱は、技術上適当と認められるコンクリート柱等といたします。 c 電線路を保守するため、電線路の分岐箇所その他必要な箇所に、自動式または手動式の高圧負荷開閉器を施設いたします。 (チ) 電線の種類および太さ a 電線は、導体が銅線、アルミ線もしくは鋼心アルミより線の絶縁電線または架空ケーブルといたします。 b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。		施設地域	市	街	地	そ	他	装柱						高	庄	15メートル			15メートル	使用箇所	引通箇所	引留箇所	電圧			高	高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし	電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、根入れ、電線の弛度、装柱等の施設場所の状況から、この長さ以外のものを使用することがあります。 <table><tr><th>施設地域</th><th>市</th><th>街</th><th>地</th><th>そ</th><th>他</th></tr><tr><td>装柱</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>高</td><td>庄</td><td>15メートル</td><td></td><td></td><td>15メートル</td></tr></table> (ホ) がいしの種類 電線路で使用するがいしは、次によります。 <table><tr><th>使用箇所</th><th>引通箇所</th><th>引留箇所</th></tr><tr><td>電圧</td><td></td><td></td></tr><tr><td>高</td><td>高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし</td><td>高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし</td></tr></table> (ハ) 装柱 電線路については、水平配列による装柱といたします。ただし、他の電気工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、または消防活動の円滑化等地域の事情により、D型装柱、スパーサー装柱、架空ケーブル装柱等の特殊な装柱とすることがあります。 (ト) 付属材料の種類 a 電線路を水平配列とする場合は、軽腕金を施設いたします。 b 支柱、支線柱は、技術上適当と認められるコンクリート柱等といたします。 c 電線路を保守するため、電線路の分岐箇所その他必要な箇所に、自動式または手動式の高圧負荷開閉器を施設いたします。 (チ) 電線の種類および太さ a 電線は、導体が銅線、アルミ線もしくは鋼心アルミより線の絶縁電線または架空ケーブルといたします。 b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。		施設地域	市	街	地	そ	他	装柱						高	庄	15メートル			15メートル	使用箇所	引通箇所	引留箇所	電圧			高	高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし
施設地域	市	街	地	そ	他																																																				
装柱																																																									
高	庄	15メートル			15メートル																																																				
使用箇所	引通箇所	引留箇所																																																							
電圧																																																									
高	高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし																																																							
施設地域	市	街	地	そ	他																																																				
装柱																																																									
高	庄	15メートル			15メートル																																																				
使用箇所	引通箇所	引留箇所																																																							
電圧																																																									
高	高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし																																																							

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）										最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）																												
<table><tr><th colspan="2">電線の種類</th><th>アルミ線</th><th>ケーブル</th></tr><tr><td>電圧</td><td></td><td>公称断面積32平方ミリメートル以上</td><td>公称断面積38平方ミリメートル以上</td></tr><tr><td>高圧</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					電線の種類		アルミ線	ケーブル	電圧		公称断面積32平方ミリメートル以上	公称断面積38平方ミリメートル以上	高圧									<table><tr><th colspan="2">電線の種類</th><th>アルミ線</th><th>ケーブル</th></tr><tr><td>電圧</td><td></td><td>公称断面積32平方ミリメートル以上</td><td>公称断面積38平方ミリメートル以上</td></tr><tr><td>高圧</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					電線の種類		アルミ線	ケーブル	電圧		公称断面積32平方ミリメートル以上	公称断面積38平方ミリメートル以上	高圧			
電線の種類		アルミ線	ケーブル																																			
電圧		公称断面積32平方ミリメートル以上	公称断面積38平方ミリメートル以上																																			
高圧																																						
電線の種類		アルミ線	ケーブル																																			
電圧		公称断面積32平方ミリメートル以上	公称断面積38平方ミリメートル以上																																			
高圧																																						
c 電線の許容電流は、次によります。										c 電線の許容電流は、次によります。																												
(単位：アンペア)										(単位：アンペア)																												
種別		太さ		より線（平方ミリメートル）								種別		太さ		より線（平方ミリメートル）																						
				32	38	100	120	150	200	240	32					38	100	120	150	200	240																	
高圧絶縁電線		銅心アルミより線（ACSR-OE線）		132								銅心アルミより線（ACSR-OE線）		132		288																						
		硬アルミ線（HAL-OC線）										硬アルミ線（HAL-OC線）				530																						
高圧架空ケーブル（CVT-SS，HCVT-SS）		トリプレックス型自己支持形高圧架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル										トリプレックス型自己支持形高圧架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル				155 275 475																						
		銅線（IJP）										銅線（IJP）				345 450 545																						
緑廻し用電線										緑廻し用電線																												

(注) 電線およびケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS0168-1:2004）に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出してあります。

(i) 耐雷設備の施設

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(x) 耐塩設備の施設

塩害発生のおそれの多い地域に施設する電線路には、耐塩がいし類その他の耐塩構造の設備を施設いたします。

ホ 地 中 電 線 路

(i) 電線路の施設方法

(注) 電線およびケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS0168-1:2004）に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出してあります。

(i) 耐雷設備の施設

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(x) 耐塩設備の施設

塩害発生のおそれの多い地域に施設する電線路には、耐塩がいし類その他の耐塩構造の設備を施設いたします。

ホ 地 中 電 線 路

(i) 電線路の施設方法

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）																																										
電線路は、管路式、暗きよ式または直埋式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。 (ロ) ケーブルの選定 ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。 なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS0168-1:2004）の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。	電線路は、管路式、暗きよ式または直埋式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。 (ロ) ケーブルの選定 ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。 なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS0168-1:2004）の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。																																										
<table><tr><th>条 件</th><th>公称電圧</th><th>6, 600ボルト</th></tr><tr><td>種 類</td><td></td><td>架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス型) (C V - T ケーブル)</td></tr><tr><td>線 心 数</td><td></td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="4">公 称 断 面 積 (平 方 ミ リ メ ー ト ル)</td><td></td><td>60</td></tr><tr><td></td><td>150</td></tr><tr><td></td><td>250</td></tr><tr><td></td><td>325</td></tr><tr><td></td><td></td><td>500</td></tr></table>	条 件	公称電圧	6, 600ボルト	種 類		架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス型) (C V - T ケーブル)	線 心 数		3	公 称 断 面 積 (平 方 ミ リ メ ー ト ル)		60		150		250		325			500	<table><tr><th>条 件</th><th>公称電圧</th><th>6, 600ボルト</th></tr><tr><td>種 類</td><td></td><td>架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス型) (C V - T ケーブル)</td></tr><tr><td>線 心 数</td><td></td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="4">公 称 断 面 積 (平 方 ミ リ メ ー ト ル)</td><td></td><td>60</td></tr><tr><td></td><td>150</td></tr><tr><td></td><td>250</td></tr><tr><td></td><td>325</td></tr><tr><td></td><td></td><td>500</td></tr></table>	条 件	公称電圧	6, 600ボルト	種 類		架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス型) (C V - T ケーブル)	線 心 数		3	公 称 断 面 積 (平 方 ミ リ メ ー ト ル)		60		150		250		325			500
条 件	公称電圧	6, 600ボルト																																									
種 類		架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス型) (C V - T ケーブル)																																									
線 心 数		3																																									
公 称 断 面 積 (平 方 ミ リ メ ー ト ル)		60																																									
		150																																									
		250																																									
		325																																									
		500																																									
条 件	公称電圧	6, 600ボルト																																									
種 類		架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス型) (C V - T ケーブル)																																									
線 心 数		3																																									
公 称 断 面 積 (平 方 ミ リ メ ー ト ル)		60																																									
		150																																									
		250																																									
		325																																									
		500																																									
(ハ) 多回路開閉器および高圧供給用配電箱の施設 a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。 b 高圧供給用配電箱は、高圧で電気を供給する場合に接続装置として施設いたします。 (ニ) 高圧で電気を供給する場合は、地中電線路からπ型の引込線（π引込みといいます。）を施設いたします。 (2) 特別高圧電線路 イ 電圧降下の許容限度 電線路の電圧降下の許容限度は、次のとおりいたします。	(ハ) 多回路開閉器および高圧供給用配電箱の施設 a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。 b 高圧供給用配電箱は、高圧で電気を供給する場合に接続装置として施設いたします。 (ニ) 高圧で電気を供給する場合は、地中電線路からπ型の引込線（π引込みといいます。）を施設いたします。 (2) 特別高圧電線路 イ 電圧降下の許容限度 電線路の電圧降下の許容限度は、次のとおりいたします。																																										

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）																
なお、この場合の電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までといたします。 <table><tr><td>公 称 電 圧</td><td>22,000ボルト</td><td>66,000ボルト</td><td>154,000ボルト</td></tr><tr><td>電圧降下の許容限度</td><td>2,000ボルト</td><td>6,000ボルト</td><td>14,000ボルト</td></tr></table> ロ 電線路の経路 電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。 ハ 電線路の種類 電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。 ニ 架空電線路 (イ) 電線路の施設方法 電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替等のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。 なお、他の電線路との併架により施設する場合には、上部に電圧の高いものを施設いたします。 (ロ) 支持物の種類 電線路の支持物は、鉄塔といたします。ただし、公称電圧22,000ボルトの場合で、当社が技術上、経済上適当と認めたときには、電線路の支持物は、電柱とすることがあります。この場合には、工場打ち鉄筋コンクリート柱を使用いたします。 (ハ) 径間 a 支持物を鉄塔とする場合 径間は、原則として250メートル以上、350メートル以下といたします。 b 支持物を電柱とする場合 径間は、原則として40メートルといたします。 (ニ) がいいの種類および連結個数	公 称 電 圧	22,000ボルト	66,000ボルト	154,000ボルト	電圧降下の許容限度	2,000ボルト	6,000ボルト	14,000ボルト	なお、この場合の電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までといたします。 <table><tr><td>公 称 電 圧</td><td>22,000ボルト</td><td>66,000ボルト</td><td>154,000ボルト</td></tr><tr><td>電圧降下の許容限度</td><td>2,000ボルト</td><td>6,000ボルト</td><td>14,000ボルト</td></tr></table> ロ 電線路の経路 電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。 ハ 電線路の種類 電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。 ニ 架空電線路 (イ) 電線路の施設方法 電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替等のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。 なお、他の電線路との併架により施設する場合には、上部に電圧の高いものを施設いたします。 (ロ) 支持物の種類 電線路の支持物は、鉄塔といたします。ただし、公称電圧22,000ボルトの場合で、当社が技術上、経済上適当と認めたときには、電線路の支持物は、電柱とすることがあります。この場合には、工場打ち鉄筋コンクリート柱を使用いたします。 (ハ) 径間 a 支持物を鉄塔とする場合 径間は、原則として250メートル以上、350メートル以下といたします。 b 支持物を電柱とする場合 径間は、原則として40メートルといたします。 (ニ) がいいの種類および連結個数	公 称 電 圧	22,000ボルト	66,000ボルト	154,000ボルト	電圧降下の許容限度	2,000ボルト	6,000ボルト	14,000ボルト
公 称 電 圧	22,000ボルト	66,000ボルト	154,000ボルト														
電圧降下の許容限度	2,000ボルト	6,000ボルト	14,000ボルト														
公 称 電 圧	22,000ボルト	66,000ボルト	154,000ボルト														
電圧降下の許容限度	2,000ボルト	6,000ボルト	14,000ボルト														

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）												最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）											
a がいしは、直径250ミリメートルの懸垂がいし（以下「懸垂がいし」といいます。）または長幹がいしといたします。 b 懸垂がいしの連結個数は、次によります。ただし、煙じん汚損が著しい地域等に施設する場合には、その個数に1個または2個を加えることがあります。												a がいしは、直径250ミリメートルの懸垂がいし（以下「懸垂がいし」といいます。）または長幹がいしといたします。 b 懸垂がいしの連結個数は、次によります。ただし、煙じん汚損が著しい地域等に施設する場合には、その個数に1個または2個を加えることがあります。											
公電圧称	塩分付着量 （ミリグラム/ 平方センチメートル）	0.01以下	0.01超過	0.03以下	0.03超過	0.06以下	0.06超過	0.12以下	0.12超過	0.25以下	0.25超過												
	22, 000ボルト	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3												
	66, 000ボルト	5	6	7	8	9	10以上																
	154, 000ボルト	11	14	16	18	21	22以上																
c 長幹がいしとする場合は、bに準ずるものといたします。												c 長幹がいしとする場合は、bに準ずるものといたします。											
(※) 電線の種類および太さ												(※) 電線の種類および太さ											
a 支持物を鉄塔とする場合												a 支持物を鉄塔とする場合											
電線は、鋼心アルミより線といたします。ただし、機械的強度上とくに必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には、これ以外のものとすることがあります。 なお、鋼心アルミより線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。ただし、他の電線路との併架により施設する場合には、その電線路に既に施設されている電線と同じ太さのものとすることがあります。												電線は、鋼心アルミより線といたします。ただし、機械的強度上とくに必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には、これ以外のものとすることがあります。 なお、鋼心アルミより線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。ただし、他の電線路との併架により施設する場合には、その電線路に既に施設されている電線と同じ太さのものとすることがあります。											

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）																																				
<table><tr><th>公称断面積</th><th>許容電流</th></tr><tr><td>160平方ミリメートル</td><td>484アンペア</td></tr><tr><td>240平方ミリメートル</td><td>635アンペア</td></tr><tr><td>410平方ミリメートル</td><td>873アンペア</td></tr><tr><td>610平方ミリメートル</td><td>1,088アンペア</td></tr></table> b 支持物を電柱とする場合 電線は、架空ケーブルといたします。 なお、その太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。 (a) 架空ケーブル（CVT－SS）の場合 <table><tr><th>公称断面積</th><th>許容電流</th></tr><tr><td>100平方ミリメートル</td><td>275アンペア</td></tr></table> (b) 架空ケーブル（HCVT－SS）の場合 <table><tr><th>公称断面積</th><th>許容電流</th></tr><tr><td>200平方ミリメートル</td><td>475アンペア</td></tr></table> (ハ) 電線の間隔 電線の間隔は、技術上支障のない範囲で電線が最も経済的に施設できるように決定いたします。 (ト) 電線の地表上の高さ 電線の地表上の高さは、次によります。ただし、支持物に電柱を使用する場合には、電線の地表上の高さは、6メートルといたします。	公称断面積	許容電流	160平方ミリメートル	484アンペア	240平方ミリメートル	635アンペア	410平方ミリメートル	873アンペア	610平方ミリメートル	1,088アンペア	公称断面積	許容電流	100平方ミリメートル	275アンペア	公称断面積	許容電流	200平方ミリメートル	475アンペア	<table><tr><th>公称断面積</th><th>許容電流</th></tr><tr><td>160平方ミリメートル</td><td>484アンペア</td></tr><tr><td>240平方ミリメートル</td><td>635アンペア</td></tr><tr><td>410平方ミリメートル</td><td>873アンペア</td></tr><tr><td>610平方ミリメートル</td><td>1,088アンペア</td></tr></table> b 支持物を電柱とする場合 電線は、架空ケーブルといたします。 なお、その太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。 (a) 架空ケーブル（CVT－SS）の場合 <table><tr><th>公称断面積</th><th>許容電流</th></tr><tr><td>100平方ミリメートル</td><td>275アンペア</td></tr></table> (b) 架空ケーブル（HCVT－SS）の場合 <table><tr><th>公称断面積</th><th>許容電流</th></tr><tr><td>200平方ミリメートル</td><td>475アンペア</td></tr></table> (ハ) 電線の間隔 電線の間隔は、技術上支障のない範囲で電線が最も経済的に施設できるように決定いたします。 (ト) 電線の地表上の高さ 電線の地表上の高さは、次によります。ただし、支持物に電柱を使用する場合には、電線の地表上の高さは、6メートルといたします。	公称断面積	許容電流	160平方ミリメートル	484アンペア	240平方ミリメートル	635アンペア	410平方ミリメートル	873アンペア	610平方ミリメートル	1,088アンペア	公称断面積	許容電流	100平方ミリメートル	275アンペア	公称断面積	許容電流	200平方ミリメートル	475アンペア
公称断面積	許容電流																																				
160平方ミリメートル	484アンペア																																				
240平方ミリメートル	635アンペア																																				
410平方ミリメートル	873アンペア																																				
610平方ミリメートル	1,088アンペア																																				
公称断面積	許容電流																																				
100平方ミリメートル	275アンペア																																				
公称断面積	許容電流																																				
200平方ミリメートル	475アンペア																																				
公称断面積	許容電流																																				
160平方ミリメートル	484アンペア																																				
240平方ミリメートル	635アンペア																																				
410平方ミリメートル	873アンペア																																				
610平方ミリメートル	1,088アンペア																																				
公称断面積	許容電流																																				
100平方ミリメートル	275アンペア																																				
公称断面積	許容電流																																				
200平方ミリメートル	475アンペア																																				

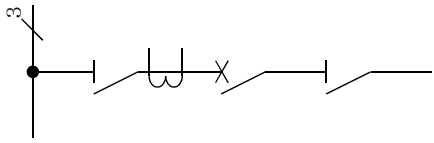
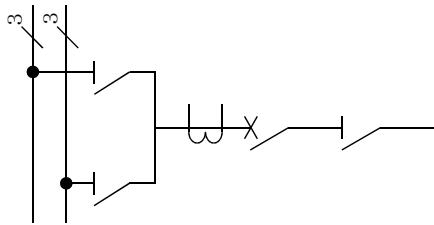
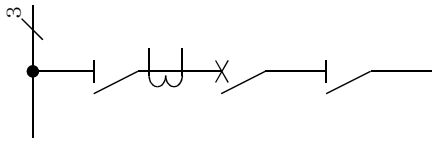
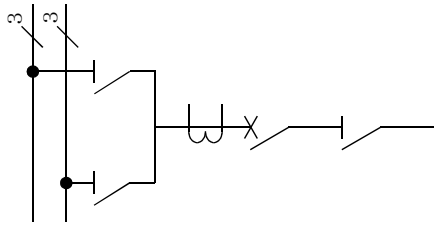
最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）					最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）				
区分		公称電圧			区分		公称電圧		
		22,000 ボルト	66,000 ボルト	154,000 ボルト			22,000 ボルト	66,000 ボルト	154,000 ボルト
山林等で人が容易に立ち入らない地域		9メートル	9メートル	10メートル	山林等で人が容易に立ち入らない地域		9メートル	9メートル	10メートル
一般的な地域		13メートル	13メートル	14メートル	一般的な地域		13メートル	13メートル	14メートル
建造物の過密化および高層化が進展している地域、またはそれが予想される地域		15メートル	15メートル	16メートル	建造物の過密化および高層化が進展している地域、またはそれが予想される地域		15メートル	15メートル	16メートル
(ナ) 耐雷設備の施設					(ナ) 耐雷設備の施設				
a 公称電圧66,000ボルトおよび154,000ボルトの電線路の場合 電線路には、1条または2条の架空地線その他必要となる耐雷設備を施設いたします。この場合の架空地線の種類および太さは、アルミ被鋼線70平方ミリメートルといたします。ただし、機械的強度上、電磁誘導障害対策上必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には、これ以外のものを使用することがあります。					a 公称電圧66,000ボルトおよび154,000ボルトの電線路の場合 電線路には、1条または2条の架空地線その他必要となる耐雷設備を施設いたします。この場合の架空地線の種類および太さは、アルミ被鋼線70平方ミリメートルといたします。ただし、機械的強度上、電磁誘導障害対策上必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には、これ以外のものを使用することがあります。				
b 公称電圧22,000ボルトの電線路の場合 電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。					b 公称電圧22,000ボルトの電線路の場合 電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。				
(ニ) その他					(ニ) その他				
a 搬送波が重畳されている電線路から他の電線路を分岐する場合は、搬送波を阻止するための装置を施設いたします。					a 搬送波が重畳されている電線路から他の電線路を分岐する場合は、搬送波を阻止するための装置を施設いたします。				
b 支持物に電柱を使用する場合で、電線路の保守上、系統運用上必要ときには、開閉器を施設いたします。					b 支持物に電柱を使用する場合で、電線路の保守上、系統運用上必要ときには、開閉器を施設いたします。				
ホ 地 中 電 線 路					ホ 地 中 電 線 路				
(イ) 電線路の施設方法					(イ) 電線路の施設方法				
電線路は、管路式または暗きょ式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。					電線路は、管路式または暗きょ式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。				
(ロ) ケーブルの種類および太さ					(ロ) ケーブルの種類および太さ				

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）																最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）															
ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。																ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。															
なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS 0168-1:2004，JCS 0501:2014）の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。																なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS 0168-1:2004，JCS 0501:2014）の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。															
公称電圧 条 件		22,000ボルト				66,000ボルト				154,000ボルト				公称電圧 条 件		22,000ボルト				66,000ボルト				154,000ボルト							
種 類	架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)	架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)	架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)	架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)			
		トリプル ツクス型	単心	トリプル ツクス型	単心	トリプル ツクス型	単心	トリプル ツクス型	単心	トリプル ツクス型	単心	トリプル ツクス型	単心		トリプル ツクス型	単心	トリプル ツクス型	単心	トリプル ツクス型	単心	トリプル ツクス型	単心		トリプル ツクス型	単心	トリプル ツクス型	単心		トリプル ツクス型	単心	
線 心 数	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1			
公称断面積 (平方ミリメートル)	60	600	80	600	80	600	80	600	80	600	80	600	80	600	80	600	80	600	80	600	80	600	80	600	80	600	80	600			
	100	800	100	800	100	800	100	800	100	800	100	800	100	800	100	800	100	800	100	800	100	800	100	800	100	800	100	800			
	150	1,000	150	1,000	150	1,000	150	800	150	800	150	800	150	800	150	800	150	800	150	800	150	800	150	800	150	800	150	800			
	200	1,200	200	1,200	200	1,200	200	800	200	800	200	800	200	800	200	800	200	800	200	800	200	800	200	800	200	800	200	800			
	250		250	1,400	250	1,400	250	1,000	250	1,000	250	1,000	250	1,000	250	1,000	250	1,000	250	1,000	250	1,000	250	1,000	250	1,000	250	1,000			
	325		325	1,600	325	1,600	325		325	1,200	325	1,200	325	1,200	325	1,200	325	1,200	325	1,200	325	1,200	325	1,200	325	1,200	325	1,200			
	400		400	2,000	400	2,000	400		400	1,400	400	1,400	400	1,400	400	1,400	400	1,400	400	1,400	400	1,400	400	1,400	400	1,400	400	1,400			
	500		500	2,500	500	2,500	500		500	1,600	500	1,600	500	1,600	500	1,600	500	1,600	500	1,600	500	1,600	500	1,600	500	1,600	500	1,600			
			600	3,000	600	3,000			600	1,800			600	1,800			600	1,800			600	1,800			600	1,800					
			800	3,500	800	3,500			800	2,000			800	2,000			800	2,000			800	2,000			800	2,000					
			1,000					1,000					1,000							1,000					1,000						
(3) 変 電 設 備																(3) 変 電 設 備															
イ 結 線 方 式																イ 結 線 方 式															
電線路の引出口設備の結線方式は、次のとおりといたします。																電線路の引出口設備の結線方式は、次のとおりといたします。															

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
単母線の場合  単母線の場合 2重母線の場合  2重母線の場合 ……断路 ……しや断 ……計器用変流	単母線の場合  単母線の場合 2重母線の場合  2重母線の場合 ……断路 ……しや断 ……計器用変流

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
ロ しや断器の選定 しや断器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および現に構成され、または今後10年のうちに構成されることが予想されている系統について計算した短絡容量を基準として、最小のものといえます。 ハ 断路器の選定 断路器は、系統電圧に応じた最大負荷電流を基準として、最小のものといえます。 ニ 変流器の選定 変流器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および事故電流を基準として、最小のものといえます。 ホ 配電盤に取り付ける装置 配電盤には、電流計、電力計、電圧計、しや断器操作用ハンドルその他運転に必要な装置を取り付けます。 ヘ 保護装置の施設 電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための適切な保護装置を施設いたします。 (4) 通信設備 イ 電力保安通信用電話設備の施設方法 電力保安通信用電話設備は、原則として、当社が、特別高圧により電気を供給する場合に施設いたします。この場合は、架空電話線または地中電話線のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法によりります。 (イ) 架空電話線の種類および施設方法 架空電話線は、伝搬距離、必要回線数等に応じたメタル通信ケーブルまたは光ファイバーケーブルとし、電柱への添架により施設いたします。 (ロ) 地中電話線の種類および施設方法 地中電話線は、伝搬距離、必要回線数等に応じたメタル通信ケーブルまたは光ファイバーケーブルといたします。 なお、この場合の施設方法は、(1)ホ(イ)または(2)ホ(イ)の施設方法に準ずるものといえます。 (ハ) 保安装置の施設	ロ しや断器の選定 しや断器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および現に構成され、または今後10年のうちに構成されることが予想されている系統について計算した短絡容量を基準として、最小のものといえます。 ハ 断路器の選定 断路器は、系統電圧に応じた最大負荷電流を基準として、最小のものといえます。 ニ 変流器の選定 変流器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および事故電流を基準として、最小のものといえます。 ホ 配電盤に取り付ける装置 配電盤には、電流計、電力計、電圧計、しや断器操作用ハンドルその他運転に必要な装置を取り付けます。 ヘ 保護装置の施設 電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための適切な保護装置を施設いたします。 (4) 通信設備 イ 電力保安通信用電話設備の施設方法 電力保安通信用電話設備は、原則として、当社が、特別高圧により電気を供給する場合に施設いたします。この場合は、架空電話線または地中電話線のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法によりります。 (イ) 架空電話線の種類および施設方法 架空電話線は、伝搬距離、必要回線数等に応じたメタル通信ケーブルまたは光ファイバーケーブルとし、電柱への添架により施設いたします。 (ロ) 地中電話線の種類および施設方法 地中電話線は、伝搬距離、必要回線数等に応じたメタル通信ケーブルまたは光ファイバーケーブルといたします。 なお、この場合の施設方法は、(1)ホ(イ)または(2)ホ(イ)の施設方法に準ずるものといえます。 (ハ) 保安装置の施設

最終保障供給約款新旧比較表

最終保障供給約款（令和4年4月12日実施）	最終保障供給約款（令和4年9月1日実施）
電力保安通信用電話設備には、適切な保安装置を施設いたします。 ロ 電線路保護装置用通信設備の施設 電線路保護装置用通信設備を施設する場合は、イ（イ）または（ロ）に準ずるものといたします。 （5） そ の 他 この標準設計に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき、技術上適当と認められる設計によります。この場合には、その設計を標準設計といたします。	電力保安通信用電話設備には、適切な保安装置を施設いたします。 ロ 電線路保護装置用通信設備の施設 電線路保護装置用通信設備を施設する場合は、イ（イ）または（ロ）に準ずるものといたします。 （5） そ の 他 この標準設計に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき、技術上適当と認められる設計によります。この場合には、その設計を標準設計といたします。

3 料金の算出の根拠

料 金 の 算 出 の 根 拠

最終保障供給料金における電力量料金の算出につきましては、第52回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和4年7月20日開催）において、現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格高騰時はプラスの補正項を反映し、市場価格下落時はマイナスの補正項を反映すると整理されたことを踏まえ、次のとおり算定することといたしました。

市場価格高騰時は、市場価格の平均（当社が定める算定期間におけるエリアプライスの平均〔以下「平均市場価格」といいます。〕といたします。）に消費税等相当額および当社の託送供給等約款に定める高圧または特別高圧で供給する場合の損失率を加味し、当社の託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける電力量料金の料金率を加えた金額（以下「補正後平均市場価格」といいます。）が、最終保障電力A、最終保障電力Bまたは最終保障農事用電力における電力量料金の料金率に燃料費調整制度における燃料費調整単価を加えた金額（以下「最終保障電力量料金価格」といいます。）を上回る場合は、補正後平均市場価格から、最終保障電力量料金価格を差し引いた金額をプラスの補正項と

して適用し，最終保障供給電力量料金に補正項で算定された金額を加えて算出することといたしました。

また，市場価格下落時は，平均市場価格が，平成31年度から令和3年度の間における市場価格の1月あたりの平均のうち最も安い価格を下回る場合は，最終保障電力A，最終保障電力Bまたは最終保障農事用電力における電力量料金の料金率から当社の供給区域内で高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の小売電気事業者が設定する標準的な料金メニューにおける電力量料金の料金率を差し引いた金額をマイナスの補正項として適用し，最終保障供給電力量料金から補正項で算定された金額を差し引いて算出することといたしました。

最 終 保 障 供 給 約 款 変 更 届 出 書

2 0 2 2 年 8 月 1 0 日

中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社

最 終 保 障 供 給 約 款 変 更 届 出 書

本 営 発 第 9 号

2022年 8 月 10 日

経 済 産 業 大 臣 萩 生 田 光 一 殿

名 古 屋 市 東 区 東 新 町 1 番 地

中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員

清 水 隆 一

電 気 事 業 法 第 20 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 最 終 保 障 供 給 約 款 を 変 更
し た い の で 届 け 出 ま す。

変 更 の 内 容	別 紙 電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 の と お り で あ り ま す。
実 施 期 日	2022年 9 月 1 日

別 紙

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

2 0 2 2 年 9 月 1 日 実 施

中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 最終保障供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 そ の 他	2
II 契約の申込み	2
6 需給契約の申込み	2
7 需給契約の成立および契約期間	2
8 需 要 場 所	3
9 需給契約の単位	3
10 供給の開始	3
11 供給の準備に対するお客さまの協力	4
12 供給の単位	4
13 承諾の限界	4
14 需給契約書の作成	4
III 契約種別および料金	4
15 契 約 種 別	4
16 最終保障電力 A	4
17 最終保障電力 B	6
18 最終保障予備電力	8
IV 料金の算定および支払い	9
19 料金の適用開始の時期	9
20 検 針 日	9
21 料金の算定期間	9
22 使用電力量等の計量	9
23 料金の算定	10
24 日 割 計 算	10
25 料金の支払義務	11
26 料金の支払期日	11
27 料金その他の支払方法	11
28 延 滞 利 息	12
29 保 証 金	12
V 使用および供給	12
30 適正契約の保持	12
31 契約超過金	13
32 力率の保持	13
33 電気の使用にともなう技術要件等	13
34 需要場所への立入りによる業務の実施	13
35 供給の停止	14
36 供給停止の解除	14
37 供給停止期間中の料金	14
38 違 約 金	14
39 供給の中止または使用の制限もしくは中止	14
40 制限または中止の料金割引	15
41 損害賠償の免責	16
42 設備の賠償	16

VI	契約の変更および終了	16
43	需給契約の変更	16
44	名義の変更	16
45	需給契約の消滅	16
46	需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算	17
47	解約等	17
48	需給契約消滅後の債権債務関係	17
VII	供給方法および工事	17
49	需給地点および施設	17
50	架空引込線	18
51	地中引込線	18
52	接続引込線等	18
53	引込線の接続	18
54	計量器等の取付け	19
55	専用供給設備	19
VIII	工事費の負担	19
56	工事費の負担方法	19
57	一般供給設備の工事費負担金	19
58	特別供給設備の工事費負担金	21
59	供給設備を変更する場合の工事費負担金	22
60	特別供給設備等の工事費の算定	22
61	臨時工事費	23
62	工事費負担金等の申受けおよび精算	23
63	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	24
IX	保安	24
64	保安の責任	24
65	保安等に対するお客さまの協力	24

附 則

別 表

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。ただし、当社以外の者から電気の供給を受けている需要には適用いたしません。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 特別高圧
標準電圧20,000ボルト、30,000ボルト、70,000ボルトまたは140,000ボルトをいいます。
- (4) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、電灯と併用できないものは除きます。
- (6) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (7) 付帯電灯
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。
 - イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯
 - ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯
 - ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯
 - ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯
- (8) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (9) 契約使用期間
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (10) 最大需要電力
需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (11) 休 日
銀行法第15条第1項に規定する銀行の休日をいいます。
- (12) 夏 季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (13) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(14) 平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

(15) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(16) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

この最終保障供給約款に記載のない事項については、お客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。
なお、この場合には、所定の申込書を使用していただきます。
契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法
- (2) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。また、使用期間については、1年をこえない範囲で、お客さまから申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。

なお、当社は、原則として書面をもって承諾の意思表示をいたします。

- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

- (1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へいその他の客観的なしや断物によって明確に区画された区域をいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。

- (2) コンビナート等の工場群、中小企業工場団地等で、隣接する複数の構内のお客さまが共同して使用する受電設備によって電気の供給を受けることを希望され、かつ、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高い場合には、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める1構内をなすものまたは(2)に該当するものを除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。

- (4) (1)に定める1構内もしくは1建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所(以下「原需要場所」といいます。)において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分(以下「特例区域等」といいます。)のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分(以下「非特例区域等」といいます。)のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。

(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、34(需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34(需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不相当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bと最終保障予備電力とをあわせて契約する場合
- (2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために複数の需給地点から電気の供給を受け、1需給契約を結ぶとき。
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の準備に対するお客さまの協力

供給の実施にともない当社が施設し、所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、お客さまに協力していただきます。

12 供給の単位

当社は、特別の事情がない限り、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

14 需給契約書の作成

お客さまと当社との間で、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

また、供給設備の施設または変更を必要とする場合には、原則として供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

III 契約種別および料金

15 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	最 終 保 障 電 力 A
	最 終 保 障 電 力 B
	最 終 保 障 予 備 電 力

16 最終保障電力A

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）21（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款21（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
契約電力2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは 30,000ボルト
契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表1（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表1（市場価格調整）(1)ホ（イ）となる場合は、別表1（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表1（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表1（市場価格調整）(1)ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表1（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円72銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	1,948円57銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,898円28銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、22（使用電力量等の計量）(2)の場合を除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	19円84銭	18円50銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	18円23銭	17円02銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	18円03銭	16円86銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表4（平均力率の算定式）により算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

17 最終保障電力B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送供給等約款21（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款21（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
契約電力2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは 30,000ボルト
契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
契約電力50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2

（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表１（市場価格調整）（１）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表１（市場価格調整）（１）ホ（イ）となる場合は、別表１（市場価格調整）（１）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表１（市場価格調整）（１）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表１（市場価格調整）（１）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表１（市場価格調整）（１）トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 １ キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,999円91銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	1,962円19銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,911円91銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,861円62銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、22（使用電力量等の計量）（２）の場合を除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	18円62銭	17円40銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	17円85銭	16円69銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	17円59銭	16円46銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	17円33銭	16円20銭

ハ 力率割引および割増し

（イ） 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表４（平均力率の算定式）により算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85パーセントとみなします。

（ロ） 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増しいたします。

(5) その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

18 最終保障予備電力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表1（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表1（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表1（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表1（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表1（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表1（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、最終保障予備電力の供給電圧は、常時供給分の電圧と同位の電圧とみなします。この場合、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

(イ) 予備線の場合

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	高圧で供給を受ける場合	67円10銭
	特別高圧で供給を受ける場合	47円30銭

(ロ) 予備電源の場合

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	高圧で供給を受ける場合	111円10銭
	特別高圧で供給を受ける場合	77円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同

位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものいたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。

20 検 針 日

(1) 検針日は、検針を行なった日といたします。

(2) 当社は、非常変災の場合等やむをえない事情のあるときを除き、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに検針を行ないます。

(3) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 非常変災の場合

ロ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

(5) (4)により検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

21 料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他の需給契約もしくは需給契約以外の契約〔以下「他契約」といいます。〕により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。

(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。

22 使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(2)、(8)、(9)および(10)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

(2) 当社は、料金の算定期間における使用電力量を記録型計量器に30分ごとに記録された電力量計の値により算定することがあります。この場合、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

- (3) (2)により料金の算定期間における使用電力量を算定する場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (4) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(8)、(9)および(10)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。
- なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。
- (5) 計量器の読みは、次によります。
- イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
 - ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、あらかじめお客さまにお知らせをして、最小位までとすることがあります。
 - ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。
- (6) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (7) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (8) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(9)の場合を除き、次によります。
- イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)または(2)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
 - ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとに(4)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (9) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (10) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないときは、使用電力量または最大需要電力は、お客さまと当社との協議によって定めます。

23 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 検針期間の日数その検針期間に対応する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合
 - ニ 計量期間の日数その計量期間に対応する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

24 日割計算

- (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。
- なお、21（料金の算定期間）(2)の場合は、次の算式における検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、23（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 23 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、供給停止期間中の日割計算対象日数には、停止日を含み、再開日を除きます。ただし、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

- (3) 23 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

25 料金の支払義務

お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、検針日といたします。

- (1) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日の翌日といたします。また、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、計量値の確認を行なった日といたします。
- (2) 22 (使用電力量等の計量) (9)または(10)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって確定した日といたします。

26 料金の支払期日

- (1) お客さまの料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。ただし、支払期日が休日に該当する場合は、支払期日を直後の休日でない日まで延期するものといたします。
- (2) お客さまがイまたはロに該当することとなったときには、(1)にかかわらず、お客さまの料金の支払期日は、(3)、(4)および(5)によるものといたします。
- イ 約束手形または小切手等の不渡りを出して銀行取引停止となった場合
- ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生またはその他法的倒産手続きの申立があった場合
- (3) お客さまが(2)イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金でまだ支払われていない料金(支払期日を経過していない料金に限ります。)がある場合は、その料金の支払期日は、お客さまが(2)イまたはロに該当することとなった日といたします。
- (4) お客さまが(2)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回に支払義務が発生する料金の支払期日は、お客さまがイまたはロに該当する場合は(1)で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期日は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客さまがハに該当する場合は(1)で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。
- イ (2)イまたはロに該当することとなった際にまだ支払われていない料金がない場合
- ロ (2)イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料金が支払期日までに相殺以外の方法により支払われた場合
- ハ お客さまがイまたはロに該当する場合で、(2)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期日を経過して支払われていない料金がなかったとき。
- (5) (2)イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、(2)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、(4)にかかわらず、お客さまが(2)イまたはロに該当しなかったものとみなします。

27 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等によりお客さまから支払っていただきます。
- なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。
- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

28 延滞利息

- (1) お客さまが料金または契約超過金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、次により算定される金額といたします。

イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまが契約超過金を支払期日を経過してなお支払われない場合

延滞利息は、その算定の対象となる契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金または契約超過金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

29 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
- ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
- (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
- (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われない場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、あらためて(1)によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

30 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

31 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします（常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、最大需要電力および契約電力は、それぞれ常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正するものとします。）。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

32 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
なお、進相用コンデンサの開放、自動的に力率を調整する装置の設置等により、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

33 電気の使用にともなう技術要件等

- (1) お客さまの電気工作物を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、次の事項を遵守していただきます。
 - イ 法令で定める技術基準、その他の法令等
 - ロ 託送供給等約款別冊に定める技術要件
 - ハ 当社が、当社の既設設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法
- (2) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (3) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)および(2)に準じて取り扱います。
なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 65（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 35（供給の停止）、45（需給契約の消滅）(2)または47（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ 53（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き供給停止の5日前までに予告いたします。
- イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払わない場合
 - ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払わない場合
 - ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
 - ニ 33（電気の使用にともなう技術要件等）によって必要となる措置を講じられない場合
 - ホ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ヘ お客様が契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が30（適正契約の保持）によって契約の変更を求めても応じていただけないとき。
- (4) お客様がその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- (5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客様の電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。
- なお、当社は、必要に応じて、お客様の受電電力をしゃ断する開閉器を封印させていただきます。

36 供給停止の解除

35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実ともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

37 供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を24（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

38 違 約 金

- (1) お客様が35（供給の停止）(3)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

39 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合

- ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

40 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、最終保障電力Aおよび最終保障電力Bに対して、39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 高压で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。

なお、23（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合は、料金の算定期間を「1月」として算定した場合の基本料金相当額といたします。

また、23（料金の算定）(1)ロの場合は、制限または中止した日における契約種別、契約電力、供給電圧等によって算定した場合の基本料金相当額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高压で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合または特別高压で電気の供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。

なお、23（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合は、料金の算定期間を「1月」として算定した場合の基本料金相当額といたします。

また、23（料金の算定）(1)ロの場合は、制限または中止した日における契約種別、契約電力、供給電圧等によって算定した場合の基本料金相当額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。

(算式)

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

d aのd、bのAおよびbのBは、お客さまの受電記録等を参考として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 最終保障予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

41 損害賠償の免責

(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または45（需給契約の消滅）もしくは47（解約等）によって需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

42 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能な場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

43 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

44 名義の変更

営業譲渡、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、当社は名義変更の手続きをいたします。この場合には、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。

45 需給契約の消滅

(1) お客さまが、契約期間満了前に電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) 当社は、原則として、契約期間満了の日の翌日（(1)の場合は、お客さまから通知された廃止期日といたします。）に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

- (3) 需給契約は、47（解約等）および次の場合を除き、契約期間満了の日（（1）の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日といたします。）をもって消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとしない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

- (1) お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後1年に満たないで、需給契約を廃止しまたは契約電力を減少される場合には、当社は、非常変災等やむをえない理由によるものを除き、次により工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備の利用期間が1年以上となる部分については、精算の対象といたしません。

イ お客さまのために施設された供給設備の利用期間が1年未満となる場合には、既に臨時工事費を申し受けている場合を除き、61（臨時工事費）により算定した場合の臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ロ お客さまのために施設された供給設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について、イの場合を除き、減少契約電力に見合う部分について、61（臨時工事費）により算定した場合の臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額（特別高圧で電気の供給を受ける場合で、供給設備の変更を行わないときは、57〔一般供給設備の工事費負担金〕（2）イ（ロ）を減少契約電力に適用しないものとして算定した場合の工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額といたします。）を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合で、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備を撤去するときには、既に臨時工事費を申し受けている場合を除き、61（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額とお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額との合計と、新たに設定し、または増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (2) お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後1年に満たないで需給契約を廃止される場合で、お客さまが当該需要場所において廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、電気需給契約消滅後の工事費の精算に関する覚書を締結していただきます。

47 解 約 等

- (1) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、35（供給の停止）に該当する場合で、供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかとなるときには、当社は、（1）にかかわらず供給の停止と同時に、需給契約を解約することがあります。

- (3) お客さまが、45（需給契約の消滅）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

48 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法および工事

49 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、山間地、離島等の特殊な需要場所に対して電気を供給する場合、51（地中引込線）（4）により地中引込線によって電気を供給する場合、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき、その他特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

50 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。
- (2) 引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で利用できるものといたします。

51 地中引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合には、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。
- イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点
- ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点
- なお、当社が接続装置を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。
- なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所
- ロ 建物の3階以下にある場所
- ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所
- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。
- なお、付帯設備とは次のものをいいます。
- イ お客さまの土地または建物の壁面等に地中引込線をおさめるために施設される管路、暗きょ等
- ロ お客さまの土地または建物に施設されるマンホール等
- ハ その他、お客さまの建物の改修を必要とする設備およびお客さまの工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備
- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、58（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

52 連接引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2 以上の需給契約に対して1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

53 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との切離し再接続工事（引込線の位置変更がともなう場合を含みます。）を行なう場合には、当社は、実費を申し受けます。ただし、当社の高圧架空引込線とお客さまの電気設備との切離し再接続工事等の軽易なものについては、実費を申し受けません。

54 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

なお、計量器、その付属装置および区分装置については、契約電力等に応じて当社が選定するものいたします。

- (2) 変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。この場合には、当社が変成器の2次配線等無償で使用できるものいたします。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

55 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、58（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 33（電気の使用にともなう技術要件等）(2)または(3)の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（その変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限り、ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

- (3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

56 工事費の負担方法

- (1) お客さまのために新たに供給設備を施設する場合（特別高圧で電気の供給を受ける場合で、使用開始後3年以内の配電設備を利用するときを含みます。）またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、(2)の場合を除き、57（一般供給設備の工事費負担金）、58（特別供給設備の工事費負担金）または59（供給設備を変更する場合の工事費負担金）によって工事費負担金を申し受けます。
- (2) お客さまのために供給設備を利用期間が1年未満として施設する場合は、61（臨時工事費）によって臨時工事費を申し受けます。
- (3) VIII（工事費の負担）の各項において、配電設備とは、発電所、変電所または送電線路（発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいいます。
- (4) VIII（工事費の負担）の各項において、契約電力を増加される場合とは、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合を含みます。

57 一般供給設備の工事費負担金

- (1) 高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,410 円 00 銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,500 円 00 銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- ロ 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
- (イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。
- (ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。
- ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。
- (イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。
- (ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長} \right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。

(イ) 工 事 費

a 架空配電設備の場合

(工事こう長 100メートル当たり)

新 増 加 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	363円00銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	165円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	88円00銭

b 地中配電設備の場合

(工事こう長 100メートル当たり)

新 増 加 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで 供給を受ける場合	638円00銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	451円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	242円00銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

- c スポットネットワーク方式のお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、次の算式により算定いたします。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

$$\text{(イ) b の 工事費単価} \times \{100 \text{ パーセント} + 20 \text{ パーセント} \times (\text{利用回線数} - 1)\}$$

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の2次側母線で常時並行受電される方式をいいます。

(ロ) 当社負担額

新増加契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭

ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用する部分を新たに施設される配電設備とみなします。

- (3) 工事費負担金の対象となる範囲は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に設置する断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。ただし、特別高圧で電気の供給を受ける場合で、送電線路から配電設備を分岐するときには、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (4) 工事こう長の単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

58 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

イ お客さまの希望によって託送供給等約款別冊に定める標準設計（以下「標準設計」といいます。）をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (イ) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物等を施設する場合
- (ロ) 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
- (ハ) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も、57（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は、(イ)または(ロ)の金額

(イ) 標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、57（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は、(イ)にかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額

ハ 55（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、55（専用供給設備）（2）によるものといたします。

(2) お客さまが18（最終保障予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、57（一般供給設備の工事費負担金）（3）に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、55（専用供給設備）（2）によるものといたします。

59 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、53（引込線の接続）または54（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

(2) 33（電気の使用にともなう技術要件等）（2）または（3）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

60 特別供給設備等の工事費の算定

58（特別供給設備の工事費負担金）および59（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費〔残地補償費は、明確に区分されているものに限ります。〕、建設分担関連費〔電気事業会計規則で定める固定資産に振り替えられるものに限ります。〕およびその他の費用をいいます。）の合計額（撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費〔諸掛りを含みます。〕を加えた金額といたします。）といたします。ただし、お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、61（臨時工事費）に準じて算定いたします。

なお、次のものについては、工事費に計上いたしません。

イ 土地費（電気事業会計規則で定める固定資産土地として計上される金額をいいます。）

ロ 架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その対価の50パーセントに相当する金額および登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用

ハ 架空電線路の経過地に建造物の建築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行わないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- (4) 特別高圧で電気の供給を受ける場合で、使用開始後3年以内の配電設備を利用するときは、新たに利用する部分を新たに施設される配電設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、57（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に準じて算定いたします。

- (5) 58（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合の工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次によります。

イ 高圧で電気の供給を受ける場合

予備供給設備の工事費は、(1)によります。ただし、予備供給設備の工事費を57（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、その工事費を57（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ロ 特別高圧で電気の供給を受ける場合

予備供給設備の工事費は、(1)にかかわらず、57（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)およびロによって算定いたします。

なお、18（最終保障予備電力）によって電気の供給を受ける場合で、一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、57（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

- (6) 高圧で電気の供給を受ける場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（(5)イの場合を除きます。）は、(1)または(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

- (7) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、57（一般供給設備の工事費負担金）または58（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、58（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

61 臨時工事費

- (1) 契約使用期間が1年未満のお客さまが電気の供給を受ける場合で、お客さまのために施設された供給設備を利用期間が1年未満で撤去するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として申し受けます。この場合は、57（一般供給設備の工事費負担金）、58（特別供給設備の工事費負担金）および59（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

なお、高圧で供給する場合、撤去後の資材の残存価額は、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で供給する場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月（1月未満は、1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (2) 高圧で供給する場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

62 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金または臨時工事費を供給準備着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金または臨時工事費を供給準備着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。

- (2) 工事費負担金または臨時工事費に関する必要な事項について、お客さまと当社との間で、供給準備着手前に契約書を作成いたします。

- (3) 当社は、工事費負担金または臨時工事費に差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。ただし、57（一般供給設備の工事費負担金）(1)イまたは(2)イ(イ)にもとづき工事費を算定した場合で、架空配電設備および地中配電設備のそれぞれの工事こう長の変更の差異がいずれも5パーセント以内となるときには、特別の事情がない限り精算いたしません。

- (4) 当社は、55（専用供給設備）によって施設された専用供給設備をお客さまの承諾をえて、そのお客さまの専用設備ではない供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が専用供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備を施設したものとして算定した場合の工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

63 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

当社が電気の供給に必要な設備（計量器等を含みます。）の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して電気を使用されないときは、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督、資材調達等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保 安

64 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

65 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて需給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、2022年9月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この最終保障供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧10,000ボルト、40,000ボルトまたは60,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、10,000ボルトまたは40,000ボルトで供給するときには特別高圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで電気の供給を受ける場合に、また、60,000ボルトで供給するときには特別高圧70,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、22（使用電力量等の計量）（6）の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

5 損失率または託送料金率の変更にとまなう切替措置

別表1（市場価格調整）（1）ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

6 この最終保障供給約款の実施にとまなう切替措置

2022年9月1日に支払義務が発生する料金および20（検針日）（2）において、当社がお客さまにあらかじめ検針日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、2022年9月2日から2022年9月30日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表1（市場価格調整）（1）ホにかかわらず、零といたします。

別 表

1 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限りします。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

託送供給等約款33（損失率）に定める値といたします。

ハ 託送料金率

(イ) 高压で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款20（接続送電サービス）（3）ロ（イ）c（b）に定める料金率といたします。

(ロ) 特別高压で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款20（接続送電サービス）（3）ハ（イ）c（b）に定める料金率といたします。

ニ 補正後平均市場価格

1キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均市場価格} = \text{イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたものといたします。）} \times \frac{1}{1 - \text{ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}$$

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円52銭を下回る場合

市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力A

		夏季料金	その他季料金
1 キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 59 銭	2 円 34 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 35 銭	2 円 12 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 31 銭	2 円 10 銭

b 最終保障電力B

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 36 銭	2 円 14 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 25 銭	2 円 04 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 21 銭	2 円 02 銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 17 銭	1 円 96 銭

(ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円52銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

へ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、
(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、16（最終保障電力A）（4）ロまたは17（最終保障電力B）（4）ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、（1）ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	22銭3厘
	特別高圧で供給を受ける場合	22銭0厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

4 平均力率の算定式

平均力率の算定式は、次のとおりといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 (\text{パーセント})$$

なお、有効電力量および無効電力量の計量は、22（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。この場合の有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

また、平均力率の算定において、 $\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$ の計算によってえた値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものといたします。

5 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、54（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ お客さまの電力量の記録による場合

お客さまの電力量の記録によることが適当と認められる場合には、お客さまが記録された電力量といたします。

ヘ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計 量 電 力 量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

(イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(2) 最大需要電力の協定

(1)に準ずるものといたします。

電気事業法施行規則第27条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 料金の算出の根拠

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第52回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022年7月20日開催）において、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格を参照した補正項を適用し最終保障供給料金を算定することと整理がなされたことにともない、当該内容を料金その他の供給条件に反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表

最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、最終保障供給料金の在り方について整理がなされたことから、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 新 旧 比 較 表

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）
電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 ~~2022~~年4月12日実施 中部電力パワーグリッド株式会社	電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 <u>2022</u>年9月1日実施 中部電力パワーグリッド株式会社

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）
目次	目次
I 総則..... 1	I 総則..... 1
1 適用..... 1	1 適用..... 1
2 最終保障供給約款の届出および変更..... 1	2 最終保障供給約款の届出および変更..... 1
3 定義..... 1	3 定義..... 1
4 単位および端数処理..... 2	4 単位および端数処理..... 2
5 その他..... 2	5 その他..... 2
II 契約の申込み..... 2	II 契約の申込み..... 2
6 需給契約の申込み..... 2	6 需給契約の申込み..... 2
7 需給契約の成立および契約期間..... 2	7 需給契約の成立および契約期間..... 2
8 需 要 場 所..... ~~2~~	8 需 要 場 所..... <u>3</u>
9 需給契約の単位..... 3	9 需給契約の単位..... 3
10 供給の開始..... 3	10 供給の開始..... 3
11 供給の準備に対するお客さまの協力..... ~~3~~	11 供給の準備に対するお客さまの協力..... <u>4</u>
12 供給の単位..... ~~3~~	12 供給の単位..... <u>4</u>
13 承諾の限界..... ~~3~~	13 承諾の限界..... <u>4</u>
14 需給契約書の作成..... 4	14 需給契約書の作成..... 4
III 契約種別および料金..... 4	III 契約種別および料金..... 4
15 契 約 種 別..... 4	15 契 約 種 別..... 4
16 最終保障電力 A..... 4	16 最終保障電力 A..... 4
17 最終保障電力 B..... ~~5~~	17 最終保障電力 B..... <u>6</u>
18 最終保障予備電力..... ~~7~~	18 最終保障予備電力..... <u>8</u>
IV 料金の算定および支払い..... ~~8~~	IV 料金の算定および支払い..... <u>9</u>
19 料金の適用開始の時期..... ~~8~~	19 料金の適用開始の時期..... <u>9</u>
20 検 針 日..... ~~8~~	20 検 針 日..... <u>9</u>
21 料金の算定期間..... 9	21 料金の算定期間..... 9
22 使用電力量等の計量..... 9	22 使用電力量等の計量..... 9
23 料金の算定..... ~~9~~	23 料金の算定..... <u>10</u>
24 日 割 計 算..... 10	24 日 割 計 算..... 10
25 料金の支払義務..... ~~10~~	25 料金の支払義務..... <u>11</u>
26 料金の支払期日..... ~~10~~	26 料金の支払期日..... <u>11</u>
27 料金その他の支払方法..... 11	27 料金その他の支払方法..... 11
28 延 滞 利 息..... ~~11~~	28 延 滞 利 息..... <u>12</u>
29 保 証 金..... ~~11~~	29 保 証 金..... <u>12</u>

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）		電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）	
V 使用および供給	12	V 使用および供給	12
30 適正契約の保持	12	30 適正契約の保持	12
31 契約超過金	~~12~~	31 契約超過金	<u>13</u>
32 力率の保持	~~12~~	32 力率の保持	<u>13</u>
33 電気の使用にともなう技術要件等	~~12~~	33 電気の使用にともなう技術要件等	<u>13</u>
34 需要場所への立入りによる業務の実施	13	34 需要場所への立入りによる業務の実施	13
35 供給の停止	~~13~~	35 供給の停止	<u>14</u>
36 供給停止の解除	14	36 供給停止の解除	14
37 供給停止期間中の料金	14	37 供給停止期間中の料金	14
38 違 約 金	14	38 違 約 金	14
39 供給の中止または使用の制限もしくは中止	14	39 供給の中止または使用の制限もしくは中止	14
40 制限または中止の料金割引	~~14~~	40 制限または中止の料金割引	<u>15</u>
41 損害賠償の免責	~~15~~	41 損害賠償の免責	<u>16</u>
42 設備の賠償	~~15~~	42 設備の賠償	<u>16</u>
VI 契約の変更および終了	16	VI 契約の変更および終了	16
43 需給契約の変更	16	43 需給契約の変更	16
44 名義の変更	16	44 名義の変更	16
45 需給契約の消滅	16	45 需給契約の消滅	16
46 需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算	~~16~~	46 需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算	<u>17</u>
47 解 約 等	~~16~~	47 解 約 等	<u>17</u>
48 需給契約消滅後の債権債務関係	17	48 需給契約消滅後の債権債務関係	17
VII 供給方法および工事	17	VII 供給方法および工事	17
49 需給地点および施設	17	49 需給地点および施設	17
50 架空引込線	~~17~~	50 架空引込線	<u>18</u>
51 地中引込線	~~17~~	51 地中引込線	<u>18</u>
52 接続引込線等	18	52 接続引込線等	18
53 引込線の接続	18	53 引込線の接続	18
54 計量器等の取付け	~~18~~	54 計量器等の取付け	<u>19</u>
55 専用供給設備	~~18~~	55 専用供給設備	<u>19</u>
VIII 工事費の負担	~~18~~	VIII 工事費の負担	<u>19</u>
56 工事費の負担方法	~~18~~	56 工事費の負担方法	<u>19</u>
57 一般供給設備の工事費負担金	19	57 一般供給設備の工事費負担金	19
58 特別供給設備の工事費負担金	21	58 特別供給設備の工事費負担金	21
59 供給設備を変更する場合の工事費負担金	~~21~~	59 供給設備を変更する場合の工事費負担金	<u>22</u>
60 特別供給設備等の工事費の算定	~~21~~	60 特別供給設備等の工事費の算定	<u>22</u>
61 臨時工事費	~~22~~	61 臨時工事費	<u>23</u>
62 工事費負担金等の申受けおよび精算	23	62 工事費負担金等の申受けおよび精算	23

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）
63 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け.... 23	63 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け.... 24
Ⅸ 保 安..... 23	Ⅸ 保 安..... 24
64 保安の責任..... 23	64 保安の責任..... 24
65 保安等に対するお客さまの協力..... 23	65 保安等に対するお客さまの協力..... 24
附 則	附 則
別 表	別 表

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）
I 総 則	I 総 則
3 定 義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （1）低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 （2）高 圧 標準電圧6, 000ボルトをいいます。 （3）特別高圧 標準電圧20, 000ボルト， 30, 000ボルト， 70, 000ボルトまたは140, 000ボルトをいいます。 （4）電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 （5）小型機器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，電灯と併用できないものは除きます。 （6）動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 （7）付帯電灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯 （8）契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 （9）契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。 （10）最大需要電力 需要電力の最大値であって，30分最大需要電力計により計量される値をいいます。 （11）休 日 銀行法第15条第1項に規定する銀行の休日をいいます。 （12）夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 （13）その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 <u>（新 設）</u>	3 定 義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （1）低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 （2）高 圧 標準電圧6, 000ボルトをいいます。 （3）特別高圧 標準電圧20, 000ボルト， 30, 000ボルト， 70, 000ボルトまたは140, 000ボルトをいいます。 （4）電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 （5）小型機器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，電灯と併用できないものは除きます。 （6）動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 （7）付帯電灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯 （8）契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 （9）契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。 （10）最大需要電力 需要電力の最大値であって，30分最大需要電力計により計量される値をいいます。 （11）休 日 銀行法第15条第1項に規定する銀行の休日をいいます。 （12）夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 （13）その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 <u>（14）平均市場価格算定期間</u> <u>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年1月21日から2月20日までの期間，2月21日から3月20日までの期</u>

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）
~~(14)~~ 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 ~~(15)~~ 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。 ~~(16)~~ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。	<u>間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。</u> <u>(15)</u> 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 <u>(16)</u> 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。 <u>(17)</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
II 契約の申込み 14 需給契約書の作成 お客さまと当社との間で、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。 <u>なお</u>、供給設備の施設または変更を必要とする場合には、原則として供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。	II 契約の申込み 14 需給契約書の作成 お客さまと当社との間で、<u>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は</u>、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。 <u>なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。</u> <u>また</u>、供給設備の施設または変更を必要とする場合には、原則として供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。
III 契約種別および料金 16 最終保障電力A (1) 適用範囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）21（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款21（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サー	III 契約種別および料金 16 最終保障電力A (1) 適用範囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）21（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款21（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サー

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）																						
ビス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 （2） 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，契約電力に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力2,000キロワット未満</td><td>標準電圧6,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満</td><td>標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力10,000キロワット以上</td><td>標準電圧70,000ボルト</td></tr></table> （3） 契約電力 イ 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，最大需要電力の実績または同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。 （4） 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表~~2~~（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表<del>1</del>~~+~~（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は，別表<del>1</del>~~+~~（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表<del>1</del>~~+~~（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は，別表<del>1</del>~~+~~（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 <table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,973円72銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,948円57銭</td></tr></table>	契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト	契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト	契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円72銭	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	1,948円57銭	ビス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 （2） 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，契約電力に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力2,000キロワット未満</td><td>標準電圧6,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満</td><td>標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力10,000キロワット以上</td><td>標準電圧70,000ボルト</td></tr></table> （3） 契約電力 イ 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，最大需要電力の実績または同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。 （4） 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表~~3~~<u>3</u>（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表~~2~~<u>2</u>（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は，別表~~2~~<u>2</u>（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表~~2~~<u>2</u>（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は，別表~~2~~<u>2</u>（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものと~~し~~<u>，別表 1（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が，別表 1（市場価格調整）（1）ホ（イ）となる場合は，別表 1（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表 1（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が，別表 1（市場価格調整）（1）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は，別表 1（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたもの</u>といたします。 イ 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 <table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,973円72銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,948円57銭</td></tr></table>	契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト	契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト	契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円72銭	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	1,948円57銭
契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト																						
契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト																						
契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト																						
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円72銭																					
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	1,948円57銭																					
契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト																						
契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト																						
契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト																						
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円72銭																					
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	1,948円57銭																					

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）				電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）			
		標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,898円28銭			標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,898円28銭
ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、22（使用電力量等の計量）（2）の場合を除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。				ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、22（使用電力量等の計量）（2）の場合を除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。			
1 キロワット時につき		標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	19円84銭	1 キロワット時につき		標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	19円84銭
		標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	18円23銭			標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	17円02銭
		標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	18円03銭			標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	16円86銭
ハ 力率割引および割増し （イ）力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表3（平均力率の算定式）により算定いたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 （ロ）力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。				ハ 力率割引および割増し （イ）力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表4（平均力率の算定式）により算定いたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 （ロ）力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。			
17 最終保障電力B （1）適用範囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について託送供給等約款21（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款21（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。				17 最終保障電力B （1）適用範囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について託送供給等約款21（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款21（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。			

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）																
（2） 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，契約電力に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力2, 000キロワット未満</td><td>標準電圧6, 000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力2, 000キロワット以上 10, 000キロワット未満</td><td>標準電圧20, 000ボルトまたは 30, 000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力10, 000キロワット以上 50, 000キロワット未満</td><td>標準電圧70, 000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力50, 000キロワット以上</td><td>標準電圧140, 000ボルト</td></tr></table>	契約電力2, 000キロワット未満	標準電圧6, 000ボルト	契約電力2, 000キロワット以上 10, 000キロワット未満	標準電圧20, 000ボルトまたは 30, 000ボルト	契約電力10, 000キロワット以上 50, 000キロワット未満	標準電圧70, 000ボルト	契約電力50, 000キロワット以上	標準電圧140, 000ボルト	（2） 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，契約電力に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力2, 000キロワット未満</td><td>標準電圧6, 000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力2, 000キロワット以上 10, 000キロワット未満</td><td>標準電圧20, 000ボルトまたは 30, 000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力10, 000キロワット以上 50, 000キロワット未満</td><td>標準電圧70, 000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力50, 000キロワット以上</td><td>標準電圧140, 000ボルト</td></tr></table>	契約電力2, 000キロワット未満	標準電圧6, 000ボルト	契約電力2, 000キロワット以上 10, 000キロワット未満	標準電圧20, 000ボルトまたは 30, 000ボルト	契約電力10, 000キロワット以上 50, 000キロワット未満	標準電圧70, 000ボルト	契約電力50, 000キロワット以上	標準電圧140, 000ボルト
契約電力2, 000キロワット未満	標準電圧6, 000ボルト																
契約電力2, 000キロワット以上 10, 000キロワット未満	標準電圧20, 000ボルトまたは 30, 000ボルト																
契約電力10, 000キロワット以上 50, 000キロワット未満	標準電圧70, 000ボルト																
契約電力50, 000キロワット以上	標準電圧140, 000ボルト																
契約電力2, 000キロワット未満	標準電圧6, 000ボルト																
契約電力2, 000キロワット以上 10, 000キロワット未満	標準電圧20, 000ボルトまたは 30, 000ボルト																
契約電力10, 000キロワット以上 50, 000キロワット未満	標準電圧70, 000ボルト																
契約電力50, 000キロワット以上	標準電圧140, 000ボルト																
（3） 契約電力 イ 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，最大需要電力の実績または同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。	（3） 契約電力 イ 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，最大需要電力の実績または同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。																
（4） 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表-2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表-1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45, 900円を下回る場合は，別表-1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表-1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45, 900円を上回る場合は，別表-1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 <table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>標準電圧6, 000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1, 999円91銭</td></tr><tr><td>標準電圧20, 000ボルトまたは30, 000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1, 962円19銭</td></tr></table>	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6, 000ボルトで供給を受ける場合	1, 999円91銭	標準電圧20, 000ボルトまたは30, 000ボルトで供給を受ける場合	1, 962円19銭	（4） 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45, 900円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45, 900円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，<u>別表 1（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が，別表 1（市場価格調整）（1）ホ（イ）となる場合は，別表 1（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表 1（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が，別表 1（市場価格調整）（1）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は，別表 1（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものと</u>いたします。 イ 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 <table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>標準電圧6, 000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1, 999円91銭</td></tr><tr><td>標準電圧20, 000ボルトまたは30, 000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1, 962円19銭</td></tr></table>	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6, 000ボルトで供給を受ける場合	1, 999円91銭	標準電圧20, 000ボルトまたは30, 000ボルトで供給を受ける場合	1, 962円19銭						
契 約 電 力 1 キロワット に つ き		標準電圧6, 000ボルトで供給を受ける場合	1, 999円91銭														
	標準電圧20, 000ボルトまたは30, 000ボルトで供給を受ける場合	1, 962円19銭															
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6, 000ボルトで供給を受ける場合	1, 999円91銭															
	標準電圧20, 000ボルトまたは30, 000ボルトで供給を受ける場合	1, 962円19銭															

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）				電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）					
		標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,911円91銭			標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,911円91銭		
		標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,861円62銭			標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,861円62銭		
ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、22（使用電力量等の計量）（2）の場合を除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。				ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、22（使用電力量等の計量）（2）の場合を除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。					
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き		標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	18円62銭	17円40銭	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き		標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	18円62銭	17円40銭
		標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	17円85銭	16円69銭			標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	17円85銭	16円69銭
		標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	17円59銭	16円46銭			標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	17円59銭	16円46銭
		標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	17円33銭	16円20銭			標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	17円33銭	16円20銭
ハ 力率割引および割増し （イ） 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表3（平均力率の算定式）により算定いたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 （ロ） 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。				ハ 力率割引および割増し （イ） 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表4（平均力率の算定式）により算定いたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 （ロ） 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。					
（5） そ の 他 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。				（5） そ の 他 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。					

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）										
18 最終保障予備電力 （1） 適用範囲 常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ 予 備 線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合 （2） 契約電力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。 （3） 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、最終保障予備電力の供給電圧は、常時供給分の電圧と同位の電圧とみなします。この場合、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。 （イ） 予備線の場合 <table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1キロワット に つ き</td><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>67円10銭</td></tr><tr><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>47円30銭</td></tr></table>	契 約 電 力 1キロワット に つ き	高圧で供給を受ける場合	67円10銭	特別高圧で供給を受ける場合	47円30銭	18 最終保障予備電力 （1） 適用範囲 常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ 予 備 線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合 （2） 契約電力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。 （3） 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表1（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表1（市場価格調整）（1）ホ（イ）となる場合は、別表1（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表1（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表1（市場価格調整）（1）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表1（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、最終保障予備電力の供給電圧は、常時供給分の電圧と同位の電圧とみなします。この場合、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。 （イ） 予備線の場合 <table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1キロワット に つ き</td><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>67円10銭</td></tr><tr><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>47円30銭</td></tr></table>	契 約 電 力 1キロワット に つ き	高圧で供給を受ける場合	67円10銭	特別高圧で供給を受ける場合	47円30銭
契 約 電 力 1キロワット に つ き		高圧で供給を受ける場合	67円10銭								
	特別高圧で供給を受ける場合	47円30銭									
契 約 電 力 1キロワット に つ き	高圧で供給を受ける場合	67円10銭									
	特別高圧で供給を受ける場合	47円30銭									

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）										
（ロ） 予備電源の場合 <table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>高压で供給を受ける場合</td><td>111円10銭</td></tr><tr><td>特別高压で供給を受ける場合</td><td>77円00銭</td></tr></table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高压のお客さまが、高压で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、 3 パーセントといたします。）で修正したものいたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。 （4） そ の 他 イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。 ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力 A または最終保障電力 B に準ずるものいたします。	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高压で供給を受ける場合	111円10銭	特別高压で供給を受ける場合	77円00銭	（ロ） 予備電源の場合 <table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>高压で供給を受ける場合</td><td>111円10銭</td></tr><tr><td>特別高压で供給を受ける場合</td><td>77円00銭</td></tr></table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高压のお客さまが、高压で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、 3 パーセントといたします。）で修正したものいたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。 （4） そ の 他 イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。 ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力 A または最終保障電力 B に準ずるものいたします。	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高压で供給を受ける場合	111円10銭	特別高压で供給を受ける場合	77円00銭
契 約 電 力 1 キロワット に つ き		高压で供給を受ける場合	111円10銭								
	特別高压で供給を受ける場合	77円00銭									
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高压で供給を受ける場合	111円10銭									
	特別高压で供給を受ける場合	77円00銭									
IV 料金の算定および支払い	IV 料金の算定および支払い										
19 料金の適用開始の時期 料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	19 料金の適用開始の時期 料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。										
22 使用電力量等の計量 （1） 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、（2），（8），（9）および(10)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものいたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 （2） 当社は、料金の算定期間における使用電力量を記録型計量器に30分ごとに記録された電力量計の値により算定することがあります。この場合、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。 （3）（2）により料金の算定期間における使用電力量を算定する場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。	22 使用電力量等の計量 （1） 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、（2），（8），（9）および(10)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものいたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 （2） 当社は、料金の算定期間における使用電力量を記録型計量器に30分ごとに記録された電力量計の値により算定することがあります。この場合、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。 （3）（2）により料金の算定期間における使用電力量を算定する場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。										

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）
（４） 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、（８）、（９）および(10)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 （５） 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、あらかじめお客さまにお知らせをして、最小位までとすることがあります。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 （６） 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 （７） 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 （８） 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、（９）の場合を除き、次によります。 イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとに（１）または（２）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに（４）に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 （９） 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表~~4~~（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 （10） 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないときは、使用電力量または最大需要電力は、お客さまと当社との協議によって定めます。	（４） 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、（８）、（９）および(10)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 （５） 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、あらかじめお客さまにお知らせをして、最小位までとすることがあります。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 （６） 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 （７） 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 （８） 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、（９）の場合を除き、次によります。 イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとに（１）または（２）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに（４）に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 （９） 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表~~5~~（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 （10） 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないときは、使用電力量または最大需要電力は、お客さまと当社との協議によって定めます。
附 則	附 則
1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、 ~~2022年4月12日~~ から実施いたします。	1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、 <u>2022年9月1日</u> から実施いたします。
<u>（新 設）</u>	<u>5 損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置</u> <u>別表1（市場価格調整）（1）ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。</u>
<u>（新 設）</u>	<u>6 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置</u> <u>2022年9月1日に支払義務が発生する料金および20（検針日）（2）において、当社がお客さまにあらかじめ検針日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、2022年9月2日から2022年9月30日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定に</u>

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）
	<u>おける市場価格調整単価は、別表 1（市場価格調整）（1）ホにかかわらず、零といたします。</u>
別 表	別 表
<u>（新 設）</u>	<u>1 市場価格調整</u> <u>（1） 市場価格調整額の算定</u> <u>イ 平均市場価格</u> <u>1 キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限りします。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。</u> <u>なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u> <u>ロ 損失率</u> <u>託送供給等約款33（損失率）に定める値といたします。</u> <u>ハ 託送料金率</u> <u>（イ） 高圧で電気の供給を受ける場合</u> <u>託送供給等約款20（接続送電サービス）（3）ロ（イ）c（b）に定める料金率といたします。</u> <u>（ロ） 特別高圧で電気の供給を受ける場合</u> <u>託送供給等約款20（接続送電サービス）（3）ハ（イ）c（b）に定める料金率といたします。</u> <u>ニ 補正後平均市場価格</u> <u>1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。</u> <u>なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u> 補正後平均 市場価格 = イによって算定された 平均市場価格（消費税等 相当額を加えたものと いたします。） × 1 1－ロの損失率 ± ハの託送料金率 <u>ホ 市場価格調整単価</u> <u>市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。</u> <u>（イ） 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 3 円52銭を下回る場合</u> <u>市場価格調整単価は、次のとおりといたします。</u>

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）																															
	a 最終保障電力 A <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="3">1 キロワット 時につき</td><td>標準電圧6,000ボルトで 供給を受ける場合</td><td>2円59銭</td><td>2円34銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルト または30,000ボルトで 供給を受ける場合</td><td>2円35銭</td><td>2円12銭</td></tr><tr><td>標準電圧70,000ボルト で供給を受ける場合</td><td>2円31銭</td><td>2円10銭</td></tr></table> b 最終保障電力 B <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="4">1 キロワット 時につき</td><td>標準電圧6,000ボルトで 供給を受ける場合</td><td>2円36銭</td><td>2円14銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルト または30,000ボルトで 供給を受ける場合</td><td>2円25銭</td><td>2円04銭</td></tr><tr><td>標準電圧70,000ボルト で供給を受ける場合</td><td>2円21銭</td><td>2円02銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルト で供給を受ける場合</td><td>2円17銭</td><td>1円96銭</td></tr></table> (ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が 3 円52銭以上となり、かつ、 1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が（2）の調整基準単価以下となる場合 市場価格調整単価は、 零といたします。 (ハ) 1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が（2）の調整基準単価を上回る場合 市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から（2）の調整基準単価を差し引いた値といたします。 へ 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、（ロ）および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。			夏季料金	その他季料金	1 キロワット 時につき	標準電圧6,000ボルトで 供給を受ける場合	2円59銭	2円34銭	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルトで 供給を受ける場合	2円35銭	2円12銭	標準電圧70,000ボルト で供給を受ける場合	2円31銭	2円10銭			夏季料金	その他季料金	1 キロワット 時につき	標準電圧6,000ボルトで 供給を受ける場合	2円36銭	2円14銭	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルトで 供給を受ける場合	2円25銭	2円04銭	標準電圧70,000ボルト で供給を受ける場合	2円21銭	2円02銭	標準電圧140,000ボルト で供給を受ける場合	2円17銭	1円96銭
		夏季料金	その他季料金																													
1 キロワット 時につき	標準電圧6,000ボルトで 供給を受ける場合	2円59銭	2円34銭																													
	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルトで 供給を受ける場合	2円35銭	2円12銭																													
	標準電圧70,000ボルト で供給を受ける場合	2円31銭	2円10銭																													
		夏季料金	その他季料金																													
1 キロワット 時につき	標準電圧6,000ボルトで 供給を受ける場合	2円36銭	2円14銭																													
	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルトで 供給を受ける場合	2円25銭	2円04銭																													
	標準電圧70,000ボルト で供給を受ける場合	2円21銭	2円02銭																													
	標準電圧140,000ボルト で供給を受ける場合	2円17銭	1円96銭																													

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）		電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）	
		<u>平均市場価格算定期間</u>	<u>市場価格調整単価適用期間</u>
		<u>毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間</u>	<u>その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間</u>	<u>その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間</u>	<u>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間</u>	<u>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間</u>	<u>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間</u>	<u>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間</u>	<u>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間</u>	<u>その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間</u>	<u>その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間</u>	<u>その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間</u>	<u>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間</u>	<u>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</u>
<u>（ロ） 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（ハ）の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします。</u>			
<u>（ハ） 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。</u>			
<u>ト 市場価格調整額</u>			
<u>市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。</u>			
<u>（2） 調整基準単価</u>			
<u>調整基準単価は、16（最終保障電力 A）（4）ロまたは 17（最終保障電力 B）（4）ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表 2</u>			

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）
	<u>（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものいたします。</u> <u>（3） 市場価格調整単価のお知らせ</u> <u>当社は、（1）ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</u>
1 燃料費調整 （1） 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0275$ $\beta = 0.4792$ $\gamma = 0.4275$ なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 （イ） 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{（2）の基準単価}}{1,000}$ （ロ） 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{（2）の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。	2 燃料費調整 （1） 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0275$ $\beta = 0.4792$ $\gamma = 0.4275$ なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 （イ） 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{（2）の基準単価}}{1,000}$ （ロ） 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{（2）の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）																																																				
（イ） 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（ロ）および（ハ）の場合を除き、次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 9 月 1 日から11月30日までの期間</td><td>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年10月 1 日から12月31日までの期間</td><td>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年11月 1 日から翌年の 1 月31日までの期間</td><td>翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年12月 1 日から翌年の 2 月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月29日までの期間）</td><td>翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</td></tr></table> （ロ） 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（ハ）の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします。 （ハ） 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。 ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。 （2） 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間	その年の 9 月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間	毎年 9 月 1 日から11月30日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間	毎年10月 1 日から12月31日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間	毎年11月 1 日から翌年の 1 月31日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間	毎年12月 1 日から翌年の 2 月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月29日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間	（イ） 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（ロ）および（ハ）の場合を除き、次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 9 月 1 日から11月30日までの期間</td><td>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年10月 1 日から12月31日までの期間</td><td>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年11月 1 日から翌年の 1 月31日までの期間</td><td>翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年12月 1 日から翌年の 2 月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月29日までの期間）</td><td>翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</td></tr></table> （ロ） 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（ハ）の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします。 （ハ） 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。 ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。 （2） 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間	その年の 9 月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間	毎年 9 月 1 日から11月30日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間	毎年10月 1 日から12月31日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間	毎年11月 1 日から翌年の 1 月31日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間	毎年12月 1 日から翌年の 2 月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月29日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間	その年の 9 月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 9 月 1 日から11月30日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月 1 日から12月31日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月 1 日から翌年の 1 月31日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月 1 日から翌年の 2 月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月29日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間																																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間	その年の 9 月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 9 月 1 日から11月30日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月 1 日から12月31日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月 1 日から翌年の 1 月31日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月 1 日から翌年の 2 月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月29日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間																																																				

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）										
<table><tr><td rowspan="2">1 キロワット 時 に つ き</td><td>高压で供給を受ける場合</td><td>22銭3厘</td></tr><tr><td>特別高压で供給を受ける場合</td><td>22銭0厘</td></tr></table> （3） 燃料費調整単価等の揭示 当社は、（1）イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および（1）ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。	1 キロワット 時 に つ き	高压で供給を受ける場合	22銭3厘	特別高压で供給を受ける場合	22銭0厘	<table><tr><td rowspan="2">1 キロワット 時 に つ き</td><td>高压で供給を受ける場合</td><td>22銭3厘</td></tr><tr><td>特別高压で供給を受ける場合</td><td>22銭0厘</td></tr></table> （3） 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、（1）イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および（1）ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。	1 キロワット 時 に つ き	高压で供給を受ける場合	22銭3厘	特別高压で供給を受ける場合	22銭0厘
1 キロワット 時 に つ き		高压で供給を受ける場合	22銭3厘								
	特別高压で供給を受ける場合	22銭0厘									
1 キロワット 時 に つ き	高压で供給を受ける場合	22銭3厘									
	特別高压で供給を受ける場合	22銭0厘									
2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 （1） 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に揭示いたします。 （2） 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。 ハ 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。 （3） 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高压のお客さまが、高压で最終保障予備電力の供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。 また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 （イ）（ロ）および（ハ）の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期	3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 （1） 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 （2） 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。 ハ 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。 （3） 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高压のお客さまが、高压で最終保障予備電力の供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。 また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 （イ）（ロ）および（ハ）の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期										

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）
間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 （ロ）記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（ハ）の場合を除き、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします。 （ハ）検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう4月の検針日は、5月1日といたします。	間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 （ロ）記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（ハ）の場合を除き、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします。 （ハ）検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう4月の検針日は、5月1日といたします。
3 平均力率の算定式 平均力率の算定式は、次のとおりといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。 $\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 (\text{パーセント})$ なお、有効電力量および無効電力量の計量は、22（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。この場合の有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。 また、平均力率の算定において、$\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$ の計算によってえた値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものといたします。	4 平均力率の算定式 平均力率の算定式は、次のとおりといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。 $\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 (\text{パーセント})$ なお、有効電力量および無効電力量の計量は、22（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。この場合の有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。 また、平均力率の算定において、$\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$ の計算によってえた値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものといたします。
4 使用電力量等の協定 使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。 （1） 使用電力量の協定 原則として次のいずれかの値といたします。 イ 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 （イ） 前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$	5 使用電力量等の協定 使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。 （1） 使用電力量の協定 原則として次のいずれかの値といたします。 イ 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 （イ） 前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 4 月 12 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2022 年 9 月 1 日実施予定）
（ロ） 前 3 月間の使用電力量による場合 $\frac{\text{前 3 月 間 の 使 用 電 力 量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、54（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。 ホ お客さまの電力量の記録による場合 お客さまの電力量の記録によることが適当と認められる場合には、お客さまが記録された電力量といたします。 ヘ 公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計 量 電 力 量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$ なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 （イ） お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 （ロ） 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 （2） 最大需要電力の協定 （1）に準ずるものといたします。	（ロ） 前 3 月間の使用電力量による場合 $\frac{\text{前 3 月 間 の 使 用 電 力 量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、54（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。 ホ お客さまの電力量の記録による場合 お客さまの電力量の記録によることが適当と認められる場合には、お客さまが記録された電力量といたします。 ヘ 公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計 量 電 力 量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$ なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 （イ） お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 （ロ） 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 （2） 最大需要電力の協定 （1）に準ずるものといたします。

以 上

3 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

最終保障供給料金における電力量料金の算出につきましては、第52回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022年7月20日開催）において、現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格高騰時はプラスの補正項を反映し、市場価格下落時はマイナスの補正項を反映すると整理されたことを踏まえ、次のとおり算定することといたしました。

市場価格高騰時は、市場価格の平均（当社が定める算定期間におけるエリアプライスの平均〔以下「平均市場価格」といいます。〕）といたします。）に消費税等相当額および当社の託送供給等約款に定める高圧または特別高圧で供給する場合の損失率を加味し、当社の託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける電力量料金の料金率を加えた金額（以下「補正後平均市場価格」といいます。）が、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bにおける電力量料金の料金率に燃料費調整制度における燃料費調整単価を加えた金額（以下「最終保障電力量料金価格」といいます。）を上回る場合は、補正後平均市場価格から、最終保障電力量料金価格を差し引いた金額をプラスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金に補正項で算定された金額を加えて算出することといたしました。

また、市場価格下落時は、平均市場価格が、2019年度から2021年度の間に於ける市場価格の1月あたりの平均のうち最も安い価格を下回る場合は、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bにおける電力量料金の料金率から当社の供給区域内で高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の小売電気事業者が設定する標準的な料金メニューにおける電力量料金の料金率を差し引いた金額をマイナスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金から補正項で算定された金額を差し引いて算出することといたしました。

最終保障供給約款変更届出書

2022 年 8 月 10 日

北陸電力送配電株式会社

最終保障供給約款変更届出書

託 サ 第 14 号

2022 年 8 月 10 日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚 田 一 也

電気事業法第 20 条第 1 項の規定により，次のとおり最終保障供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙 電気最終保障供給約款のとおりであります。
実施期日	2022 年 9 月 1 日

別 紙

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

2 0 2 2 年 9 月 1 日 実 施



北陸電力送配電株式会社

電気最終保障供給約款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	最終保障供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	3
II	契 約 の 申 込 み	4
6	需給契約の申込み	4
7	需給契約の成立および契約期間	4
8	需 要 場 所	4
9	需給契約の単位	6
10	供 給 の 開 始	6
11	供 給 の 単 位	6
12	承 諾 の 限 界	6
13	需給契約書の作成	7
III	契 約 種 別 お よ び 料 金	8
14	契 約 種 別	8
15	最終保障電力A	8
16	最終保障電力B	10
17	最終保障予備電力	13
IV	料 金 の 算 定 お よ び 支 払 い	16
18	料金の適用開始の時期	16
19	検 針 日	16
20	料金の算定期間	16
21	使用電力量等の計量	16
22	料 金 の 算 定	18
23	日 割 計 算	18
24	料金の支払義務および支払期日	19

2 5	料金その他の支払方法	19
2 6	延 滞 利 息	20
2 7	保 証 金	20
V	使用および供給	22
2 8	適正契約の保持	22
2 9	契 約 超 過 金	22
3 0	力 率 の 保 持	22
3 1	需要場所への立入りによる業務の実施	22
3 2	電気の使用にともなうお客さまの協力	23
3 3	供 給 の 停 止	24
3 4	供給停止の解除	25
3 5	供給停止期間中の料金	25
3 6	違 約 金	25
3 7	供給の中止または使用の制限もしくは中止	25
3 8	制限または中止の料金割引	26
3 9	損害賠償の免責	27
4 0	設 備 の 賠 償	28
VI	契約の変更および終了	29
4 1	需給契約の変更	29
4 2	名 義 の 変 更	29
4 3	需給契約の消滅	29
4 4	需給開始後の需給契約の消滅または変更にとりなう工事費の精算	29
4 5	解 約 等	30
4 6	需給契約消滅後の債権債務関係	31
VII	供給方法および工事	32
4 7	需給地点および施設	32
4 8	架 空 引 込 線	32
4 9	地 中 引 込 線	33
5 0	連接引込線等	34
5 1	引込線の接続	34
5 2	計量器等の取付け	34
5 3	専用供給設備	35

VIII	工 事 費 の 負 担	36
5 4	一般供給設備の工事費負担金	36
5 5	特別供給設備の工事費負担金	39
5 6	供給設備を変更する場合の工事費負担金	40
5 7	特別供給設備等の工事費の算定	40
5 8	工事費負担金の申受けおよび精算	43
5 9	臨 時 工 事 費	44
6 0	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	45
6 1	工事費等に関する契約書の作成	45
IX	保 安	46
6 2	保 安 の 責 任	46
6 3	保安等に対するお客さまの協力	46
	附 則	47
	別 表	48

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気の供給を保障するために電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。
- 富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部

2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 特 別 高 圧
標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。
- (4) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨

害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(6) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(10) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(11) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日

から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(16) 平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は、この最終保障供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契 約 の 申 込 み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、使用期間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用期間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。また、使用期間については、1年をこえない範囲で、お客さまから申し出ていただきます。

- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

- (1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。

なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしや断物によっ

て明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1 構内をなすものとみなします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1 需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1 需要場所といたします。

(4) (1)に定める1 構内もしくは1 建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1 需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。

(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、31（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、31（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1 需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、最終保障予備電力とこれ以外の1 契約種別とをあわせて契約する場合
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。
- (3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2 以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1 需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(3) の場合
- (2) 17（最終保障予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合
- (3) 50（連接引込線等）の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
- (4) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況（既に

消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合(この最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合を含みます。)には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

お客さまと当社との間で、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

また、供給設備の施設または変更を必要とする場合には、供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

最終保障電力A，最終保障電力B，最終保障予備電力

15 最終保障電力A

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用し、契約使用期間が1年以内の需要で、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送供給等約款（なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルト

(3) 契 約 電 力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける 場合	1, 9 0 0 円 8 0 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 8 8 1 円 0 0 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 8 4 8 円 0 0 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用さ

れた電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときに除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料 金
１キロワット 時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	１５円７１銭	１４円５０銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	１４円７４銭	１３円５８銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	１４円２７銭	１３円２０銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表４（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

(ロ) 力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

16 最終保障電力B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用し，契約使用期間が１年以内の需要で，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，特別の事情がある場合で，

お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

- ロ 使用する付帯電灯について託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルト
契約電力 50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増

しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表３（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表３（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表３（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表３（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表３（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額いたします。

契約電力 １キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	１，９００円８０銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	１，８８１円００銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	１，８４８円００銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	１，８１５円００銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季 料 金
1 キロワット 時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける 場合	1 4 円 5 4 銭	1 3 円 4 3 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボ ルトで供給を受ける場合	1 3 円 9 6 銭	1 2 円 9 0 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボ ルトで供給を受ける場合	1 3 円 6 0 銭	1 2 円 5 5 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受け る場合	1 3 円 1 8 銭	1 2 円 1 7 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することとはできません。

17 最終保障予備電力

(1) 適 用 範 囲

最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

18 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。

19 検 針 日

検針日は、原則として毎月 1 日といたします。

ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるとき、またはお客さまとの協議が整ったときは、1 日以外の日に検針することがあります。

20 料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

なお、契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日もしくは直前の検針日から消滅日までの期間といたします。

(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または 30 分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、(1)にかかわらず、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

なお、契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日もしくは直前の計量日から消滅日までの期間といたします。

21 使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(9)および(10)の場合を除き、検針日における電力量計の読み

- (需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。
- (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(9)および(10)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。)によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。
- なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。
- (3) 計量器の読みは次によるものといたします。
- イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
- ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。
- ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。
- (4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (5) (1)にかかわらず、当社は、記録型計量器により使用電力量を30分単位で計量する場合があります。この場合、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
- (6) (5)により計量する場合、料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。
- (7) (6)により使用電力量を算定する場合、当社は、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (8) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (9) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要

電力は、(10)の場合を除き、次によるものといたします。

イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)または(6)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(10) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

22 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 20（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日をいいます。）の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

ニ 20（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

23 日割計算

(1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。ただし、契約期間が満了

したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日を含みます。

また、22(料金の算定)(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 高圧で供給する場合で、力率に変更があるときは、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表6(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

24 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。

イ 21(使用電力量等の計量)(10)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日の翌日といたします。また、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

25 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法

を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金について利息を付しません。

26 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

27 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこ

えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払わないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金に利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

28 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて適正でないと認められる場合には、契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

29 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力（その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。）に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

30 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。
- (2) 当社は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

31 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作

物の設計，施工，改修または検査

(2) 63（保安等に対するお客さまの協力）(1)，(2)または(3)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，負荷設備，受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 33（供給の停止），43（需給契約の消滅）(2)または45（解約等）により必要な処置

(6) その他この最終保障供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

32 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，当社がとくに必要と認めた場合には，お客さまの負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準，その他の法令等にしたが，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

なお，当社は，別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）または発電設備系統連系サービス実施要綱（特別高圧）によりアンシラリーサービス料を申し受けます。

33 供給の停止

(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 51（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合

(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

- イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
- ニ 31（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ホ 32（電気の使用にともなうお客様の協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客様がその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客様の電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等によりお客さまにお知らせすることがあります。

34 供給停止の解除

33（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

35 供給停止期間中の料金

33（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を23（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

36 違 約 金

- (1) お客さまが33（供給の停止）(3)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

37 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

38 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、最終保障電力Aおよび最終保障電力Bについては、37（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 高压で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、22（料金の算定）

(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高压で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合または特別高压で電気の供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、22（料金の算定）

(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

- a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間(10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

- b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量(お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。)

B = 制限時間中の使用電力量

- c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

- (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 最終保障予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

39 損害賠償の免責

- (1) 10(供給の開始) (2)によって供給または開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 37(供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 33(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または45(解約等)によっ

て需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 33（供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等によりお客さまにお知らせした場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(5) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

40 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能な場合

修 理 費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ 契約の変更および終了

41 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

42 名義の変更

新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

43 需給契約の消滅

(1) お客さまが、契約期間満了前にこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) 当社は、原則として、契約期間満了の日の翌日（(1)の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日といたします。）に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(3) 需給契約は、45（解約等）および次の場合を除き、契約期間満了の日（(1)の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日といたします。）に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

44 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

当社は、次の場合には、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 需給契約が消滅する場合で、当社が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用してから1年に満たないときには、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、59(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち、1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。
- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備のうち、お客さまがその供給設備を利用してから1年に満たないときには、減少契約電力に見合う部分について、59(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額(特別高圧で電気の供給を受ける場合は、54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)イ(ロ)を減少契約電力に適用せずに算定した工事費負担金といたします。)と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、契約電力の減少にともない供給電圧を変更する場合は、新増加時に新たに施設した供給設備について、59(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

45 解 約 等

- (1) 33(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、43(需給契約の消滅)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

46 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

47 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
- イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 49（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ 技術上、経済上やむをえない場合でお客さまが受電設備等を共用して電気の供給を受けるとき。
 - ヘ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- なお、当社は、お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社は付帯設備を無償で利用できるものといたします。

48 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であつて、堅固に施設できる点を

お客さまと当社との協議によって定めます。

- (2) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で利用できるものといたします。

49 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、55（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

50 接続引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

51 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

52 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で利用できるものいたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

53 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、55（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
- イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
- ロ 32（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
- ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限りです。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) (2)において、開閉所は、変電所とみなします。
- (4) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。
- イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。
- ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ 工 事 費 の 負 担

54 一般供給設備の工事費負担金

(1) 高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,410円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,950円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

ロ 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

(ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

(イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の

無償こう長を差し引いた値といたします。

- (ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長＝

$$\begin{aligned} & \text{架空配電設備の工事こう長} - \left[\begin{array}{l} \text{地中配電設備の無償こう長} \\ \text{－地中配電設備の工事こう長} \end{array} \right] \\ & \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}} \end{aligned}$$

(2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。

(イ) 工 事 費

a 架空配電設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

新増加契約電力 1 キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	5 6 1 円 0 0 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1 7 6 円 0 0 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	8 8 円 0 0 銭

なお、標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 15 パーセントといたします。

b 地中配電設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

新増加契約電力 1 キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	6 3 8 円 0 0 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	5 6 1 円 0 0 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2 2 0 円 0 0 銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 20 パーセントといたします。

(ロ) 当社負担額

新増加契約電力 1 キロワットにつき	5, 5 0 0 円 0 0 銭

ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、使用開始後 3 年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。

(3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。ただし、送電線路から配電設備を分岐する場合は、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点までの配電設備といたします。

(4) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配 電 設 備

発電所、変電所または送電線路から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器、保安装置のほか、これらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）および保安通信設備を含みます。

ロ 送 電 線 路

発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。

ハ 工事こう長

別表 7（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実

際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (5) VIII（工事費の負担）の各項において、契約電力等を増加される場合には、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合を含みます。

55 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (イ) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合
- (ロ) 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
- (ハ) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も 54（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ 架空配電設備で供給できるにもかかわらず、お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は、(イ)または(ロ)の金額

- (イ) 標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、54（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- (ロ) 需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）

す。)に係る区域の場合は、(イ)にかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額

ハ 53（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額
なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、53（専用供給設備）
(2)によるものといたします。

(2) お客さまが 17（最終保障予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、54（一般供給設備の工事費負担金）(3)に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、53（専用供給設備）(2)によるものといたします。

56 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する次のいずれかの場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気需給に直接関係する場合に限ります。）は、51（引込線の接続）または52（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

イ 供給電圧を変更する場合

ロ 配電線路を切り替える場合

ハ 架空配電設備を地中配電設備に変更する場合

ニ その他供給設備を変更する場合

(2) 32（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

57 特別供給設備等の工事費の算定

55（特別供給設備の工事費負担金）および 56（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、

工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 諸掛りには、測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。

(イ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は、工事費に計上いたしません。ただし、架空配電線路の経過地に地役権を設定する場合には、その対価の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが、登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。

(ロ) 架空配電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行わないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

(ハ) 補償費中残地補償費は、それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

(ニ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。

(ホ) お客様の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、59（臨時工事費）に準じて算定いたします。

ニ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(2) お客様が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 55（特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(イ)の場合で、その工事費を54（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額または(2)イ(イ)に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも54（一般供給設備の工事費負担金）(1)または(2)イ(イ)にもとづいて算定いたします。

なお、54（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定する場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工

事費を算定いたします。

- (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- (5) 特別高圧で電気の供給を受ける場合で、使用開始後3年以内の配電設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に準じて算定いたします。

- (6) 55（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合の工事費は、次のとおりといたします。

イ 高圧で電気の供給を受ける場合

54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、(1)または(2)にかかわらず、その工事費を54（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ロ 特別高圧で電気の供給を受ける場合

お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、(1)にかかわらず、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)およびロによって算定いたします。

なお、17（最終保障予備電力）によって電気の供給を受ける場合で、一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

- (7) 高圧で電気の供給を受ける場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)イの場合を除きます。）は、(1)または(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(8) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、54（一般供給設備の工事費負担金）または55（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、55（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

58 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。

(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 54（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 55（特別供給設備の工事費負担金）（54〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および56（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更の差異が5パーセントをこえる場合

b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

原則としてすべての場合

- (3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (4) 高圧で電気の供給を受ける場合で、工業団地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される54（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書（61〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費負担金契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

59 臨時工事費

- (1) 契約使用期間が1年未満のお客さまのために新たに供給設備を施設し、かつ契約使用期間の満了にともなってその供給設備を撤去する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

- (2) 臨時工事費は、次の算式により算定した金額といたします。

イ 高圧配電設備の場合

新設材料費 － 撤去後の資材の残存価額 ＋ 新設工費 ＋ 撤去工費 ＋ 諸掛り

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

ロ 特別高圧配電設備、送電設備および変電設備の場合

新設材料費 － 撤去後の資材の残存価額 ＋ 新設工費 ＋ 撤去工費 ＋ 諸掛り

なお、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間 1 月（1 月未満は、1 月といたします。）につきその価額の 1 パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (3) 臨時工事費を申し受ける場合は、54（一般供給設備の工事費負担金）、55（特別供給設備の工事費負担金）および 56（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (4) 高圧で電気の供給を受ける場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (5) 臨時工事費の精算は、58（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)の場合に準ずるものといたします。

60 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けま

す。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けま

61 工事費等に関する契約書の作成

工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

Ⅸ 保 安

62 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有しない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

63 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。

(3) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 当社は、必要に応じて供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、2022年9月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、21（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものいたします。

3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトまたは10,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、3,000ボルトで供給するときは標準電圧6,000ボルトで電気の供給を受ける場合に、また、10,000ボルトで供給するときは標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものいたします。

4 損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置

別表3（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

5 この最終保障供給約款の実施にもなう切替措置

2022年9月1日に支払義務が発生する料金および19（検針日）において、1日以外の日を検針する場合で、2022年9月2日から2022年9月30日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表3（市場価格調整）(1)ホにかかわらず、零といたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月1日から翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものいたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた直後の5月1日から翌年の4月30日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日の前日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気

の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

２ 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (21,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は、2 月 29 日までの期間）
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

１キロワット 時につき	高圧で供給を受ける場合	１５銭２厘
	特別高圧で供給を受ける場合	１５銭０厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

３ 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

１キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

託送供給等約款 32（損失率）に定める値といたします。

ハ 託送料金率

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が４２，６００円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユ

ユニバーサルサービス調整) (1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、託送供給等約款別表5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといえます。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款 19 (接続送電サービス) (3)ハ(イ) c (b)に定める料金率に託送供給等約款別表5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、託送供給等約款別表5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、託送供給等約款別表5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといえます。

ニ 補正後平均市場価格

1キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といえます。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{array}{l} \text{補正後平均市場価格} = \frac{\text{イによって算定された平均市場価格}}{1 - \text{ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率} \\ \text{を} \text{加えたものとい} \\ \text{たします。)} \end{array}$$

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といえます。

- (イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円51銭を下回る場合
市場価格調整単価は、次のとおりといえます。

a 最終保障電力A

		夏季料金	その他季料 金
1 キロワット 時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 6 2 銭	2 円 4 2 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 4 6 銭	2 円 2 6 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 3 8 銭	2 円 2 0 銭

b 最終保障電力B

		夏季料金	その他季料 金
1 キロワット 時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 4 2 銭	2 円 2 4 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 3 3 銭	2 円 1 5 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 2 7 銭	2 円 0 9 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 2 0 銭	2 円 0 3 銭

- (ロ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 3 円 5 1 銭以上となり、かつ、1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

- (ハ) 1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

へ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調

整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する次の市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (閏年の場合は、2 月 29 日までの期間)

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、15（最終保障電力A）(4)ロまたは16（最終保障電力B）(4)ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 平均力率の算定

(1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

有効電力量および無効電力量の計量については、21（使用電力量等の計量）(1), (3), (4), (9)イおよび(10)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

(2) 有効電力量または無効電力量は、21（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

5 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める（以下「協定」といいます。）

場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、52（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

(イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(2) 最大需要電力の協定

(1)に準ずるものといたします。

6 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、22（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 22（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 22（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 20（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7 標準設計基準

(1) 適用

イ この基準は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計工事費の算定に適用いたします。

ロ この基準に明記していない事項については、電気設備に関する技術基準その他関係法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によることといたします。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は、ロにかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計によるものとし、この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧電線路（需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は、次によります。

公称電圧 地域区分	高 圧	
	3,300ボルト	6,600ボルト
都 市 域	—	300ボルト
そ の 他	300ボルト	600ボルト

(ロ) 経 過 地

高圧電線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、他の方法によります。

ロ 高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の高圧架空電線路との併架、電線の張替え、または負荷分割のうち、線路の保守、保安上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合の回線数は、原則として1回線といたします。

c 併架の場合の1配電線路の回線数は、既設電線も含めて2回線を限度といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

高圧架空電線路の標準径間は、40メートルから50メートルといたします。

(ニ) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、施設場所の状況により根入れ、電線の弛度、装柱、交差、接近、引込線、前後の支持物の高さ等の関係からやむをえない場合は、この長さ以外のものとする場合があります。

支持物の長さ（メートル）	10, 12

(ホ) が い し

高圧架空電線路のがいしは、次によります。

電 圧 \ 使用箇所	引 通 箇 所	引 留 箇 所
高 圧	高圧中実がいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

(ハ) 装 柱

高圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、水平配列といたします。ただし、他物との離隔距離確保のため特殊装柱とすることがあります。

(ト) 電線の種類および太さ

- a 電線は、高圧絶縁電線を使用いたします。
- b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、機械的強度および法令上の制限等を考慮して、次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用いたします。

電線種別および太さ			許容電流（アンペア）
			高圧絶縁電線 (架橋ポリエチレン絶縁電線)
銅	単 線	5.0 ミリメートル	142
アルミ	より線	120 平方ミリメートル	308
		240 平方ミリメートル	512

(チ) 開閉器の施設

高圧架空電線路の系統操作および保守のために、必要な箇所には開閉器を施設いたします。

(リ) 耐 雷 施 設

高圧架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な設備を施設いたしま

す。

(ヌ) 耐 塩 施 設

塩害地域に施設する高圧架空電線路の機器および材料は、耐塩構造のものを使用いたします。

ハ 高圧地中電線路

(イ) 施 設 方 法

高圧地中電線路の施設方法は、施設環境等を考慮し、技術上支障のない範囲で、管路式、暗きょ式、開きょ式または直埋式の中から選定いたします。

(ロ) ケーブルの選定

高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下および施設方法等を考慮し、次の中から選定いたします。

電 圧	種 類	公称断面積（平方ミリメートル）
高 圧	CVT ケーブル (6,600 ボルトトリプレックス形架橋 ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル)	22, 60, 150, 250, 325, 400

(ハ) 開閉器の施設

- a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。
- b 高圧引込開閉器は、高圧で供給を受けるお客さまへπ引込により供給する場合に施設いたします。

(3) 特別高圧電線路

イ 一 般 基 準

(イ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路の電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路とは、需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口までといたします。

公 称 電 圧 (ボルト)	22,000	33,000	66,000	77,000	154,000
電圧降下の許容限度 (ボルト)	2,000	3,000	6,000	7,000	14,000

(ロ) 経 過 地 等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、用地取得上ならば

に保安、保守、系統運用上に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

特別高圧電線路は架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、技術上および用地上著しく困難な場合、または経済上適当でない場合は、その他の方法によるものといたします。

ロ 特別高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設を原則といたします。ただし、他の電線路との併架、電線張替等が技術上、経済上から適当と判断される場合は、これらの方法によることがあります。
- b 単独に施設する場合は、最終保障予備電力の申込みがある場合を除き、原則として1回線といたします。
- c 他の電線路との併架の場合の電線路順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。

(ロ) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は、原則として、鉄塔を使用いたします。ただし、公称電圧33,000ボルト以下の場合は、施設場所の状況に応じて鉄塔以外の支持物を使用することがあります。

(ハ) 標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

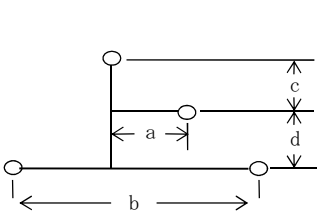
支持物の種類	標準径間
鉄塔	150メートル以上350メートル以下
その他	75メートル以上150メートル以下

(ニ) 電線間隔

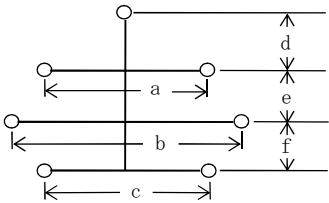
電線間隔の標準は、次のとおりといたします。ただし、線種、気象、地形条件および用地事情等により増減することがあります。

鉄塔の場合

間 隔 公称電圧	1 回 線 (メートル)				2 回 線 (メートル)					
	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33,000 ボルト 以下	1.5 以上	3.6 以上	1.5 以上	1.6 以上	3.0 以上	3.6 以上	3.2 以上	1.5 以上	1.6 以上	1.6 以上
	1.6 以下	4.4 以下	2.1 以下	2.2 以下	3.2 以下	4.4 以下	3.6 以下	2.1 以下	2.2 以下	2.2 以下
66,000 ボルト または 77,000 ボルト	2.0 以上	6.0 以上	2.2 以上	2.5 以上	4.0 以上	7.2 以上	5.0 以上	2.2 以上	2.8 以上	2.5 以上
	2.6 以下	8.0 以下	3.5 以下	3.2 以下	5.2 以下	10.0 以下	7.0 以下	3.5 以下	3.6 以下	3.2 以下
154,000 ボルト	3.2 以上	8.6 以上	2.9 以上	4.2 以上	6.4 以上	10.0 以上	8.0 以上	4.6 以上	4.2 以上	3.6 以上
	4.3 以下	12.0 以下	5.5 以下	6.0 以下	8.6 以下	13.0 以下	10.0 以下	7.2 以下	6.0 以下	5.0 以下



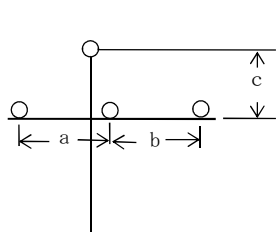
(1 回線)



(2 回線)

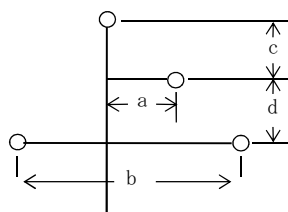
鉄柱，鉄筋コンクリート柱の場合

間 隔 公称電圧	1 回 線 (メートル)							2 回 線 (メートル)					
	水 平 配 列			三 角 配 列									
	a	b	c	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33,000 ボルト 以下	1.0	0.7	0.8	0.0	1.2	1.4	0.8	1.5	1.8	2.2	0.8	1.2	1.2
			以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
			1.0	0.3	1.5	2.5	1.0	2.0	2.5	3.0	1.8	1.8	1.8
			以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下



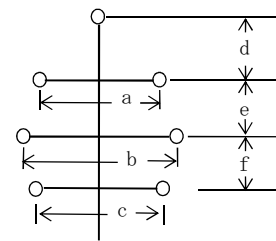
(1 回線)

水平配列



(1 回線)

三角配列



(2 回線)

(ホ) が い し

a がいいしは懸垂がいいし，長幹がいいし，ラインポストがいいしを使用し，懸垂がいいし一連の連結個数の標準は，次のとおりといたします。

なお，長幹がいいし，ラインポストがいいしを使用する場合は，これと同等の絶縁強度を有するものといたします。ただし，関連施設との協調や電線路の経過地等を考慮して，次によらないことがあります。

種 類 公称電圧	250 ミリメートル懸垂がいいし (個)
22,000 ボルト	3
33,000 ボルト	3
66,000 ボルト	6
77,000 ボルト	6
154,000 ボルト	10

b 塩じん害の予想される地域は、塩じん害対策委員会の推奨値および北陸における汚損実績を考慮して、適当数の増結またはこれに準ずる長幹がいし、ラインポストがいしを使用いたします。

c 原則として、アークホーンを取り付けます。

(ハ) 電線の種類および太さ

a 電線は鋼心アルミより線、鋼心耐熱アルミ合金より線または特別高圧絶縁電線を標準といたします。ただし、保守上、機械的強度上とくに必要のある区間または腐蝕のおそれがある区間等には、特殊電線を使用することがあります。

b 電線の太さは許容電流、短絡電流、電圧降下および機械的強度等を考慮して定め、次の中から必要最小のものを使用いたします。ただし、他の支持物に併架する場合は、弛度の関係から既設架空線と協調する太さのものを使用することがあります。

絶 縁 電 線				鋼心アルミより線 (ACSR)		鋼心耐熱アルミ合金 より線(TACSR)	
鋼心アルミより線 (SB-ACSR/AC-OC-L)		硬アルミより線 (SB-HAL-OC-L)					
公称 断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミリメ ートル)	許容電流 (アンペア)
120	308	240	512	160	467	160	724
				330	729	330	1, 153
				410	846	410	1, 349
				610	1, 059	610	1, 706
				810	1, 251	810	2, 031

(注) 架空ケーブルを使用する場合は、ハ(ロ)の表を適用いたします。

(ト) 架空地線の施設

a 特別高圧架空電線路においては、原則として架空地線を施設いたします。

b 架空地線は、アルミ覆鋼より線を使用し、その太さは、線路の設計条件にもとづいて、次の中から選定いたします。

公 称 断 面 積 (平方ミリメートル)
22, 45, 55, 70, 90

(f) 架空電線の地表上の高さ

架空電線の地表上の高さは、次のとおりといたします。

電 圧 (ボルト)	電線の地表上の高さ（メートル）				
	一般箇所	鉄道または 軌道を横断 する場所	道路または 横断歩道を 横断する場 所	山地であつ て人が容易 に立ち入ら ない場所	市街地その 他人家の密 集する地域
33,000 以下	5.00 以上	5.50 以上	6.00 以上	5.00 以上	10.00 以上
66,000	6.00 以上	6.00 以上	6.00 以上	5.00 以上	10.48 以上
77,000	6.00 以上	6.00 以上	6.00 以上	5.00 以上	10.60 以上
154,000	6.00 以上	6.00 以上	6.00 以上	5.00 以上	11.44 以上

(注) 鉄道または軌道を横断する場合は、レール面上、横断歩道橋を横断する場合は、その路面上の高さ。

(g) ライントラップの施設

電力線搬送が行なわれている電線から当該電線を分岐する場合で、搬送波に悪影響を与えるとみなされるときには、その分岐点に必要な定格のライントラップを施設いたします。

(x) そ の 他

特別高圧絶縁電線を使用する電線路は、原則として次の機器を施設いたします。

- a 避雷器
- b 開閉型端子または開閉器

ハ 特別高圧地中電線路

(i) 施 設 方 法

特別高圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a 直接埋設式

車輛その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗 き ょ 式

構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合および終端部が必要な場合

(ロ) ケーブルの選定

- a 特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下および施設方法等を考慮して，次の中から選定いたします。

公称電圧 条 件	22,000ボルト または 33,000ボルト		66,000ボルト または 77,000ボルト		154,000ボルト	
	C Vケーブル		C Vケーブル		C Vケーブル	
種 類	トリプレックス	単心	トリプレックス	単心	トリプレックス	単心
線 心 数	3	1	3	1	3	1
公 称 断 面 積 (平方ミリメートル)	60	400	80	400	250	200
	100	500	100	600		400
	150	600	150	800		600
	200	800	200	1,000		800
	250	1,000	250	1,200		1,000
	325	1,200	325	1,400		1,200
	400		400	1,500		1,400
			500	1,600		1,600
			600	1,800		1,800
				2,000		2,000

- b ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格（JCS-168-E）に準ずる算定方法に施設条件を考慮して算出いたします。

- c 新設電線路のケーブルは，原則としてC Vケーブルを使用いたします。

(4) 変 電 設 備

イ 一 般 基 準

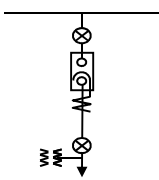
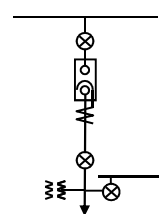
電線路の引出口設備は，その変電所の他の引出口設備および関連設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 法

結線および主要機器取付台数の標準は，次のとおりといたします。

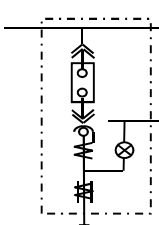
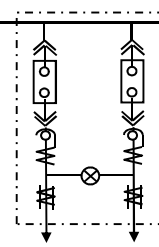
区 分		結 線 法	機 器 名	台 数
公称電圧 154,000 ボルト	複 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 3 組 4 組 1 台 1 面
公称電圧 77,000 ボルト	単 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 2 組 2 組 1 台 1 面
または 66,000 ボルト	複 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 3 組 2 組 1 台 1 面

(注) 接地装置は、原則として線路側に 1 台設置いたします。ただし、ガス絶縁開閉装置を使用する場合は、しゃ断器の両端にも接地装置を設置することがあります。

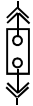
区 分		結 線 法	機 器 名	台 数
公称電圧 33,000ボルト または 22,000ボルト	単 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 2 組 1 組 1 台 1 面 引出形しゃ断器 のときは断路器 を省きます。
	切 替 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 3 組 1 組 1 台 1 面 引出形しゃ断器 のときは断路器 を1組といたし ます。

(注) 変電所の中性点接地方式により零相変流器を設置することがあります。

接地装置を線路側に1台設置することがあります。

区 分		結 線 法	機 器 名	台 数
公称電圧 6,600ボルト または 3,300ボルト	補助 母 線 付 き		配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 個 1 台 1 組 1 組 1 台 1 面
	切 替 断 路 器 付 き		配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 個 1 台 1 組 1 組 1 台 1 面

(凡例)

しゃ断器	引出形 しゃ断器	断路器	接地装置	変流器 (ブッシング形)	零相変流器	計器用 変圧器
						

ハ し や 断 器

(イ) しや断器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次の中から必要最小のものを選定いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により５年から１０年程度先を目標といたします。

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格しや断電流 (アンペア)	形 式
154,000	168,000	1,200, 2,000, 3,000, 4,000	25,000, 31,500, 40,000	ガス形
77,000	84,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 25,000, 31,500	〃 , 真空形
66,000	72,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 25,000, 31,500	〃 , 〃
33,000	36,000	600, 1,200, 2,000	16,000, 25,000	〃 , 〃
22,000	24,000	600, 1,200, 2,000	20,000, 25,000	〃 , 〃
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	真空形

ニ 断 路 器

(イ) 断路器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次の中から必要最小のものを選定いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により５年から１０年程度先を目標といた

します。

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (アンペア)	形 式
154,000	168,000	1,200, 2,000, 3,000, 4,000	31,500, 40,000	三極単投
77,000	84,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 31,500	〃
66,000	72,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 31,500	〃
33,000	36,000	600, 1,200, 2,000	25,000, 31,500, 40,000	〃
22,000	24,000	600, 1,200, 2,000	25,000	〃
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	〃

ホ 変 流 器

- (イ) 変流器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により５年から１０年程度先を目標といたします。

ヘ 計器用変圧器

計器用変圧器は、当社が一般的に使用しているものの中から回路電圧、使用負担に応じ、必要最小のものを選定いたします。

ト 配 電 盤

配電盤は、原則として電流計、しゃ断器操作用ハンドルおよび運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力計、電圧計および無効電力計等を取り付けます。

なお，無人変電所の場合は，当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

チ 保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合は，自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお，原則として，各線路には自動再閉路継電装置を施設し，必要な箇所には母線保護継電装置を取り付けます。

(5) 電力保安通信設備

イ 一般基準

(イ) 施設基準

- a 電力保安通信用電話設備は，法令の定めるところにより施設いたします。
- b 給電指令に必要となる情報伝送設備および電力系統の保護に必要となる情報伝送設備（以下「系統運用設備」といいます。）は，電力系統の運用上必要な場合に施設いたします。
- c 回線数は，電話については原則として1回線，系統運用設備については，系統運用上の重要性および装置動作の信頼性を考慮し決定いたします。

(ロ) 通信方式

電力保安通信用電話設備は，架空通信線，地中通信線，通信線搬送または電力線搬送による電話設備のうち，技術上，経済上からみて最も適当なものを使用いたします。

(ハ) 経過地

経過地は，地理的条件，保安および保守上の問題を考慮して，最も経済的に施設できるように選定いたします。

ロ 電力保安通信用電話設備

(イ) 架空通信線路

a 通信線路の施設

架空通信線路は，使用電圧が33,000ボルト以下の架空電線路への添架または架空弱電流電線路への共架により施設いたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，通信線路を単独に施設する場合があります。

b 通信線の種類

架空通信線は，原則としてポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（心線太さ0.9ミリメートル）または石英系シングルモード光ファイバケーブルを使用いたします。

なお、心線数（対数）は障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。

(ロ) 地中通信線路

a 施 設 方 法

地中通信線路は、原則として管路式または暗きょ式によります。

b 通信線の種類

地中通信線は、原則としてポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルまたはポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル（心線太さ0.9ミリメートル）、石英系シングルモード光ファイバケーブルを使用いたします。

なお、心線数（対数）は、障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。

(ハ) 通信線搬送設備

a 送受信装置

(a) 原則として単通話路装置を施設いたします。

(b) 原則として浮動充電方式による直流電源装置を施設いたします。

b 通信線の種類

通信線搬送用の通信線は、(イ)および(ロ)と同様な仕様の通信線を使用いたします。

(ニ) 電力線搬送設備

a 結合方式（結合装置）

(a) 結合方式は、線間結合方式または一線大地間結合方式といたします。

(b) ライントラップは、線路の終始端および分岐点に設置いたします。

b 送受信装置

(a) 原則として単通話路装置を施設いたします。

(b) 原則として浮動充電方式による直流電源装置を施設いたします。

(ホ) 呼 出 方 式

電力保安電話設備における呼出方式は原則として通話帯域内可聴信号方式といたします。ただし、地域的、設備条件によっては、ダイヤル方式または16ヘルツ呼出方式とする場合があります。

ハ 系統運用設備

(イ) スーパービジョンおよびテレメータ伝送装置は、必要伝送量に対応する量数のものを施設いたします。

(ロ) 搬送継電方式に使用する伝送装置は、保安上、技術上等の点を勘案して伝送路の種類および信号方式を決定し、施設いたします。

(ハ) その他電子応用設備については、上記に準じて施設いたします。この場合、保安上、技術上等の点を勘案して決定いたします。

ニ 保安装置

保安装置は、保安の必要に応じ施設いたします。

電気事業法施行規則第 27 条第 2 項の 規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 料金の算出の根拠

北陸電力送配電株式会社

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第 52 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022 年 7 月 20 日開催）において、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格を参照した補正項を適用し最終保障供給料金を算定することと整理がなされたことにともない、当該内容を料金その他の供給条件に反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 20 条第 1 項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 最終保障供給約款の変更の内容 および新旧比較表

最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、最終保障供給料金の在り方について整理がなされたことから、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

電気最終保障供給約款 変更届出内容（現行規定との比較）

電気最終保障供給約款 (2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款 (2022. 9. 1 実施)
電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 2 0 2 2 年 ~~4~~ 月 ~~1~~ ~~2~~ 日 実 施 北陸電力送配電株式会社	電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 2 0 2 2 年 <u>9</u> 月 <u>1</u> 日 実 施 北陸電力送配電株式会社

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

電気最終保障供給約款

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 最終保障供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	3
II 契 約 の 申 込 み	4
6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	4
9 需給契約の単位	6
10 供 給 の 開 始	6
11 供 給 の 単 位	6
12 承 諾 の 限 界	6
13 需給契約書の作成	7
III 契 約 種 別 お よ び 料 金	8
14 契 約 種 別	8
15 最終保障電力A	8
16 最終保障電力B	10
17 最終保障予備電力	13
IV 料 金 の 算 定 お よ び 支 払 い	15
18 料金の適用開始の時期	15
19 検 針 日	15
20 料金の算定期間	15
21 使用電力量等の計量	15
22 料 金 の 算 定	17
23 日 割 計 算	17
24 料金の支払義務および支払期日	18
25 料金その他の支払方法	18
26 延 滞 利 息	19

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

電気最終保障供給約款

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 最終保障供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	3
II 契 約 の 申 込 み	4
6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	4
9 需給契約の単位	6
10 供 給 の 開 始	6
11 供 給 の 単 位	6
12 承 諾 の 限 界	6
13 需給契約書の作成	7
III 契 約 種 別 お よ び 料 金	8
14 契 約 種 別	8
15 最終保障電力A	8
16 最終保障電力B	10
17 最終保障予備電力	13
IV 料 金 の 算 定 お よ び 支 払 い	16
18 料金の適用開始の時期	16
19 検 針 日	16
20 料金の算定期間	16
21 使用電力量等の計量	16
22 料 金 の 算 定	18
23 日 割 計 算	18
24 料金の支払義務および支払期日	19
25 料金その他の支払方法	19
26 延 滞 利 息	20

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)		電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)	
2 7 保 証 金	19	2 7 保 証 金	20
V 使用および供給.....	21	V 使用および供給.....	22
2 8 適正契約の保持	21	2 8 適正契約の保持	22
2 9 契 約 超 過 金	21	2 9 契 約 超 過 金	22
3 0 力 率 の 保 持	21	3 0 力 率 の 保 持	22
3 1 需要場所への立入りによる業務の実施	21	3 1 需要場所への立入りによる業務の実施	22
3 2 電気の使用にともなうお客さまの協力	22	3 2 電気の使用にともなうお客さまの協力	23
3 3 供 給 の 停 止	23	3 3 供 給 の 停 止	24
3 4 供給停止の解除	24	3 4 供給停止の解除	25
3 5 供給停止期間中の料金	24	3 5 供給停止期間中の料金	25
3 6 違 約 金	24	3 6 違 約 金	25
3 7 供給の中止または使用の制限もしくは中止	24	3 7 供給の中止または使用の制限もしくは中止	25
3 8 制限または中止の料金割引	25	3 8 制限または中止の料金割引	26
3 9 損害賠償の免責	26	3 9 損害賠償の免責	27
4 0 設 備 の 賠 償	27	4 0 設 備 の 賠 償	28
VI 契約の変更および終了	28	VI 契約の変更および終了	29
4 1 需給契約の変更	28	4 1 需給契約の変更	29
4 2 名 義 の 変 更	28	4 2 名 義 の 変 更	29
4 3 需給契約の消滅	28	4 3 需給契約の消滅	29
4 4 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとまう工事費の精算 ..	28	4 4 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとまう工事費の精算 ..	29
4 5 解 約 等	29	4 5 解 約 等	30
4 6 需給契約消滅後の債権債務関係	30	4 6 需給契約消滅後の債権債務関係	31
VII 供給方法および工事.....	31	VII 供給方法および工事.....	32
4 7 需給地点および施設	31	4 7 需給地点および施設	32
4 8 架 空 引 込 線	31	4 8 架 空 引 込 線	32
4 9 地 中 引 込 線	32	4 9 地 中 引 込 線	33
5 0 連接引込線等	33	5 0 連接引込線等	34
5 1 引込線の接続	33	5 1 引込線の接続	34
5 2 計量器等の取付け	33	5 2 計量器等の取付け	34
5 3 専用供給設備	34	5 3 専用供給設備	35
VIII 工事費の負担.....	35	VIII 工事費の負担.....	36
5 4 一般供給設備の工事費負担金	35	5 4 一般供給設備の工事費負担金	36
5 5 特別供給設備の工事費負担金	38	5 5 特別供給設備の工事費負担金	39
5 6 供給設備を変更する場合の工事費負担金	39	5 6 供給設備を変更する場合の工事費負担金	40
5 7 特別供給設備等の工事費の算定	39	5 7 特別供給設備等の工事費の算定	40
5 8 工事費負担金の申受けおよび精算	42	5 8 工事費負担金の申受けおよび精算	43

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)		電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)	
5 9	臨 時 工 事 費 43	5 9	臨 時 工 事 費 44
6 0	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け 44	6 0	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け 45
6 1	工事費等に関する契約書の作成 44	6 1	工事費等に関する契約書の作成 45
IX	保 安 45	IX	保 安 46
6 2	保 安 の 責 任 45	6 2	保 安 の 責 任 46
6 3	保安等に対するお客さまの協力 45	6 3	保安等に対するお客さまの協力 46
	附 則 46		附 則 47
	別 表 47		別 表 48

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)
I 総 則 3 定 義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 1 0 0 ボルトまたは 2 0 0 ボルトをいいます。 (2) 高 圧 標準電圧 6, 0 0 0 ボルトをいいます。 (3) 特 別 高 圧 標準電圧 2 0, 0 0 0 ボルト以上の電圧をいいます。 (4) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (5) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用する、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。 ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。 (6) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (7) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。 (10) 最大需要電力 需要電力の最大値であって、 3 0 分最大需要電力計により計量される値をいいます。 (11) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間をいいます。 (12) そ の 他 季 毎年 1 0 月 1 日から翌年の 6 月 3 0 日までの期間をいいます。	I 総 則 3 定 義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 1 0 0 ボルトまたは 2 0 0 ボルトをいいます。 (2) 高 圧 標準電圧 6, 0 0 0 ボルトをいいます。 (3) 特 別 高 圧 標準電圧 2 0, 0 0 0 ボルト以上の電圧をいいます。 (4) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (5) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用する、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。 ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。 (6) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (7) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。 (10) 最大需要電力 需要電力の最大値であって、 3 0 分最大需要電力計により計量される値をいいます。 (11) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間をいいます。 (12) そ の 他 季 毎年 1 0 月 1 日から翌年の 6 月 3 0 日までの期間をいいます。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)
(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。 (14) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (15) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。	(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。 (14) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (15) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。 <u>(16) 平均市場価格算定期間</u> <u>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。</u>
Ⅱ 契約の申込み 13 需給契約書の作成 電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。 なお、供給設備の施設または変更を必要とする場合には、供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。	Ⅱ 契約の申込み 13 需給契約書の作成 お客さまと当社との間で、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。 <u>なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。</u> また、供給設備の施設または変更を必要とする場合には、供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

Ⅲ 契約種別および料金

15 最終保障電力 A

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 2 1, 9 0 0 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 2 1, 9 0 0 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 9 0 0 円 8 0 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 8 8 1 円 0 0 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 8 4 8 円 0 0 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

Ⅲ 契約種別および料金

15 最終保障電力 A

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 2 1, 9 0 0 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 2 1, 9 0 0 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 9 0 0 円 8 0 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 8 8 1 円 0 0 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 8 4 8 円 0 0 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

		夏季料金	その他季 料 金
1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける 場合	1 5 円 7 1 銭	1 4 円 5 0 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1 4 円 7 4 銭	1 3 円 5 8 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1 4 円 2 7 銭	1 3 円 2 0 銭

ハ 力率割引および割増し

- (イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 1 0 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、1 0 0 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 3（平均力率の算定）によって算定された値といたします。
- なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、8 5 パーセントとみなします。
- (ロ) 力率が、8 5 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、8 5 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

16 最終保障電力 B

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 2 1, 9 0 0 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 2 1, 9 0 0 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

		夏季料金	その他季 料 金
1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける 場合	1 5 円 7 1 銭	1 4 円 5 0 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1 4 円 7 4 銭	1 3 円 5 8 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1 4 円 2 7 銭	1 3 円 2 0 銭

ハ 力率割引および割増し

- (イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 1 0 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、1 0 0 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。
- なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、8 5 パーセントとみなします。
- (ロ) 力率が、8 5 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、8 5 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

16 最終保障電力 B

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 2 1, 9 0 0 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 2 1, 9 0 0 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 9 0 0 円 8 0 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 8 8 1 円 0 0 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 8 4 8 円 0 0 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 8 1 5 円 0 0 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季 料 金
1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1 4 円 5 4 銭	1 3 円 4 3 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1 3 円 9 6 銭	1 2 円 9 0 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1 3 円 6 0 銭	1 2 円 5 5 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1 3 円 1 8 銭	1 2 円 1 7 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表5（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 9 0 0 円 8 0 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 8 8 1 円 0 0 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 8 4 8 円 0 0 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1, 8 1 5 円 0 0 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季 料 金
1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1 4 円 5 4 銭	1 3 円 4 3 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1 3 円 9 6 銭	1 2 円 9 0 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1 3 円 6 0 銭	1 2 円 5 5 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1 3 円 1 8 銭	1 2 円 1 7 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)
(ロ) 力率が、８５パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、８５パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増しいたします。 17 最終保障予備電力 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の５パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の１０パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために３パーセントの計量損失率で修正したものといたします。 ロ 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために３パーセントの計量損失率で修正したものといたします。 なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。	(ロ) 力率が、８５パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、８５パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増しいたします。 17 最終保障予備電力 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表３（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表３（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表３（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表３（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表３（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の５パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の１０パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために３パーセントの計量損失率で修正したものといたします。 ロ 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために３パーセントの計量損失率で修正したものといたします。 なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)
Ⅳ 料金の算定および支払い 18 料金の適用開始の時期 料金は, 供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き, 原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。 21 使用電力量等の計量 (10) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には, 料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は, 別表~~4~~（使用電力量等の協定）を基準として, お客さまと当社との協議によって定めます。 23 日 割 計 算 (1) 当社は, 22（料金の算定）(1)イ, ロ, ハまたはニの場合は, 次により料金を算定いたします。 イ 基本料金は, 別表~~5~~（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は, 日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~5~~（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。 ハ イおよびロによりがたい場合は, これに準じて算定いたします。 (2) 22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは, 日割計算対象日数には開始日および再開日を含み, 停止日および消滅日を除きます。ただし, 契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は, 消滅日を含みます。 また, 22（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは, 変更後の料金は, 変更のあった日から適用いたします。 (3) 高圧で供給する場合で, 力率に変更があるときは, 次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は, その前後の力率にもとづいて, 別表~~5~~（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 負荷設備の変更等がない場合で, 協議によって力率を変更するときは, 変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。 (4) 当社は, 日割計算をする場合には, 必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	Ⅳ 料金の算定および支払い 18 料金の適用開始の時期 料金は, 供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き, 原則として<u>あらかじめ定めた</u>需給開始日から適用いたします。 21 使用電力量等の計量 (10) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には, 料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は, 別表<u>5</u>（使用電力量等の協定）を基準として, お客さまと当社との協議によって定めます。 23 日 割 計 算 (1) 当社は, 22（料金の算定）(1)イ, ロ, ハまたはニの場合は, 次により料金を算定いたします。 イ 基本料金は, 別表<u>6</u>（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は, 日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表<u>6</u>（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。 ハ イおよびロによりがたい場合は, これに準じて算定いたします。 (2) 22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは, 日割計算対象日数には開始日および再開日を含み, 停止日および消滅日を除きます。ただし, 契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は, 消滅日を含みます。 また, 22（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは, 変更後の料金は, 変更のあった日から適用いたします。 (3) 高圧で供給する場合で, 力率に変更があるときは, 次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は, その前後の力率にもとづいて, 別表<u>6</u>（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 負荷設備の変更等がない場合で, 協議によって力率を変更するときは, 変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。 (4) 当社は, 日割計算をする場合には, 必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
Ⅷ 工事費の負担 54 一般供給設備の工事費負担金 (4) 次の言葉は, Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。	Ⅷ 工事費の負担 54 一般供給設備の工事費負担金 (4) 次の言葉は, Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)
イ 配電設備 発電所、変電所または送電線路から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器、保安装置のほか、これらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）および保安通信設備を含みます。 ロ 送電線路 発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。 ハ 工事こう長 別表~~6~~（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、１メートルとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。	イ 配電設備 発電所、変電所または送電線路から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器、保安装置のほか、これらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）および保安通信設備を含みます。 ロ 送電線路 発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。 ハ 工事こう長 別表~~7~~（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、１メートルとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。
附 則 １ この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、２０２２年~~4月12~~日から実施いたします。 ３ 供給電気方式および供給電圧についての特別措置 供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧３，０００ボルトまたは１０，０００ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、３，０００ボルトで供給するときは標準電圧６，０００ボルトで電気の供給を受ける場合に、また、１０，０００ボルトで供給するときは標準電圧２０，０００ボルトまたは３０，０００ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。 ~~設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、54（一般供給設備の工事費負担金）または55（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、55（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。~~ （新 規） （新 規）	１ この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、２０２２年~~9月1~~日から実施いたします。 ３ 供給電気方式および供給電圧についての特別措置 供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧３，０００ボルトまたは１０，０００ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、３，０００ボルトで供給するときは標準電圧６，０００ボルトで電気の供給を受ける場合に、また、１０，０００ボルトで供給するときは標準電圧２０，０００ボルトまたは３０，０００ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。 ４ 損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置 別表３（市場価格調整）(1) ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。 ５ この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置 <u>２０２２年９月１日に支払義務が発生する料金および19（検針日）において、１日以外の日に検針する場合で、２０２２年９月２日から２０２２年９月３０日までの間に支払義務が発生する料金（当該検</u>

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)
	<u>針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。)の算定における市場価格調整単価は、別表3(市場価格調整)(1)ホにかかわらず、零といたします。</u>
別 表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を~~あらかじめ当社の事務所に掲示~~いたします。 2 燃料費調整 (3) 燃料費調整単価等の~~掲示~~ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を~~当社の事務所に掲示~~いたします。 (新 規)	別 表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、<u>インターネットを利用する方法等によりお知らせ</u>いたします。 2 燃料費調整 (3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、<u>インターネットを利用する方法等によりお知らせ</u>いたします。 3 市場価格調整 (1) 市場価格調整額の算定 イ 平均市場価格 <u>1キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限りします。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。</u> <u>なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u> ロ 損失率 <u>託送供給等約款32（損失率）に定める値といたします。</u> ハ 託送料金率 (イ) 高圧で電気の供給を受ける場合 <u>託送供給等約款19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (b)に定める料金率に託送供給等約款別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、託送供給等約款別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表5</u>

電気最終保障供給約款 (2022. 4. 12 実施)

電気最終保障供給約款 (2022. 9. 1 実施)

</

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット 時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 4 2 銭	2 円 2 4 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 3 3 銭	2 円 1 5 銭
	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 2 7 銭	2 円 0 9 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 2 0 銭	2 円 0 3 銭

(v) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 3 円 5 1 銭以上となり、かつ、1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

へ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する次の市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月1日から3月31日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月1日から4月30日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (閏年の場合は、2月29日までの期間)

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、15(最終保障電力A)(4)ロまたは16(最終保障電力B)(4)ロに定める料金率(夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。)に別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

㊦ 平均力率の算定

(1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

4 平均力率の算定

(1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)
$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$ 有効電力量および無効電力量の計量については、21（使用電力量等の計量）(1), (3), (4), (9)イおよび(10)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。 (2) 有効電力量または無効電力量は、21（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。 4 使用電力量等の協定 使用電力量または最大需要電力を協議によって定める（以下「協定」といいます。）場合の基準は、次によります。 (1) 使用電力量の協定 原則として次のいずれかの値といたします。 イ 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 (イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ (ロ) 前3月間の使用電力量による場合 $\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。	$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$ 有効電力量および無効電力量の計量については、21（使用電力量等の計量）(1), (3), (4), (9)イおよび(10)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。 (2) 有効電力量または無効電力量は、21（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。 5 使用電力量等の協定 使用電力量または最大需要電力を協議によって定める（以下「協定」といいます。）場合の基準は、次によります。 (1) 使用電力量の協定 原則として次のいずれかの値といたします。 イ 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 (イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ (ロ) 前3月間の使用電力量による場合 $\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)
$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ニ 参考のために取り付けした計量器の計量による場合 参考のために取り付けした計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、52（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。 ホ 公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$ なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 (イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 (2) 最大需要電力の協定 (1)に準ずるものといたします。 5 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、22（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$ ロ 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (イ) 22（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 22（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季および	$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ニ 参考のために取り付けした計量器の計量による場合 参考のために取り付けした計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、52（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。 ホ 公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$ なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 (イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 (2) 最大需要電力の協定 (1)に準ずるものといたします。 6 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、22（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$ ロ 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (イ) 22（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 22（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季および

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)
その他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 20 (料金の算定期間) (2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	その他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 20 (料金の算定期間) (2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。
6 標準設計基準 (1) 適用 イ この基準は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計工事費の算定に適用いたします。 ロ この基準に明記していない事項については、電気設備に関する技術基準その他関係法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によることといたします。この場合、その設計を標準設計といたします。 ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は、ロにかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計によるものとし、この場合、その設計を標準設計といたします。 (2) 高圧電線路 イ 一般基準 (イ) 電圧降下の許容限度 高圧電線路（需給地点から需給地点に最も近い発電電所の引出口までの電線路）における電	7 標準設計基準 (1) 適用 イ この基準は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計工事費の算定に適用いたします。 ロ この基準に明記していない事項については、電気設備に関する技術基準その他関係法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によることといたします。この場合、その設計を標準設計といたします。 ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は、ロにかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計によるものとし、この場合、その設計を標準設計といたします。 (2) 高圧電線路 イ 一般基準 (イ) 電圧降下の許容限度 高圧電線路（需給地点から需給地点に最も近い発電電所の引出口までの電線路）における電

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

圧降下の許容限度の標準は、次によります。

地域区分 \ 公称電圧	高	圧
	3, 300 ボルト	6, 600 ボルト
都 市 域	—	300 ボルト
そ の 他	300 ボルト	600 ボルト

(ロ) 経 過 地

高圧電線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、他の方法によります。

ロ 高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の高圧架空電線路との併架、電線の張替え、または負荷分割のうち、線路の保守、保安上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。
- b 高圧架空電線路を単独に施設する場合の回線数は、原則として1回線といたします。
- c 併架の場合の1配電線路の回線数は、既設電線も含めて2回線を限度といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標 準 径 間

高圧架空電線路の標準径間は、40メートルから50メートルといたします。

(ニ) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、施設場所の状況により根入れ、電線の弛度、装柱、交差、接近、引込線、前後の支持物の高さ等の関係からやむをえない場合は、この長さ以外のものとする場合があります。

支持物の長さ（メートル）	10, 12

(ホ) が い し

高圧架空電線路のがいしは、次によります。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

圧降下の許容限度の標準は、次によります。

地域区分 \ 公称電圧	高	圧
	3, 300 ボルト	6, 600 ボルト
都 市 域	—	300 ボルト
そ の 他	300 ボルト	600 ボルト

(ロ) 経 過 地

高圧電線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、他の方法によります。

ロ 高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の高圧架空電線路との併架、電線の張替え、または負荷分割のうち、線路の保守、保安上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。
- b 高圧架空電線路を単独に施設する場合の回線数は、原則として1回線といたします。
- c 併架の場合の1配電線路の回線数は、既設電線も含めて2回線を限度といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標 準 径 間

高圧架空電線路の標準径間は、40メートルから50メートルといたします。

(ニ) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、施設場所の状況により根入れ、電線の弛度、装柱、交差、接近、引込線、前後の支持物の高さ等の関係からやむをえない場合は、この長さ以外のものとする場合があります。

支持物の長さ（メートル）	10, 12

(ホ) が い し

高圧架空電線路のがいしは、次によります。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

電 圧 \ 使用箇所	引 通 箇 所	引 留 箇 所
高 圧	高圧中実がいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

(ハ) 装 柱

高圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、水平配列といたします。ただし、他物との離隔距離確保のため特殊装柱とすることがあります。

(ト) 電線の種類および太さ

- a 電線は、高圧絶縁電線を使用いたします。
- b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、機械的強度および法令上の制限等を考慮して、次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用いたします。

電線種別および太さ			許容電流（アンペア）
			高圧絶縁電線 （架橋ポリエチレン絶縁電線）
銅	単 線	5.0 ミリメートル	142
アルミ	より線	120 平方ミリメートル	308
		240 平方ミリメートル	512

(フ) 開閉器の施設

高圧架空電線路の系統操作および保守のために、必要な箇所には開閉器を施設いたします。

(リ) 耐 雷 施 設

高圧架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な設備を施設いたします。

(ヌ) 耐 塩 施 設

塩害地域に施設する高圧架空電線路の機器および材料は、耐塩構造のものを使用いたします。

ハ 高圧地中電線路

(イ) 施 設 方 法

高圧地中電線路の施設方法は、施設環境等を考慮し、技術上支障のない範囲で、管路式、暗きょ式、開きょ式または直埋式の中から選定いたします。

(ロ) ケーブルの選定

高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下および施設方法等を考慮し、次の中から選定いたします。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

電 圧 \ 使用箇所	引 通 箇 所	引 留 箇 所
高 圧	高圧中実がいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

(ハ) 装 柱

高圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、水平配列といたします。ただし、他物との離隔距離確保のため特殊装柱とすることがあります。

(ト) 電線の種類および太さ

- a 電線は、高圧絶縁電線を使用いたします。
- b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、機械的強度および法令上の制限等を考慮して、次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用いたします。

電線種別および太さ			許容電流（アンペア）
			高圧絶縁電線 （架橋ポリエチレン絶縁電線）
銅	単 線	5.0 ミリメートル	142
アルミ	より線	120 平方ミリメートル	308
		240 平方ミリメートル	512

(フ) 開閉器の施設

高圧架空電線路の系統操作および保守のために、必要な箇所には開閉器を施設いたします。

(リ) 耐 雷 施 設

高圧架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な設備を施設いたします。

(ヌ) 耐 塩 施 設

塩害地域に施設する高圧架空電線路の機器および材料は、耐塩構造のものを使用いたします。

ハ 高圧地中電線路

(イ) 施 設 方 法

高圧地中電線路の施設方法は、施設環境等を考慮し、技術上支障のない範囲で、管路式、暗きょ式、開きょ式または直埋式の中から選定いたします。

(ロ) ケーブルの選定

高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下および施設方法等を考慮し、次の中から選定いたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

電 圧	種 類	公称断面積（平方ミリメートル）
高 圧	CVT ケーブル (6,600 ボルトトリプレックス形架橋 ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル)	22, 60, 150, 250, 325, 400

(ハ) 開閉器の施設

- a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。
- b 高圧引込開閉器は、高圧で供給を受けるお客さまへπ引込により供給する場合に施設いたします。

(3) 特別高圧電線路

イ 一 般 基 準

(イ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路の電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路とは、需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口までといたします。

公 称 電 圧 (ボルト)	22,000	33,000	66,000	77,000	154,000
電圧降下の許容限度（ボルト）	2,000	3,000	6,000	7,000	14,000

(ロ) 経 過 地 等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、用地取得上ならびに保安、保守、系統運用上に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

特別高圧電線路は架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、技術上および用地上著しく困難な場合、または経済上適当でない場合は、その他の方法によるものといたします。

ロ 特別高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設を原則といたします。ただし、他の電線路との併架、電線張替等が技術上、経済上から適当と判断される場合は、これらの方法によることがあります。
- b 単独に施設する場合は、最終保障予備電力の申込みがある場合を除き、原則として1回線といたします。
- c 他の電線路との併架の場合の電線路順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

電 圧	種 類	公称断面積（平方ミリメートル）
高 圧	CVT ケーブル (6,600 ボルトトリプレックス形架橋 ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル)	22, 60, 150, 250, 325, 400

(ハ) 開閉器の施設

- a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。
- b 高圧引込開閉器は、高圧で供給を受けるお客さまへπ引込により供給する場合に施設いたします。

(3) 特別高圧電線路

イ 一 般 基 準

(イ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路の電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路とは、需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口までといたします。

公 称 電 圧 (ボルト)	22,000	33,000	66,000	77,000	154,000
電圧降下の許容限度（ボルト）	2,000	3,000	6,000	7,000	14,000

(ロ) 経 過 地 等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、用地取得上ならびに保安、保守、系統運用上に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

特別高圧電線路は架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、技術上および用地上著しく困難な場合、または経済上適当でない場合は、その他の方法によるものといたします。

ロ 特別高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設を原則といたします。ただし、他の電線路との併架、電線張替等が技術上、経済上から適当と判断される場合は、これらの方法によることがあります。
- b 単独に施設する場合は、最終保障予備電力の申込みがある場合を除き、原則として1回線といたします。
- c 他の電線路との併架の場合の電線路順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

(ロ) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は、原則として、鉄塔を使用いたします。ただし、公称電圧 33, 000 ボルト以下の場合は、施設場所の状況に応じて鉄塔以外の支持物を使用することがあります。

(ハ) 標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

支持物の種類	標準径間
鉄塔	150メートル以上350メートル以下
その他	75メートル以上150メートル以下

(ニ) 電線間隔

電線間隔の標準は、次のとおりといたします。ただし、線種、気象、地形条件および用地事情等により増減することがあります。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

(ロ) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は、原則として、鉄塔を使用いたします。ただし、公称電圧 33, 000 ボルト以下の場合は、施設場所の状況に応じて鉄塔以外の支持物を使用することがあります。

(ハ) 標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

支持物の種類	標準径間
鉄塔	150メートル以上350メートル以下
その他	75メートル以上150メートル以下

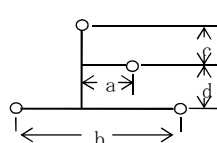
(ニ) 電線間隔

電線間隔の標準は、次のとおりといたします。ただし、線種、気象、地形条件および用地事情等により増減することがあります。

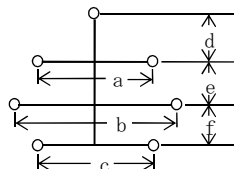
電気最終保障供給約款 (2022. 4. 12 実施)

鉄塔の場合

間 隔 公称電圧	1 回 線 (メートル)				2 回 線 (メートル)					
	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33,000 ボルト 以下	1.5	3.6	1.5	1.6	3.0	3.6	3.2	1.5	1.6	1.6
	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
	1.6	4.4	2.1	2.2	3.2	4.4	3.6	2.1	2.2	2.2
66,000 ボルト または 77,000 ボルト	2.0	6.0	2.2	2.5	4.0	7.2	5.0	2.2	2.8	2.5
	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
	2.6	8.0	3.5	3.2	5.2	10.0	7.0	3.5	3.6	3.2
154,000 ボルト	3.2	8.6	2.9	4.2	6.4	10.0	8.0	4.6	4.2	3.6
	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
	4.3	12.0	5.5	6.0	8.6	13.0	10.0	7.2	6.0	5.0
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下



(1回線)

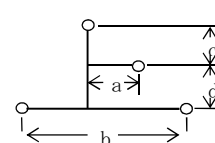


(2回線)

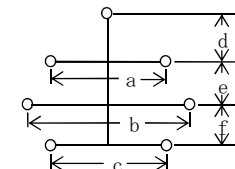
電気最終保障供給約款 (2022. 9. 1 実施)

鉄塔の場合

間 隔 公称電圧	1 回 線 (メートル)				2 回 線 (メートル)					
	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33,000 ボルト 以下	1.5	3.6	1.5	1.6	3.0	3.6	3.2	1.5	1.6	1.6
	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
	1.6	4.4	2.1	2.2	3.2	4.4	3.6	2.1	2.2	2.2
66,000 ボルト または 77,000 ボルト	2.0	6.0	2.2	2.5	4.0	7.2	5.0	2.2	2.8	2.5
	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
	2.6	8.0	3.5	3.2	5.2	10.0	7.0	3.5	3.6	3.2
154,000 ボルト	3.2	8.6	2.9	4.2	6.4	10.0	8.0	4.6	4.2	3.6
	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
	4.3	12.0	5.5	6.0	8.6	13.0	10.0	7.2	6.0	5.0
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下



(1回線)

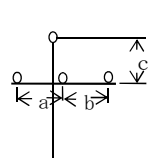


(2回線)

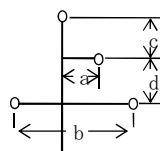
電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

鉄柱，鉄筋コンクリート柱の場合

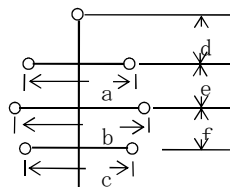
間 隔 公称電圧	1 回 線 (メートル)							2 回 線 (メートル)					
	水 平 配 列			三 角 配 列				2 回 線 (メートル)					
	a	b	c	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33,000ボルト 以下	1.0	0.7	0.8 以上	0.0 以上	1.2 以上	1.4 以上	0.8 以上	1.5 以上	1.8 以上	2.2 以上	0.8 以上	1.2 以上	1.2 以上
			1.0 以下	0.3 以下	1.5 以下	2.5 以下	1.0 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	1.8 以下	1.8 以下	1.8 以下



(1回線)
水平配列



(1回線)
三角配列



(2回線)

(ホ) が い し

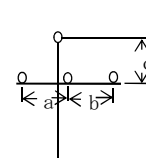
a がいいしは懸垂がいいし，長幹がいいし，ラインポストがいいしを使用し，懸垂がいいし一連の連結個数の標準は，次のとおりといたします。

なお，長幹がいいし，ラインポストがいいしを使用する場合は，これと同等の絶縁強度を有するものといたします。ただし，関連施設との協調や電線路の経過地等を考慮して，次によらないことがあります。

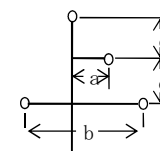
電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

鉄柱，鉄筋コンクリート柱の場合

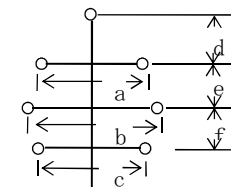
間 隔 公称電圧	1 回 線 (メートル)							2 回 線 (メートル)					
	水 平 配 列			三 角 配 列				2 回 線 (メートル)					
	a	b	c	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33,000ボルト 以下	1.0	0.7	0.8 以上	0.0 以上	1.2 以上	1.4 以上	0.8 以上	1.5 以上	1.8 以上	2.2 以上	0.8 以上	1.2 以上	1.2 以上
			1.0 以下	0.3 以下	1.5 以下	2.5 以下	1.0 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	1.8 以下	1.8 以下	1.8 以下



(1回線)
水平配列



(1回線)
三角配列



(2回線)

(ホ) が い し

a がいいしは懸垂がいいし，長幹がいいし，ラインポストがいいしを使用し，懸垂がいいし一連の連結個数の標準は，次のとおりといたします。

なお，長幹がいいし，ラインポストがいいしを使用する場合は，これと同等の絶縁強度を有するものといたします。ただし，関連施設との協調や電線路の経過地等を考慮して，次によらないことがあります。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

種 類 公称電圧	250 ミリメートル懸垂がいし (個)
2 2, 0 0 0 ボルト	3
3 3, 0 0 0 ボルト	3
6 6, 0 0 0 ボルト	6
7 7, 0 0 0 ボルト	6
1 5 4, 0 0 0 ボルト	1 0

- b 塩じん害の予想される地域は、塩じん害対策委員会の推奨値および北陸における汚損実績を考慮して、適当数の増結またはこれに準ずる長幹がいし、ラインポストがいしを使用いたします。

- c 原則として、アークホーンを取り付けます。

(ハ) 電線の種類および太さ

- a 電線は鋼心アルミより線、鋼心耐熱アルミ合金より線または特別高圧絶縁電線を標準といたします。ただし、保守上、機械的強度上とくに必要のある区間または腐蝕のおそれがある区間等には、特殊電線を使用することがあります。
- b 電線の太さは許容電流、短絡電流、電圧降下および機械的強度等を考慮して定め、次の中から必要最小のものを使用いたします。ただし、他の支持物に併架する場合は、弛度の関係から既設架空線と協調する太さのものを使用することがあります。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

種 類 公称電圧	250 ミリメートル懸垂がいし (個)
2 2, 0 0 0 ボルト	3
3 3, 0 0 0 ボルト	3
6 6, 0 0 0 ボルト	6
7 7, 0 0 0 ボルト	6
1 5 4, 0 0 0 ボルト	1 0

- b 塩じん害の予想される地域は、塩じん害対策委員会の推奨値および北陸における汚損実績を考慮して、適当数の増結またはこれに準ずる長幹がいし、ラインポストがいしを使用いたします。

- c 原則として、アークホーンを取り付けます。

(ハ) 電線の種類および太さ

- a 電線は鋼心アルミより線、鋼心耐熱アルミ合金より線または特別高圧絶縁電線を標準といたします。ただし、保守上、機械的強度上とくに必要のある区間または腐蝕のおそれがある区間等には、特殊電線を使用することがあります。
- b 電線の太さは許容電流、短絡電流、電圧降下および機械的強度等を考慮して定め、次の中から必要最小のものを使用いたします。ただし、他の支持物に併架する場合は、弛度の関係から既設架空線と協調する太さのものを使用することがあります。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

絶 縁 電 線				鋼心アルミより線 (ACSR)		鋼心耐熱アルミ合金 より線(TACSR)	
鋼心アルミより線 (SB-ACSR/AC-OC-L)		硬アルミより線 (SB-HAL-OC-L)					
公称 断面積 (平方ミリメ ートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミリメ ートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミリメ ートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミリメ ートル)	許容電流 (アンペア)
120	308	240	512	160	467	160	724
				330	729	330	1,153
				410	846	410	1,349
				610	1,059	610	1,706
				810	1,251	810	2,031

(注) 架空ケーブルを使用する場合は、ハ(ロ)の表を適用いたします。

(ト) 架空地線の施設

- a 特別高圧架空電線路においては、原則として架空地線を施設いたします。
- b 架空地線は、アルミ覆鋼より線を使用し、その太さは、線路の設計条件にもとづいて、次の中から選定いたします。

公 称 断 面 積 (平方ミメートル)
22, 45, 55, 70, 90

(チ) 架空電線の地表上の高さ

架空電線の地表上の高さは、次のとおりといたします。

電 圧 (ボルト)	電線の地表上の高さ (メートル)				
	一般箇所	鉄道または 軌道を横断 する場所	道路または 横断歩道を 横断する場 所	山地であっ て人が容易 に立ち入ら ない場所	市街地その 他人家の密 集する地域
33,000 以下	5.00 以上	5.50 以上	6.00 以上	5.00 以上	10.00 以上
66,000	6.00 以上	6.00 以上	6.00 以上	5.00 以上	10.48 以上
77,000	6.00 以上	6.00 以上	6.00 以上	5.00 以上	10.60 以上
154,000	6.00 以上	6.00 以上	6.00 以上	5.00 以上	11.44 以上

(注) 鉄道または軌道を横断する場合は、レール面上、横断歩道橋を横断する場合は、その

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

絶 縁 電 線				鋼心アルミより線 (ACSR)		鋼心耐熱アルミ合金 より線(TACSR)	
鋼心アルミより線 (SB-ACSR/AC-OC-L)		硬アルミより線 (SB-HAL-OC-L)					
公称 断面積 (平方ミメ ートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミメ ートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミメ ートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミメ ートル)	許容電流 (アンペア)
120	308	240	512	160	467	160	724
				330	729	330	1,153
				410	846	410	1,349
				610	1,059	610	1,706
				810	1,251	810	2,031

(注) 架空ケーブルを使用する場合は、ハ(ロ)の表を適用いたします。

(ト) 架空地線の施設

- a 特別高圧架空電線路においては、原則として架空地線を施設いたします。
- b 架空地線は、アルミ覆鋼より線を使用し、その太さは、線路の設計条件にもとづいて、次の中から選定いたします。

公 称 断 面 積 (平方ミメートル)
22, 45, 55, 70, 90

(チ) 架空電線の地表上の高さ

架空電線の地表上の高さは、次のとおりといたします。

電 圧 (ボルト)	電線の地表上の高さ (メートル)				
	一般箇所	鉄道または 軌道を横断 する場所	道路または 横断歩道を 横断する場 所	山地であっ て人が容易 に立ち入ら ない場所	市街地その 他人家の密 集する地域
33,000 以下	5.00 以上	5.50 以上	6.00 以上	5.00 以上	10.00 以上
66,000	6.00 以上	6.00 以上	6.00 以上	5.00 以上	10.48 以上
77,000	6.00 以上	6.00 以上	6.00 以上	5.00 以上	10.60 以上
154,000	6.00 以上	6.00 以上	6.00 以上	5.00 以上	11.44 以上

(注) 鉄道または軌道を横断する場合は、レール面上、横断歩道橋を横断する場合は、その

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)
路面上の高さ。 (リ) ライントラップの施設 電力線搬送が行なわれている電線から当該電線を分岐する場合で、搬送波に悪影響を与えるとみなされるときには、その分岐点に必要な定格のライントラップを施設いたします。 (ス) そ の 他 特別高圧絶縁電線を使用する電線路は、原則として次の機器を施設いたします。 a 避雷器 b 開閉型端子または開閉器 ハ 特別高圧地中電線路 (イ) 施 設 方 法 特別高圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることがあります。 a 直接埋設式 車輦その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合 b 暗 き ょ 式 構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合および終端部で必要な場合 (ロ) ケーブルの選定 a 特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下および施設方法等を考慮して、次の中から選定いたします。	路面上の高さ。 (リ) ライントラップの施設 電力線搬送が行なわれている電線から当該電線を分岐する場合で、搬送波に悪影響を与えるとみなされるときには、その分岐点に必要な定格のライントラップを施設いたします。 (ス) そ の 他 特別高圧絶縁電線を使用する電線路は、原則として次の機器を施設いたします。 a 避雷器 b 開閉型端子または開閉器 ハ 特別高圧地中電線路 (イ) 施 設 方 法 特別高圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることがあります。 a 直接埋設式 車輦その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合 b 暗 き ょ 式 構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合および終端部で必要な場合 (ロ) ケーブルの選定 a 特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下および施設方法等を考慮して、次の中から選定いたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

公称電圧 条 件	22,000ボルト または 33,000ボルト		66,000ボルト または 77,000ボルト		154,000ボルト	
	C Vケーブル		C Vケーブル		C Vケーブル	
種 類	トリプル	単心	トリプル	単心	トリプル	単心
線 心 数	3	1	3	1	3	1
公 称 断 面 積 (平方メートル)	60	400	80	400	250	200
	100	500	100	600		400
	150	600	150	800		600
	200	800	200	1,000		800
	250	1,000	250	1,200		1,000
	325	1,200	325	1,400		1,200
	400		400	1,500		1,400
			500	1,600		1,600
			600	1,800		1,800
				2,000		2,000

b ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS-168-E）に準ずる算定方法に施設条件を考慮して算出いたします。

c 新設電線路のケーブルは、原則としてC Vケーブルを使用いたします。

(4) 変 電 設 備

イ 一 般 基 準

電線路の引出口設備は、その変電所の他の引出口設備および関連設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 法

結線および主要機器取付台数の標準は、次のとおりといたします。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

公称電圧 条 件	22,000ボルト または 33,000ボルト		66,000ボルト または 77,000ボルト		154,000ボルト	
	C Vケーブル		C Vケーブル		C Vケーブル	
種 類	トリプル	単心	トリプル	単心	トリプル	単心
線 心 数	3	1	3	1	3	1
公 称 断 面 積 (平方メートル)	60	400	80	400	250	200
	100	500	100	600		400
	150	600	150	800		600
	200	800	200	1,000		800
	250	1,000	250	1,200		1,000
	325	1,200	325	1,400		1,200
	400		400	1,500		1,400
			500	1,600		1,600
			600	1,800		1,800
				2,000		2,000

b ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS-168-E）に準ずる算定方法に施設条件を考慮して算出いたします。

c 新設電線路のケーブルは、原則としてC Vケーブルを使用いたします。

(4) 変 電 設 備

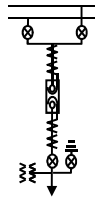
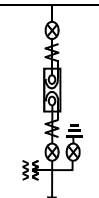
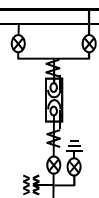
イ 一 般 基 準

電線路の引出口設備は、その変電所の他の引出口設備および関連設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 法

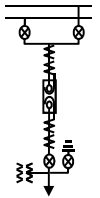
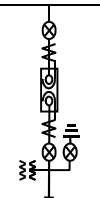
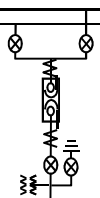
結線および主要機器取付台数の標準は、次のとおりといたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

区 分		結 線 法	機 器 名	台 数
公称電圧 154,000ボルト	複 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 3 組 4 組 1 台 1 面
	単 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 2 組 2 組 1 台 1 面
公称電圧 77,000ボルト または 66,000ボルト	複 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 3 組 2 組 1 台 1 面
	単 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 2 組 2 組 1 台 1 面

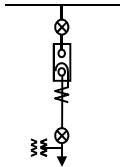
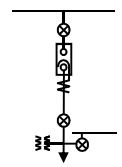
(注) 接地装置は、原則として線路側に1台設置いたします。ただし、ガス絶縁開閉装置を使用する場合は、しゃ断器の両端にも接地装置を設置することがあります。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

区 分		結 線 法	機 器 名	台 数
公称電圧 154,000ボルト	複 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 3 組 4 組 1 台 1 面
	単 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 2 組 2 組 1 台 1 面
公称電圧 77,000ボルト または 66,000ボルト	複 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 3 組 2 組 1 台 1 面
	単 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 2 組 2 組 1 台 1 面

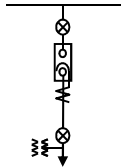
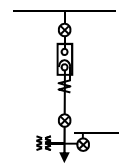
(注) 接地装置は、原則として線路側に1台設置いたします。ただし、ガス絶縁開閉装置を使用する場合は、しゃ断器の両端にも接地装置を設置することがあります。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

区 分		結 線 法	機 器 名	台 数
公称電圧 33,000ボルト または 22,000ボルト	単 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 2 組 1 組 1 台 1 面 引出形しゃ断器 のときは断路器 を省きます。
	切 替 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 3 組 1 組 1 台 1 面 引出形しゃ断器 のときは断路器 を1組といたし ます。

(注) 変電所の中性点接地方式により零相変流器を設置することがあります。
接地装置を線路側に1台設置することがあります。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

区 分		結 線 法	機 器 名	台 数
公称電圧 33,000ボルト または 22,000ボルト	単 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 2 組 1 組 1 台 1 面 引出形しゃ断器 のときは断路器 を省きます。
	切 替 母 線		しゃ断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 3 組 1 組 1 台 1 面 引出形しゃ断器 のときは断路器 を1組といたし ます。

(注) 変電所の中性点接地方式により零相変流器を設置することがあります。
接地装置を線路側に1台設置することがあります。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

区 分		結 線 法	機 器 名	台 数	
公称電圧 6,600ボルト または 3,300ボルト	補助 母線 付き		配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 1 1 1 1 1	個 台 組 組 台 面
	切替 断路器 付き		配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 1 1 1 1 1	個 台 組 組 台 面

(凡例)

しゃ断器	引出形 しゃ断器	断路器	接地装置	変流器 (ブッシング形)	零相変流器	計器用 変圧器

ハ シャ断器

- (イ) シャ断器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次の中から必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

区 分		結 線 法	機 器 名	台 数	
公称電圧 6,600ボルト または 3,300ボルト	補助 母線 付き		配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 1 1 1 1 1	個 台 組 組 台 面
	切替 断路器 付き		配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 1 1 1 1 1	個 台 組 組 台 面

(凡例)

しゃ断器	引出形 しゃ断器	断路器	接地装置	変流器 (ブッシング形)	零相変流器	計器用 変圧器

ハ シャ断器

- (イ) シャ断器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次の中から必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (アンペア)	形 式
154,000	168,000	1,200, 2,000, 3,000, 4,000	25,000, 31,500, 40,000	ガス形
77,000	84,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 25,000, 31,500	〃 , 真空形
66,000	72,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 25,000, 31,500	〃 , 〃
33,000	36,000	600, 1,200, 2,000	16,000, 25,000	〃 , 〃
22,000	24,000	600, 1,200, 2,000	20,000, 25,000	〃 , 〃
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	真空形

ニ 断 路 器

- (イ) 断路器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次の中から必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (アンペア)	形 式
154,000	168,000	1,200, 2,000, 3,000, 4,000	25,000, 31,500, 40,000	ガス形
77,000	84,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 25,000, 31,500	〃 , 真空形
66,000	72,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 25,000, 31,500	〃 , 〃
33,000	36,000	600, 1,200, 2,000	16,000, 25,000	〃 , 〃
22,000	24,000	600, 1,200, 2,000	20,000, 25,000	〃 , 〃
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	真空形

ニ 断 路 器

- (イ) 断路器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次の中から必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (アンペア)	形 式
154,000	168,000	1,200, 2,000, 3,000, 4,000	31,500, 40,000	三極単投
77,000	84,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 31,500	〃
66,000	72,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 31,500	〃
33,000	36,000	600, 1,200, 2,000	25,000, 31,500, 40,000	〃
22,000	24,000	600, 1,200, 2,000	25,000	〃
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	〃

ホ 変 流 器

(イ) 変流器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、必要最小のものを選定いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

ヘ 計器用変圧器

計器用変圧器は、当社が一般的に使用しているものの中から回路電圧、使用負担に応じ、必要最小のものを選定いたします。

ト 配 電 盤

配電盤は、原則として電流計、しゃ断器操作用ハンドルおよび運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力計、電圧計および無効電力計等を取り付けます。

なお、無人変電所の場合は、当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

チ 保 護 装 置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合は、自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお、原則として、各線路には自動再閉路継電装置を施設し、必要な箇所には母線保護継電装置を取り付けます。

(5) 電力保安通信設備

イ 一 般 基 準

(イ) 施 設 基 準

a 電力保安通信用電話設備は、法令の定めるところにより施設いたします。

電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (アンペア)	形 式
154,000	168,000	1,200, 2,000, 3,000, 4,000	31,500, 40,000	三極単投
77,000	84,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 31,500	〃
66,000	72,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 31,500	〃
33,000	36,000	600, 1,200, 2,000	25,000, 31,500, 40,000	〃
22,000	24,000	600, 1,200, 2,000	25,000	〃
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	〃

ホ 変 流 器

(イ) 変流器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、必要最小のものを選定いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

ヘ 計器用変圧器

計器用変圧器は、当社が一般的に使用しているものの中から回路電圧、使用負担に応じ、必要最小のものを選定いたします。

ト 配 電 盤

配電盤は、原則として電流計、しゃ断器操作用ハンドルおよび運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力計、電圧計および無効電力計等を取り付けます。

なお、無人変電所の場合は、当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

チ 保 護 装 置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合は、自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお、原則として、各線路には自動再閉路継電装置を施設し、必要な箇所には母線保護継電装置を取り付けます。

(5) 電力保安通信設備

イ 一 般 基 準

(イ) 施 設 基 準

a 電力保安通信用電話設備は、法令の定めるところにより施設いたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)
b 給電指令に必要となる情報伝送設備および電力系統の保護に必要となる情報伝送設備（以下「系統運用設備」といいます。）は、電力系統の運用上必要な場合に施設いたします。 c 回線数は、電話については原則として1回線、系統運用設備については、系統運用上の重要性および装置動作の信頼性を考慮し決定いたします。 (ロ) 通 信 方 式 電力保安通信用電話設備は、架空通信線、地中通信線、通信線搬送または電力線搬送による電話設備のうち、技術上、経済上からみて最も適当なものを使用いたします。 (ハ) 経 過 地 経過地は、地理的条件、保安および保守上の問題を考慮して、最も経済的に施設できるように選定いたします。 ロ 電力保安通信用電話設備 (イ) 架空通信線路 a 通信線路の施設 架空通信線路は、使用電圧が33,000ボルト以下の架空電線路への添架または架空弱電流電線路への共架により施設いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、通信線路を単独に施設する場合があります。 b 通信線の種類 架空通信線は、原則としてポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（心線太さ0.9ミリメートル）または石英系シングルモード光ファイバケーブルを使用いたします。 なお、心線数（対数）は障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。 (ロ) 地中通信線路 a 施 設 方 法 地中通信線路は、原則として管路式または暗きょ式によります。 b 通信線の種類 地中通信線は、原則としてポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルまたはポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル（心線太さ0.9ミリメートル）、石英系シングルモード光ファイバケーブルを使用いたします。 なお、心線数（対数）は、障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。 (ハ) 通信線搬送設備 a 送受信装置 (a) 原則として単通話路装置を施設いたします。 (b) 原則として浮動充電方式による直流電源装置を施設いたします。 b 通信線の種類 通信線搬送用の通信線は、(イ)および(ロ)と同様な仕様の通信線を使用いたします。 (ニ) 電力線搬送設備 a 結合方式（結合装置） (a) 結合方式は、線間結合方式または一線大地間結合方式といたします。 (b) ライントラップは、線路の終始端および分岐点に設置いたします。	b 給電指令に必要となる情報伝送設備および電力系統の保護に必要となる情報伝送設備（以下「系統運用設備」といいます。）は、電力系統の運用上必要な場合に施設いたします。 c 回線数は、電話については原則として1回線、系統運用設備については、系統運用上の重要性および装置動作の信頼性を考慮し決定いたします。 (ロ) 通 信 方 式 電力保安通信用電話設備は、架空通信線、地中通信線、通信線搬送または電力線搬送による電話設備のうち、技術上、経済上からみて最も適当なものを使用いたします。 (ハ) 経 過 地 経過地は、地理的条件、保安および保守上の問題を考慮して、最も経済的に施設できるように選定いたします。 ロ 電力保安通信用電話設備 (イ) 架空通信線路 a 通信線路の施設 架空通信線路は、使用電圧が33,000ボルト以下の架空電線路への添架または架空弱電流電線路への共架により施設いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、通信線路を単独に施設する場合があります。 b 通信線の種類 架空通信線は、原則としてポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（心線太さ0.9ミリメートル）または石英系シングルモード光ファイバケーブルを使用いたします。 なお、心線数（対数）は障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。 (ロ) 地中通信線路 a 施 設 方 法 地中通信線路は、原則として管路式または暗きょ式によります。 b 通信線の種類 地中通信線は、原則としてポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルまたはポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル（心線太さ0.9ミリメートル）、石英系シングルモード光ファイバケーブルを使用いたします。 なお、心線数（対数）は、障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。 (ハ) 通信線搬送設備 a 送受信装置 (a) 原則として単通話路装置を施設いたします。 (b) 原則として浮動充電方式による直流電源装置を施設いたします。 b 通信線の種類 通信線搬送用の通信線は、(イ)および(ロ)と同様な仕様の通信線を使用いたします。 (ニ) 電力線搬送設備 a 結合方式（結合装置） (a) 結合方式は、線間結合方式または一線大地間結合方式といたします。 (b) ライントラップは、線路の終始端および分岐点に設置いたします。

電気最終保障供給約款(2022. 4. 12 実施)	電気最終保障供給約款(2022. 9. 1 実施)
b 送受信装置 (a) 原則として単通話路装置を施設いたします。 (b) 原則として浮動充電方式による直流電源装置を施設いたします。 (ホ) 呼 出 方 式 電力保安電話設備における呼出方式は原則として通話帯域内可聴信号方式といたします。ただし、地域的、設備条件によっては、ダイヤル方式または16ヘルツ呼出方式とする場合があります。 ハ 系統運用設備 (イ) スーパービジョンおよびテレメータ伝送装置は、必要伝送量に対応する量数のものを施設いたします。 (ロ) 搬送継電方式に使用する伝送装置は、保安上、技術上等の点を勘案して伝送路の種類および信号方式を決定し、施設いたします。 (ハ) その他電子応用設備については、上記に準じて施設いたします。この場合、保安上、技術上等の点を勘案して決定いたします。 ニ 保 安 装 置 保安装置は、保安の必要に応じ施設いたします。	b 送受信装置 (a) 原則として単通話路装置を施設いたします。 (b) 原則として浮動充電方式による直流電源装置を施設いたします。 (ホ) 呼 出 方 式 電力保安電話設備における呼出方式は原則として通話帯域内可聴信号方式といたします。ただし、地域的、設備条件によっては、ダイヤル方式または16ヘルツ呼出方式とする場合があります。 ハ 系統運用設備 (イ) スーパービジョンおよびテレメータ伝送装置は、必要伝送量に対応する量数のものを施設いたします。 (ロ) 搬送継電方式に使用する伝送装置は、保安上、技術上等の点を勘案して伝送路の種類および信号方式を決定し、施設いたします。 (ハ) その他電子応用設備については、上記に準じて施設いたします。この場合、保安上、技術上等の点を勘案して決定いたします。 ニ 保 安 装 置 保安装置は、保安の必要に応じ施設いたします。

3 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

最終保障供給料金における電力量料金の算出につきましては、第 52 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022 年 7 月 20 日開催）において、現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格高騰時はプラスの補正項を反映し、市場価格下落時はマイナスの補正項を反映すると整理されたことを踏まえ、次のとおり算定することといたしました。

市場価格高騰時は、市場価格の平均（当社が定める算定期間におけるエリアプライスの平均〔以下「平均市場価格」といいます。〕といたします。）に消費税等相当額および当社の託送供給等約款に定める高圧または特別高圧で供給する場合の損失率を加味し、当社の託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける電力量料金の料金率および離島供給に係る燃料費調整制度における離島ユニバーサルサービス調整単価を加えた金額（以下「補正後平均市場価格」といいます。）が、最終保障電力 A または最終保障電力 B における電力量料金の料金率に燃料費調整制度における燃料費調整単価および離島供給に係る燃料費調整制度における離島ユニバーサルサービス調整単価を加えた金額（以下「最終保障電力量料金価格」といいます。）を上回る場合は、補正後平均市場価格から、最終保障電力量料金価格を差し引いた金額をプラスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金に補正項で算定された金額を加えて算出することといたしました。

また、市場価格下落時は、平均市場価格が、2019 年度から 2021 年度の間における市場価格の 1 月あたりの平均のうち最も安い価格を下回る場合は、最終保障電力 A または最終保障電力 B における電力量料金の料金率から当社の供給区域内

で高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の小売電気事業者が設定する標準的な料金メニューにおける電力量料金の料金率を差し引いた金額をマイナスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金から補正項で算定された金額を差し引いて算出することといたしました。

最終保障供給約款変更届出書

2022 年 8 月 10 日

関西電力送配電株式会社

最終保障供給約款変更届出書

関送企発 第 7 号

2022 年 8 月 10 日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土 井 義 宏

電気事業法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり最終保障供給約款を変更したい
ので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 電気最終保障供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	2022 年 9 月 1 日

別紙

電気最終保障供給約款

2022 年 9 月 1 日 実施

関西電力送配電株式会社

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	最終保障供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	4
5	実 施 細 目	4
II	契 約 の 申 込 み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	5
8	需 要 場 所	5
9	需給契約の単位	7
10	供 給 の 開 始	8
11	供 給 の 単 位	8
12	供給電気方式，供給電圧および周波数	8
13	承 諾 の 限 界	9
14	需給契約書の作成	9
III	契約種別および料金	10
15	契 約 種 別	10
16	最終保障電力	10
17	最終保障予備電力	15
IV	料金の算定および支払い	20
18	料金の適用開始の時期	20
19	検 針 日	20

20	料金の算定期間	21
21	計 量	21
22	使用電力量の算定等	21
23	料 金 の 算 定	22
24	日 割 計 算	22
25	料金の支払義務	23
26	料金の支払期日	23
27	料金その他の支払方法	24
28	延 滞 利 息	25
29	保 証 金	25
V	使用および供給	27
30	適正契約の保持	27
31	契 約 超 過 金	27
32	力 率 の 保 持	27
33	需要場所への立入りによる業務の実施	27
34	電気の使用にともなうお客さまの協力	28
35	供 給 の 停 止	29
36	供給停止の解除	30
37	供給停止期間中の料金	30
38	違 約 金	30
39	供給の中止または使用の制限もしくは中止	31
40	制限または中止の料金割引	31
41	損害賠償の免責	33
42	設 備 の 賠 償	34
VI	契約の変更および終了	35
43	需給契約の変更	35
44	名 義 の 変 更	35

45	需給契約の消滅	35
46	需給開始後の需給契約の消滅または変更にとりなう工事費の精算	36
47	解 約	37
48	需給契約消滅後の債権債務関係	37
VII	供給方法および工事	38
49	需給地点および施設	38
50	架 空 引 込 線	39
51	地 中 引 込 線	39
52	連接引込線等	40
53	引込線の接続	41
54	計量器等の取付け	41
55	専用供給設備	41
VIII	工事費の負担	43
56	一般供給設備の工事費負担金	43
57	特別供給設備の工事費負担金	46
58	供給設備を変更する場合の工事費負担金	48
59	特別供給設備等の工事費の算定	48
60	工事費負担金の申受けおよび精算	51
61	臨 時 工 事 費	52
62	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	53
63	工事費等に関する契約書の作成	53
IX	保 安	54
64	保 安 の 責 任	54
65	保安等に対するお客さまの協力	54
	附 則	55
	別 表	59

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 特別高圧
標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(4) 電 灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(5) 小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(6) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(10) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値をいいます。

(11) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

(15) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(16) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とい

たします。)をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

なお、この場合には、当社所定の申込書を使用していただくことがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

また、契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。

- (2) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、17（最終保障予備電力）の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

なお、契約使用期間は1年をこえないものといたします。

8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。

また、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。

(4) (1)に定める1構内もしくは1建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用上の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めるところ。

- (ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ホ 特例区域等を1 需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、最終保障電力Aと最終保障予備電力Aとをあわせて契約する場合または最終保障電力Bと最終保障予備電力Bとをあわせて契約する場合
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適當と認めたとき。
- (3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために当社の同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時供給を受けるお客さまの希望により、一括して1 需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(2)または(3)の場合
- (2) 17（最終保障予備電力）(1)または(2)をあわせて契約する場合
- (3) 共同引込線（2以上の需要場所に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (4) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。

契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 70,000 ボルト

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお客さまにお知らせいたします。

14 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金

15 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	最終保障電力	A
		B
	最終保障予備電力	A
		B

16 最終保障電力

(1) 最終保障電力 A

イ 適用範囲

高圧または特別高圧で供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ロ) 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款(以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。) 20 (臨時接続送電サービス) (2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と使用する動力について託送供給等約款20 (臨時接続送電サービス) (2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ 契約電力

契約電力は、使用される負荷設備および受電設備の内容、または最大需

要電力の実績，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は，別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は，別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が，別表 2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は，別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が，別表 2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(イ)となる場合は，別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力 A によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロ ワットに つき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,118 円 60 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,065 円 80 銭
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,013 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	16 円 29 銭	15 円 01 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 80 銭	13 円 65 銭
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 49 銭	13 円 37 銭

(ハ) 力率割引および割増し

- a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表4（平均力率早見表）によるものといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(2) 最終保障電力B

イ 適用範囲

高圧または特別高圧で供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

- (ロ) 使用する付帯電灯について託送供給等約款（当社が託送供給等約款を

変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。) 20 (臨時接続送電サービス) (2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) と使用する動力について託送供給等約款20 (臨時接続送電サービス) (2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ 契約電力

契約電力は、使用される負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表2 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2 (市場価格調整) (1)ホ(イ)となる場合は、別表2 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表2 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2 (市場価格調整) (1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表2 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく

電気を使用しない場合（最終保障予備電力Bによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロ ワットに つき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,277 円 00 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,224 円 20 銭
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,171 円 40 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット 時につ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 59 銭	13 円 49 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	13 円 72 銭	12 円 69 銭
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	13 円 35 銭	12 円 32 銭

(ハ) 力率割引および割増し

- a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表4（平均力率早見表）によるものといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ニ その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17 最終保障予備電力

(1) 最終保障予備電力 A

イ 適用範囲

最終保障電力 A のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により供給を受ける次の場合に適用いたします。

(イ) 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

(ロ) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限りま

す。）で供給を受ける場合

ロ 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときは、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表 3（燃料

費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表2 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2 (市場価格調整) (1)ホ(イ)となる場合は、別表2 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表2 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2 (市場価格調整) (1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表2 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受け、かつ、高圧で予備供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。

		予 備 線	予備電源
契約電力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	高圧で常時供給を受ける場合	91 円 30 銭	178 円 20 銭
	特別高圧で常時供給を受ける場合	88 円 00 銭	136 円 40 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割

引および割増しの適用上、最終保障予備電力 A によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ その他

- (イ) お客さまが希望される場合は、予備線による供給と予備電源による供給とをあわせて受けることができます。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力 A に準ずるものいたします。

(2) 最終保障予備電力 B

イ 適用範囲

最終保障電力 B のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により供給を受ける次の場合に適用いたします。

(イ) 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

(ロ) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

ロ 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときは、1 年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものいたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の

合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受け、かつ、高圧で予備供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものいたします。

		予 備 線	予備電源
契約電力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	高圧で常時供給を受ける場合	91 円 30 銭	178 円 20 銭
	特別高圧で常時供給を受ける場合	88 円 00 銭	136 円 40 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同

位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力 B によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ その他

- (イ) お客さまが希望される場合は、予備線による供給と予備電源による供給とをあわせて受けることができます。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力 B に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

18 料金の適用開始の時期

料金は、あらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。

19 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、高压で供給を受ける場合で契約電力が500キロワット以上のとき、または特別高压で供給を受ける場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、特別の事情がある場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、この場合には、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

- (6) (4)の場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

20 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

21 計 量

- (1) 使用電力量および最大需要電力は、原則として、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (2) 計量の結果は、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

22 使用電力量の算定等

(1) 使用電力量

使用電力量は、30分ごとに、計量された電力量といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (2) 19（検針日）(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値

を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。

- (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表 5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。

23 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
- イ 供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 20（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
 - ニ 20（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

24 日割計算

- (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、別表 6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
- (2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。
- また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表 6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその 1 月から変更後の力率によります。

25 料金の支払義務

お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、検針日といたします。

(1) 22（使用電力量の算定等）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

(2) 27（料金その他の支払方法）(4)の場合は、当該支払期に属する最終月の検針日といたします。

(3) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

26 料金の支払期日

(1) お客さまの料金の支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

- ロ お客さまが破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ハ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ホ その他の理由でお客さまに明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社がお客さまに通知した場合
- (2) お客さまが(1)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。
- イ お客さまが(1)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，お客さまが(1)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，お客さまが(1)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。
 - ロ お客さまが(1)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

27 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等によりお客さまから支払っていただきます。
- なお，支払いにともなう費用は，お客さまの負担といたします。
- (2) お客さまが料金を(1)により支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときに当社への支払いがなされたものといたします。
- (3) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(5) 当社は、電気の使用に先だって予納金を申し受けることがあります。

なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、予納金について利息を付しません。

28 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息をお客さまから申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

29 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に

相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。

(3) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

(4) 当社は、保証金について利息を付しません。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

30 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

31 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金としてお客さまから申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

32 力率の保持

- (1) 需給地点の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

33 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地ま

たは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 65（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 35（供給の停止）、45（需給契約の消滅）(1)または47（解約）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

34 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

35 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 53（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
ハ 最終保障電力Bによって電気を使用された場合（最終保障予備電力Bによって電気を使用された場合を含みます。）で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ニ 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 34（電気の使用にともなうお客様の協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客様がその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社は、そのお客様について供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客様の電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

36 供給停止の解除

35（供給の停止）によって供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに供給を再開いたします。

37 供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を24（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

38 違 約 金

(1) お客様が35（供給の停止）(3)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に

相当する金額を、違約金としてお客さまから申し受けます。

- (2) (1)の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

39 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 電気の需給上やむをえない場合

ロ 当社が維持および運用する供給設備（当社が使用权を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ 当社が維持および運用する供給設備（当社が使用权を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他保安上必要がある場合

- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

40 制限または中止の料金割引

- (1) 最終保障電力Aおよび最終保障電力Bについては、当社は、39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 高圧で供給を受ける場合で、契約電力が500キロワット未満のとき。

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合で、契約電力が500キロワット以上のときまたは特別高圧で供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常作業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 最終保障予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

41 損害賠償の免責

(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合、39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 35（供給の停止）によって供給を停止した場合または45（需給契約の消

滅)によって需給契約が消滅した場合もしくは47(解約)によって需給契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

42 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合

修理費

- (2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

43 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

44 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

45 需給契約の消滅

- (1) お客さまがこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 需給契約は契約使用期間満了日をもって消滅するものといたします。この場合には、当社は、契約使用期間満了日の翌日を需給契約の消滅日といたします。

ロ 47（解約）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

ハ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ニ お客さまが当社に廃止通知をされないで、その需要場所から移転され、

電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

ホ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

- (1) 需給契約が消滅する場合で、当社が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないときには、61（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまが引き続き供給設備を利用され、その結果、その供給設備を利用されてから1年以上使用されることとなった部分については、精算いたしません。

なお、当社が必要とする場合は、工事費の精算に関する契約書を作成することがあります。

- (2) お客さまが契約電力等を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合で、当社が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないときには、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、61（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について61（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工

事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定し、または増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

47 解 約

35（供給の停止）によって供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

48 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

49 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 51（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に支持物、引込線、変圧器、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

50 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で利用できるものといたします。

51 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適當と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客様の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 管路、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客様の土地または建物に施設されるマンホール等

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、57（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金をお客様から申し受けます。

52 接続引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客様の土地または建物に施設することがあります。

なお、お客様の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

53 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行いません。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。

54 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線、計量器の情報等を伝送するための通信端末装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。

55 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、57（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され、かつ、当社が適当と認める場合

ロ 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2)において，開閉所は，変電所とみなします。

(4) 当社は，供給設備を２以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ ２以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが，既に施設されている専用供給設備から供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

56 一般供給設備の工事費負担金

(1) 高圧で供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空供給側接続設備の場合は1,000メートル、地中供給側接続設備の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,410 円 00 銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,840 円 00 銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

ロ 2以上のお客さまが供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまにより1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

(ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの供給側接続設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長

を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

ハ 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

(イ) 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

(ロ) 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\begin{aligned} \text{架空供給側接続設備の超過こう長} &= \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長} \right) \\ &\quad \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}} \end{aligned}$$

(2) 特別高圧で供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

(イ) 工 事 費

a 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新 増 加 契 約 電 力 1 キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは 30,000ボルトで供給を受ける場合	561 円 00 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	165 円 00 銭

なお、標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の12パーセントといたします。

また、標準電圧20,000ボルト、30,000ボルトまたは70,000ボルト以外で供給を受ける場合は、その工事に要した費用の全額といたします。

b 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新 増 加 契 約 電 力 1 キロワットにつき	標 準 電 圧20,000ボルトまたは 30,000ボルトで供給を受ける場合	627 円 00 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	418 円 00 銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また、標準電圧20,000ボルト、30,000ボルトまたは70,000ボルト以外で供給を受ける場合は、その工事に要した費用の全額といたします。

c スポットネットワーク方式でお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、次の算式により算定いたします。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

b の工事費単価×

$$\{100\text{パーセント} + 20\text{パーセント} \times (\text{利用回線数} - 1)\}$$

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行受電される方式をいいます。

(ロ) 当社負担額

新増加契約電力1キロワットにつき	5,500 円 00 銭

ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、

使用開始後３年以内の供給設備を利用して供給を受けるときは、新たな利用部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

- (3) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 供給側接続設備とは、需給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、需給地点に最も近い発電所もしくは変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する設備の需給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、需給地点に最も近い送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る電線路および引込線等をいいます。

なお、開閉所は、変電所とみなします。また、送電線路とは、発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。

ロ 工事こう長とは、別表７（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、工事こう長の単位は、１メートルとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

- (4) Ⅷ（工事費の負担）の各項における契約電力等を増加される場合には、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で供給を受けていたお客さまが新たに高圧で供給を受ける場合を含みます。

57 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」とい

ます。)をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (イ) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合
- (ロ) 標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備から供給を受ける場合
- (ハ) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も、56（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ 架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず、お客さまの希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は、(イ)または(ロ)の金額

- (イ) 標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、56（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- (ロ) 需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は、(イ)にかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額

ハ 55（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、55（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- (2) お客さまが17（最終保障予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、供給側接続設備に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、55（専用供給設備）(2)によるものといたします。

58 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、53（引込線の接続）または54（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- (2) 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

59 特別供給設備等の工事費の算定

57（特別供給設備の工事費負担金）および58（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は、工事費に計上いたしません。ただし、架空電線路の経過地に地

役権を設定する場合には、その対価の50パーセントに相当する金額（地役権の登記に要する費用を除きます。）は工事費に計上いたします。

ニ 架空電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行わないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

ホ 補償費中残地補償費は、それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

ヘ 建設分担関連費は、工事期間が12月以上を要し、かつ、工事費が50億円以上の場合に限り工事費に計上いたします。

ト お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、61（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 高圧で供給を受ける場合で、57（特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(イ)に該当し、かつ、その工事費を56（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも56（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- (5) 特別高圧で供給を受ける場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たな利用部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、56（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に準じて算定いたします。

- (6) 高圧で供給を受ける場合で、予備供給設備の工事費を56（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)または(2)にかかわらず、その工事費を56（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- (7) 特別高圧で供給を受ける場合、予備供給設備の工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望されるときを除き、(1)にかかわらず、56（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)およびロによって算定いたします。

なお、17（最終保障予備電力）によって供給を受ける場合で、一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、56（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

- (8) 高圧で供給を受ける場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)の場合を除きます。）は、(1)または(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

- (9) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、56（一般供給設備の工事費負担金）または57（特別供給設備の工事費

負担金)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、57（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

60 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 56（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) 標準電圧6,000ボルト、20,000ボルト、30,000ボルトまたは70,000ボルト以外の電圧で供給を受ける場合
- (ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 57（特別供給設備の工事費負担金）（56〔一般供給設備の工事費負担金〕に準じて算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および58（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 高圧で供給を受ける場合
 - a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（架空引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合
 - b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
 - c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で供給を受ける場合

原則としてすべての場合

- (3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (4) 高圧で供給を受ける場合で、工業団地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される56（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書（63〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費負担金契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された供給側接続設備に応じたものといたします。

61 臨時工事費

- (1) 契約使用期間が1年未満のお客さまのために新たに供給設備を施設し、かつ、契約使用期間満了にともなってその供給設備を撤去する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、お客さまから、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、高圧で供給を受ける場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開

閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で供給を受ける場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月（1月未満は、1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、56（一般供給設備の工事費負担金）、57（特別供給設備の工事費負担金）および58（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 高圧で供給を受ける場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、60（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

62 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して電気を使用されないときは、当社は、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費をお客さまから申し受けます。

63 工事費等に関する契約書の作成

当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、工事費負担金契約書を作成いたします。

Ⅸ 保 安

64 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

65 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて、需給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

附 則

1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、2022年9月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は、21（計量）(1)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために、原則として3パーセントの損失修正率によって修正したものといたします。

3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合は次によります。

イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、へおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

ハ 計量器の読みは、次によります。

(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

ヘ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。

(イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、16（最終保障電力）(1)ハ(ロ)、(2)ハ(ロ)および17（最終保障予備電力）(1)ハ(ロ)、(2)ハ(ロ)において、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときの使用電力量については、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で

あん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

- (3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニのときは、次により電力量料金を算定いたします。

イ 23（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 23（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニのときは、次により再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

イ 23（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 23（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

4 損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置

別表2（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

5 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置

2022年9月1日に支払義務が発生する料金および19（検針日）(1)において、

当社がお客さまにあらかじめ検針日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、2022年9月2日から2022年9月30日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表2（市場価格調整）(1)ホにかかわらず、零といたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力Aまたは最終保障予備電力Bの場合、その1月

の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を

含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

2 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限りします。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

託送供給等約款31（損失率）に定める値といたします。

ハ 託送料金率

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (b)に定める料金率といたします。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款19（接続送電サービス）(3)ハ(イ) c (b)に定める料金率といたします。

ニ 補正後平均市場価格

1キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以

下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均市場価格} = \frac{\text{イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたもの）}}{1 - \text{ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}$$

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円51銭を下回る場合

市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力A

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 35 銭	2 円 14 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 10 銭	1 円 92 銭
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 04 銭	1 円 86 銭

b 最終保障電力B

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 04 銭	1 円 89 銭
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 91 銭	1 円 75 銭
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 86 銭	1 円 69 銭

(ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円51銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

へ 市場価格調整単価の適用

平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別
高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を
含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場
価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、イ)に準ずるもの
といたします。この場合、イ)にいう各月の検針日は、その月の初日とい
たします。

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホ)によって算定された市場
価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、16（最終保障電力）(1)ハ(ロ)、(2)ハ(ロ)に定める料金率（夏
季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金
とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合
は、その他季料金といたします。）に別表3（燃料費調整）(1)イによって
算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）
(1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表3（燃
料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合
は、別表3（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を加え
たものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホ)によって算定された市場価格調整単価を、インターネット
を利用する方法等によりお知らせいたします。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品
の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とい
たします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)お

よび(イ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月初日と

いたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット 時につき	高圧で供給を受ける場合	15 銭 8 厘
	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 6 厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 平均力率早見表

- (1) この最終保障供給約款における平均力率は次表によります。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。
- (2) 有効電力量および無効電力量の計量については、21（計量）に準ずるもの
といたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、21（計量）にかか
わらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量
いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電
力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために、原則として3パー
セントの損失修正率によって修正したものいたします。

Wo/W の値		平均力率 (%)	Wo/W の値		平均力率 (%)
0.0000から	0.1004まで	100	0.8955から	0.9225まで	74
0.1005	0.1752	99	0.9226	0.9500	73
0.1753	0.2279	98	0.9501	0.9778	72
0.2280	0.2718	97	0.9779	1.0060	71
0.2719	0.3106	96	1.0061	1.0345	70
0.3107	0.3461	95	1.0346	1.0636	69
0.3462	0.3793	94	1.0637	1.0931	68
0.3794	0.4108	93	1.0932	1.1231	67
0.4109	0.4409	92	1.1232	1.1536	66
0.4410	0.4701	91	1.1537	1.1848	65
0.4702	0.4984	90	1.1849	1.2166	64
0.4985	0.5261	89	1.2167	1.2490	63
0.5262	0.5533	88	1.2491	1.2822	62
0.5534	0.5801	87	1.2823	1.3161	61
0.5802	0.6066	86	1.3162	1.3508	60
0.6067	0.6329	85	1.3509	1.3864	59
0.6330	0.6590	84	1.3865	1.4229	58
0.6591	0.6850	83	1.4230	1.4603	57
0.6851	0.7110	82	1.4604	1.4988	56
0.7111	0.7370	81	1.4989	1.5384	55
0.7371	0.7630	80	1.5385	1.5792	54
0.7631	0.7892	79	1.5793	1.6211	53
0.7893	0.8154	78	1.6212	1.6644	52
0.8155	0.8419	77	1.6645	1.7091	51
0.8420	0.8685	76	1.7092	1.7554	50
0.8686	0.8954	75	1.7555	1.8031	49

Wo/W の値		平均力率 (%)	Wo/W の値		平均力率 (%)
1.8032から	1.8526まで	48	4.1363から	4.3305まで	23
1.8527	1.9039	47	4.3306	4.5424	22
1.9040	1.9571	46	4.5425	4.7744	21
1.9572	2.0124	45	4.7745	5.0298	20
2.0125	2.0700	44	5.0299	5.3121	19
2.0701	2.1299	43	5.3122	5.6261	18
2.1300	2.1923	42	5.6262	5.9775	17
2.1924	2.2576	41	5.9776	6.3736	16
2.2577	2.3258	40	6.3737	6.8237	15
2.3259	2.3972	39	6.8238	7.3396	14
2.3973	2.4721	38	7.3397	7.9373	13
2.4722	2.5507	37	7.9374	8.6380	12
2.5508	2.6334	36	8.6381	9.4712	11
2.6335	2.7206	35	9.4713	10.4787	10
2.7207	2.8126	34	10.4788	11.7221	9
2.8127	2.9099	33	11.7222	13.2958	8
2.9100	3.0130	32	13.2959	15.3521	7
3.0131	3.1225	31	15.3522	18.1543	6
3.1226	3.2390	30	18.1544	22.1997	5
3.2391	3.3633	29	22.1998	28.5539	4
3.3634	3.4962	28	28.5540	39.9875	3
3.4963	3.6389	27	39.9876	66.6667	2
3.6390	3.7919	26	66.6668	199.9975	1
3.7920	3.9572	25	199.9976	∞	
3.9573	4.1362	24			

- (注) 1 W……有効電力量 (kWh) Wo……無効電力量 (kvarh)
- 2 Wo/W は小数点以下第4位までとし、第5位で四捨五入するものといたします。
- 3 この表は平均力率 $= \frac{W}{\sqrt{W^2 + W_o^2}} \times 100$ の算式により計算されています。

5 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、54（計量器等の取付け）に準ずる

ものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

(イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(2) 最大需要電力の協定

(1)に準ずるものといたします。

6 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、23（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

(2) 供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 20（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、供給を停止した日を含み、供給を再開した日は含みません。また、停止日に供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7 標準設計基準

(1) 適用

イ この基準は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ この基準に明記していない場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧電線路

イ 通 則

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧電線路における電圧降下の限度の標準は、次表の値といたします。この場合、電線路は需給地点から当該の需要に電気を供給する発電所の引出口に設置する断路器もしくはこれに相当する機器の負荷側接続点までといたします。

公称電圧（キロボルト）	6.6
電圧降下（キロボルト）	0.6

ただし、既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ロ) 経 過 地

高圧電線路の経過地は、地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧電線路は架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合または技術上、経済上もしくは用地の確保が著しく困難な場合は他の方法によります。

ロ 高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧架空電線路は、単独電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替えまたは負荷分割のうち、線路の保守および保安に支障を来たさない範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といた

します。

(ロ) 支持物の種類

高圧架空電線路の支持物には、原則として、工場打鉄筋コンクリート柱で、無着色のものを使用いたします。ただし、周囲の状況、地形または経済上適当でない場合には、他の支持物を使用することがあります。

(ハ) 標準径間

高圧架空電線路の標準径間は、原則として次表の値といたします。

施設地域	標準径間（メートル）
市 街 地	30 ～ 40
そ の 他	40 ～ 50

(ニ) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、次表の値を標準といたします。ただし、施設場所の状況により、根入れ、他の工作物との離隔、装柱等の関係から必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

（単位：メートル）

施設地域 装 柱	市 街 地	そ の 他
高 圧	10	9
高低圧併架	12	11

(ホ) が い し

高圧架空電線路のがいしは、原則として次表のものを使用いたします。

引通箇所	引留箇所
高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

(へ) 電線の種類および太さ

- a 高圧架空電線の導体には，硬銅線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 高圧架空電線および高圧架空引込線には，絶縁電線を使用いたします。
- c 高圧架空電線路の電線の太さは，許容電流，電圧降下および機械的強度を考慮して，次表により選定いたします。

架空電線の太さの最低限度

直径（ミリメートル）	5.0

電線の種類，太さおよび許容電流

		単 線		よ り 線	
		直 径 (ミリメートル)	許容電流 (アンペア)	公称断面積 (平方ミリメートル)	許容電流 (アンペア)
高圧 絶縁 電線	高圧架橋ポリエチレン 絶縁電線 (OC)	5.0	146	80	335
	高圧引下用架橋ポリエチ レン絶縁電線 (PDC)	—	—	5.5	71

(ト) 開閉器の取付けおよび容量

- a 高圧架空電線路を操作または保守するために必要な箇所には，気中開閉器を施設いたします。ただし，気中開閉器の施設が技術上，経済上不適当な場合には，他の種類の開閉器を施設することがあります。
- b 開閉器の容量は，次表により，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

容量（アンペア）	100	200	300	400

(チ) その他装柱付属品等に関する事項

- a 高圧架空電線路の装柱は複雑にならないように考慮し、標準装柱は、水平配列といたします。ただし、付近の樹木や建造物等の状況によっては、他の配列とすることがあります。
- b 高圧架空電線路で水平配列する場合のアームは、軽量腕金を使用いたします。
- c 支柱、支線柱は、支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。
- d 変圧器の1次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。

(リ) 特殊地域の施設

- a 塩害地域に施設する高圧架空電線路のがいし、開閉器等の機器および材料は、耐塩構造のものを使用し、耐塩施設を行ないます。
なお、塩害地域とは、海岸からおおむね2キロメートル以内で、塩害を受ける地域をいいます。
- b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する高圧架空電線路には、その程度に応じ、架空地線の施設、避雷器の取付数の増加等の耐雷施設の強化を行ないます。
- c 雪害地域については、その程度に応じた対策を実施いたします。

ハ 高圧地中電線路

(イ) 施設方法

高圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一の場所等に施設する場合

合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、次表により選定するものといたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類のケーブルを使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧	6.6 キロボルト			
種 類	架橋ポリエチレンケーブル (CVT)			
導体の公称断面積 (平方ミリメートル)	38 200	60 250	100 325	150

(ハ) 開閉器の施設および容量

a 高圧地中電線路を操作または保守するために必要な箇所には開閉器を施設いたします。

b 開閉器の容量は、次表の値といたします。

容量 (アンペア)	400

(3) 特別高圧電線路

イ 通 則

(イ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路における電圧降下の限度の標準は、次表の値といたします。この場合、電線路は需給地点から当該の需要に電気を供給する発電変電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点までといたします。

公称電圧（キロボルト）	22	33	77
電圧降下（キロボルト）	2	3	7

ただし、既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下を考慮して施設いたします。

(ロ) 経過地等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

なお、この場合、需給地点に至るまでの供給設備は、原則として、当社の発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路からの分岐を行ないません。

(ハ) 電線路の種類

特別高圧電線路は架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合または技術上、経済上もしくは用地の確保が著しく困難な場合は他の方法によります。

ロ 特別高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 特別高圧架空電線路は、単独電線路の新設、他の架空電線路との併架または電線張替え等のうち、技術上および用地の確保が著しく困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 他の架空電線路との併架により施設する場合の電線架線順位は、原則として電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。

(ロ) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄塔を使用いたします。ただし、33キロボルト以下の特別高圧架空電線路を道路上または道路沿いに施設する場合は、原則として、工場打鉄筋コンクリート柱

で、無着色のものを使用いたします。

(ハ) 標準径間

特別高圧架空電線路の標準径間は、原則として次表の値といたします。

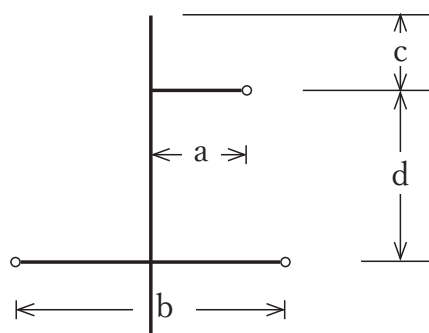
支持物種類	標準径間（メートル）
鉄 塔	150 ～ 300
そ の 他	30 ～ 200

(二) 電線間隔

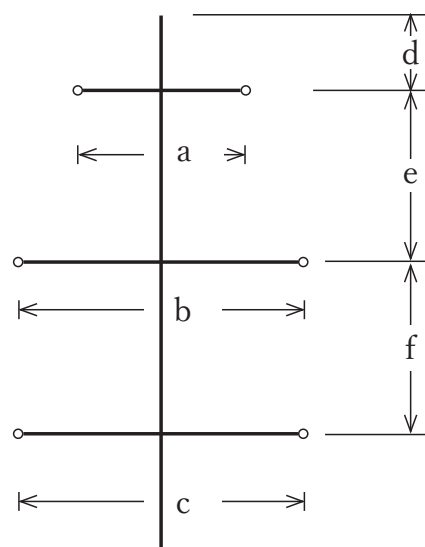
特別高圧架空電線路の電線間隔は、降雪の多い地域または特殊箇所を除き、次表の値を標準といたします。

(単位：メートル)

	1 回 線				2 回 線					
	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33 キロ ボルト以下	1.5	3.6	1.5	1.6	3.0	3.6	3.2	1.5	1.6	1.6
	⌋ 1.6	⌋ 4.4	⌋ 2.1	⌋ 2.2	⌋ 3.2	⌋ 4.4	⌋ 3.6	⌋ 2.1	⌋ 2.2	⌋ 2.2
77 キロ ボルト	2.1	5.4	1.9	2.6	4.2	5.4	4.6	1.9	2.6	2.3
	⌋ 2.7	⌋ 7.2	⌋ 3.3	⌋ 3.2	⌋ 5.4	⌋ 7.2	⌋ 6.0	⌋ 3.3	⌋ 3.2	⌋ 2.8



1 回 線



2 回 線

(ホ) が い し

- a 特別高圧架空電線路のがいしは、原則として250ミリメートル標準懸垂がいしを使用いたします。
- b (ロ)ただし書により施設する電線路には、アークホーン付LPがいしまたはポリマー引留がいしを使用いたします。
- c 懸垂がいしの連結個数は、次表の値とし、その他のがいしを使用する場合はこれに準じます。

想定最大等価塩分付着密度 (ミリグラム/平方センチメートル)		0.125 以下	0.25 以下	0.5 以下	1.0 以下
海岸からの距離 (キロメートル)	台風塩害に対し	10 以上	3 以上 10 未満	3 未満	海水のしぶきが直接かかる地区
	季節風塩害に対し	3 以上	1 以上 3 未満	1 未満	
公 称 電 圧 (キロボルト)	22	4 個	4 個	4 個	4 個
	33	4 個	4 個	4 個	4 個
	77	6 個	7 個	8 個	9 個

(注) 工場地帯等のとくに煙じん汚損のひどい場所に設置する場合は、上表の個数にさらに1～2個追加することがあります。

(ヘ) 電線の種類および太さ

- a 特別高圧架空電線路の電線は、裸硬銅より線、アルミ覆鋼心アルミより線またはアルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線を使用いたします。ただし、機械的強度上とくに必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の場合は、他の電線を使用することがあります。
- b (ロ)ただし書により施設する電線路には、原則として硬銅線の水密圧縮形屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線を使用いたします。
- c 特別高圧架空電線路の電線の太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、機械的強度、横断物件、電波障害等を考慮して定め、次表から必要最小のものを使用いたします。ただし、他の架空電線路との併架により施設する場合は、弛度の関係から既設架空電線と同じ太さのもの

を使用することがあります。

裸硬銅より線 (H D C C)		アルミ覆鋼心アル ミより線 (A C S R / A C)		アルミ覆鋼心耐熱 アルミ合金より線 (T A C S R / A C)		水密圧縮形屋外用架 橋ポリエチレン絶縁 電線 (S B - O C W)	
公称断面積 (平方ミリメー トル)	許容電流 (アンペア)	公称断面積 (平方ミリメー トル)	許容電流 (アンペア)	公称断面積 (平方ミリメー トル)	許容電流 (アンペア)	公称断面積 (平方ミリメー トル)	許容電流 (アンペア)
55	299	80	314	610	1,747	80	338
75	359	100	360	810	2,058		
100	434	120	415	1,160	2,649		
150	562	160	484				
200	675	240	634				
		330	751				
		410	871				
		610	1,085				

(ト) 架空地線の施設

- a 77キロボルト以上の特別高圧架空電線路のうち、鉄塔を使用する線路には、すべて架空地線を施設いたします。

33キロボルト以下の特別高圧架空電線路については、雷雨発生のおそれの多い地域において架空地線を施設いたします。

- b 架空地線の種類および太さは、機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要のある場合、腐食のおそれのある場合等特別の場合を除き、その線路の設計条件にもとづいて次表により選定いたします。

地線種類	アルミ覆鋼より線 (A C)		
公称断面積 (平方ミリメートル)	55	70	90

- c 支持物の接地抵抗が高い場合には、埋設地線等を施設いたします。

(チ) 架空電線の地表上の高さ

特別高圧架空電線路の架空電線の最低地上高は、原則として次表の値

といたします。

(単位：メートル)

		33 キロ ボルト以下	77 キロ ボルト
平地	中高層建造物があるか，または将来 その建設が予想される地域	16 (10)	17
	2 階建建造物があるか，または将来 その建設が予想される地域	13 (10)	14
	その他の地域	9 (6)	10
山地，山林で人が容易に立入れない地域		6 (5)	7

(注) 1 その他の地域については，技術上，経済上適当と認められる地上高によります。

2 () 内は，(ロ)ただし書により施設する電線路の場合といたします。

(リ) その他装柱付属品等に関する事項

- a 特別高圧架空電線路のがいし装置 ((ロ)ただし書により施設する電線路を除きます。)には，アークホーン，アーマロッドを施設いたします。
- b (ロ)ただし書により施設する電線路の重要機器およびケーブルとの接続点には，原則として避雷器を施設いたします。
- c 分岐箇所には，必要に応じ開閉型端子または開閉器を施設いたします。

(ヌ) ブロッキングコイルの施設

搬送波の重畳されている電線路から分岐電線路を施設する場合は，原則として搬送波を阻止するブロッキングコイルを施設いたします。

ハ 特別高圧地中電線路

(イ) 施設方法

特別高圧地中電線路の施設方法は，管路式または暗きょ式といたします。ただし，重量車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合は，直接埋設式によることがあります。

(ロ) ケーブルの種類および太さ

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、次表により選定いたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類および太さのケーブルを使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧	22 キロボルト	33 キロボルト	77 キロボルト	
種 類	架橋ポリエチレン ケーブル (CVT)	架橋ポリエチレン ケーブル (CVT)	架橋ポリエチレン ケーブル (CVT)	架橋ポリエチレン ケーブル (CV)
線 心 数	3 心	3 心	3 心	単心
導 体 の 公称断面積 (平方ミリメートル)	60	60	100	400
	100	100	150	600
	150	150	200	800
	200	200	250	1,000
	250	250	325	1,200
	325	325	400	1,500
	400	400		1,800 2,000

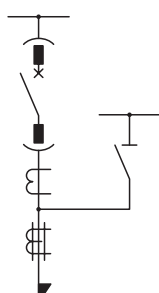
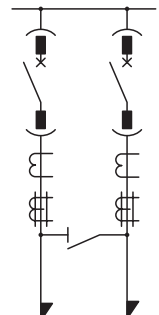
(4) 変電設備

イ 通 則

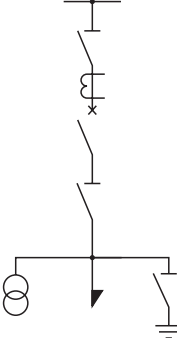
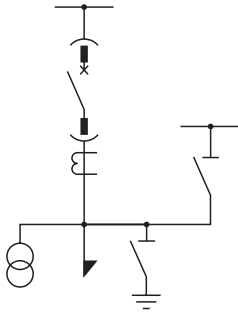
電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 法

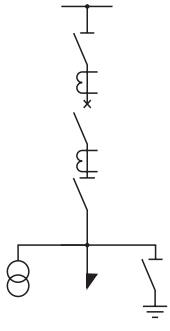
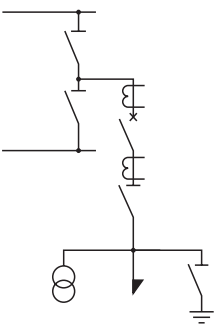
結線および主要機器取付台数は，次表を標準といたします。

公称電圧	母線形態	結 線 法	機 器 名	台 数
6.6 キロ ボルト	補 助 母線付		プラグイン形しゃ断器	1 台
			断 路 器	1 台
			変 流 器	2 台
			零 相 変 流 器	1 台
			配 電 盤	1 式
	切替断 路器付		プラグイン形しゃ断器	1 台
			断 路 器	1 台
			変 流 器	2 台
			零 相 変 流 器	1 台
			配 電 盤	1 式

- (注) 1 切替断路器付に記載の台数は引出設備 1 回線分といたします。
 2 接地装置については，固体絶縁開閉装置を使用する場合は，線路側に 1 台設置することがあります。

公称電圧	母線形態	結 線 法	機 器 名	台 数
22 キロ ボルト	単母線		し ゃ 断 器	1 台
			断 路 器	2 台
			変 流 器	3 台
			計 器 用 変 圧 器	1 台
			配 電 盤	1 式
33 キロ ボルト	補 助 母線付		プラグイン形し ゃ 断 器	1 台
			断 路 器	1 台
			変 流 器	3 台
			計 器 用 変 圧 器	1 台
			配 電 盤	1 式

- (注)
- 1 接地装置については、原則として線路側に 1 台設置いたします。
 - 2 計器用変圧器は、検圧装置とすることがあります。
 - 3 変流器については、用途、制御回路の構成によって台数が増減することがあります。
 - 4 耐雷設計上、線路側に避雷器を設置することがあります。
 - 5 変電所の中性点接地方式により零相変流器を設置することがあります。

公称電圧	母線形態	結 線 法	機 器 名	台 数
77 キロ ボルト	単母線		し ゃ 断 器	1 台
			断 路 器	2 台
			変 流 器	7 台
			計 器 用 変 圧 器	1 台
			配 電 盤	1 式
	複母線		し ゃ 断 器	1 台
			断 路 器	3 台
			変 流 器	7 台
			計 器 用 変 圧 器	1 台
			配 電 盤	1 式

- (注) 1 接地装置は、原則として線路側に 1 台設置いたします。ただし、ガス絶縁開閉装置を使用する場合は、しゃ断器の両端にも設置することがあります。
- 2 計器用変圧器は、コンデンサ形計器用変圧器とすることがあります。
- 3 変流器については、用途、制御回路の構成によって台数が増減することがあります。
- 4 しゃ断器がプラグイン形の場合には、単母線にあっては断路器 2 台を、複母線にあっては断路器 1 台を省略いたします。
- 5 耐雷設計上、線路側に避雷器を設置することがあります。

凡 例

しゃ断器	プラグイン形 しゃ断器	断路器	接地装置	変流器	零 相 変流器	計器用 変圧器

ハ シャ断器

(イ) シャ断器は、当社で一般的に使用しているもののなかで、その使用回路の公称電圧（以下「回路電圧」といいます。）に応じ、最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して、次表から必要最小のものを選定いたします。

(ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)	型 式
6.6	7.2	600	12.5	真空型 ガス型
22	24	600	25	同 上
33	36	600	16	同 上
77	84	800 1,200 2,000	20 25 31.5	同 上

ニ 断 路 器

(イ) 断路器は、当社で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して、次表から必要最小のものを選定いたします。

(ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格短時間電流 (キロアンペア)	型 式
6.6	7.2	600	12.5	三 極 単 投
22	24	600	25	同 上
33	36	600	16	同 上
77	84	800 1,200 2,000	20 25 31.5	同 上

ホ 計器用変流器

(イ) 計器用変流器は、当社で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して、必要最小のものを選定いたします。

(ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

ヘ 計器用変圧器

計器用変圧器は、当社で一般的に使用しているもののなかから回路電圧、使用負担に応じ、必要最小のものを選定いたします。

ト 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計およびしゃ断器等の操作用開閉器ならびに運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力量計、無効電力量計、電圧計等を取り付けます。

チ 保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお、原則として電線路には自動再閉路継電器を施設いたします。

(5) 電力保安通信設備

イ 施設基準

(イ) 給電指令等、電力系統の運用に必要となる給電情報伝送設備を施設いたします。

(ロ) 電力保安の確保に必要となる場合または給電指令上必要となる場合に

は、保安通信電話用設備を施設いたします。

(ハ) 電力系統の保護に必要となる場合には、系統保護情報伝送設備を施設いたします。

ロ 施設方法

既設設備と協調を図ることを基本とし、技術上、経済上最も適当な方法により施設いたします。

電気事業法施行規則第 27 条第 2 項の 規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 料金の算出の根拠

関西電力送配電株式会社

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第 52 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022 年 7 月 20 日開催）において、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格を参照した補正項を適用し最終保障供給料金を算定することと整理がなされたことにともない、当該内容を料金その他の供給条件に反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 20 条第 1 項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 最終保障供給約款の変更の内容 および新旧比較表

最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、最終保障供給料金の在り方について整理がなされたことから、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款

2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款

電気最終保障供給約款

電気最終保障供給約款

2022 年 4 月 12 日 実施

2022 年 9 月 1 日 実施

関西電力送配電株式会社

関西電力送配電株式会社

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款
電気最終保障供給約款 目 次	電気最終保障供給約款 目 次
I 総 則..... 1	I 総 則..... 1
1 適 用..... 1	1 適 用..... 1
2 最終保障供給約款の届出および変更..... 1	2 最終保障供給約款の届出および変更..... 1
3 定 義..... 1	3 定 義..... 1
4 単位および端数処理.....3	4 単位および端数処理.....4
5 実 施 細 目..... 4	5 実 施 細 目..... 4
II 契約の申込み..... 5	II 契約の申込み..... 5
6 需給契約の申込み..... 5	6 需給契約の申込み..... 5
7 需給契約の成立および契約期間..... 5	7 需給契約の成立および契約期間..... 5
8 需 要 場 所..... 5	8 需 要 場 所..... 5
9 需給契約の単位..... 7	9 需給契約の単位..... 7
10 供給の開始..... 8	10 供給の開始..... 8
11 供給の単位..... 8	11 供給の単位..... 8
12 供給電気方式, 供給電圧および周波数..... 8	12 供給電気方式, 供給電圧および周波数..... 8
13 承諾の限界..... 9	13 承諾の限界..... 9
14 需給契約書の作成..... 9	14 需給契約書の作成..... 9
III 契約種別および料金..... 10	III 契約種別および料金..... 10
15 契 約 種 別..... 10	15 契 約 種 別..... 10
16 最終保障電力..... 10	16 最終保障電力..... 10
17 最終保障予備電力.....14	17 最終保障予備電力.....15
IV 料金の算定および支払い.....19	IV 料金の算定および支払い.....20
18 料金の適用開始の時期.....19	18 料金の適用開始の時期.....20
19 検 針 日.....19	19 検 針 日.....20
20 料金の算定期間.....20	20 料金の算定期間.....21
21 計 量.....20	21 計 量.....21
22 使用電力量の算定等.....20	22 使用電力量の算定等.....21
23 料金の算定.....21	23 料金の算定.....22
24 日 割 計 算.....21	24 日 割 計 算.....22
25 料金の支払義務.....22	25 料金の支払義務.....23
26 料金の支払期日.....22	26 料金の支払期日.....23

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款
27 料金その他の支払方法 23	27 料金その他の支払方法 24
28 延 滞 利 息 24	28 延 滞 利 息 25
29 保 証 金 24	29 保 証 金 25
V 使用および供給 26	V 使用および供給 27
30 適正契約の保持 26	30 適正契約の保持 27
31 契約超過金 26	31 契約超過金 27
32 力率の保持 26	32 力率の保持 27
33 需要場所への立入りによる業務の実施 26	33 需要場所への立入りによる業務の実施 27
34 電気の使用にともなうお客さまの協力 27	34 電気の使用にともなうお客さまの協力 28
35 供給の停止 28	35 供給の停止 29
36 供給停止の解除 29	36 供給停止の解除 30
37 供給停止期間中の料金 29	37 供給停止期間中の料金 30
38 違 約 金 29	38 違 約 金 30
39 供給の中止または使用の制限もしくは中止 30	39 供給の中止または使用の制限もしくは中止 31
40 制限または中止の料金割引 30	40 制限または中止の料金割引 31
41 損害賠償の免責 32	41 損害賠償の免責 33
42 設備の賠償 33	42 設備の賠償 34
VI 契約の変更および終了 34	VI 契約の変更および終了 35
43 需給契約の変更 34	43 需給契約の変更 35
44 名義の変更 34	44 名義の変更 35
45 需給契約の消滅 34	45 需給契約の消滅 35
46 需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算 35	46 需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算 36
47 解 約 36	47 解 約 37
48 需給契約消滅後の債権債務関係 36	48 需給契約消滅後の債権債務関係 37
VII 供給方法および工事 37	VII 供給方法および工事 38
49 需給地点および施設 37	49 需給地点および施設 38
50 架空引込線 38	50 架空引込線 39
51 地中引込線 38	51 地中引込線 39
52 接続引込線等 39	52 接続引込線等 40
53 引込線の接続 40	53 引込線の接続 41
54 計量器等の取付け 40	54 計量器等の取付け 41
55 専用供給設備 40	55 専用供給設備 41

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款		2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款	
VII	工事費の負担.....42	VII	工事費の負担.....43
56	一般供給設備の工事費負担金 42	56	一般供給設備の工事費負担金 43
57	特別供給設備の工事費負担金 45	57	特別供給設備の工事費負担金 46
58	供給設備を変更する場合の工事費負担金.....47	58	供給設備を変更する場合の工事費負担金.....48
59	特別供給設備等の工事費の算定 47	59	特別供給設備等の工事費の算定 48
60	工事費負担金の申受けおよび精算.....50	60	工事費負担金の申受けおよび精算.....51
61	臨時工事費 51	61	臨時工事費 52
62	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 52	62	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 53
63	工事費等に関する契約書の作成 52	63	工事費等に関する契約書の作成 53
IX	保 安.....53	IX	保 安.....54
64	保安の責任.....53	64	保安の責任.....54
65	保安等に対するお客さまの協力 53	65	保安等に対するお客さまの協力 54
	附 則.....55		附 則.....55
	別 表.....59		別 表.....59

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款
I 総 則	I 総 則
3 定 義	3 定 義
(14) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (15) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。	(14) 平均市場価格算定期間 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。 (15) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (16) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款
II 契約の申込み 14 需給契約書の作成 電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	II 契約の申込み 14 需給契約書の作成 <u>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は</u> 、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。 <u>なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。</u>

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款																												
Ⅲ 契約種別および料金	Ⅲ 契約種別および料金																												
16 最終保障電力	16 最終保障電力																												
(1) 最終保障電力A	(1) 最終保障電力A																												
イ 適用範囲	イ 適用範囲																												
高圧または特別高圧で供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。	高圧または特別高圧で供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。																												
(イ) 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。	(イ) 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。																												
(ロ) 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。	(ロ) 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。																												
ロ 契約電力	ロ 契約電力																												
契約電力は、使用される負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。	契約電力は、使用される負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。																												
ハ 料 金	ハ 料 金																												
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ（イ）となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または（ハ）となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたもの」といたします。																												
(イ) 基本料金	(イ) 基本料金																												
基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力Aによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。	基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力Aによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。																												
<table><tr><td rowspan="3">契約電力 1 キロワットにつき</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,118 円 60 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,065 円 80 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,013 円 00 銭</td></tr></table>	契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,118 円 60 銭	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,065 円 80 銭	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,013 円 00 銭	<table><tr><td rowspan="3">契約電力 1 キロワットにつき</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,118 円 60 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,065 円 80 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,013 円 00 銭</td></tr></table>	契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,118 円 60 銭	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,065 円 80 銭	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,013 円 00 銭														
契約電力 1 キロワットにつき		標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,118 円 60 銭																										
		標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,065 円 80 銭																										
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,013 円 00 銭																											
契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,118 円 60 銭																											
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,065 円 80 銭																											
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,013 円 00 銭																											
(ロ) 電力量料金	(ロ) 電力量料金																												
電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。																												
<table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="3">1 キロワット時につき</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>16 円 29 銭</td><td>15 円 01 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>14 円 80 銭</td><td>13 円 65 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>14 円 49 銭</td><td>13 円 37 銭</td></tr></table>			夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	16 円 29 銭	15 円 01 銭	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 80 銭	13 円 65 銭	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 49 銭	13 円 37 銭	<table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="3">1 キロワット時につき</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>16 円 29 銭</td><td>15 円 01 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>14 円 80 銭</td><td>13 円 65 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>14 円 49 銭</td><td>13 円 37 銭</td></tr></table>			夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	16 円 29 銭	15 円 01 銭	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 80 銭	13 円 65 銭	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 49 銭	13 円 37 銭
		夏季料金	その他季料金																										
1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	16 円 29 銭	15 円 01 銭																										
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 80 銭	13 円 65 銭																										
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 49 銭	13 円 37 銭																										
		夏季料金	その他季料金																										
1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	16 円 29 銭	15 円 01 銭																										
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 80 銭	13 円 65 銭																										
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 49 銭	13 円 37 銭																										

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款														
(ハ) 力率割引および割増し a 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表³（平均力率早見表）によるものといたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 b 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。 (2) 最終保障電力 B イ 適用範囲 高圧または特別高圧で供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。 (ロ) 使用する付帯電灯について託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。 ロ 契約電力 契約電力は、使用される負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 ハ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表²（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表²（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表²（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表²（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力 B によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td rowspan="3">契約電力 1 キロワットにつき</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,277 円 00 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,224 円 20 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,171 円 40 銭</td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,277 円 00 銭	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,224 円 20 銭	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,171 円 40 銭	(ハ) 力率割引および割増し a 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表⁴（平均力率早見表）によるものといたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 b 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。 (2) 最終保障電力 B イ 適用範囲 高圧または特別高圧で供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。 (ロ) 使用する付帯電灯について託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。 ロ 契約電力 契約電力は、使用される負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 ハ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表³（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表³（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表³（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表³（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ（イ）となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または（ハ）となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたもの</u>といたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力 B によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td rowspan="3">契約電力 1 キロワットにつき</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,277 円 00 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,224 円 20 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2,171 円 40 銭</td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,277 円 00 銭	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,224 円 20 銭	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,171 円 40 銭
契約電力 1 キロワットにつき		標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,277 円 00 銭												
		標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,224 円 20 銭												
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,171 円 40 銭													
契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,277 円 00 銭													
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,224 円 20 銭													
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,171 円 40 銭													

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款																	
<table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料 金</th></tr><tr><td rowspan="3">1 キロワ ット時に つき</td><td>標準電圧 6,000 ボルト で供給を受ける場合</td><td>14 円 59 銭</td><td>13 円 49 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合</td><td>13 円 72 銭</td><td>12 円 69 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合</td><td>13 円 35 銭</td><td>12 円 32 銭</td></tr></table> (ハ) 力率割引および割増し a 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 3（平均力率早見表）によるものといたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 b 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。 ニ そ の 他 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。						夏季料金	その他季料 金	1 キロワ ット時に つき	標準電圧 6,000 ボルト で供給を受ける場合	14 円 59 銭	13 円 49 銭	標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合	13 円 72 銭	12 円 69 銭	標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合	13 円 35 銭	12 円 32 銭
		夏季料金	その他季料 金														
1 キロワ ット時に つき	標準電圧 6,000 ボルト で供給を受ける場合	14 円 59 銭	13 円 49 銭														
	標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合	13 円 72 銭	12 円 69 銭														
	標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合	13 円 35 銭	12 円 32 銭														
17 最終保障予備電力 (1) 最終保障予備電力 A イ 適用範囲 最終保障電力 A のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により供給を受ける次の場合に適用いたします。 (イ) 予 備 線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 (ロ) 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合 ロ 契約電力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときは契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものといたします。 ハ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき次のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受け、かつ、高圧で予備供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。																	

2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款																	
<table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料 金</th></tr><tr><td rowspan="3">1 キロワ ット時に つき</td><td>標準電圧 6,000 ボルト で供給を受ける場合</td><td>14 円 59 銭</td><td>13 円 49 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合</td><td>13 円 72 銭</td><td>12 円 69 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合</td><td>13 円 35 銭</td><td>12 円 32 銭</td></tr></table> (ハ) 力率割引および割増し a 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表 4（平均力率早見表）によるものといたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 b 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。 ニ そ の 他 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。						夏季料金	その他季料 金	1 キロワ ット時に つき	標準電圧 6,000 ボルト で供給を受ける場合	14 円 59 銭	13 円 49 銭	標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合	13 円 72 銭	12 円 69 銭	標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合	13 円 35 銭	12 円 32 銭
		夏季料金	その他季料 金														
1 キロワ ット時に つき	標準電圧 6,000 ボルト で供給を受ける場合	14 円 59 銭	13 円 49 銭														
	標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合	13 円 72 銭	12 円 69 銭														
	標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合	13 円 35 銭	12 円 32 銭														
17 最終保障予備電力 (1) 最終保障予備電力 A イ 適用範囲 最終保障電力 A のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により供給を受ける次の場合に適用いたします。 (イ) 予 備 線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 (ロ) 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合 ロ 契約電力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときは契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものといたします。 ハ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものと <u>し、別表 2（市場価格調整）(1) ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1) ホ（イ）となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1) トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1) ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1) ホ(ロ)または（ハ）となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1) トによって算定された市場価格調整額を加えたもの</u>といたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき次のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受け、かつ、高圧で予備供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。																	

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款

		予 備 線	予備電源
契約電力 1 キロワ ットにつ き	高压で常時供給を受ける場 合	91 円 30 銭	178 円 20 銭
	特別高压で常時供給を受け る場合	88 円 00 銭	136 円 40 銭

- (ロ) 電力量料金
電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。
- (ハ) 力率割引および割増し
力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力 A によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。
- ニ そ の 他
(イ) お客さまが希望される場合は、予備線による供給と予備電源による供給とをあわせて受けることができます。
(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力 A に準ずるものといたします。

(2) 最終保障予備電力 B

- イ 適用範囲
最終保障電力 B のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により供給を受ける次の場合に適用いたします。
- (イ) 予 備 線
常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合
- (ロ) 予備電源
常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高压または特別高压に限ります。）で供給を受ける場合
- ロ 契約電力
契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときは契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものといたします。
- ハ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27, 100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27, 100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
- (イ) 基本料金
基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき次のとおりといたします。ただし、特別高压で常時供給を受け、かつ、高压で予備供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。

		予 備 線	予備電源
契約電力 1 キロワ ットにつ き	高压で常時供給を受ける場 合	91 円 30 銭	178 円 20 銭
	特別高压で常時供給を受け る場合	88 円 00 銭	136 円 40 銭

2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款

		予 備 線	予備電源
契約電力 1 キロワ ットにつ き	高压で常時供給を受ける場 合	91 円 30 銭	178 円 20 銭
	特別高压で常時供給を受け る場合	88 円 00 銭	136 円 40 銭

- (ロ) 電力量料金
電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。
- (ハ) 力率割引および割増し
力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力 A によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。
- ニ そ の 他
(イ) お客さまが希望される場合は、予備線による供給と予備電源による供給とをあわせて受けることができます。
(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力 A に準ずるものといたします。

(2) 最終保障予備電力 B

- イ 適用範囲
最終保障電力 B のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により供給を受ける次の場合に適用いたします。
- (イ) 予 備 線
常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合
- (ロ) 予備電源
常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高压または特別高压に限ります。）で供給を受ける場合
- ロ 契約電力
契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときは契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものといたします。
- ハ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27, 100 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27, 100 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 2（市場価格調整）(1) ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1) ホ（イ）となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1) トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1) ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1) ホ(ロ) または（ハ）となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1) トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。
- (イ) 基本料金
基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき次のとおりといたします。ただし、特別高压で常時供給を受け、かつ、高压で予備供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。

		予 備 線	予備電源
契約電力 1 キロワ ットにつ き	高压で常時供給を受ける場 合	91 円 30 銭	178 円 20 銭
	特別高压で常時供給を受け る場合	88 円 00 銭	136 円 40 銭

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款
(㊦) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものいたします。 (ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力Bによって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。 ニ その他 (イ) お客さまが希望される場合は、予備線による供給と予備電源による供給とをあわせて受けることができます。 (㊦) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Bに準ずるものいたします。	(㊦) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものいたします。 (ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力Bによって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。 ニ その他 (イ) お客さまが希望される場合は、予備線による供給と予備電源による供給とをあわせて受けることができます。 (㊦) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Bに準ずるものいたします。

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款
IV 料金の算定および支払い	IV 料金の算定および支払い
18 料金の適用開始の時期 料金は、 <u>需給契約書に記載された</u> 需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。	18 料金の適用開始の時期 料金は、 <u>あらかじめ定めた</u> 需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。
22 使用電力量の算定等 (2) 19（検針日）(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表 <u>4</u> （使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。 (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表 <u>4</u> （使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。	22 使用電力量の算定等 (2) 19（検針日）(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表 <u>5</u> （使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。 (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表 <u>5</u> （使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。
24 日割計算 (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、別表 <u>5</u> （日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。 (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表 <u>5</u> （日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。 ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。	24 日割計算 (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、別表 <u>6</u> （日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。 (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表 <u>6</u> （日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。 ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款
VIII 工事費の負担 56 一般供給設備の工事費負担金 (3) 次の言葉は、VIII（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 イ 供給側接続設備とは、需給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であつて、需給地点に最も近い発電所もしくは変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する設備の需給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、需給地点に最も近い送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る電線路および引込線等をいいます。 なお、開閉所は、変電所とみなします。また、送電線路とは、発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。 ロ 工事こう長とは、別表6（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。	VIII 工事費の負担 56 一般供給設備の工事費負担金 (3) 次の言葉は、VIII（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 イ 供給側接続設備とは、需給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であつて、需給地点に最も近い発電所もしくは変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する設備の需給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、需給地点に最も近い送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る電線路および引込線等をいいます。 なお、開閉所は、変電所とみなします。また、送電線路とは、発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。 ロ 工事こう長とは、別表7（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款
附 則	附 則
1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、2022 年 4 月 12 日から実施いたします。	1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、2022 年 9 月 1 日から実施いたします。
3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合は次によります。 イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、へおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日における 30 分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における 30 分最大需要電力計の読みといたします。）によります。 なお、乗率を有する 30 分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 ハ 計量器の読みは、次によります。 (イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 (ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 (ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30 分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の 2 分の 1 の値を単位といたします。 ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 ヘ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。 (イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した 30 分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表 4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。	3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合は次によります。 イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、へおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日における 30 分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における 30 分最大需要電力計の読みといたします。）によります。 なお、乗率を有する 30 分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 ハ 計量器の読みは、次によります。 (イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 (ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 (ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30 分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の 2 分の 1 の値を単位といたします。 ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 ヘ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。 (イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した 30 分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表 5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
	4 損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置 別表 2（市場価格調整）(1) ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。
	5 この最終保障供給約款の実施にもなう切替措置 2022 年 9 月 1 日に支払義務が発生する料金および 19（検針日）(1)において、当社がお客さまにあらかじめ検針日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、2022 年 9 月 2 日から 2022 年 9 月 30 日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表 2（市場価格調整）(1) ホにかかわらず、零といたします。

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款														
別 表	別 表														
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。														
	2 市場価格調整 (1) 市場価格調整額の算定 イ 平均市場価格 1 キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。 なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 損失率 託送供給等約款 31（損失率）に定める値といたします。 ハ 託送料金率 (イ) 高压で電気の供給を受ける場合 託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3) ロ(イ) c (b) に定める料金率といたします。 (ロ) 特別高压で電気の供給を受ける場合 託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3) ハ(イ) c (b) に定める料金率といたします。 ニ 補正後平均市場価格 1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 補正後平均市場価格 = イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたものといたします。） × $\frac{1}{1 - \text{ロの損失率}}$ + ハの託送料金率 ホ 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。 (イ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 3 円 51 銭を下回る場合 市場価格調整単価は、次のとおりといたします。 a 最終保障電力A <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="3">1 キロワット時につき</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2 円 35 銭</td><td>2 円 14 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2 円 10 銭</td><td>1 円 92 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>2 円 04 銭</td><td>1 円 86 銭</td></tr></table>			夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 35 銭	2 円 14 銭	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 10 銭	1 円 92 銭	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 04 銭	1 円 86 銭
		夏季料金	その他季料金												
1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 35 銭	2 円 14 銭												
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 10 銭	1 円 92 銭												
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 04 銭	1 円 86 銭												

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款																																								
	b 最終保障電力B <table><tr><td colspan="2"></td><td>夏季料金</td><td>その他季料 金</td></tr><tr><td rowspan="3">1 キロワ ット時に つき</td><td>標準電圧 6,000 ボルト で供給を受ける場合</td><td>2 円 04 銭</td><td>1 円 89 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合</td><td>1 円 91 銭</td><td>1 円 75 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合</td><td>1 円 86 銭</td><td>1 円 69 銭</td></tr></table> (ロ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 3 円 51 銭以上となり、かつ、1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調 整基準単価以下となる場合 市場価格調整単価は、零といたします。 (ハ) 1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合 市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。 へ 市場価格調整単価の適用 平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する 市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均市場価格算定期間</th><th>市場価格調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間</td><td>その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間</td><td>その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間</td><td>その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間</td><td>その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間</td><td>その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間</td><td>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間</td><td>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</td></tr></table> (ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格 調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。			夏季料金	その他季料 金	1 キロワ ット時に つき	標準電圧 6,000 ボルト で供給を受ける場合	2 円 04 銭	1 円 89 銭	標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合	1 円 91 銭	1 円 75 銭	標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合	1 円 86 銭	1 円 69 銭	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間	毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
		夏季料金	その他季料 金																																						
1 キロワ ット時に つき	標準電圧 6,000 ボルト で供給を受ける場合	2 円 04 銭	1 円 89 銭																																						
	標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合	1 円 91 銭	1 円 75 銭																																						
	標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合	1 円 86 銭	1 円 69 銭																																						
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																																								
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間																																								
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間																																								
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																								
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																								
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																								
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																								
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間																																								
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間																																								
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間																																								
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																																								
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間																																								
毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間																																								

2022 年 4 月 12 日実施 電気最終保障供給約款	2022 年 9 月 1 日実施 電気最終保障供給約款
	<u>(ハ) 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま(当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。</u> <u>ト 市場価格調整額</u> 市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。 <u>(2) 調整基準単価</u> 調整基準単価は、16（最終保障電力）(1)ハ(ロ)、(2)ハ(ロ)に定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。 <u>(3) 市場価格調整単価のお知らせ</u> 当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
2 燃料費調整 (3) 燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、 1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。	3 燃料費調整 (3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、 1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、<u>インターネットを利用する方法等によりお知らせ</u>いたします。
3 平均力率早見表	4 平均力率早見表
4 使用電力量等の協定	5 使用電力量等の協定
5 日割計算の基本算式	6 日割計算の基本算式
6 標準設計基準	7 標準設計基準

3 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

最終保障供給料金における電力量料金の算出につきましては、第 52 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022 年 7 月 20 日開催）において、現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格高騰時はプラスの補正項を反映し、市場価格下落時はマイナスの補正項を反映すると整理されたことを踏まえ、次のとおり算定することといたしました。

市場価格高騰時は、市場価格の平均（当社が定める算定期間におけるエリアプライスの平均〔以下「平均市場価格」といいます。〕といたします。）に消費税等相当額および当社の託送供給等約款に定める高圧または特別高圧で供給する場合の損失率を加味し、当社の託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける電力量料金の料金率を加えた金額（以下「補正後平均市場価格」といいます。）が、最終保障電力 A または最終保障電力 B における電力量料金の料金率に燃料費調整制度における燃料費調整単価を加えた金額（以下「最終保障電力量料金価格」といいます。）を上回る場合は、補正後平均市場価格から、最終保障電力量料金価格を差し引いた金額をプラスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金に補正項で算定された金額を加えて算出することといたしました。

また、市場価格下落時は、平均市場価格が、2019 年度から 2021 年度の間ににおける市場価格の 1 月あたりの平均のうち最も安い価格を下回る場合は、最終保障電力 A または最終保障電力 B における電力量料金の料金率から当社の供給区域内で高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の小売電気事業者が設定する標準的な料金メニューにおける電力量料金の料金率を差し引いた金額をマイナスの

補正項として適用し、最終保障供給電力量料金から補正項で算定された金額を差し引いて算出することといたしました。

最終保障供給約款変更届出書

2022年8月10日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給約款変更届出書

企託サ第27号
2022年8月10日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第20条第1項の規定により、次のとおり最終保障供給約款を変更したいので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 電気最終保障供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	2022年9月1日

別紙

電気最終保障供給約款

2022 年 9 月 1 日実施

中国電力ネットワーク株式会社

電気最終保障供給約款

目次

I	総則	1
1	適用	1
2	最終保障供給約款の届出および変更	1
3	定義	1
4	単位および端数処理	3
5	実施細目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	5
8	需要場所	6
9	需給契約の単位	7
10	供給の開始	8
11	供給の単位	8
12	供給電気方式，供給電圧および周波数	8
13	承諾の限界	9
14	需給契約書の作成	9
III	契約種別および料金	10
15	契約種別	10
16	最終保障電力A	10
17	最終保障電力B	12
18	最終保障予備電力	15

IV	料金の算定および支払い	18
19	料金の適用開始の時期	18
20	検針日	18
21	料金の算定期間	19
22	計量	19
23	使用電力量の算定等	19
24	料金の算定	20
25	日割計算	20
26	料金の支払義務および支払期日	21
27	料金その他の支払方法	22
28	延滞利息	23
29	保証金	23
V	使用および供給	25
30	適正契約の保持	25
31	契約超過金	25
32	力率の保持	25
33	需要場所への立入りによる業務の実施	25
34	電気の使用にともなうお客さまの協力	26
35	供給の停止	27
36	供給停止の解除	28
37	供給停止期間中の料金	28
38	違約金	28
39	供給の中止または使用の制限もしくは中止	29
40	制限または中止の料金割引	29
41	損害賠償の免責	31
42	設備の賠償	31

VI 契約の変更および終了	32
43 需給契約の変更	32
44 名義の変更	32
45 需給契約の消滅	32
46 需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算	32
47 解約等	33
48 需給契約消滅後の債権債務関係	34
VII 供給方法および工事	35
49 需給地点および施設	35
50 架空引込線	35
51 地中引込線	36
52 接続引込線等	37
53 引込線の接続	37
54 計量器等の取付け	37
55 専用供給設備	38
VIII 工事費の負担	40
56 一般供給設備の工事費負担金	40
57 特別供給設備の工事費負担金	43
58 供給設備を変更する場合の工事費負担金	44
59 特別供給設備等の工事費の算定	44
60 工事費負担金の申受けおよび精算	46
61 臨時工事費	48
62 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	48
63 工事費等に関する契約書の作成	49

IX 保安.....	50
64 保安の責任.....	50
65 保安等に対するお客さまの協力.....	50
附則.....	51
別表.....	55

I 総則

1 適用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。

鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，兵庫県の一部，香川県の一部，愛媛県の一部

2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。
- (4) 電灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(5) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(6) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯(小型機器を含みます。)等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(9) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(10) 最大需要電力

30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(11) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(16) 平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (3) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- 契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法
- (2) 契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

なお，契約使用期間は 1 年をこえないものといたします。

8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは1 構内を1 需要場所とし、これによりがたい場合には、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所といたします。

なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。また、1 建物をなすものとは、独立した1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、集合住宅等の1 建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1 需要場所とすることがあります。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1 構内をなすものとみなします。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1 需要場所とすることがあります。

- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1 需要場所といたします。

- (4) (1)に定める1 構内もしくは1 建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1 需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。

- (ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bと最終保障予備電力とをあわせて契約する場合
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適當と認めたとき。
- (3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(2)または(3)の場合
- (2) 18（最終保障予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合
- (3) 共同引込線（2 以上の需要場所に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (4) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合

12 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。

契約電力	2,000 キロワット未満	標準電圧	6,000 ボルト
契約電力	2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧	20,000 ボルト
契約電力	10,000 キロワット以上 30,000 キロワット未満	標準電圧	60,000 ボルト
契約電力	30,000 キロワット以上	標準電圧	100,000 ボルト

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお客さまにお知らせいたします。

14 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金

15 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	最終保障電力A
	最終保障電力B
	最終保障予備電力

16 最終保障電力A

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）(2)イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）(2)イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。

(2) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3 (市場価格調整) (1)ホ(イ)となる場合は、別表 3 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3 (市場価格調整) (1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 3 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,079 円 00 銭
	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,052 円 60 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,032 円 80 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用さ

れた電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで 供給を受ける場合	17 円 06 銭	15 円 66 銭
	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	13 円 84 銭	12 円 74 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	13 円 71 銭	12 円 61 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表 4（平均力率の算定）によるものといたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

17 最終保障電力B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし，特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する付帯電灯について託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。

（2） 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（3） 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）（1）ホ（イ）となる場合は、別表 3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3（市場価格調整）（1）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表 3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,079 円 00 銭
	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,052 円 60 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,032 円 80 銭
	標準電圧 100,000 ボルトで 供給を受ける場合	1,993 円 20 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで 供給を受ける場合	15 円 14 銭	13 円 92 銭
	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	13 円 00 銭	11 円 96 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	12 円 84 銭	11 円 80 銭
	標準電圧 100,000 ボルトで 供給を受ける場合	12 円 62 銭	11 円 62 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントと

いたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表 4 (平均力率の算定) によるものといたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(4) その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯 (小型機器を含みます。) を使用することとはできません。

18 最終保障予備電力

(1) 適用範囲

最終保障電力 A または最終保障電力 B のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧 (高圧または特別高圧に限ります。) で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、1 年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として 50 キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3(市場価格調整)(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3(市場価格調整)(1)ホ(イ)となる場合は、別表 3(市場価格調整)(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3(市場価格調整)(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 3(市場価格調整)(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 3(市場価格調整)(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金(電気を使用する場合のものいたします。)の 5 パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金(電気を使用する場合のものいたします。)の 10 パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの計量損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割

増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものいたします。

IV 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

20 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、高圧で電気の供給を受ける場合で契約電力が500キロワット以上のとき、または特別高圧で電気の供給を受ける場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものいたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。

21 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

22 計量

- (1) 使用電力量および最大需要電力は、原則として、記録型計量器により供給電圧と同一の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (2) 計量の結果は、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

23 使用電力量の算定等

- (1) 使用電力量は、30分ごとに、計量された電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (2) 20 (検針日) (2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表5 (使用電力量等の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。
- (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表5 (使用電力量等の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。

24 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 21 (料金の算定期間) (1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
 - ニ 21 (料金の算定期間) (2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

25 日割計算

- (1) 当社は、24 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、別表6 (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。
- (2) 24 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。また、24 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

26 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。

イ 20（検針日）(6)の場合の料金については次回の検針日といたします。

ロ 23（使用電力量の算定等）(2)または(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) お客さまの料金の支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ロ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ハ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ホ その他の理由でお客さまに明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがある
と当社が認め、その旨を当社がお客さまに通知した場合

(4) お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり
取り扱います。

イ お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払
義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を
超過していない料金に限ります。）については、お客さまが(3)イからホまでのい
ずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客さまが(3)
イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から 7 日を
経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して 7 日目を支払期日
といたします。

ロ お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降
に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 7 日
目を支払期日といたします。

27 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金
融機関等を通じて払い込み等によりお客さまから支払っていただきます。なお、料金
の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法
を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただ
きます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われ
る場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座
から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、
(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

- (4) 20(検針日)(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

28 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

29 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降 60 日目の日までといたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

30 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

31 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金としてお客さまから申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

32 力率の保持

- (1) 需給地点の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

33 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 65（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 35（供給の停止）、45（需給契約の消滅）(1)または47（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

34 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

35 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 53（引込線の接続）に反して、当社の電線絡または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ニ 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（４） お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

（５） （１）から（４）によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

36 供給停止の解除

35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

37 供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 25（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

38 違約金

（１） お客さまが 35（供給の停止）（３）ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金としてお客さまから申し受けます。

（２） （１）の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

（３） 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

39 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 電気の需給上やむをえない場合

ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ 当社の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

40 制限または中止の料金割引

(1) 最終保障電力Aおよび最終保障電力Bについては、当社は、39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 高圧で電気の供給を受ける場合で、契約電力が500キロワット未満のとき。

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、24（料金の算定）

(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で電気の供給を受ける場合で、契約電力が 500 キロワット以上のときまたは特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、24 (料金の算定)

(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間 (10 分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量 (お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。)

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。

- (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 最終保障予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

41 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合、39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 47（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

42 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ 契約の変更および終了

43 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

44 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

45 需給契約の消滅

- (1) お客さまがこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、47（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に関し工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費を申し受けた場合または

非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。また、お客さまが需給契約の消滅後も同一の使用形態で引き続き供給設備を利用され、その期間が1年以上となる利用部分については、工事費を精算いたしません。

- (1) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないで需給契約が消滅するときには、当社が新たに施設した供給設備について61(臨時工事費)によって算定される臨時工事費と、既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。
- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないで契約電力を減少しようとするときには、当社が新たに施設した供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について61(臨時工事費)によって算定される臨時工事費と、既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、契約電力の減少にともない供給電圧を変更する場合は、契約電力の新増加にともない当社が新たに施設した供給設備について61(臨時工事費)によって算定される臨時工事費および契約電力の減少にともない当社が新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と、既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

47 解約等

- (1) 35(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。
なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、45(需給契約の消滅)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

48 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

49 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 51（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ その他特別の事情がある場合

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

50 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取

付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。

- (2) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

51 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- （４） 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、（１）に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、57（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金をお客さまから申し受けます。

52 接続引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客様の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

53 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客様の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客さまから申し受けます。

54 計量器等の取付け

- （１） 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の２次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、原則として、契約電力等に応

じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、次の場合には、お客さまの負担により、お客さまで取り付けいただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で利用できるものといたします。

(4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客さまから申し受けます。

55 専用供給設備

(1) 当社は、次の場合には、57（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2)において、開閉所は、変電所とみなします。

(4) 当社は、供給設備を 2 以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2 以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが、既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

56 一般供給設備の工事費負担金

(1) 高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空供給側接続設備の場合は 1,000 メートル、地中供給側接続設備の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

区分	単位	金額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,520 円 00 銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	28,050 円 00 銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

ロ 2 以上のお客さまが供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまにより 1 申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

(ロ) 2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの供給側接続設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除し

てえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

ハ 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

(イ) 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

(ロ) 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

$$= \frac{\text{架空供給側接続設備の工事こう長} - (\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長})}{\text{架空供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の無償こう長}} \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

(2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される供給側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

(イ) 工事費

a 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

新 増 加 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	550 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	176 円 00 銭
	標準電圧 100,000 ボルトで 供給を受ける場合	110 円 00 銭

なお、標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 15 パーセントといたします。

b 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

新 増 加 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	660 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	539 円 00 銭
	標準電圧 100,000 ボルトで 供給を受ける場合	319 円 00 銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 20 パーセントといたします。

(ロ) 当社負担額

新増加契約電力 1 キロワットにつき	5,500 円 00 銭

ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、施設後 3 年以内の供給側接続設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

(3) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 供給側接続設備

需給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の需給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る電線および引込線等をいいます。

ロ 工事こう長

別表 7（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき

算定される需給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (4) VIII(工事費の負担)の各項において、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、契約電力を増加されるものとみなします。

57 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費(以下「標準設計工事費」といいます。)をこえる金額

なお、この場合も56(一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けます。

ただし、需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等(都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。)に係る区域の場合で、地中配電設備を施設するときは、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

ロ 55(専用供給設備)によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、55(専用供給設備)(2)によるものといたします。

- (2) お客さまが18(最終保障予備電力)によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、56(一般供給設備の

工事費負担金) (3)イに準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、55 (専用供給設備) (2)によるものといたします。

58 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、53 (引込線の接続) または 54 (計量器等の取付け) によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- (2) 34 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって当社が供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

59 特別供給設備等の工事費の算定

57 (特別供給設備の工事費負担金) および 58 (供給設備を変更する場合の工事費負担金) の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り (測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。) の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費 (諸掛りを含みます。) を加えた金額といたします。

また、算定にあたっては、次のとおりといたします。

イ 材料費は、払出時の単価 (電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。) によって算定いたします。

ロ 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用 (地役権の登記に要する費用を除きます。) の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

ハ 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の 50 パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

ニ 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。

ホ 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。

ヘ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、61（臨時工事費）に準じて算定いたします。

（２） お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、（１）に準じて算定いたします。

（３） 57（特別供給設備の工事費負担金）（１）イに該当し、かつ、その工事費を 56（一般供給設備の工事費負担金）（１）イに定める超過こう長 1 メートル当たりの金額または 56（一般供給設備の工事費負担金）（２）イ（イ）に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、（１）および（２）にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 56（一般供給設備の工事費負担金）（１）イまたは 56（一般供給設備の工事費負担金）（２）イ（イ）にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

（４） 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

（５） 特別高圧で電気の供給を受ける場合で、使用開始後 3 年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、56（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ（イ）に準じて算定いたします。

- (6) 高圧で電気の供給を受ける場合で、予備供給設備の工事費を 56（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)または(2)にかかわらず、その工事費を 56（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- (7) 特別高圧で電気の供給を受ける場合、予備供給設備の工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望されるときを除き、(1)にかかわらず、56（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ（イ）およびロによって算定いたします。

なお、18（最終保障予備電力）によって電気の供給を受ける場合で、一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、56（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ（イ）の該当欄の単価の 20 パーセントを適用して算定いたします。

- (8) 高圧で電気の供給を受ける場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)の場合を除きます。）は、(1)または(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
- (9) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、56（一般供給設備の工事費負担金）または 57（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、57（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

60 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成后すみやかに精算するものといたします。

イ 56（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

（イ） 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

（ロ） その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 57（特別供給設備の工事費負担金）（56〔一般供給設備の工事費負担金〕に準じて算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および58（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

（イ） 高圧で電気の供給を受ける場合

a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更の差異が5パーセントをこえる場合

b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

（ロ） 特別高圧で電気の供給を受ける場合

原則としてすべての場合

（3） 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

（4） 高圧で電気の供給を受ける場合で、工業団地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設され、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される56（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。また、工事費負担金契約書（63〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費負担金契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始して

いるお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された供給側接続設備に応じたものといたします。

61 臨時工事費

- (1) 契約使用期間が1年未満のお客さまのために新たに供給設備を施設し、かつ、契約使用期間満了にともなってその供給設備を撤去する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、お客さまから、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、高圧で電気の供給を受ける場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で電気の供給を受ける場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月（1月未満は、1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、56（一般供給設備の工事費負担金）、57（特別供給設備の工事費負担金）および58（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、60（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

62 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して電気を使用されないときは、当社は、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費をお客さまから申し受けます。

63 工事費等に関する契約書の作成

当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

IX 保安

64 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備(当社が所有権を有さない設備を除きます。)および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

65 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて、需給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。
- (5) 当社は、必要に応じて、(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について別途協定書を締結いたします。

附則

1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、2022 年 9 月 1 日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は、22（計量）（1）または附則 4（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）（1）二にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

3 供給電圧についての特別措置

供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず標準電圧 3,000 ボルトまたは標準電圧 30,000 ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、次によります。

- （1） 標準電圧 3,000 ボルトで供給する場合には、標準電圧 6,000 ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。
- （2） 標準電圧 30,000 ボルトで供給する場合には、標準電圧 20,000 ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- （1） 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合は次によります。

イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびにへおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きによ

り算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

（イ） 20（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（ロ） 20（検針日）(6)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

（ハ） 20（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

ハ 計量器の読みは、次によります。

（イ） 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

（ロ） 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

ヘ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。

(イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、16（最終保障電力A）(3)ロ、17（最終保障電力B）(3)ロおよび18（最終保障予備電力）(3)ロにおいて、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときの使用電力量については、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニのときは、次により電力量料金を算定いたします。

イ 24（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 24（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき

期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたは二のときは、次により再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

イ 24（料金の算定）(1)イ、ハまたは二の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 24（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

5 損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置

別表 3（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

6 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置

2022 年 9 月 1 日に支払義務が発生する料金および 20（検針日）(1)において、当社がお客さまにあらかじめ検針日（検針の基準となる日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、2022 年 9 月 2 日から 2022 年 9 月 30 日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表 3（市場価格調整）(1)ホにかかわらず、零といたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう 4 月の検針日は、5 月 1 日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最終保障予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの計量損失率で修正したものといたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、最終保障予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ) および (ハ) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ) の場合を除き、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ) および
(ハ) の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ) の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	23 銭 4 厘
	特別高圧で供給を受ける場合	22 銭 7 厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1 キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品

をいいます。)ごとの売買取引における価格(売買取引に係る電力の受渡しに係る連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限り、)の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

託送供給等約款 31 (損失率) に定める値といたします。

ハ 託送料金率

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款 19 (接続送電サービス) (3)ロ(イ)c(b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 42,600 円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 42,600 円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款 19 (接続送電サービス) (3)ハ(イ)c(b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 42,600 円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 42,600 円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

ニ 補正後平均市場価格

1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値

といたします。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均市場価格} = \frac{\text{イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたもの）} \times \frac{1}{1 - \text{ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}$$

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 3 円 47 銭を下回る場合

市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力A

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 72 銭	2 円 55 銭
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 12 銭	2 円 03 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 10 銭	1 円 99 銭

b 最終保障電力B

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット 時につ き	標準電圧 6,000 ボルトで 供給を受ける場合	2 円 39 銭	2 円 26 銭
	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	2 円 00 銭	1 円 89 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	1 円 96 銭	1 円 84 銭
	標準電圧 100,000 ボルト で供給を受ける場合	1 円 92 銭	1 円 83 銭

(ロ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 3 円 47 銭以上となり、かつ、1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合
市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合
市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

へ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、16（最終保障電力A）(3)ロまたは 17（最終保障電力B）(3)ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 平均力率の算定

(1) 平均力率は、無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は、小数点以下第 5 位で四捨五入いたします。）に応じて、次のとおりといたします。

無効電力量 ／有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量 ／有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
0.0000から	0.1004まで	100	0.8420から	0.8685まで	76
0.1005	0.1752	99	0.8686	0.8954	75
0.1753	0.2279	98	0.8955	0.9225	74
0.2280	0.2718	97	0.9226	0.9500	73
0.2719	0.3106	96	0.9501	0.9778	72
0.3107	0.3461	95	0.9779	1.0060	71
0.3462	0.3793	94	1.0061	1.0345	70
0.3794	0.4108	93	1.0346	1.0636	69
0.4109	0.4409	92	1.0637	1.0931	68
0.4410	0.4701	91	1.0932	1.1231	67
0.4702	0.4984	90	1.1232	1.1536	66
0.4985	0.5261	89	1.1537	1.1848	65
0.5262	0.5533	88	1.1849	1.2166	64
0.5534	0.5801	87	1.2167	1.2490	63
0.5802	0.6066	86	1.2491	1.2822	62
0.6067	0.6329	85	1.2823	1.3161	61
0.6330	0.6590	84	1.3162	1.3508	60
0.6591	0.6850	83	1.3509	1.3864	59
0.6851	0.7110	82	1.3865	1.4229	58
0.7111	0.7370	81	1.4230	1.4603	57
0.7371	0.7630	80	1.4604	1.4988	56
0.7631	0.7892	79	1.4989	1.5384	55
0.7893	0.8154	78	1.5385	1.5792	54
0.8155	0.8419	77	1.5793	1.6211	53

無効電力量 ／有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量 ／有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
1.6212から	1.6644まで	52	3.3634から	3.4962まで	28
1.6645	1.7091	51	3.4963	3.6389	27
1.7092	1.7554	50	3.6390	3.7919	26
1.7555	1.8031	49	3.7920	3.9572	25
1.8032	1.8526	48	3.9573	4.1362	24
1.8527	1.9039	47	4.1363	4.3305	23
1.9040	1.9571	46	4.3306	4.5424	22
1.9572	2.0124	45	4.5425	4.7744	21
2.0125	2.0700	44	4.7745	5.0298	20
2.0701	2.1299	43	5.0299	5.3121	19
2.1300	2.1923	42	5.3122	5.6261	18
2.1924	2.2576	41	5.6262	5.9775	17
2.2577	2.3258	40	5.9776	6.3736	16
2.3259	2.3972	39	6.3737	6.8237	15
2.3973	2.4721	38	6.8238	7.3396	14
2.4722	2.5507	37	7.3397	7.9373	13
2.5508	2.6334	36	7.9374	8.6380	12
2.6335	2.7206	35	8.6381	9.4712	11
2.7207	2.8126	34	9.4713	10.4787	10
2.8127	2.9099	33	10.4788	11.7221	9
2.9100	3.0130	32	11.7222	13.2958	8
3.0131	3.1225	31	13.2959	15.3521	7
3.1226	3.2390	30	15.3522	18.1543	6
3.2391	3.3633	29	18.1544	22.1997	5

無効電力量 ／有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量 ／有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
22.1998から	28.5539まで	4	66.6668から	199.9975まで	1
28.5540	39.9875	3	199.9976	∞	
39.9876	66.6667	2			

なお、平均力率は、次の算式にもとづき計算しています。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

- (2) 有効電力量および無効電力量の計量については、22（計量）に準ずるものといえます。ただし、有効電力量または無効電力量は、22（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

5 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{期間の日数}}$$

(ロ) 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の実日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる}}{\text{期間の日数}}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる}}{\text{期間の日数}}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、54（計量器等の取付け）に準ずるものとい

たします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

（イ）お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

（ロ）当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

（2）最大需要電力の協定

（1）に準ずるものいたします。

6 日割計算の基本算式

（1）日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、24（料金の算定）（1）ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 21(料金の算定期間)(2)の場合は、(1)にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1) にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7 標準設計

(1) 高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。この場合の電線路とは、需給地点から需給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までといたします。

なお、既設の電線路を利用する場合、または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および電圧変動を考慮して施設いたします。また、下表に定めのない電圧で供給する場合は、下表に準ずるものいたします。

公称電圧（ボルト）	6,600
電圧降下の許容限度（ボルト）	600

(ロ) 経過地

電線路の経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

電線路は、架空電線路を標準といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は、他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え、負荷の分割のうち、電線路の保守または保安に支障をきたさない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

a 支持物には、鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱を使用いたします。

なお、鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱の使用区分につい

ては、法令および周囲の状況を考慮して、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

- b 鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱を使用することが技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

施設場所	標準径間（メートル）
市街地	40
その他	50

(二) 支持物の長さ

支持物には、装柱、取付機器、地上高および他の工作物との離隔等を考慮して、必要な長さのものを使用いたします。

(ホ) がいし

がいしには、次のものを使用いたします。

使用箇所	通り箇所	引留箇所
種類	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

(ヘ) 装柱

支持物の装柱は、水平式または垂直式のうち、いずれか技術上、経済上適当なものとしていたします。ただし、付近の樹木や建物等の状況によっては、他の装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

- a 電線の支持には、垂直配列用の腕金等、装柱に応じた支持金物を使用いたします。
- b 支持物には、必要に応じて支線、支線柱または支柱を取り付けます。

(チ) 電線の種類、太さおよび許容電流

- a 電線には、高圧絶縁電線を使用いたします。
- b 電線の太さは、常時許容電流、短時間許容電流、短絡時許容電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用することがあります。

(単位:アンペア)

種類および太さ			高圧絶縁電線	
			ポリエチレン電線	架橋ポリエチレン電線
アルミより線	鋼心	25 平方ミリメートル	95	125
		58 平方ミリメートル	160	205
	硬	200 平方ミリメートル	350	455

(リ) 開閉器の施設

電線路には、保守上必要な箇所に区分開閉器を設置いたします。

(ヌ) 特殊地域の施設

- a 塩じん害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その規模に応じて耐塩じんがいし類、その他の耐塩じん構造の機材を使用した耐塩設備を施設いたします。
- b 雷雨発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その程度に応じて避雷器等の耐雷設備を施設いたします。
- c 雪害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その程度に応じて耐雪設備を施設いたします。
- d 強風発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その程度に応じて耐風設備を施設いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

- a 電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

(a) 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

(b) 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場合

b 電線路を新設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) ケーブルの種類、太さおよび許容電流

a ケーブルは、架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを標準といたします。

b ケーブルの太さは、常時許容電流、短時間許容電流、短絡時許容電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、技術上、経済上適当なものを次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

種類	太さ（平方ミリメートル）
架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケーブル	22, 38, 60, 100, 150, 200, 250, 325, 400

(ハ) 高圧機器（地上設置）および高圧キャビネットの設置

a 高圧機器（地上設置）は、高圧電線路を分岐する場合に使用いたします。

b 高圧キャビネットは、高圧電線路から π 分岐し、地中引込みまたは引出しを行なう場合に使用いたします。

(2) 特別高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。この場合の電線路とは、需給地点から需給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までといたします。

なお、既設の電線路を利用する場合、または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および電圧変動を考慮して施設いたします。また、下表に定めのない電圧で供給する場合は、下表に準ずるものいたします。

公称電圧（ボルト）	22,000	66,000	110,000
電圧降下の許容限度（ボルト）	2,000	6,000	10,000

（ロ） 経過地

電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

（ハ） 電線路の種類

電線路は、架空電線路を標準といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または市街地、住宅地等で用地の確保が困難な場合、その他技術上、経済上適当でない場合は、地中電線路といたします。

（ニ） 施設方法

- a 電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。
- b 電源線（火力発電所から1次変電所に至る電線路）および主要幹線からの分岐は、原則として行ないません。また、当社以外の電気事業者等が所有する設備からの引出しおよび分岐も、原則として行ないません。
- c 1回線電線路からの分岐は、原則として1電線路につき1お客さまといたします。また、多回線電線路からの分岐は、既設電線路の保護方式および保守面を考慮した分岐といたします。

ロ 架空電線路

（イ） 電線路の施設

- a 電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え等のうち、電線路の保守または保安に支障をきたす場合および用地の確保が困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

- b 他の架空電線路との併架の場合、電線架設順位は、原則として電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。

(ロ) 電線の種類、太さおよび許容電流

- a 電線の種類は、鋼心アルミより線または鋼心耐熱アルミ合金より線を標準といたします。ただし、機械的強度上とくに必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の場合は、他の電線を使用することがあります。
- b 22,000 ボルト架空電線路において鉄塔以外の支持物を使用する場合の電線の種類は、原則として架橋ポリエチレン電線を標準といたします。
- c 電線の太さは、次に示すものを標準とし、許容電流、瞬時許容電流等を考慮して必要最小限のものを使用いたします。ただし、他の電線路に併架する場合で、弛度の関係からやむをえないときは、他の電線と同じ太さのものを使用することがあります。

鋼心アルミより線 (ACSR)		鋼心耐熱アルミ合金より線 (TACSR)		架橋ポリエチレン電線 (OC)	
公称断面積 (平方ミリメートル)	許容電流 (アンペア)	公称断面積 (平方ミリメートル)	許容電流 (アンペア)	公称断面積 (平方ミリメートル)	許容電流 (アンペア)
160	467	160	725	ACSR120	305
240	608	240	954	HA ϕ 200	455
330	729	330	1,153		
410	846	410	1,349		
610	1,059	610	1,706		
330 $\times$ 2	1,458	330 $\times$ 2	2,306		
410 $\times$ 2	1,692	410 $\times$ 2	2,698		

- d 電線の許容電流は、電気学会技術報告第 660 号で推奨されている算定方法等に施設条件を考慮して算出いたします。

(ハ) 支持物の種類

- a 支持物の種類は、原則として鉄塔を標準といたします。ただし、22,000 ボルト架空電線路を施設する場合は、鉄筋コンクリート柱を使用することがあります。
- b 施設場所の状況および関連施設との協調上、上記以外の適当な支持物を使用することがあります。
- c 鉄塔および鉄柱の基礎は、コンクリート基礎を標準といたします。

(二) 標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

支持物の種類	標準径間（メートル）
鉄塔	150～350
その他	50～150

(ホ) がいし

- a がいしは、250 ミリメートル懸垂がいしを標準といたしますが、長幹がいし、LPがいし、耐塩用がいしを使用することもあります。
- b 250 ミリメートル懸垂がいしの連結個数は、次のとおりといたします。長幹がいし、LPがいしおよび耐塩用がいしを使用するときは、これに準じて施設いたします。ただし、他の電線路に併架する場合および分岐する場合は、既設の電線路の絶縁設計条件により、がいしの連結個数を増やすことがあります。

汚損区分		A	B	C	D	E
想定最大等価塩分 付着密度 ミリグラム/平方センチメートル (250ミリメートル懸垂がいし)		0.063	0.125	0.250	0.500	海岸のごく近傍 (海水のしぶきが 直接かかる場合)
概略の 海岸からの 距離	台風に 対し	50キロメートル 以上 (一般地域)	10～50 キロメートル	3～10 キロメートル	0～3 キロメートル	海岸の地形構造に より 0～500メートル
	季節風に 対し	10キロメートル 以上 (一般地域)	3～10 キロメートル	1～3 キロメートル	0～1 キロメートル	同上 0～300メートル
発煙源 からの距離	工場地域に 対し		工場地域 周辺の比 較的軽度 の塩じん害 地域	工場地域の中心部		
個数が いし連 結	22,000ボルト	2～3	2～3	2～3	2～3	3～4
	66,000ボルト	5	5	6	6	7
	110,000ボルト	9	9	9	10	11

(へ) 装柱その他

- a 支持物の装柱は、電圧、電線の種類および太さならびに地形的条件等を考慮して経済的な設計を行ないます。
- b 塩じん害地区、多雪地区等で特殊な装柱を必要とする場合には、その条件が満たされる範囲で最も経済的な設計といたします。
- c 絶縁間隔の基準は、次のとおりといたします。

なお、66,000 ボルト、110,000 ボルトは、アークホーン付きの場合を示します。

電圧(ボルト)	22,000	66,000	110,000
標準絶縁間隔(ミリメートル)	350	650	1,150
最小絶縁間隔(ミリメートル)	150	450	750
ジャンパー線と腕金との間隔(ミリメートル)	450	800	1,400

(ト) 架空電線の地表上の高さ

- a 電線の最低地表上の高さは、電圧 22,000 ボルト以下の場合は 5 メートル、電圧 66,000 ボルト以上の場合は 6 メートルを標準といたします。
- b 電線路付近に建造物があるかまたはその建設が予想される地域、道路横断箇所およびその他保安上必要と認められる場合は、標準値に必要な高さを加算した値といたします。

(チ) アークホーン、アーマロッドの施設

がいし装置には、必要によりアークホーン、アーマロッドを施設いたします。

(リ) 架空地線の施設

- a 鉄塔、鉄柱の電線路には、原則として、その電線路の設計条件にもとづいて電力線と協調のとれた架空地線を 1 条または 2 条施設いたします。
- b 架空地線が腐食のおそれがある箇所または電磁誘導障害の箇所に施設する場合には、他の種類の電線を使用することがあります。
- c 接地抵抗の高い支持物には、逆せん絡を防止するため埋設地線および接地棒等を施設いたします。

(ヌ) その他

- a 搬送波の重畳されている電線路から分岐して電線路を施設する場合は、搬送波を阻止するためにライントラップを施設いたします。
- b 分岐箇所、電線路の保守ならびに系統運用上必要な場合等には、開閉型端子または開閉器を施設いたします。
- c 分岐箇所には、故障区間検出装置を施設することがあります。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。

(ロ) ケーブルの種類および太さ

- a ケーブルの種類は、CVケーブルを標準といたします。
- b ケーブルの太さは、次に示すものを標準とし、許容電流、瞬時許容電流および電圧降下等を考慮して、必要最小限のものを使用いたします。

電圧	種類		公称断面積（平方ミリメートル）
22,000 ボルト	CV	単心	400, 500, 600, 800, 1,000, 1,200
		トリプレックス形	60, 100, 150, 200, 250, 325, 400
66,000 ボルト	CV	単心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		トリプレックス形	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400
110,000 ボルト	CV	単心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		トリプレックス形	100, 150, 200, 250, 325, 400

c ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

d ケーブルの施設条件により、防災処理ならびに防蟻処理を施すことがあります。

（ハ） 避雷器の施設

架空電線路に接続される地中電線路には、ケーブル保護のため、接続部に避雷器を施設することがあります。

（３） 変電設備

イ 一般基準

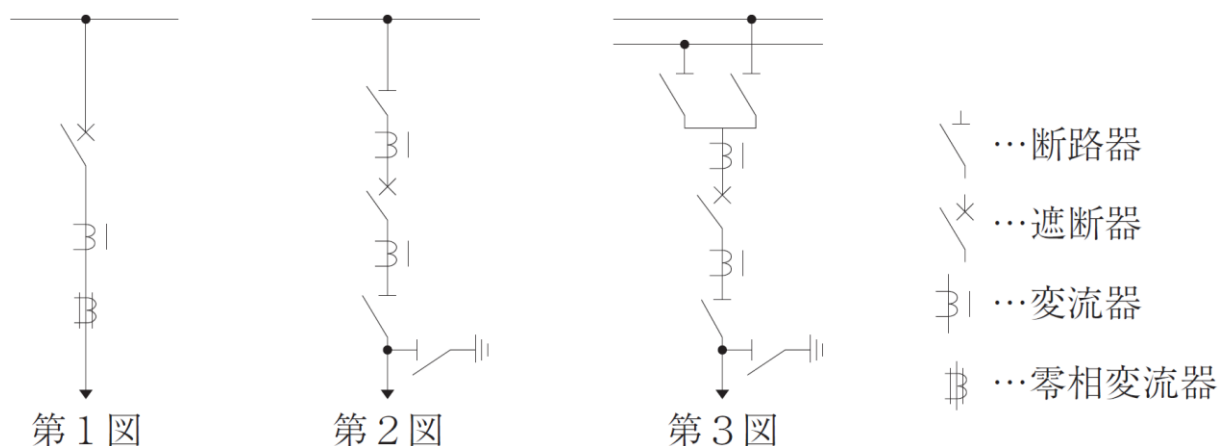
電線路の当社側の引出設備は、その変電所の他の引出設備に準じて施設いたします。

なお、発電所から引き出す場合は、変電設備に準じて施設いたします。

ロ 結線法

結線は、高圧の場合は第 1 図，特別高圧の場合で、単母線の場合は第 2 図，2 重母線の場合は第 3 図を標準といたします。

なお、線路側断路器の線路側に計器用変圧器および避雷器を施設する場合があります。



ハ 遮断器

(イ) 遮断器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流、現在の系統構成および将来の予想されている系統構成について計算した短絡電流から判断して、必要最小限のものを使用いたします。

(ロ) 短絡電流の算定に考慮する将来の系統構成は、5年から10年程度を目標といたします。

ニ 断路器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な短時間電流から判断して、必要最小限のものを使用いたします。

ホ 変流器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な短時間電流から判断して、必要最小限のものを使用いたします。

ヘ 配電盤

配電盤には、原則として電流計および遮断器操作用開閉器ならびに運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力計、無効電力計、電力量計、無効電力量計および充電判定用計器等を取り付けます。

ト 保護装置

電線路で短絡または地絡を生じた場合に、自動的に電路を遮断するための必要な

装置を施設いたします。

なお、原則として自動再閉路装置を施設いたします。

(4) 保安通信用電話設備

イ 一般基準

(イ) 特別高圧で電気を供給する場合は、原則として保安通信用電話設備を施設いたします。

(ロ) 保安通信用電話設備の電話方式は、共電式を標準といたします。

(ハ) 回線数は、原則として1回線といたします。

ロ 伝送路設備

(イ) 伝送路設備は、次の通信方式を標準とし、伝送情報の重要度ならびに経済性を考慮して、最適な組み合わせにより構成いたします。

a 通信ケーブル方式または通信ケーブル搬送方式

b 光ファイバケーブル方式または光ファイバケーブル搬送方式（光ファイバケーブルには光ファイバ複合架空地線〔以下「OPGW」といいます。〕を含みます。）

c 多重無線方式

(ロ) 通信ケーブル方式および通信ケーブル搬送方式

a 通信線路の施設

(a) 通信線路は、架空通信線路を標準といたします。ただし、架空通信線路とすることが法令上不可能な場合または技術上もしくは経済上やむをえない場合は、他の方法によります。

(b) 架空通信線路は、使用電圧が22,000ボルトの架空電線路ならびに高低圧架空電線路への添架または他の架空通信線路への共架を標準といたします。ただし、技術上または経済上やむをえない場合は、独立通信線路といたします。

(c) 地中通信線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

i 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

ii 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場合

b 経過地

通信線路の経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

c 保安装置

必要により保安装置を施設いたします。

d 搬送装置

搬送装置を施設する場合は、伝送距離、必要回線数等の施設条件を考慮して、最適なものを施設いたします。

(ハ) 光ファイバケーブル方式および光ファイバケーブル搬送方式(光ファイバケーブルにはOPGWを含みます。)

a 通信線路の施設

(a) 通信線路は、架空通信線路(OPGWを除きます。)を標準といたします。ただし、架空通信線路とすることが法令上不可能な場合または技術上もしくは経済上やむをえない場合は、他の方法によります。また、伝送情報の重要度を考慮して、OPGWまたは地中通信線路により施設する場合があります。

(b) 架空通信線路(OPGWを除きます。)は、使用電圧が22,000ボルトの架空電線路ならびに高低圧架空電線路への添架または他の架空通信線路への共架を標準といたします。ただし、技術上または経済上やむをえない場合は、独立通信線路といたします。

(c) OPGWは、(2)ロ(リ)の架空地線の施設に準じて施設いたします。

(d) 地中通信線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

i 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

ii 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場合

b 経過地

通信線路の経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

c 搬送装置

搬送装置を施設する場合は、伝送距離、必要回線数等の施設条件を考慮して、最適なものを施設いたします。

(二) 多重無線方式

a 多重無線装置（空中線系を含みます。）

多重無線装置は、伝送距離、必要回線数等の施設条件を考慮して、最適なものを施設いたします。

b 空中線支持物

電波伝搬路を確保するために、必要最小限の高さの支持物を施設いたします。

c 反射板

電波伝搬路の経路構成上必要な場合は、反射板を施設いたします。

d 搬送装置

搬送装置は、必要回線数に応じて最適なものを選定して施設いたします。

(5) 系統保護装置用通信設備

イ 一般基準

(イ) 当社とお客さまとの間に通信回線を必要とする系統保護装置を適用する場合があります。

(ロ) 系統保護装置のために使用する通信回線には高信頼度と所要の伝送特性が要求されるため自営の電気通信設備とし、伝送路媒体は、マイクロ波無線または光ファイバケーブル（OPGWを含みます。）による構成といたします。

(ハ) 通信回線は、原則として 1 系列、1 ルート構成といたします。ただし、系統保護装置の動作信頼度を確保するため、2 系列、2 ルート構成とする場合があります。

ロ 伝送路設備

伝送路設備については、(4)の保安通信用電話設備に準じます。

(6) 給電情報伝送装置

イ 一般基準

(イ) 必要により給電情報伝送装置を施設いたします。伝送方式は、サイクリック伝送方式を標準といたします。

(ロ) 伝送路は、原則として 1 ルートといたします。

ロ 伝送路設備

伝送路設備については、(4)の保安通信用電話設備に準じます。

(7) その他

この標準設計に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき技術上適当と認められる設計によるものといたします。この場合には、その設計を標準設計といたします。

電気事業法施行規則第 27 条第 2 項の 規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 料金の算出の根拠

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第52回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022年7月20日開催）において、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格を参照した補正項を適用し最終保障供給料金を算定することと整理がなされたことにともない、当該内容を料金その他の供給条件に反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 最終保障供給約款の変更の内容 および新旧比較表

最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、最終保障供給料金の在り方について整理がなされたことから、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

新旧比較表

旧	新
電気最終保障供給約款 2022年4月12日実施 中国電力ネットワーク株式会社 I 総則……………1 1 適用……………1 2 最終保障供給約款の届出および変更……………1 3 定義……………1 4 単位および端数処理……………3 5 実施細目……………4 II 契約の申込み……………5 6 需給契約の申込み……………5 7 需給契約の成立および契約期間……………5 8 需要場所……………6 9 需給契約の単位……………7 10 供給の開始……………8 11 供給の単位……………8 12 供給電気方式、供給電圧および周波数……………8 13 承諾の限界……………9 14 需給契約書の作成……………9 III 契約種別および料金……………10 15 契約種別……………10 16 最終保障電力A……………10 17 最終保障電力B……………12 18 最終保障予備電力……………15 IV 料金の算定および支払い……………18 19 料金の適用開始の時期……………18 20 検針日……………18 21 料金の算定期間……………19 22 計量……………19 23 使用電力量の算定等……………20 24 料金の算定……………20 25 日割計算……………21 26 料金の支払義務および支払期日……………21 27 料金その他の支払方法……………23 28 延滞利息……………23 29 保証金……………24 V 使用および供給……………26 30 適正契約の保持……………26	電気最終保障供給約款 2022年9月1日実施 中国電力ネットワーク株式会社 I 総則……………1 1 適用……………1 2 最終保障供給約款の届出および変更……………1 3 定義……………1 4 単位および端数処理……………3 5 実施細目……………4 II 契約の申込み……………5 6 需給契約の申込み……………5 7 需給契約の成立および契約期間……………5 8 需要場所……………6 9 需給契約の単位……………7 10 供給の開始……………8 11 供給の単位……………8 12 供給電気方式、供給電圧および周波数……………8 13 承諾の限界……………9 14 需給契約書の作成……………9 III 契約種別および料金……………10 15 契約種別……………10 16 最終保障電力A……………10 17 最終保障電力B……………12 18 最終保障予備電力……………<u>15</u> IV 料金の算定および支払い……………<u>18</u> 19 料金の適用開始の時期……………<u>18</u> 20 検針日……………<u>18</u> 21 料金の算定期間……………<u>19</u> 22 計量……………<u>19</u> 23 使用電力量の算定等……………<u>19</u> 24 料金の算定……………20 25 日割計算……………<u>20</u> 26 料金の支払義務および支払期日……………21 27 料金その他の支払方法……………<u>22</u> 28 延滞利息……………23 29 保証金……………<u>23</u> V 使用および供給……………<u>25</u> 30 適正契約の保持……………<u>25</u>

旧	新
31 契約超過金……………26	31 契約超過金…………… <u>25</u>
32 力率の保持……………26	32 力率の保持…………… <u>25</u>
33 需要場所への立入りによる業務の実施……27	33 需要場所への立入りによる業務の実施…… <u>25</u>
34 電気の使用にともなうお客さまの協力……27	34 電気の使用にともなうお客さまの協力…… <u>26</u>
35 供給の停止……………28	35 供給の停止…………… <u>27</u>
36 供給停止の解除……………29	36 供給停止の解除…………… <u>28</u>
37 供給停止期間中の料金……………30	37 供給停止期間中の料金…………… <u>28</u>
38 違約金……………30	38 違約金…………… <u>28</u>
39 供給の中止または使用の制限もしくは中止30	39 供給の中止または使用の制限もしくは中止 <u>29</u>
40 制限または中止の料金割引……………31	40 制限または中止の料金割引…………… <u>29</u>
41 損害賠償の免責……………33	41 損害賠償の免責…………… <u>31</u>
42 設備の賠償……………33	42 設備の賠償…………… <u>31</u>
VI 契約の変更および終了……………34	VI 契約の変更および終了…………… <u>32</u>
43 需給契約の変更……………34	43 需給契約の変更…………… <u>32</u>
44 名義の変更……………34	44 名義の変更…………… <u>32</u>
45 需給契約の消滅……………34	45 需給契約の消滅…………… <u>32</u>
46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にと もなう工事費の精算……………35	46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にと もなう工事費の精算…………… <u>32</u>
47 解約等……………35	47 解約等…………… <u>33</u>
48 需給契約消滅後の債権債務関係……………36	48 需給契約消滅後の債権債務関係…………… <u>34</u>
VII 供給方法および工事……………37	VII 供給方法および工事…………… <u>35</u>
49 需給地点および施設……………37	49 需給地点および施設…………… <u>35</u>
50 架空引込線……………38	50 架空引込線…………… <u>35</u>
51 地中引込線……………38	51 地中引込線…………… <u>36</u>
52 接続引込線等……………39	52 接続引込線等…………… <u>37</u>
53 引込線の接続……………40	53 引込線の接続…………… <u>37</u>
54 計量器等の取付け……………40	54 計量器等の取付け…………… <u>37</u>
55 専用供給設備……………41	55 専用供給設備…………… <u>38</u>
VIII 工事費の負担……………42	VIII 工事費の負担…………… <u>40</u>
56 一般供給設備の工事費負担金……………42	56 一般供給設備の工事費負担金…………… <u>40</u>
57 特別供給設備の工事費負担金……………45	57 特別供給設備の工事費負担金…………… <u>43</u>
58 供給設備を変更する場合の工事費負担金…46	58 供給設備を変更する場合の工事費負担金… <u>44</u>
59 特別供給設備等の工事費の算定……………47	59 特別供給設備等の工事費の算定…………… <u>44</u>
60 工事費負担金の申受けおよび精算…………49	60 工事費負担金の申受けおよび精算………… <u>46</u>
61 臨時工事費……………51	61 臨時工事費…………… <u>48</u>
62 需給開始に至らないで需給契約を廃止または 変更される場合の費用の申受け……………52	62 需給開始に至らないで需給契約を廃止または 変更される場合の費用の申受け…………… <u>48</u>
63 工事費等に関する契約書の作成……………52	63 工事費等に関する契約書の作成…………… <u>49</u>
IX 保安……………53	IX 保安…………… <u>50</u>
64 保安の責任……………53	64 保安の責任…………… <u>50</u>

旧	新
65 保安等に対するお客さまの協力……………53 附則……………55 別表……………59	65 保安等に対するお客さまの協力……………50 附則……………51 別表……………55
I 総則 3 定義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (新設)	I 総則 3 定義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (16) 平均市場価格算定期間 <u>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。</u>
II 契約の申込み 14 需給契約書の作成 当社は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	II 契約の申込み 14 需給契約書の作成 <u>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</u> <u>なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。</u>
III 契約種別および料金 16 最終保障電力A (3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イ	III 契約種別および料金 16 最終保障電力A (3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イ

旧	新
によって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといえます。 ハ 力率割引および割増し （イ） 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといえます。）といえます。この場合、平均力率は、別表3（平均力率の算定）によるものといえます。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。	によって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）ホ（イ）となる場合は、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものといえます。 ハ 力率割引および割増し （イ） 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといえます。）といえます。この場合、平均力率は、別表4（平均力率の算定）によるものといえます。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。
17 最終保障電力B （3） 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といえます。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといえます。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された	17 最終保障電力B （3） 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といえます。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといえます。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃

旧	新
燃料費調整額を加えたものといたします。 ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表3(平均力率の算定)によるものといたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。	料費調整額を加えたものとし、別表3(市場価格調整)(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3(市場価格調整)(1)ホ(イ)となる場合は、別表3(市場価格調整)(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3(市場価格調整)(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3(市場価格調整)(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3(市場価格調整)(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表4(平均力率の算定)によるものといたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。
18 最終保障予備電力 (3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	18 最終保障予備電力 (3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(市場価格調整)(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3(市場価格調整)(1)ホ(イ)となる場合は、別表3(市

旧	新
	場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3 (市場価格調整) (1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。
IV 料金の算定および支払い 19 料金の適用開始の時期 料金は、需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、<u>あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。</u>	IV 料金の算定および支払い 19 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、<u>あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。</u>
23 使用電力量の算定等 (2) 20 (検針日) (2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表4 (使用電力量等の協定) を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。 (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表4 (使用電力量等の協定) を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。	23 使用電力量の算定等 (2) 20 (検針日) (2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表<u>5</u> (使用電力量等の協定) を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。 (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表<u>5</u> (使用電力量等の協定) を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。
25 日割計算 (1) 当社は、24 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたは二の場合の基本料金は、別表<u>5</u> (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。 (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表<u>5</u> (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。	25 日割計算 (1) 当社は、24 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたは二の場合の基本料金は、別表<u>6</u> (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。 (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表<u>6</u> (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。

旧	新
Ⅷ 工事費の負担 56 一般供給設備の工事費負担金 (3) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 ロ 工事こう長 別表6（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。	Ⅷ 工事費の負担 56 一般供給設備の工事費負担金 (3) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 ロ 工事こう長 別表7（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
63 工事費等に関する契約書の作成 当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。	63 工事費等に関する契約書の作成 お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。
附則 1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、2022年4月12日から実施いたします。	附則 1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、2022年9月1日から実施いたします。
4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合は次によります。 ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。	4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合は次によります。 ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
(新設)	5 損失率または託送料金率の変更にとまなう切替措置 別表3（市場価格調整）（1）ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

旧	新
(新設)	<u>6 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置</u> <u>2022年9月1日に支払義務が発生する料金および20（検針日）（1）において、当社がお客さまにあらかじめ検針日（検針の基準となる日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合は、2022年9月2日から2022年9月30日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表3（市場価格調整）（1）ホにかかわらず、零といたします。</u>
別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。	別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
2 燃料費調整 (3) 燃料費調整単価等の掲示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。	2 燃料費調整 (3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
(新設)	<u>3 市場価格調整</u> <u>(1) 市場価格調整額の算定</u> <u>イ 平均市場価格</u> <u>1キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力</u>

旧	新
	<u>の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限りま</u><u>す。の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。</u> <u>なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u> <u>ロ 損失率</u> <u>託送供給等約款31（損失率）に定める値といたします。</u> <u>ハ 託送料金率</u> <u>（イ） 高圧で電気の供給を受ける場合</u> <u>託送供給等約款19（接続送電サービス）</u> <u>（3）ロ（イ）c（b）に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。</u> <u>（ロ） 特別高圧で電気の供給を受ける場合</u> <u>託送供給等約款19（接続送電サービス）</u> <u>（3）ハ（イ）c（b）に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上</u>

旧	新																															
	<u>回る場合は、託送供給等約款別表5（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものいたします。</u> <u>ニ 補正後平均市場価格</u> <u>1キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。</u> <u>なお、補正後平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u> <u>イによって算定された平均市場価格</u> <u>補正後平均市場価格 = (消費税等相当額 × $\frac{1}{1 - \text{ロの損失率}}$ + ハの託送料金率) を加えたものいたします。)</u> <u>ホ 市場価格調整単価</u> <u>市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。</u> <u>(イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円47銭を下回る場合</u> <u>市場価格調整単価は、次のとおりといたします。</u> <u>a 最終保障電力A</u> <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="3">1キロワット時につき</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>2円72銭</td><td>2円55銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>2円12銭</td><td>2円03銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>2円10銭</td><td>1円99銭</td></tr></table> <u>b 最終保障電力B</u> <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="4">1キロワット時につき</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>2円39銭</td><td>2円26銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>2円00銭</td><td>1円89銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1円96銭</td><td>1円84銭</td></tr><tr><td>標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1円92銭</td><td>1円83銭</td></tr></table> <u>(ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円47銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整</u>			夏季料金	その他季料金	1キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円72銭	2円55銭	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2円12銭	2円03銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2円10銭	1円99銭			夏季料金	その他季料金	1キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円39銭	2円26銭	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2円00銭	1円89銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1円96銭	1円84銭	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1円92銭	1円83銭
		夏季料金	その他季料金																													
1キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円72銭	2円55銭																													
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2円12銭	2円03銭																													
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2円10銭	1円99銭																													
		夏季料金	その他季料金																													
1キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円39銭	2円26銭																													
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2円00銭	1円89銭																													
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1円96銭	1円84銭																													
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1円92銭	1円83銭																													

旧	新																										
	<u>基準単価以下となる場合</u> <u>市場価格調整単価は、零といたします。</u> (ハ) <u>1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合</u> <u>市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。</u> ヘ <u>市場価格調整単価の適用</u> <u>各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</u> (イ) <u>各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。</u> <table border="1" data-bbox="805 954 1485 1675"> <thead> <tr> <th>平均市場価格算定期間</th><th>市場価格調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月21日から2月20日までの期間</td><td>その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年2月21日から3月20日までの期間</td><td>その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年3月21日から4月20日までの期間</td><td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年4月21日から5月20日までの期間</td><td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年5月21日から6月20日までの期間</td><td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年6月21日から7月20日までの期間</td><td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年7月21日から8月20日までの期間</td><td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年8月21日から9月20日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年9月21日から10月20日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年10月21日から11月20日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年11月21日から12月20日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr> </tbody> </table> (ロ) <u>当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</u> (ハ) <u>契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供</u>	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																										
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																										
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間																										
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																										
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																										
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																										
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																										
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																										
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																										
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																										
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																										
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																										
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																										

旧	新
	<u>給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。</u> <u>ト 市場価格調整額</u> <u>市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。</u> <u>（2） 調整基準単価</u> <u>調整基準単価は、16（最終保障電力A）（3）ロまたは17（最終保障電力B）（3）ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。</u> <u>（3） 市場価格調整単価のお知らせ</u> <u>当社は、（1）ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</u>
~~3~~ 平均力率の算定	<u>4</u> 平均力率の算定
~~4~~ 使用電力量等の協定	<u>5</u> 使用電力量等の協定
~~5~~ 日割計算の基本算式	<u>6</u> 日割計算の基本算式

旧	新
~~6~~ 標準設計	<u>7</u> 標準設計

3 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

最終保障供給料金における電力量料金の算出につきましては、第52回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022年7月20日開催）において、現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格高騰時はプラスの補正項を反映し、市場価格下落時はマイナスの補正項を反映すると整理されたことを踏まえ、次のとおり算定することといたしました。

市場価格高騰時は、市場価格の平均（当社が定める算定期間におけるエリアプライスの平均〔以下「平均市場価格」といいます。〕といたします。）に消費税等相当額および当社の託送供給等約款に定める高圧または特別高圧で供給する場合の損失率を加味し、当社の託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける電力量料金の料金率および離島供給に係る燃料費調整制度における離島ユニバーサルサービス調整単価を加えた金額（以下「補正後平均市場価格」といいます。）が、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bにおける電力量料金の料金率に燃料費調整制度における燃料費調整単価を加えた金額（以下「最終保障電力量料金価格」といいます。）を上回る場合は、補正後平均市場価格から、最終保障電力量料金価格を差し引いた金額をプラスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金に補正項で算定された金額を加えて算出することといたしました。

また、市場価格下落時は、平均市場価格が、2019年度から2021年度の間における市場価格の1月あたりの平均のうち最も安い価格を下回る場合は、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bにおける電力量料金の料金率から当社の供給区域内で高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の小売電気事業者が設定する標準的な料金メニューにおける電力量料金の料金率を差し引いた金額をマイナスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金から補正項で算定された金額を差し引いて算出することといたしました。

最終保障供給約款変更届出書

令和4年8月10日

四国電力送配電株式会社

最終保障供給約款変更届出書

業 制 発 第 10 号
令和 4 年 8 月 10 日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 殿

高 松 市 丸 の 内 2 番 5 号
四 国 電 力 送 配 電 株 式 会 社
取 締 役 社 長 横 井 郁 夫

電気事業法第 20 条第 1 項の規定により, 次のとおり最終保障供給約款を変更したい
ので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 電気最終保障供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	令和 4 年 9 月 1 日

別 紙

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

令和4年9月1日 実 施

四国電力送配電株式会社

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 最終保障供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	3

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	6
10 供 給 の 開 始	6
11 供 給 の 単 位	6
12 供給電気方式，供給電圧および周波数	7
13 承 諾 の 限 界	7
14 需給契約書の作成	7

III 契約種別および料金

15 契 約 種 別	8
16 最終保障電力A	8
17 最終保障電力B	10
18 最終保障予備電力	12

IV 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期	14
20 検 針 日	14
21 料金の算定期間	14
22 計 量	15
23 使用電力量の算定等	15
24 料 金 の 算 定	15

25	日割計算	16
26	料金の支払義務の発生および支払期日	17
27	料金その他の支払方法	18
28	延滞利息	18
29	保証金	19

V 使用および供給

30	適正契約の保持	20
31	契約超過金	20
32	力率の保持	20
33	需要場所への立入りによる業務の実施	20
34	電気の使用にともなうお客さまの協力	21
35	供給の停止	21
36	供給停止の解除	23
37	供給停止期間中の料金	23
38	違約金	23
39	供給の中止または使用の制限もしくは中止	23
40	制限または中止の料金割引	23
41	損害賠償の免責	25
42	設備の賠償	26

VI 契約の変更および消滅

43	需給契約の変更	27
44	名義の変更	27
45	需給契約の消滅	27
46	需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう 工事費の精算	28
47	需給契約消滅後の債権債務関係	29

VII 供給方法および工事

48	需給地点および施設	30
49	架空引込線	30
50	地中引込線	31
51	連接引込線等	32
52	引込線の接続	32
53	計量器等の取付け	32
54	通信設備等の施設	33

55	専用供給設備	33
VIII 工事費の負担		
56	供給側接続設備の工事費負担金	35
57	特別供給設備の工事費負担金	37
58	供給設備を変更する場合の工事費負担金	38
59	特別供給設備等の工事費の算定	39
60	工事費負担金の申受けおよび精算	41
61	臨時工事費	42
62	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更 される場合の費用の申受け	43
63	工事費等に関する契約書の作成	43
IX 保 安		
64	保安の責任	44
65	保安等に対するお客さまの協力	44
附 則		
別	表	45
		48

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）

2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 特 別 高 圧
標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。
- (4) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用で

きないものは除きます。

(6) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(10) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(11) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(12) 平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

(13) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定

する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、申込みをしていただきます。

イ 業種，用途，需要場所および需給地点

ロ 需給地点における供給電気方式および供給電圧

ハ 需要場所における負荷設備，受電設備および発電設備

ニ 契約電力

ホ 希望される契約種別

ヘ 使用開始希望日および使用期間

- (2) 契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により提出していただきます。

また，使用期間については，１年をこえない範囲でお客さまから申し出ていただきます。

- (3) お客さまが電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続される場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお，当社が託送供給等約款を変更した場合には，変更後の託送供給等約款によります。）別冊系統連系技術要件を遵守し，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系していただきます。

- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがあるお客さまは，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，18（最終保障予備電力）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年をこえない範囲であらかじめ定めた契約使用期間の満了日までといたします。

8 需 要 場 所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。また、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。
- (4) (1)に定める1構内もしくは1建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

- (イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。
- (ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1 需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bと最終保障予備電力とをあわせて契約する場合
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にとともに、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。
- (3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2 以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1 需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお客さまにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(2) または(3) の場合
- (2) 最終保障予備電力をあわせて契約する場合
- (3) 共同引込線（2 以上の需要場所に対して1 引込みにより電気を供給する

ための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合
(4) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

12 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上	標準電圧 60,000ボルト

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお客さまにお知らせいたします。

14 需給契約書の作成

当社は、お客さまとの間で、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、原則として需給開始前に、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金

15 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 最終保障電力A
- (2) 最終保障電力B
- (3) 最終保障予備電力

16 最終保障電力A

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまの希望があるときは、契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）

20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 契約電力

契約電力は、需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表3

(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表2 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2 (市場価格調整) (1)ホ(イ)となる場合は、別表2 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表2 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2 (市場価格調整) (1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表2 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額いたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	1,855円55銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,060円45銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,021円48銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	17円96銭	16円54銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円27銭	14円14銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円05銭	13円90銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表4 (平均力率の算定) によるものといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

17 最終保障電力B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまの希望があるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する付帯電灯について託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 契約電力

契約電力は、需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2

(市場価格調整) (1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表2 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,179円88銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,113円25銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,074円28銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	15円68銭	14円51銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	14円41銭	13円38銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	14円19銭	13円18銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表4(平均力率の算定)によるものといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(4) そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

18 最終保障予備電力

(1) 適 用 範 囲

最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、予備電線路により供給を受けることを希望される次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、需要場所における1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議により定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといいたします。）で修正したものといいたします。

なお、基本料金は、常時供給分の基本料金とあわせて算定いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといいたします。）で修正したものといいたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(5) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による供給と予備電源による供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものといいたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期

料金は、あらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。

20 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

なお、この場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、毎月 1 日といたします。

- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 非常変災等の場合

ロ その他特別の事情がある場合で、お客さまの承諾をえたとき。

- (4) (3)の場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

21 料金の算定期間

料金の算定期間は、次によります。

- (1) 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、

(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

22 計 量

- (1) 使用電力量および最大需要電力は、原則として、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (2) 計量の結果は、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

23 使用電力量の算定等

- (1) 使用電力量は、30分ごとに、計量された電力量といたします。
また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 20（検針日）(2)または(3)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。
- (3) 9（需給契約の単位）において、1需要場所につき、複数計量をもって供給を受ける場合で、特別の事情があるときは、その需要場所における30分ごとの使用電力量の算定は、記録型計量器ごとに計量された使用電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。
- (4) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。ただし、その1月の使用電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの使用電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの使用電力量は、原則として、別表5（使用電力量等の協定）(2)を基準として定め、定めた値を、計量された使用電力量といたします。

24 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたし

ます。

イ 供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 21（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

ニ 21（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

25 日 割 計 算

(1) 当社は、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、次の式により日割計算をいたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、24（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(2) 24（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、24（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(4) 21（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、(3)に準ずるものといたします。

この場合、(3)にいう検針日は、計量日といたします。

- (5) 供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (6) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、(1)により日割計算をいたします。

ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

- (7) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、供給を停止した日を含み、供給を再開した日は含みません。また、停止日に供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

26 料金の支払義務の発生および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。

イ 23（使用電力量の算定等）(4)の場合は、使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生いたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日（特別の事情があり、消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。）に発生いたします。

- (2) お客さまの料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ 45（需給契約の消滅）(2)により需給契約が消滅した場合

- ロ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ハ お客さまが破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ニ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ホ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ヘ その他の理由でお客さまに明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め，その旨を当社がお客さまに通知した場合
- (3) お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。
- イ お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，当社への支払いがなされていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）については，お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。
 - ロ お客さまが(2)ロからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

27 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等によりお客さまから支払っていただきます。
- なお，支払いにともなう費用は，お客さまの負担といたします。
- (2) (1)の当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，お客さまがその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
- (3) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

28 延滞利息

- (1) 料金が支払期日を経過してなお支払われない場合には，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて，延滞利息をお客さまから申し受けます。

- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

29 保 証 金

- (1) 当社は、支払期日を経過してなお料金を支払われなかったことがあったお客さま、または新たに電気を使用し、もしくは契約電力を増加されるお客さまから、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了日以降60日目の日までといたします。
- (3) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

30 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

31 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたもの（ただし、最終保障予備電力の契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を、契約超過金としてお客さまから申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

32 力率の保持

- (1) 需給地点の力率は、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないように進相用コンデンサを開放していただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

- (2) 当社は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

33 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査
- (2) 65（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要な，お客さまの電気機器の試験，負荷設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 35（供給の停止）または45（需給契約の消滅）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは消滅等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

34 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

35 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要

する場合

- ロ 需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ 52（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給を停止することがあります。
- なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。
- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がお客さまにその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
 - ニ 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (4) お客さまが契約電力をこえて電気を使用し、当社がお客さまにその改善を求めた場合で、30（適正契約の保持）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への修正に応じていただけないときには、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (5) お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて供給を停止することがあります。
- (6) (1)から(5)によって供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

36 供給停止の解除

35（供給の停止）によって供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに供給を再開いたします。

37 供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を25（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

38 違 約 金

- (1) お客さまが35（供給の停止）(3)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまから申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

39 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社は、次の場合には、供給時間中に供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。この場合、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

- (1) 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- (2) 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- (3) その他電気の需給上または保安上必要がある場合

40 制限または中止の料金割引

- (1) 最終保障電力Aおよび最終保障電力Bについては、当社は、39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、供給を中止し、またはお

客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客様の責めとなる理由による場合は、そのお客様については割引いたしません。

イ 高圧で供給を受ける場合で、契約電力が500キロワット未満となるとき。

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合で、契約電力が500キロワット以上となるとき、または特別高圧で供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式により修正したうえで合計いたします。

(算 式)

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 最終保障予備電力の供給を中止し、または使用を制限し、もしくは中止した場合には、(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

41 損害賠償の免責

(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合、39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

(2) 35（供給の停止）によって供給を停止した場合または45（需給契約の消

- 滅) (2) もしくは(3)によって需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) お客さまが6 (需給契約の申込み) (4)の措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。
- (4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

42 設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額をお客さまに賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ 契約の変更および消滅

43 需給契約の変更

(1) 需給契約の内容に変更が生ずる場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに需給契約を希望される場合に準じて需給契約を変更するものとし、すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

(2) 契約電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は、次のとおりといたします。

イ お客さまは、あらかじめ契約電力の減少希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、原則として、お客さまが申し出た契約電力の減少希望日に契約電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

ロ 契約電力は、次の場合を除き、お客さまが当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

(イ) 当社がお客さまからの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は、申出を受けた日に契約電力が減少したものといたします。

(ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力を減少させるための処置ができない場合は、契約電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

44 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで供給を受けていたお客さまの当社に対する需給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、新たなお客さまは、その旨を当社へ当社所定の様式により申し出ていただきます。

45 需給契約の消滅

需給契約は、次の(1)から(4)のいずれかにより消滅いたします。

当社は、需給契約の消滅にあたり、原則として、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(1) お客さまが需給契約を廃止しようとする場合は、お客さまは、あらかじめその廃止期日を定めて、当社へ当社所定の様式により申し出ていただきます。この場合、需給契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に

消滅いたします。ただし、当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅するものといたします。

なお、当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は、需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

- (2) 35（供給の停止）によって供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約し、その日に需給契約は消滅するものといたします。

なお、この場合には、その旨を文書によりお客さまにお知らせいたします。

- (3) お客さまがその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、お客さまからの申出がない場合であっても、当社は、当該需要場所に係る需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

- (4) (1)から(3)までのいずれにも該当しない場合は、需給契約は、契約期間満了日の経過によって消滅いたします。この場合の需給契約の消滅日は、契約期間満了日の翌日といたします。

46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算

- (1) 次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。

イ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれが消滅する場合は、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、61（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ロ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、当社の供給設備のうち契約電力の減少に見合う部分について、61（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (2) お客さまが当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。

なお、需給契約の消滅の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

- (3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いた

しません。

47 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

48 需給地点および施設

- (1) 需給地点は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 50（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地もしくは建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

49 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として、架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。
- (2) 引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であつて、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。

- (3) 引込線を取り付けるため需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合は、当社が補助支持物を無償で利用できるものといたします。

50 地 中 引 込 線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行いません。この場合、当社は、57（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金をお客さまから申し受けます。

51 接続引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

52 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行いません。

なお、お客さまの希望によって当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との切離しまたは再接続を行なう場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。

53 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の２次配線ならびに計量器が有する情報を伝送するための通信装置および通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、原則として、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線ならびに計量器が有する情報を伝送するための通信装置および通信回線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合については、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。なお、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、

かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で利用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で利用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置について、取付位置を変更する場合ならびにお客さまの電気設備との切離しまたは再接続を行なう場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。

54 通信設備等の施設

- (1) 系統運用上必要な電力保安通信用電話は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。
- (2) 当社の通信設備とお客さまの通信設備との接続点は、需要場所内の地点とし、当社の通信線路から最短距離となる場所を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を通信設備の接続点とすることがあります。
 - イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の通信線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に当該供給以外の追加供給が見込まれない場所に通信設備を施設する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な場所に通信設備を施設する場合
 - ハ その他特別の事情がある場合
- (3) 系統運用上必要な通信設備（電力保安通信用電話設備、給電用情報伝送設備等をいいます。）の取付場所および通信設備に必要な電源は、お客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 当社の変電所等から接続点に至るまでの通信設備は、原則として当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- (5) お客さまの希望によって通信設備の取付位置を変更する場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。

55 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、お客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。この場合、57（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を

申し受けます。

イ お客さまがとくに希望され、かつ、当社が適当と認める場合

ロ 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧のしゃ断器〔特別高圧で供給を受ける場合は、母線側断路器またはこれに相当する接続点といたします。〕までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2)において、開閉所は、変電所とみなします。

(4) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが、当社が既に施設されている専用供給設備から供給を受けることを希望される場合

Ⅷ 工事費の負担

56 供給側接続設備の工事費負担金

(1) 高圧で供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,410円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,280円00銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

ロ 2以上のお客さまが供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

(イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金の無償こう長は，イの無償こう長にお客さまの数に乗じてえた値といたします。

(ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，お客さまごとに算定いたします。この場合，それぞれのお客さまにおける供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまに係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

ハ 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は，次により算定いたします。

(イ) 地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こ

う長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

- (ロ) 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\begin{aligned} & \text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \\ & \quad \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長} \right) \\ & \quad \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}} \end{aligned}$$

(2) 特別高圧で供給を受ける場合

- イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

(イ) 工 事 費

a 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長 100メートル当たり)

新 増 加 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト につ き	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	561円00銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	176円00銭

なお、標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

b 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長 100メートル当たり)

新 増 加 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト につ き	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	649円00銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	594円00銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当

欄の単価の20パーセントといたします。

(v) 当 社 負 担 額

新増加契約電力 1 キロワットにつき	5,500円00銭

- ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、使用開始後 3 年以内の供給側接続設備を利用して供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。
- (3) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 供給側接続設備

需給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の需給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る電線および引込線等をいいます。

ロ 工 事 こ う 長

別表 6（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (4) Ⅷ（工事費の負担）の各項における契約電力を増加される場合には、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で供給を受けていたお客さまが新たに高圧で供給を受ける場合を含みます。

57 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のい

ずれかに該当する場合はいいです。

- (イ) 供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物等を施設する場合
- (ロ) 標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備から供給を受ける場合
- (ハ) その他供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も56（供給側接続設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- ロ 架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず、お客さまの希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は、(イ)または(ロ)の金額

- (イ) 標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も56（供給側接続設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- (ロ) 需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は、(イ)にかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額

- ハ 55（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、55（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- (2) お客さまが最終保障予備電力の供給を受ける場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、55（専用供給設備）(2)によるものといたします。

58 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) お客さまが契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって当社の供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は、52（引込線の接続）、53（計量器等の取付け）または54（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さま

から申し受けます。

- (2) 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

59 特別供給設備等の工事費の算定

57（特別供給設備の工事費負担金）および58（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 諸掛りは、測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含み、次により算定いたします。

(イ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は、工事費に計上いたしません。ただし、架空供給側接続設備の経過地に地役権を設定する場合には、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたします。

(ロ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等架空供給側接続設備に支障を及ぼす行為を行わないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

(ハ) 補償費中残地補償費は、それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

(ニ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。

ニ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ホ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、61（臨時工事費）に準じて算定いたします。

- (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

- (3) 57（特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(イ)に該当し、かつ、

その工事費を56（供給側接続設備の工事費負担金）（1）イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または56（供給側接続設備の工事費負担金）（2）イ（イ）に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、（1）および（2）にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも56（供給側接続設備の工事費負担金）（1）イまたは56（供給側接続設備の工事費負担金）（2）イ（イ）にもとづいて算定いたします。

なお、56（供給側接続設備の工事費負担金）（1）イにもとづいて算定する場合は、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- （4） 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- （5） 特別高圧で供給を受ける場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、56（供給側接続設備の工事費負担金）（2）イ（イ）に準じて算定いたします。

- （6） 57（特別供給設備の工事費負担金）（2）の場合の工事費は、次のとおりといたします。

イ 高圧で供給を受ける場合

56（供給側接続設備の工事費負担金）（1）イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、（1）または（2）にかかわらず、その工事費を56（供給側接続設備の工事費負担金）（1）イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

ロ 特別高圧で供給を受ける場合

お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、（1）にかかわらず、56（供給側接続設備の工事費負担金）（2）イ（イ）およびロによって算定いたします。

なお、18（最終保障予備電力）によって供給を受ける場合で、供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は、56（供給側接続設備の工事費負担金）(2)イ(イ)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

- (7) 高圧で供給を受ける場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)イの場合を除きます。）は、(1)または(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
- (8) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される場合を除きます。）で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、56（供給側接続設備の工事費負担金）または57（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、57（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

60 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として供給準備着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 56（供給側接続設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 57（特別供給設備の工事費負担金）(56〔供給側接続設備の工事費負担金〕(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合または56〔供給側接続設備の工事費負担金〕(2)イ(イ)に定める工事費単価にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および58（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 高圧で供給を受ける場合

a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変

圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更の差異が5パーセントをこえる場合

b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(v) 特別高圧で供給を受ける場合

原則としてすべての場合

なお、当社は、工事費負担金について利息を付しません。

(3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(4) 高圧で供給を受ける場合、工業団地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される56（供給側接続設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書（63〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応じたものといたします。

61 臨時工事費

(1) 契約使用期間が1年未満のお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、お客さまから、原則として供給準備着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、次のとおりといたします。

イ 高圧で供給を受ける場合は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセント

といたします。

ロ 特別高圧で供給を受ける場合は、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間 1 月（1 月未満は、1 月といたします。）につきその価額の 1 パーセントを差し引いた金額といたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、56（供給側接続設備の工事費負担金）、57（特別供給設備の工事費負担金）および58（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、60（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

62 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を、お客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督、設計および調達した資材等に費用を要したときは、その実費をお客さまから申し受けます。

63 工事費等に関する契約書の作成

当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として供給準備着手前に、契約書を作成いたします。

IX 保 安

64 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

65 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて需給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附

則

附 則

1 実 施 期 日

この最終保障供給約款は、令和4年9月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は、22（計量）(1)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために、原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合の使用電力量および最大需要電力については、次のとおりといたします。

イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、へおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

ハ 計量器の読みは、次によります。

(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

- (ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。
- ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- ヘ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。
- (イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で16（最終保障電力A）(3)ロおよび17（最終保障電力B）(3)ロおよび18（最終保障予備電力）(3)ロにおいて、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときの使用電力量については、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
- (3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニのときは、次により電力量料金を算定いたします。
- イ 24（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- ロ 24（料金の算定）(1)ロの場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニのときは、次により再生可能エネルギー発電促進賦課金を

算定いたします。

イ 24（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 24（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

4 損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置

別表 2（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が，各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は，各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

5 この最終保障供給約款の実施にもなう切替措置

令和 4 年 9 月 1 日に支払義務が発生する料金および 20（検針日）(1)において，当社がお客さまにあらかじめ検針日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で，令和 4 年 9 月 2 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は，別表 2（市場価格調整）(1)ホにかかわらず，零といたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 検針日が毎月1日のお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合の使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規

定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。

- (イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 検針日が毎月1日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

2 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限りまゝ。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

託送供給等約款31（損失率）に定める値といたします。

ハ 託送料金率

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (b)に定める料金率といたします。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款19（接続送電サービス）(3)ハ(イ) c (b)に定める料金率といたします。

ニ 補正後平均市場価格

1キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

補正後平均市場価格 =

イによって算定された

平均市場価格（消費税等相当額を加えたもの $\times \frac{1}{1 - \text{ロの損失率}}$ + ハの託送料金率といたします。）

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円52銭を下回る場合

市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力A

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円63銭	2円39銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2円15銭	2円02銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2円14銭	1円96銭

b 最終保障電力B

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円19銭	2円07銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1円96銭	1円86銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1円94銭	1円85銭

- (ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円52銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

- (ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

へ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、
(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日 までの期間	その年の3月の検針日から4月の 検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日 までの期間	その年の4月の検針日から5月の 検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日 までの期間	その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日 までの期間	その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日 までの期間	その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日 までの期間	その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日 までの期間	その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日 までの期間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日 までの期間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日 までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日 までの期間	翌年の1月の検針日から2月の 検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の 1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の 検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 検針日が毎月1日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、16（最終保障電力A）(3)ロまたは17（最終保障電力B）(3)ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2104$$

$$\beta = 0.0541$$

$$\gamma = 1.0588$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ) および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 検針日が毎月1日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロ ワット時 に つ き	高圧で供給を受ける場合	18銭8厘
	特別高圧で供給を受ける場合	18銭3厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 平均力率の算定

- (1) この最終保障供給約款における平均力率は、無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は、小数点以下第5位で四捨五入いたします。）に応じて、次のとおりといたします。なお、有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

無効電力量／ 有効電力量の値		平均 力 率 (パーセント)	無効電力量／ 有効電力量の値		平均 力 率 (パーセント)
0.0000	0.1004	100	1.0061	1.0345	70
0.1005	0.1752	99	1.0346	1.0636	69
0.1753	0.2279	98	1.0637	1.0931	68
0.2280	0.2718	97	1.0932	1.1231	67
0.2719	0.3106	96	1.1232	1.1536	66
0.3107	0.3461	95	1.1537	1.1848	65
0.3462	0.3793	94	1.1849	1.2166	64
0.3794	0.4108	93	1.2167	1.2490	63
0.4109	0.4409	92	1.2491	1.2822	62
0.4410	0.4701	91	1.2823	1.3161	61
0.4702	0.4984	90	1.3162	1.3508	60
0.4985	0.5261	89	1.3509	1.3864	59
0.5262	0.5533	88	1.3865	1.4229	58
0.5534	0.5801	87	1.4230	1.4603	57
0.5802	0.6066	86	1.4604	1.4988	56
0.6067	0.6329	85	1.4989	1.5384	55
0.6330	0.6590	84	1.5385	1.5792	54
0.6591	0.6850	83	1.5793	1.6211	53
0.6851	0.7110	82	1.6212	1.6644	52
0.7111	0.7370	81	1.6645	1.7091	51
0.7371	0.7630	80	1.7092	1.7554	50
0.7631	0.7892	79	1.7555	1.8031	49
0.7893	0.8154	78	1.8032	1.8526	48
0.8155	0.8419	77	1.8527	1.9039	47
0.8420	0.8685	76	1.9040	1.9571	46
0.8686	0.8954	75	1.9572	2.0124	45
0.8955	0.9225	74	2.0125	2.0700	44
0.9226	0.9500	73	2.0701	2.1299	43
0.9501	0.9778	72	2.1300	2.1923	42
0.9779	1.0060	71	2.1924	2.2576	41

無効電力量／ 有効電力量の値		平均 力 率 (パーセント)	無効電力量／ 有効電力量の値		平均 力 率 (パーセント)
2.2577	2.3258	40	5.0299	5.3121	19
2.3259	2.3972	39	5.3122	5.6261	18
2.3973	2.4721	38	5.6262	5.9775	17
2.4722	2.5507	37	5.9776	6.3736	16
2.5508	2.6334	36	6.3737	6.8237	15
2.6335	2.7206	35	6.8238	7.3396	14
2.7207	2.8126	34	7.3397	7.9373	13
2.8127	2.9099	33	7.9374	8.6380	12
2.9100	3.0130	32	8.6381	9.4712	11
3.0131	3.1225	31	9.4713	10.4787	10
3.1226	3.2390	30	10.4788	11.7221	9
3.2391	3.3633	29	11.7222	13.2958	8
3.3634	3.4962	28	13.2959	15.3521	7
3.4963	3.6389	27	15.3522	18.1543	6
3.6390	3.7919	26	18.1544	22.1997	5
3.7920	3.9572	25	22.1998	28.5539	4
3.9573	4.1362	24	28.5540	39.9875	3
4.1363	4.3305	23	39.9876	66.6667	2
4.3306	4.5424	22	66.6668	199.9975	1
4.5425	4.7744	21	199.9976	∞	
4.7745	5.0298	20			

なお、この表の平均力率は、次の算式にもとづき計算しています。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

- (2) 有効電力量および無効電力量の計量については、22（計量）に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、22（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

5 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 使用電力量

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、53（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

(イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(2) (1)によって使用電力量を定める場合、協定期間の30分ごとの使用電力

量は、協定期間の使用電力量を協定期間における30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、(1)によって使用電力量を定める場合で、協定期間の使用電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは、協定期間における各時間帯区分ごとの使用電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

(3) 最大需要電力

(1)に準ずるものといたします。

6 標準設計基準

(1) 適用

イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ この基準に明記していない場合は、法令で定める電気設備に関する技術基準，その他の関係法令，当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は，技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

(2) 単位

単位は次の記号で表示いたします。

単 位	記 号
ボ ル ト	V
キ ロ ボ ル ト	k V
メ ー ト ル	m
ミリメートル	mm
平方ミリメートル	mm ²
ア ン ペ ア	A
ミリアンペア	m A
キロアンペア	k A
キロボルトアンペア	k V A

(3) 高圧標準設計基準

イ 高 圧 電 線 路

(イ) 通 則

a 電圧降下の許容限度

高圧電線路（需給地点から需給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までの電線路をいいます。）における電圧降下の許容限度は，次表の値を標準といたします。

電線路の公称電圧	電圧降下の許容限度
6,600 V	600 V (300 V)

（注） 市街地電線路の場合は，（ ）の値を適用いたします。

b 経過地の選定

高圧電線路の経過地は、地理的条件、保安および保守上の問題を考慮して、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

c 電線路の種類

高圧電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

(v) 架空電線路

a 電線路の施設

(a) 高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替えおよび線路用電圧調整器の取付けなどのうち、技術的に困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

(b) 高圧架空電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。

(c) 高圧架空電線路の併架の場合の回線数は、既設線も含めて原則として2回線以下といたします。

b 支持物の種類

高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。ただし、山間部、狭い路地等で鉄筋コンクリート柱の運搬および建柱ができない場合ならびに技術上および経済上鉄筋コンクリート柱の施設が適当でない場合には、鉄柱、鉄塔など他の支持物を使用いたします。

c 標準径間

高圧架空電線路の標準径間は、次表によります。

施設地域	標準径間
市街地	40 m
その他	50 m

d 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、次表を標準といたします。ただし、架空電線の回線数、装柱状況、地形、その他工作物との離隔距離などを勘案し、必要な場合はこれによらないことがあります。

施設地域 装 柱	市 街 地	そ の 他
高 圧	10 m	8 m
高低圧併架	12 m	10 m

e 架 線 順 位

架線順位は、原則として次のとおりといたします。

- (a) 電圧の高いものは、低いものの上部といたします。
- (b) 専用線およびこれに類するものは、一般線の上部といたします。
- (c) 遠距離に送電するものは、近距離に送電するものの上部といたします。

f がいしの種類

高圧架空電線路のがいしは、次表のものを使用いたします。

使用箇所別 電圧別	引 通 箇 所	引 留 箇 所
高 圧 線	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

g 電線の種類および太さ

- (a) 高圧架空電線路は、技術上および当社の設備状況等を勘案し、硬銅線またはアルミより線を導体とした絶縁電線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不相当と認められる場合には、他の適当な電線を使用いたします。
- (b) 電線の太さは、次表のとおりとし、許容電流、短絡電流限度、電圧降下、機械的強度などを考慮して適正なものを使用いたします。

電線の種類 電 圧		硬 銅 線	アルミより線
高 圧	高 圧 線	200 mm ²	32, 120, 240 mm ²
	引 込 線	—	32, 120 mm ²

(c) 電線の許容電流は、次表によります。

種類および太さ		許容電流 (A)
硬 銅 線	200 mm ²	605
アルミより線	32 "	150
	120 "	310
	240 "	510

h 線路用区分開閉器の取付け

- (a) 高圧架空電線路の操作または保守のために、必要に応じ区分開閉器を取り付けます。
- (b) 区分開閉器の容量は、次表のうちから負荷電流および短絡電流を考慮して適正なものを使用いたします。

容 量 (A)	100, 200, 400, 600

(注) 100A, 200Aについては、在庫品のみを使用いたします。

i 避雷器の取付け

高圧架空電線路には、必要に応じ避雷器を取り付けます。

j 架空地線の取付け

高圧架空電線路には、必要に応じ架空地線を取り付けます。

k 線路用電圧調整器の取付け

- (a) 高圧配電線の電圧を適正に保持するため、技術上、経済上適当と認められる場合には線路用電圧調整器を使用いたします。
- (b) 線路用電圧調整器の容量は、次表のうちから負荷電流を考慮し適正なものを使用いたします。

容 量 (kVA)	1500, 2500, 3000, 3500, 4000, 4500

(注) 1,500kVA, 2,500kVA, 3,500kVA, 4,500kVAについては、在庫品のみを使用いたします。

l 特殊機器および特殊材料の使用

- (a) 塩害等により汚損する地域には、その程度に応じた架空電線路の機器および材料は耐塩構造のものを使用いたします。
- (b) 雪害の多い地域には、その程度に応じた架空電線路の材料には着氷雪に対し堅ろうなものを使用いたします。

m そ の 他

高圧架空電線路の施設は、前記各項によるほか、法令で定める電気設備に関する技術基準、電気学会電気規格調査会標準規格等これ

に類する規格によるものといたします。

(ハ) 地 中 電 線 路

a 施 設 方 法

高圧地中電線路の施設方法は、原則として管路式といたします。
ただし、次の場合は、直接埋設式、暗きょ式または開きょ式といたします。

(a) 直 接 埋 設 式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘削が他に支障のない構内等に施設する場合

(b) 暗 き ょ 式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(c) 開 き ょ 式

発電所構内等重量物の通過しない場所に施設する場合

b 回 線 数

高圧地中電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。

c ケーブルの種類および太さ

(a) 高圧地中電線路に使用するケーブルは、C Vケーブルを標準といたします。

(b) ケーブルの太さは、次表のとおりとし、許容電流、短時間許容電流および電圧降下等を考慮して適正なものを使用いたします。

電 圧 別	ケーブルの太さ (mm ²)
高 圧	60, 100, 150, 250, 400, 600

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

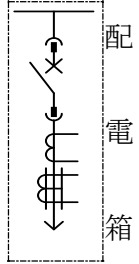
ロ 変 電 設 備

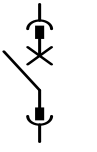
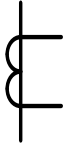
(イ) 通 則

電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

(ロ) 結 線 方 法

結線および主要機器取付台数は，次表を標準といたします。

公 称 電 圧 k V	結 線 図	機 器 名	取 付 台 数
6.6		配電箱 しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	1 個 1 台 2 台 1 台 1 面 } 配電箱 に内蔵

凡 例	引 出 型 しゃ断器	変 流 器	零 相 変 流 器
			

(ハ) し や 断 器

a しや断器は，現に構成されまたは将来構成されることが予想されている系統構成の短絡容量の計算値から判断して，次表のうちから必要最小のものを選定使用いたします。

公称電圧 (k V)	定格電圧 (k V)	定格電流 (A)	定格しゃ断電流 (k A)
6.6	7.2	600, 1200	12.5, 20, 25, 31.5, 40

b 将来の系統構成は，10年程度を目標といたします。

(二) 変 流 器

変流器の定格は、次表から必要最小のものを選定いたします。

公称電圧 (k V)	定格電圧 (k V)	定格 1 次電流 (A)	定格 2 次電流 (A)	形 式
6.6	6.9	200～800	5	モールド形

	穴 径 (mm ²)	定格零相 1 次電流 (mA)	定格零相 2 次電流 (mA)	形 式
零相変流器	120, 150, 160	200	1.5	貫通形

(ホ) 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計およびしゃ断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ電圧計、電力計または無効電力量計等を取り付けます。

(ハ) 保 護 装 置

電線路に短絡または地絡事故が発生した場合は、自動的に電路をしゃ断するものとし、保護装置として次のものを施設いたします。

- a 短絡保護継電器
- b 地絡保護継電器

なお、電線路には、自動再閉路継電器を施設いたします。

(4) 特別高圧標準設計基準

イ 特別高圧電線路

(イ) 通 則

a 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路（需給地点から需給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までの電線路をいいます。）における電圧降下の許容限度は、次表の値を標準といたします。

電線路の公称電圧	電圧降下の許容限度
66 k V	6 k V
22 k V	2 k V

b 経過地等の選定

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、地理的条件、保安および保守上の問題を考慮して、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

c 電線路の種類

特別高圧電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

(ロ) 架 空 電 線 路

a 電線路の施設

(a) 特別高圧架空電線路を施設する場合は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替え等のうち技術上および用地の確保が著しく困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

(b) 架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(c) 他の架空電線路と併架の場合の電線架線順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。

b 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄塔を使用いたします。ただし、22 k V 架空電線路で支持物に電柱を使用する場合（以下「22 k V 電柱方式」といいます。）は、原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。

（注1） 短期間で撤去される場合または関連系統との協調上鉄塔とすることが妥当でない場合は、鉄塔以外の支持物を使用する

ことがあります。

(注2) 22kV電柱方式で、道路沿いに施設する場合には、原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたしますが、道路沿いに施設することが困難な場合などには鉄筋コンクリート柱以外の支持物を使用することがあります。

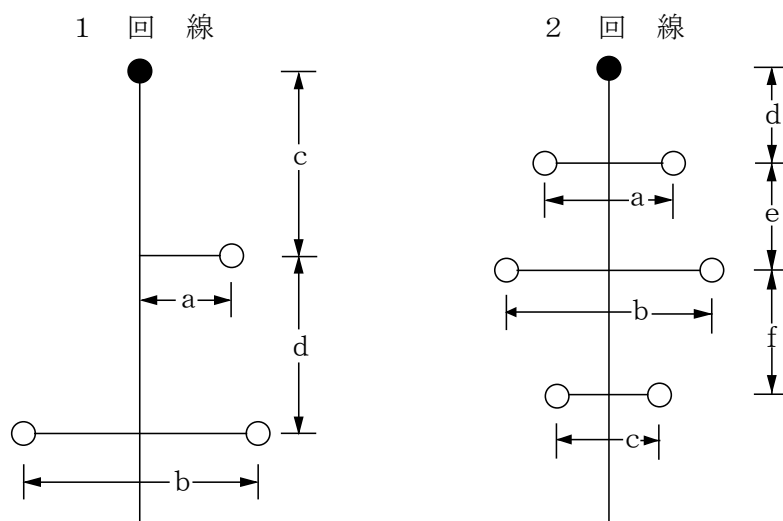
c 標準径間

特別高圧架空電線路の標準径間は、次表によります。ただし、電線の種類および太さならびに経過地の状況により多少増減することがあります。

支持物の種類		標準径間
鉄塔		200～300m
電柱	市街地	30～50m
	その他	40～60m

d 電線間隔

特別高圧架空電線路の電線間隔の標準は、次によります。



電線間隔（公称電圧66kV）（単位：m）

回線 記号 支持物	1 回 線				2 回 線					
	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
鉄塔	2.2 ～2.3	5.4 ～5.6	3.2 ～3.5	2.6 ～2.8	4.4 ～5.0	5.6 ～6.2	4.8 ～5.4	3.1 ～3.7	2.8 ～3.1	2.4 ～2.8

(注1) 1回線架空電線路において、市街地などで線下用地権利の確保が困難な場合等には片側垂直配列とすることがあります。

(注2) 架空地線の配置は、遮へい角35度以下といたします。

(注3) 特殊箇所においては、そのつど、適応設計を行なうものといたします。

e が い し

(a) 特別高圧架空電線路のがいしは、250mm懸垂がいしまたは長幹がいしを標準として使用いたします。ただし、22kV電柱方式のがいしは、ラインポストがいしまたは長幹がいしもしくは耐張がいしを標準として使用いたします。

(b) 懸垂がいしの連結個数は、次表を標準といたします。

250mm懸垂がいし連結個数

公称電圧 (kV)	がいし連結個数
66	5～6

(c) 塩じん害などにより汚損する地域には、汚損量に応じ適宜がいし個数を増結、またはこれに相当する長幹がいしを使用いたします。

(d) がいしには、雷害を防止するためアークホーンを取り付けます。

f 電線の種類および太さ

(a) 特別高圧架空電線路に使用する電線は、裸硬銅より線、鋼心アルミより線または鋼心耐熱アルミ合金より線を標準といたします。ただし、22kV電柱方式の電線は、銅線の絶縁電線を使用いたします。

なお、長径間箇所もしくは機械的強度上とくに必要がある箇所または腐しやくのおそれのある箇所などには、特殊電線を使用することがあります。

(b) 電線の種類および太さは、次表のとおりとし、許容電流、電圧降下などを考慮して適正なものを使用いたします。

公称電圧 (kV)	支持物の種類	電線種類	公称断面積 (mm ²)
66	鉄塔	裸硬銅より線	55, 75
		鋼心アルミより線	120, 160, 200, 240, 330, 410, 680
		鋼心耐熱アルミ合金より線	120, 160, 200, 240, 330, 410, 680
22	電柱	絶縁電線	80, 100

ただし、他の支持物に併架する場合で強度の関係上やむをえないときは、既設の電線と同じものを使用いたします。

(c) 電線の許容電流

電線の許容電流は、次表によります。

支持物の種類	種類	公称断面積 (mm ²)	許容電流 (A)
鉄塔	裸硬銅線	55	299
		75	359
	鋼心アルミ線	120	386
		160	467
		200	535
		240	608
		330	729
		410	846
		680	1,121
	鋼心耐熱アルミ合金線	120	595
		160	725
		200	836
		240	954
		330	1,153
		410	1,349
		680	1,813
電柱	絶縁電線	80	335
		100	390

g 架空電線の地表上の高さ

電線の地表上の最低の高さは、次表を標準といたします。

支持物の種類	地表上の最低の高さ (m)	
	市街地	その他
鉄塔	11	6
電柱	8	5 (6)

(注1) 電線路付近に建造物もしくは配電線等があるかまたはそれらの建設が予想される地域については、標準値に必要な高さを加算した値といたします。

(注2) 道路横断の場合は、()の値を適用いたします。

h 架空地線の施設

(a) 電線路には、雷害を防止するため架空地線を施設いたします。

(b) 架空地線は、アルミ覆鋼より線1条を標準とし、太さは、38mm²相当以上といたします。ただし、電磁誘導障害または腐しのおそれがある箇所に施設する場合には、特殊電線を使用することがあります。

(c) 22kV電柱方式の架空地線は、1条を標準とし、次表のものを

使用いたします。

電 線 種 類	公称断面積 (mm ²)
亜鉛めっき鋼撚線	38
裸 硬 銅 線	38

ただし、長径間箇所、機械的強度上とくに必要がある箇所などには、特殊電線を使用することがあります。

i 開閉器の取付け

- (a) 22 k V 電柱方式の架空電線路を操作または保守するため、必要に応じ開閉器を取り付けます。
- (b) 開閉器の容量は、次表の値といたします。

容 量 (A)	400

j 避雷器の取付け

22 k V 電柱方式の架空電線路には、必要に応じ避雷器を取り付けます。

k ライントラップの施設

電力線搬送が重畳されている、もしくはC形フォルトロケータにて事故点を標定している電線から当該電線を分岐する場合で、搬送波や標定パルスの伝送に悪影響をおよぼすおそれのあるときは、その分岐点に必要な定格のライントラップを設けます。

l デジタル形フォルトロケータ情報伝送装置の施設

デジタル形フォルトロケータにて事故点を標定している電線から当該電線を分岐する場合や電気所から引き出す場合で、標定精度維持のため必要と考えられる場合は、事故点標定用の情報伝送装置を設けます。

m そ の 他

特別高圧架空電線路の施設は、前記各項によるほか、法令で定める電気設備に関する技術基準、電気学会電気規格調査会標準規格等これに類する規格によるものといたします。

(ハ) 地 中 電 線 路

a 施 設 方 法

特別高圧地中電線路の施設方法は、原則として管路式といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式、暗きょ式または開きょ式といたします。

(a) 直 接 埋 設 式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘削が他に支障のない構内

等に施設する場合

(b) 暗 き よ 式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(c) 開 き よ 式

発電所構内等重量物の通過しない場所に施設する場合

b 回 線 数

特別高圧地中電線路を単独に施設する場合には、原則として1回線といたします。

c ケーブルの種類および太さ

(a) 特別高圧地中電線路に使用するケーブルは、アルミ被OFケーブルまたはCVケーブルを標準といたします。

(b) ケーブルの種類および太さは、次表のとおりとし、許容電流、短時間許容電流および電圧降下などを考慮して適正なものを使用いたします。

公称電圧 (kV)	種 類	心 数	公称断面積 (mm ²)
66	アルミ被 O F ケーブル	単 心	400, 600, 800, 1000, 1200, 1500, 2000
		3 心	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400
	C V ケーブル	単 心	600, 800, 1000, 1200, 1400, 1600, 2000
		トリフ°レックス	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400
22	C V ケーブル	トリフ°レックス	60, 100, 150, 200, 250, 400

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

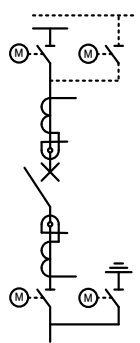
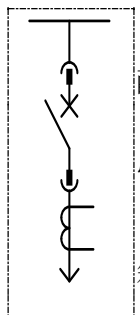
ロ 変 電 設 備

(イ) 通 則

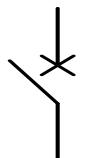
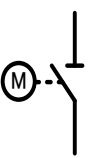
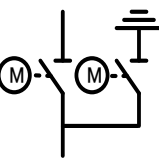
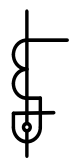
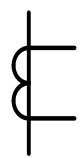
電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

(ロ) 結 線 方 法

結線および主要機器取付台数は，次表を標準といたします。

公称 電圧 k V	結線図	機 器 名	取 付 台 数	
66			単 母 線	2 重母線
		しゃ断器	1 台	1 台
		断 路 器	2 台	3 台
		変 流 器	6 台 (しゃ断器に内蔵)	6 台 (しゃ断器に内蔵)
		配 電 盤	1 面	1 面
22		配 電 箱 しゃ断器 変 流 器 配 電 盤	1 個 1 台 3 台 1 面	配電箱 に内蔵

(注) 点線部分は，2重母線の場合を示します。

凡	しゃ断器	動力操作の 断 路 器	動力操作の 接地装置付 断 路 器	ブッシング形 変 流 器	引 出 型 しゃ断器	変 流 器
例						

(ハ) し や 断 器

- a しや断器は、現に構成されまたは将来構成されることが予想されている系統構成の短絡容量の計算値から判断して、次表のうちから必要最小のものを選定使用いたします。

公称電圧 (k V)	定格電圧 (k V)	定 格 電 流 (A)	定格しや断電流 (k A)
66	72	800, 1200, 2000, 3000, 4000	20, 25, 31.5, 40
22	24	600, 1200, 2000, 3000	12.5, 20, 25, 40

- b 将来の系統構成は、10年程度を目標といたします。

(ニ) 断 路 器

断路器の定格は、次表から必要最小のものを選定いたします。

公称電圧 (k V)	定格電圧 (k V)	定 格 電 流 (A)	形 式
66	72	800, 1200, 2000, 3000, 4000	三 極 単 投

(ホ) 変 流 器

変流器の定格は、次表から必要最小のものを選定いたします。

公称電圧 (k V)	定格 1 次電流 (A)	定格 2 次電流 (A)	形 式
66	100～4000	5	機器内蔵形
22	100～4000		モールド形

(ヘ) 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計およびしや断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ電圧計、電力計または無効電力量計等を取り付けます。

(ト) 保 護 装 置

電線路に短絡または地絡事故が発生した場合は、自動的に電路をしや断するものとし、保護装置として次のものを施設いたします。

- a 短絡保護継電器

- b 地絡保護継電器

なお、22 k V 電線路には、必要に応じ自動再閉路継電器を施設いたします。

ハ 電力保安通信設備

(イ) 通 則

a 電力保安通信用電話設備の施設

(a) 電力保安通信用電話設備は、電力設備の保安上および運用上必要な区間に施設いたします。

(b) 電力保安通信用電話の回線数は、原則として1回線といたします。

b 通 信 方 式

電力保安通信用電話設備は、原則として光ファイバケーブル搬送方式または通信ケーブル方式のうち、技術上、経済上最も適当な通信方式を採用いたします。

c 経過地の選定

通信線路の経過地は、地理的条件、保安および保守上の問題を考慮して、最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ロ) 架空通信線路

a 施 設 方 法

架空通信線路は、原則として使用電圧が35 k V未満の架空電線路への添架または他の架空通信線路への併架により施設いたします。

b 通信線の種類

架空通信線のうち、光ファイバケーブルには、原則としてポリエチレンシース吊線つき光ファイバケーブルを使用し、通信ケーブルには、原則としてポリエチレン絶縁ビニルシース吊線つき通信ケーブルを使用いたします。

(ハ) 地中通信線路

a 施 設 方 法

地中通信線路は、地中電線路の施設方法に準じて施設いたします。

b 通信線の種類

地中通信線のうち、光ファイバケーブルには、原則としてポリエチレンシース光ファイバケーブルを使用し、通信ケーブルには、原則としてポリエチレン絶縁ポリエチレンシース通信ケーブルを使用いたします。

(ニ) 送受信装置

光ファイバケーブル搬送方式で使用する送受信装置の伝送方式は、パルス符号変調方式といたします。

(ホ) 電話設備以外の情報伝送設備

電力保安通信用電話設備以外の情報伝送設備（給電用情報伝送設備、送電線保護用情報伝送設備等）の施設については、原則としてこの基

準を準用いたします。

電気事業法施行規則第 27 条第 2 項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 料金の算出の根拠

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第 52 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和 4 年 7 月 20 日開催）において、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格を参照した補正項を適用し最終保障供給料金を算定することと整理がなされたことにともない、当該内容を料金その他の供給条件に反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 20 条第 1 項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表

最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、最終保障供給料金の在り方について整理がなされたことから、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

現 行（令和4年8月1日実施）	変更後（令和4年9月1日実施予定）
電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 令和4年~~8~~月1日 実 施 四国電力送配電株式会社	電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 令和4年<u>9</u>月1日 実 施 四国電力送配電株式会社

現 行（令和4年8月1日実施）	変更後（令和4年9月1日実施予定）
電 気 最 終 保 障 供 給 約 款	電 気 最 終 保 障 供 給 約 款
目 次	目 次
I 総 則	I 総 則
1 適 用 1	1 適 用 1
2 最終保障供給約款の届出および変更 1	2 最終保障供給約款の届出および変更 1
3 定 義 1	3 定 義 1
4 単位および端数処理 3	4 単位および端数処理 3
5 実 施 細 目 3	5 実 施 細 目 3
II 契約の申込み	II 契約の申込み
6 需給契約の申込み 4	6 需給契約の申込み 4
7 需給契約の成立および契約期間 4	7 需給契約の成立および契約期間 4
8 需 要 場 所 5	8 需 要 場 所 5
9 需給契約の単位 6	9 需給契約の単位 6
10 供 給 の 開 始 6	10 供 給 の 開 始 6
11 供 給 の 単 位 6	11 供 給 の 単 位 6
12 供給電気方式，供給電圧および周波数 7	12 供給電気方式，供給電圧および周波数 7
13 承 諾 の 限 界 7	13 承 諾 の 限 界 7
14 需給契約書の作成 7	14 需給契約書の作成 7
III 契約種別および料金	III 契約種別および料金
15 契 約 種 別 8	15 契 約 種 別 8
16 最終保障電力A 8	16 最終保障電力A 8

現 行（令和４年８月１日実施）	変更後（令和４年９月１日実施予定）
17 最終保障電力Ｂ …………… 10	17 最終保障電力Ｂ …………… 10
18 最終保障予備電力 …………… ~~11~~	18 最終保障予備電力 …………… <u>12</u>
Ⅳ 料金の算定および支払い	Ⅳ 料金の算定および支払い
19 料金の適用開始の時期 …………… 14	19 料金の適用開始の時期 …………… 14
20 検 針 日 …………… 14	20 検 針 日 …………… 14
21 料金の算定期間 …………… 14	21 料金の算定期間 …………… 14
22 計 量 …………… 15	22 計 量 …………… 15
23 使用電力量の算定等 …………… 15	23 使用電力量の算定等 …………… 15
24 料 金 の 算 定 …………… 15	24 料 金 の 算 定 …………… 15
25 日 割 計 算 …………… 16	25 日 割 計 算 …………… 16
26 料金の支払義務の発生および支払期日 …………… 17	26 料金の支払義務の発生および支払期日 …………… 17
27 料金その他の支払方法 …………… 18	27 料金その他の支払方法 …………… 18
28 延 滞 利 息 …………… 18	28 延 滞 利 息 …………… 18
29 保 証 金 …………… 19	29 保 証 金 …………… 19
Ⅴ 使用および供給	Ⅴ 使用および供給
30 適正契約の保持 …………… 20	30 適正契約の保持 …………… 20
31 契 約 超 過 金 …………… 20	31 契 約 超 過 金 …………… 20
32 力 率 の 保 持 …………… 20	32 力 率 の 保 持 …………… 20
33 需要場所への立入りによる業務の実施 …………… 20	33 需要場所への立入りによる業務の実施 …………… 20
34 電気の使用にともなうお客さまの協力 …………… 21	34 電気の使用にともなうお客さまの協力 …………… 21
35 供 給 の 停 止 …………… 21	35 供 給 の 停 止 …………… 21
36 供給停止の解除 …………… 23	36 供給停止の解除 …………… 23
37 供給停止期間中の料金 …………… 23	37 供給停止期間中の料金 …………… 23

現 行（令和４年８月１日実施）	変更後（令和４年９月１日実施予定）
38 違 約 金 23	38 違 約 金 23
39 供給の中止または使用の制限もしくは中止 23	39 供給の中止または使用の制限もしくは中止 23
40 制限または中止の料金割引 23	40 制限または中止の料金割引 23
41 損害賠償の免責 25	41 損害賠償の免責 25
42 設 備 の 賠 償 26	42 設 備 の 賠 償 26
VI 契約の変更および消滅	VI 契約の変更および消滅
43 需給契約の変更 27	43 需給契約の変更 27
44 名 義 の 変 更 27	44 名 義 の 変 更 27
45 需給契約の消滅 27	45 需給契約の消滅 27
46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとまなう 工事費の精算 28	46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとまなう 工事費の精算 28
47 需給契約消滅後の債権債務関係 29	47 需給契約消滅後の債権債務関係 29
VII 供給方法および工事	VII 供給方法および工事
48 需給地点および施設 30	48 需給地点および施設 30
49 架 空 引 込 線 30	49 架 空 引 込 線 30
50 地 中 引 込 線 31	50 地 中 引 込 線 31
51 連接引込線等 32	51 連接引込線等 32
52 引込線の接続 32	52 引込線の接続 32
53 計量器等の取付け 32	53 計量器等の取付け 32
54 通信設備等の施設 33	54 通信設備等の施設 33
55 専用供給設備 33	55 専用供給設備 33
VIII 工事費の負担	VIII 工事費の負担

現 行（令和４年８月１日実施）	変更後（令和４年９月１日実施予定）
56 供給側接続設備の工事費負担金 35	56 供給側接続設備の工事費負担金 35
57 特別供給設備の工事費負担金 37	57 特別供給設備の工事費負担金 37
58 供給設備を変更する場合の工事費負担金 38	58 供給設備を変更する場合の工事費負担金 38
59 特別供給設備等の工事費の算定 39	59 特別供給設備等の工事費の算定 39
60 工事費負担金の申受けおよび精算 41	60 工事費負担金の申受けおよび精算 41
61 臨 時 工 事 費 42	61 臨 時 工 事 費 42
62 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更 される場合の費用の申受け 43	62 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更 される場合の費用の申受け 43
63 工事費等に関する契約書の作成 43	63 工事費等に関する契約書の作成 43
Ⅸ 保 安	Ⅸ 保 安
64 保 安 の 責 任 44	64 保 安 の 責 任 44
65 保安等に対するお客さまの協力 44	65 保安等に対するお客さまの協力 44
附 則 45	附 則 45
別 表 48	別 表 48
Ⅰ 総 則	Ⅰ 総 則
３ 定 義	３ 定 義
	<u>(12) 平均市場価格算定期間</u> <u>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）</u> <u>が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をい</u> <u>います。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、</u>

現 行（令和４年８月１日実施）	変更後（令和４年９月１日実施予定）
~~(12)~~ 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 ~~(13)~~ 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１日までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から１０月３１日までの期間、９月１日から１１月３０日までの期間、１０月１日から１２月３１日までの期間、１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。 ~~(14)~~ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第３６条第１項に定める賦課金をいいます。	<u>毎年１月２１日から２月２０日までの期間、２月２１日から３月２０日までの期間、３月２１日から４月２０日までの期間、４月２１日から５月２０日までの期間、５月２１日から６月２０日までの期間、６月２１日から７月２０日までの期間、７月２１日から８月２０日までの期間、８月２１日から９月２０日までの期間、９月２１日から１０月２０日までの期間、１０月２１日から１１月２０日までの期間、１１月２１日から１２月２０日までの期間または１２月２１日から翌年の１月２０日までの期間をいいます。</u> <u>(13)</u> 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 <u>(14)</u> 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１日までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から１０月３１日までの期間、９月１日から１１月３０日までの期間、１０月１日から１２月３１日までの期間、１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。 <u>(15)</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第３６条第１項に定める賦課金をいいます。

現 行（令和４年８月１日実施）	変更後（令和４年９月１日実施予定）
Ⅱ 契約の申込み 14 需給契約書の作成 当社は、お客さまとの間で、原則として需給開始前に、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	Ⅱ 契約の申込み 14 需給契約書の作成 当社は、お客さまとの間で、<u>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は</u>、原則として需給開始前に、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。 <u>なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。</u>
Ⅲ 契約種別および料金 16 最終保障電力 A (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表~~2~~（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表~~2~~（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表~~2~~（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表~~2~~（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	Ⅲ 契約種別および料金 16 最終保障電力 A (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表~~2~~（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表~~2~~（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表~~2~~（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表~~2~~（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表~~2~~（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表~~2~~（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表~~2~~（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引い

現 行（令和4年8月1日実施）				変更後（令和4年9月1日実施予定）					
イ 基 本 料 金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。				<u>たものとし、別表2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。</u> イ 基 本 料 金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。					
契 約 電 力 1キロワット につき		標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1,855 円 55 銭	契 約 電 力 1キロワット につき		標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1,855 円 55 銭		
		標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	2,060 円 45 銭			標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	2,060 円 45 銭		
		標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,021 円 48 銭			標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,021 円 48 銭		
ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。				ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。					
			夏 季 料 金	その他季料金				夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワッ ト時につき		標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 96 銭	16 円 54 銭	1 キロワッ ト時につき		標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 96 銭	16 円 54 銭
		標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 27 銭	14 円 14 銭			標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 27 銭	14 円 14 銭

現 行（令和４年８月１日実施）					変更後（令和４年９月１日実施予定）				
		受ける場合					受ける場合		
		標準電圧 60,000 ボルトで供給を 受ける場合	15 円 05 銭	13 円 90 銭			標準電圧 60,000 ボルトで供給を 受ける場合	15 円 05 銭	13 円 90 銭
ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表~~2~~（平均力率の算定）によるものといたします。 なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85 パーセントとみなします。					ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表~~4~~（平均力率の算定）によるものといたします。 なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85 パーセントとみなします。				
17 最終保障電力Ｂ (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表~~2~~（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表~~2~~（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表~~2~~（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表~~2~~（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。					17 最終保障電力Ｂ (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表~~3~~（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表~~3~~（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表~~3~~（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表~~3~~（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場				

現 行（令和４年８月１日実施）				変更後（令和４年９月１日実施予定）																																							
イ 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td rowspan="3">契 約 電 力 １キロワット につき</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">2,179円88銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">2,113円25銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">2,074円28銭</td></tr></table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td>１ キロワ ッ ト時につき</td><td>標準電圧 6,000 ボ ルトで供給を受 ける場合</td><td>15 円 68 銭</td><td>14 円 51 銭</td></tr></table>				契 約 電 力 １キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,179円88銭		標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	2,113円25銭		標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,074円28銭				夏 季 料 金	その他季料金	１ キロワ ッ ト時につき	標準電圧 6,000 ボ ルトで供給を受 ける場合	15 円 68 銭	14 円 51 銭	<u>価格調整単価が、別表２（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表２（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表２（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表２（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表２（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。</u> イ 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td rowspan="3">契 約 電 力 １キロワット につき</td><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">2,179円88銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">2,113円25銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">2,074円28銭</td></tr></table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td>１ キロワ ッ ト時につき</td><td>標準電圧 6,000 ボ ルトで供給を受 ける場合</td><td>15 円 68 銭</td><td>14 円 51 銭</td></tr></table>				契 約 電 力 １キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,179円88銭		標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	2,113円25銭		標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,074円28銭				夏 季 料 金	その他季料金	１ キロワ ッ ト時につき	標準電圧 6,000 ボ ルトで供給を受 ける場合	15 円 68 銭	14 円 51 銭
契 約 電 力 １キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,179円88銭																																									
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	2,113円25銭																																									
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,074円28銭																																									
		夏 季 料 金	その他季料金																																								
１ キロワ ッ ト時につき	標準電圧 6,000 ボ ルトで供給を受 ける場合	15 円 68 銭	14 円 51 銭																																								
契 約 電 力 １キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2,179円88銭																																									
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	2,113円25銭																																									
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,074円28銭																																									
		夏 季 料 金	その他季料金																																								
１ キロワ ッ ト時につき	標準電圧 6,000 ボ ルトで供給を受 ける場合	15 円 68 銭	14 円 51 銭																																								

電気最終保障供給約款 新旧比較表

現 行（令和４年８月１日実施）					変更後（令和４年９月１日実施予定）				
		標準電圧 20,000 ボルトで供給を 受ける場合	14 円 41 銭	13 円 38 銭			標準電圧 20,000 ボルトで供給を 受ける場合	14 円 41 銭	13 円 38 銭
		標準電圧 60,000 ボルトで供給を 受ける場合	14 円 19 銭	13 円 18 銭			標準電圧 60,000 ボルトで供給を 受ける場合	14 円 19 銭	13 円 18 銭
ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表~~2~~（平均力率の算定）によるものといたします。 なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85 パーセントとみなします。					ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表~~4~~（平均力率の算定）によるものといたします。 なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85 パーセントとみなします。				
18 最終保障予備電力 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表~~2~~（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表~~2~~（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表~~2~~（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表~~2~~（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。					18 最終保障予備電力 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表~~3~~（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表~~3~~（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表~~3~~（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表~~3~~（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホに				

現 行（令和４年８月１日実施）	変更後（令和４年９月１日実施予定）
イ 基 本 料 金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の１０パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。 なお、基本料金は、常時供給分の基本料金とあわせて算定いたします。 ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。 なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。	<u>よって算定された市場価格調整単価が、別表２（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表２（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表２（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表２（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表２（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。</u> イ 基 本 料 金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の１０パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。 なお、基本料金は、常時供給分の基本料金とあわせて算定いたします。 ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。 なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

現 行（令和4年8月1日実施）	変更後（令和4年9月1日実施予定）
19 料金の適用開始の時期 料金は、~~需給契約書に記載された~~需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。	19 料金の適用開始の時期 料金は、<u>あらかじめ定めた</u>需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。
23 使用電力量の算定等 (2) 20（検針日）(2)または(3)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表~~4~~（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。 (4) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表~~4~~（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。ただし、その1月の使用電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの使用電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの使用電力量は、原則として、別表~~4~~（使用電力量等の協定）(2)を基準として定め、定めた値を、計量された使用電力量といたします。	23 使用電力量の算定等 (2) 20（検針日）(2)または(3)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表<u>5</u>（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。 (4) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表<u>5</u>（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。ただし、その1月の使用電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの使用電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの使用電力量は、原則として、別表<u>5</u>（使用電力量等の協定）(2)を基準として定め、定めた値を、計量された使用電力量といたします。

現 行（令和４年８月１日実施）	変更後（令和４年９月１日実施予定）
Ⅷ 工事費の負担 56 供給側接続設備の工事費負担金 (3) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 イ 供給側接続設備 需給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の需給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る電線および引込線等をいいます。 ロ 工事こう長 別表~~5~~（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、１メートルとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。	Ⅷ 工事費の負担 56 供給側接続設備の工事費負担金 (3) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 イ 供給側接続設備 需給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の需給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る電線および引込線等をいいます。 ロ 工事こう長 別表<u>6</u>（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、１メートルとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。
附 則	附 則
１ 実 施 期 日 この最終保障供給約款は、令和４年~~8~~月１日から実施いたします。	１ 実 施 期 日 この最終保障供給約款は、令和４年<u>9</u>月１日から実施いたします。

現 行（令和４年８月１日実施）	変更後（令和４年９月１日実施予定）
３ 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合の使用電力量および最大需要電力については、次のとおりといたします。 イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、へおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日における 30 分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における 30 分最大需要電力計の読みといたします。）によります。 なお、乗率を有する 30 分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 ハ 計量器の読みは、次によります。 (イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 (ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 (ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30 分最	３ 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合の使用電力量および最大需要電力については、次のとおりといたします。 イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、へおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日における 30 分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における 30 分最大需要電力計の読みといたします。）によります。 なお、乗率を有する 30 分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 ハ 計量器の読みは、次によります。 (イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 (ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 (ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30 分最

現 行（令和4年8月1日実施）	変更後（令和4年9月1日実施予定）
大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 ヘ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。 (イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表~~4~~（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。	大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 ヘ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。 (イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表~~5~~（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
	<u>4 損失率または託送料金率の変更にとまなう切替措置</u> 別表2（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。
	<u>5 この最終保障供給約款の実施にとまなう切替措置</u> 令和4年9月1日に支払義務が発生する料金および20（検針日）(1)に

現 行（令和４年８月１日実施）	変更後（令和４年９月１日実施予定）
	<u>において、当社がお客さまにあらかじめ検針日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、令和４年９月２日から令和４年９月３０日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表２（市場価格調整）（１）ホにかかわらず、零といたします。</u>
別 表	別 表
１ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 （１） 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第３６条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を~~あらかじめ~~ ~~当社の事務所に掲示~~いたします。	１ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 （１） 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第３６条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、<u>インターネットを利用する方法等によりお知らせ</u>いたします。 ２ 市場価格調整 <u>（１） 市場価格調整額の算定</u> <u>イ 平均市場価格</u> <u>１キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価</u>

現 行（令和４年８月１日実施）	変更後（令和４年９月１日実施予定）
	<u>格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。</u> <u>なお、平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。</u> <u>ロ 損 失 率</u> <u>託送供給等約款 31（損失率）に定める値といたします。</u> <u>ハ 託送料金率</u> <u>(イ) 高压で電気の供給を受ける場合</u> <u>託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3) ロ(イ) c (b)に定める料金率といたします。</u> <u>(ロ) 特別高压で電気の供給を受ける場合</u> <u>託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3) ハ(イ) c (b)に定める料金率といたします。</u> <u>ニ 補正後平均市場価格</u> <u>１キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。</u> <u>なお、補正後平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。</u> $ \begin{array}{lcl} \text{補正後平均} & \text{イによって算定され} & \\ \text{市 場 価 格} & \text{た平均市場価格(消費} & \\ & \text{税等相当額を加えた} & \times \frac{1}{1 - \text{ロの損失率}} \\ & \text{ものいたします。)} & \end{array} $

現 行（令和4年8月1日実施）	変更後（令和4年9月1日実施予定）																									
	＋　ハの託送料金率 ホ 市場価格調整単価 市場価格調整単価は，次によって算定された値といたします。 (イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円52銭を下回る場合 市場価格調整単価は，次のとおりといたします。 a 最終保障電力A <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="3">1 キロワッ ト時につき</td><td>標準電圧 6,000 ボ ルトで供給を受 ける場合</td><td>2 円 63 銭</td><td>2 円 39 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルトで供給を 受ける場合</td><td>2 円 15 銭</td><td>2 円 02 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給を 受ける場合</td><td>2 円 14 銭</td><td>1 円 96 銭</td></tr></table> b 最終保障電力B <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="2">1 キロワッ ト時につき</td><td>標準電圧 6,000 ボ ルトで供給を受 ける場合</td><td>2 円 19 銭</td><td>2 円 07 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 20,000 ボルトで供給を</td><td>1 円 96 銭</td><td>1 円 86 銭</td></tr></table>			夏 季 料 金	その他季料金	1 キロワッ ト時につき	標準電圧 6,000 ボ ルトで供給を受 ける場合	2 円 63 銭	2 円 39 銭	標準電圧 20,000 ボルトで供給を 受ける場合	2 円 15 銭	2 円 02 銭	標準電圧 60,000 ボルトで供給を 受ける場合	2 円 14 銭	1 円 96 銭			夏 季 料 金	その他季料金	1 キロワッ ト時につき	標準電圧 6,000 ボ ルトで供給を受 ける場合	2 円 19 銭	2 円 07 銭	標準電圧 20,000 ボルトで供給を	1 円 96 銭	1 円 86 銭
		夏 季 料 金	その他季料金																							
1 キロワッ ト時につき	標準電圧 6,000 ボ ルトで供給を受 ける場合	2 円 63 銭	2 円 39 銭																							
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を 受ける場合	2 円 15 銭	2 円 02 銭																							
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を 受ける場合	2 円 14 銭	1 円 96 銭																							
		夏 季 料 金	その他季料金																							
1 キロワッ ト時につき	標準電圧 6,000 ボ ルトで供給を受 ける場合	2 円 19 銭	2 円 07 銭																							
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を	1 円 96 銭	1 円 86 銭																							

現 行（令和4年8月1日実施）		変更後（令和4年9月1日実施予定）										
		受ける場合										
		標準電圧 60,000	1 円 94 銭	1 円 85 銭								
		ボルトで供給を										
		受ける場合										
	(ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円 52 銭以上となり， かつ，1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合 市場価格調整単価は， 零といたします。											
	(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合 市場価格調整単価は，補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。											
	へ 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，(ロ)および(ハ)の場合を除き，次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均市場価格算定期間</th><th>市場価格調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年1月 21 日から2月 20 日までの期間</td><td>その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年2月 21 日から3月 20 日までの期間</td><td>その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年3月 21 日から4月 20</td><td>その年の5月の検針日から6月の</td></tr></table>					平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年1月 21 日から2月 20 日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年2月 21 日から3月 20 日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	毎年3月 21 日から4月 20
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間											
毎年1月 21 日から2月 20 日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間											
毎年2月 21 日から3月 20 日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間											
毎年3月 21 日から4月 20	その年の5月の検針日から6月の											

現 行（令和4年8月1日実施）	変更後（令和4年9月1日実施予定）	
	<u>日までの期間</u>	<u>検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年4月21日から5月20</u>	<u>その年の6月の検針日から7月の</u>
	<u>日までの期間</u>	<u>検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年5月21日から6月20</u>	<u>その年の7月の検針日から8月の</u>
	<u>日までの期間</u>	<u>検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年6月21日から7月20</u>	<u>その年の8月の検針日から9月の</u>
	<u>日までの期間</u>	<u>検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年7月21日から8月20</u>	<u>その年の9月の検針日から10月の</u>
	<u>日までの期間</u>	<u>検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年8月21日から9月20</u>	<u>その年の10月の検針日から11月の</u>
	<u>日までの期間</u>	<u>検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年9月21日から10月20</u>	<u>その年の11月の検針日から12月の</u>
	<u>日までの期間</u>	<u>検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年10月21日から11月</u>	<u>その年の12月の検針日から翌年の</u>
	<u>20日までの期間</u>	<u>1月の検針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年11月21日から12月</u>	<u>翌年の1月の検針日から2月の検</u>
	<u>20日までの期間</u>	<u>針日の前日までの期間</u>
	<u>毎年12月21日から翌年の</u>	<u>翌年の2月の検針日から3月の検</u>
	<u>1月20日までの期間</u>	<u>針日の前日までの期間</u>
(ロ) <u>記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。</u>		

現 行（令和４年８月１日実施）	変更後（令和４年９月１日実施予定）
	<u>(ハ) 検針日が毎月１日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。</u> <u>ト 市場価格調整額</u> <u>市場価格調整額は、その１月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。</u> <u>(2) 調整基準単価</u> <u>調整基準単価は、16（最終保障電力Ａ）(3)ロまたは 17（最終保障電力Ｂ）(3)ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表３（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表３（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。</u> <u>(3) 市場価格調整単価のお知らせ</u> <u>当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</u>
2 燃 料 費 調 整 (3) 燃料費調整単価等の~~揭示~~ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当	3 燃 料 費 調 整 (3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当

現 行（令和4年8月1日実施）	変更後（令和4年9月1日実施予定）
たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を~~当社の事務所に掲示~~いたします。	たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を，<u>インターネットを利用する方法等によりお知らせ</u>いたします。
~~3~~ 平均力率の算定	<u>4</u> 平均力率の算定
~~4~~ 使用電力量等の協定	<u>5</u> 使用電力量等の協定
~~5~~ 標準設計基準	<u>6</u> 標準設計基準

3 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

最終保障供給料金における電力量料金の算出につきましては、第 52 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和 4 年 7 月 20 日開催）において、現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格高騰時はプラスの補正項を反映し、市場価格下落時はマイナスの補正項を反映すると整理されたことを踏まえ、次のとおり算定することといたしました。

市場価格高騰時は、市場価格の平均（当社が定める算定期間におけるエリアプライスの平均〔以下「平均市場価格」といいます。〕といたします。）に消費税等相当額および当社の託送供給等約款に定める高圧または特別高圧で供給する場合の損失率を加味し、当社の託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける電力量料金の料金率を加えた金額（以下「補正後平均市場価格」といいます。）が、最終保障電力 A または最終保障電力 B における電力量料金の料金率に燃料費調整制度における燃料費調整単価を加えた金額（以下「最終保障電力量料金価格」といいます。）を上回る場合は、補正後平均市場価格から、最終保障電力量料金価格を差し引いた金額をプラスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金に補正項で算定された金額を加えて算出することといたしました。

また、市場価格下落時は、平均市場価格が、令和元年度から令和 3

年度の間における市場価格の1月あたりの平均のうち最も安い価格を下回る場合は、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bにおける電力量料金の料金率から当社の供給区域内で高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の小売電気事業者が設定する標準的な料金メニューにおける電力量料金の料金率を差し引いた金額をマイナスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金から補正項で算定された金額を差し引いて算出することといたしました。

最終保障供給約款変更届出書

令和4年8月10日

九州電力送配電株式会社

最終保障供給約款変更届出書

契託制第15号
令和4年8月10日

経済産業大臣 萩生田光一 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第20条第1項の規定により、次のとおり最終保障供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙 電気最終保障供給約款のとおりであります。
実施期日	令和4年9月1日

別 紙

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

令和 4 年 9 月 1 日 実施

九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	最終保障供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	4
5	実 施 細 目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	9
10	供 給 の 開 始	9
11	供 給 の 単 位	9
12	承 諾 の 限 界	10
13	需給契約書等の作成	10
III	契約種別および料金	11
14	契 約 種 別	11
15	最終保障電力 A	11
16	最終保障電力 B	14
17	最終保障予備電力	18
IV	料金の算定および支払い	21
18	料金の適用開始の時期	21

19	検 針 日	21
20	料金の算定期間	22
21	使用電力量等の計量	22
22	料 金 の 算 定	26
23	日 割 計 算	26
24	料金の支払義務および支払期日	27
25	料金その他の支払方法	29
26	保 証 金	30
V	使用および供給	33
27	適正契約の保持	33
28	契 約 超 過 金	33
29	力 率 の 保 持	33
30	需要場所への立入りによる業務の実施	34
31	電気の使用にともなうお客さまの協力	35
32	供 給 の 停 止	35
33	供給停止の解除	37
34	供給停止期間中の料金	37
35	違 約 金	37
36	供給の中止または使用の制限もしくは中止	38
37	制限または中止の料金割引	38
38	損害賠償の免責	41
39	設 備 の 賠 償	41
VI	契約の変更および終了	42
40	需給契約の変更	42
41	名 義 の 変 更	42
42	需給契約の消滅	42

43	需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算	43
44	解 約 等	44
45	需給契約消滅後の債権債務関係	45
VII	供給方法および工事	46
46	需給地点および施設	46
47	架空引込線	47
48	地中引込線	47
49	接続引込線等	49
50	引込線の接続	49
51	計量器等の取付け	49
52	通信設備の施設	50
53	専用供給設備	51
VIII	工事費の負担	53
54	一般供給設備の工事費負担金	53
55	特別供給設備の工事費負担金	58
56	供給設備を変更する場合の工事費負担金	59
57	特別供給設備等の工事費の算定	60
58	工事費負担金の申受けおよび精算	63
59	臨時工事費	64
60	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	65
61	工事費負担金契約書の作成	66
IX	保 安	67
62	保安の責任	67
63	保安等に対するお客さまの協力	67

附	則		69
別	表		70

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。

福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県

2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

- (2) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

- (3) 特 別 高 圧

標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルトをいいます。

(4) 電 灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(5) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(6) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 契 約 使 用 期 間

契約上使用できる期間をいいます。

(10) 最 大 需 要 電 力

需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(11) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日

までの期間， 9 月21日から10月20日までの期間， 10月21日から11月20日までの期間， 11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の 1 月20日までの期間をいいます。

(16) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第 1 項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は， 1 キロワットとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は， 1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は， 1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は， 1 円とし，その端数は，切り捨てます。

5 実 施 細 目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は，この最終保障供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
- (4) お客さまが電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続（以下「連系」といいます。）して使用される場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしがたい，かつ，当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお，当社が託送供給等約款を変更した場合には，変更後の託送供給等約款によります。）別冊系統連系技術要件および発電設備系統連系サービス要綱を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らか

にいただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

なお、契約使用期間は、1年をこえない範囲でお客さまと当社との協議によって定めます。

8 需 要 場 所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。

イ 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ) 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ) 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。

(4) (1)に定める1構内、(1)イに定める1建物、(2)に定める隣接する複数の

構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1 需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。

(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、41（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、41（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1 需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがない

こと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、最終保障電力 A または最終保障電力 B と最終保障予備電力とをあわせて契約する場合
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。
- (3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する 2 以上の需給地点において常時電気の供給を受けていると認められるお客さまと当社との協議によって、一括して1 需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(2)または(3)の場合
- (2) 17（最終保障予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合
- (3) 49（接続引込線等）の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
- (4) 54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)cの方式のお客さまに電気を供給する場合
- (5) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書等の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

また、当社は、36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）および63（保安等に対するお客さまの協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 最終保障電力A
- (2) 最終保障電力B
- (3) 最終保障予備電力

15 最終保障電力A

- (1) 適 用 範 囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(i) a または b を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

- (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。

契約電力 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
契約電力 2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
契約電力 10,000キロワット以上	標準電圧 60,000ボルト

(3) 契 約 電 力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定さ

れた離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表4（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表4（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表4（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表4（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2, 4 5 5 円 2 0 銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2, 3 2 3 円 2 0 銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2, 2 4 4 円 0 0 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 5 円 0 3 銭	1 3 円 9 1 銭
	標 準 電 圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	1 3 円 7 3 銭	1 2 円 7 4 銭
	標 準 電 圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	1 3 円 6 1 銭	1 2 円 6 2 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表5（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16 最終保障電力B

(1) 適 用 範 囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

- ロ 使用する付帯電灯について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(i) a または b を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。
- (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，契約電力に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。

契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト
契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	100,000ボルト

(3) 契 約 電 力

イ 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，最大需要電力の実績，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発

電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表4 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表4 (市場価格調整) (1)ホ(イ)となる場合は、別表4 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表4 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表4 (市場価格調整) (1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表4 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標 準 電 圧 6,000ボルトで供給 を受ける場合	2, 4 5 5 円 2 0 銭
	標 準 電 圧 20,000ボルトで供給 を受ける場合	2, 3 2 3 円 2 0 銭
	標 準 電 圧 60,000ボルトで供給 を受ける場合	2, 2 4 4 円 0 0 銭
	標 準 電 圧 100,000ボルトで供給 を受ける場合	2, 1 6 4 円 8 0 銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、
夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 4 円 4 5 銭	1 3 円 3 8 銭
	標 準 電 圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	1 3 円 2 7 銭	1 2 円 3 0 銭
	標 準 電 圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	1 3 円 1 3 銭	1 2 円 1 9 銭
	標 準 電 圧 100,000ボルト で供給を受ける場合	1 3 円 0 1 銭	1 2 円 0 6 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表5（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割

増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17 最終保障予備電力

(1) 適 用 範 囲

最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があつて、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は、最終保障予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表 4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 4（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 4（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 4（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 4（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受け、かつ、高圧で予備電力の供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものいたします。

(イ) 予 備 線

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で常時供給を受ける場合	9 2 円 4 0 銭
	特別高圧で常時供給を受ける 場合	7 9 円 2 0 銭

(ロ) 予 備 電 源

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で常時供給を受ける場合	1 1 8 円 8 0 銭
	特別高圧で常時供給を受ける 場合	1 3 2 円 0 0 銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものいたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものいたします。

IV 料金の算定および支払い

18 料金の適用開始の時期

料金は、あらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。

19 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものいたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。

20 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

21 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(7)および(11)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則とし

て消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

イ 19(検針日)(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、22(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 19(検針日)(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、22(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 19(検針日)(6)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、22(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそ

それぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ニ 19（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(10)および(11)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

(3) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

(4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(5) 使用電力量または最大需要電力は、(4)にかかわらず、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電

力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

- (6) 当社は、検針の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (7) 当社は、料金の算定期間内であっても、当社が必要と認める場合は、計量値の確認をすることがあります。この場合の計量は、計量値を確認する日（以下「確認日」といいます。）における電力量計の読みにもとづき、(1)に準じて確認日の前後の使用電力量を算定し、その合計値を料金の算定期間における使用電力量といたします。
- (8) 最終保障電力Aまたは最終保障電力Bの料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合で、(7)により計量値を7月1日または10月1日に確認するときは、夏季およびその他季の使用電力量は、その値によります。
- (9) 最終保障電力Aまたは最終保障電力Bの料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（(8)の場合を除きます。）には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

なお、(7)により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（(8)の場合を除きます。）は、確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と、夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を、夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。

- (10) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における最大需要電力は、(11)の場合を除き、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたし

ます。

- (11) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表 6（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

22 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 20（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日上回り、または下回るとき。

ニ 20（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

23 日 割 計 算

- (1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。
- また、22（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
- イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその 1 月から変更後の力率によります。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

24 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。
- イ 19（検針日）(6)の場合の料金または 21（使用電力量等の計量）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、21（使用電力量等の計量）(1)イの場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生いたし

ます。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日に発生いたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日に発生いたします。

(2) お客様の料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ お客様が、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合

ロ お客様が、破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ハ お客様が、強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ニ お客様が、公租公課の滞納処分を受けた場合

(3) お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおりといたします。

イ お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）については、お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していな

い料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

- (4) お客さまが(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

25 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等により支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

この場合、料金の口座振替日は24（料金の支払義務および支払期日）(2)にかかわらず、当社の指定した日といたします。

ただし、24（料金の支払義務および支払期日）(2)イからニまでに該当する場合、この支払方法は適用いたしません。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等

に払い込まれたときといたします。

- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 19（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

26 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払わないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。

なお、(5)または(6)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて契約期間満了の日以降60日目の日までの預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

(5) (4)により保証金を料金に充当する場合は、あらためて(1)および(2)によって算定した保証金を預けていただきます。ただし、預託中の保証金に残額がある場合は、(1)および(2)によって算定した保証金との差額を預けていただきます。

(6) 当社は、保証金を預けられているお客さまが、その預託期間中に契約電力を増加される場合は、あらためて(1)および(2)によって算定した保証金を預けていただきます。ただし、この場合には、預託中の保証金との差額を預けていただきます。

(7) 当社は、保証金について利息を付しません。

(8) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても、保証金をお返しする

ことがあります。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に
充当したときは、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

27 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

28 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

29 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進相用コンデンサの開放により、進み力率となら

ないようにしていただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、お客さまに進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただきます。

なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

30 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 63（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 32（供給の停止）、42（需給契約の消滅）または44（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは

は終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

31 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に連系して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、発電設備系統連系サービス要綱によります。

32 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

- ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ 50（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き、供給停止の5日前までに予告いたします。
- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合（ただし、24〔料金の支払義務および支払期日〕(2)イからニまでに該当するときは、お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合といたします。）
 - ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
 - ニ 30（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員

の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 31（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

- (4) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で、当社がその改善を求めても、27（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じただけでないときには、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (5) お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (6) (1)から(5)によって供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を停止するために適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

33 供給停止の解除

32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

34 供給停止期間中の料金

32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を23（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

35 違 約 金

- (1) お客さまが32（供給の停止）(3)ロまたはハに該当し、そのために料金

の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

- (2) (1)の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

36 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

37 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

(イ) 割 引 の 対 象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割 引 率

1月中の制限し，または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，1日のうち延べ1時間以上制限し，または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 割 引 の 対 象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割 引 率

1月中の制限し，または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，1時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、

a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

38 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (2) 36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (3) お客さまが6（需給契約の申込み）(5)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。
- (4) 32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または44（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

39 設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能な場合
修 理 費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

40 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

41 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

42 需給契約の消滅

(1) 需給契約は、次の場合を除き、契約期間満了の日の経過によって消滅いたします。

なお、この場合の需給契約の消滅日は契約期間満了の日の翌日といたします。

イ お客さまが、契約期間満了前にこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、次の場合を除き、廃止期日に需給契約は消滅するものいたします。この場合には、あらかじめその廃止期日を定めて、当社へ文書により通知していただき、当社は、原則としてその廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきま

す。

(イ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

(ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ロ 44（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

(2) 当社は、原則として契約期間満了の日の翌日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

43 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとまなう工事費の精算

当社は、次の場合には、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、お客さまが引き続き当該供給設備を利用される場合（(2)の場合を除きます。）、当該供給設備の利用を開始される際に54（一般供給設備の工事費負担金）(5)の工事費負担金もしくは臨時工事費を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

(1) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで需給契約が消滅する場合には、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたこととともない新たに施設された供給設備（54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)ロの施設後3年以内の配電設備を含みます。）について、施設後3年以内の配電設備について54（一般供給設備の工事費負担金）(5)により算定した工事費負担金および新た

に施設された供給設備について59（臨時工事費）により算定した臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設された供給設備（54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)ロの施設後3年以内の配電設備を含みます。）のうち減少契約電力に見合う部分について、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)により算定した工事費（特別高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）および59（臨時工事費）により算定した臨時工事費（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設された供給設備（54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)ロの施設後3年以内の配電設備を含みます。）について、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)により算定した工事費（54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)ロの施設後3年以内の配電設備に限ります。）、59（臨時工事費）により算定した臨時工事費（54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)ロの施設後3年以内の配電設備を除きます。）およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定し、または増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

44 解 約 等

- (1) 32（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、42（需給契約の消滅）(1)イによる通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

45 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法および工事

46 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 48（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお

客さまの建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

47 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。
- (2) 引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で利用できるものといたします。

48 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線

路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ 鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，55（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

49 連 接 引 込 線 等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）によって当社の電線路とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

50 引 込 線 の 接 続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行いません。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける工事を含みます。）およびこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

51 計 量 器 等 の 取 付 け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の 2 次配線ならびに計量器の読みを遠隔検針する場合の通信装置および通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の 2 次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。

- (2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で利用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し，同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には，当社は，実費を申し受けます。

52 通信設備の施設

- (1) 系統運用上必要な電力保安通信用電話設備は，お客さまの負担により，お客さまで施設していただきます。
- (2) 系統運用上必要な給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等は，次のとおりといたします。

イ 給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等は，原則として当社の所有とし，当社で施設いたします。

ロ 給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等の施設場所は，施設工事，検査および保守点検作業が容易な場所とし，お客さまと当社との協議により定めます。

なお，給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等の施設場所および必要な電源は，お客さまから無償で提供していただきます。

- (3) 当社の通信設備とお客さまの通信設備との接続点は，原則として需要場所内の地点とし，お客さまと当社との協議により定めます。ただし，山間地，離島等の場合，その他特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，需要場所以外の地点を通信設備の接続点とすることがあります。

- (4) (3)の接続点から当社側の通信設備は、原則として当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- (5) お客様の希望によって当社の通信設備の位置変更工事をする場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。

53 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、55（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客様の専用設備として供給設備を施設いたします。
- イ お客様がとくに希望され、かつ、他のお客様への供給に支障がないと認められる場合
- ロ 31（電気の使用にともなうお客様の協力）の場合
- ハ お客様の施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客様のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位の電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限り、ます。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) 当社は、供給設備を2以上のお客様が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客様にも承諾をいただいたときに限ります。

- イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される時。
- ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工 事 費 の 負 担

54 一般供給設備の工事費負担金

(1) 高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。ただし、契約使用期間が1年未満のお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、59（臨時工事費）によるものといたします。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,410円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,170円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

ロ 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担

金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数に乗じてえた値といたします。

- (ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

- (イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

- (ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\begin{aligned} \text{架空配電設備の超過こう長} = & \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長} \right) \\ & \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}} \end{aligned}$$

- (2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。ただし、契約使用期間が

1 年未満のお客さまが，供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は，(5)および59（臨時工事費）によるものといたします。

(イ) 工 事 費

a 架空配電設備の場合

（工事こう長 100メートル当たり）

新増加契約電力 1 キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給 を受ける場合	5 5 0 円 0 0 銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給 を受ける場合	1 7 6 円 0 0 銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給 を受ける場合	1 1 0 円 0 0 銭

なお，標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で供給を受ける場合は，その工事に要した費用の全額といたします。

b 地中配電設備の場合

（工事こう長 100メートル当たり）

新増加契約電力 1 キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給 を受ける場合	6 7 1 円 0 0 銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給 を受ける場合	5 3 9 円 0 0 銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給 を受ける場合	3 3 0 円 0 0 銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で供給を受ける場合は，その工事に要した費用の全額といたします。

- c スポットネットワーク方式のお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、次の算式によって算定いたします。

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術上、経済上必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

$$b \text{ の工事費単価} \times \{100\% + 20\% \times (\text{利用回線数} - 1)\}$$

(ロ) 当 社 負 担 額

新増加契約電力 1 キロワットにつき	5,500 円 00 銭

- ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、施設後3年以内（その配電設備について法令に定められた検査を要する場合はその設備の検査合格の日〔仮合格の場合は仮合格の日といたします。〕、その他の場合はその設備の使用開始の日から3年目の同月同日の前日までの期間をいいます。）の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。
- (3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、次のとおりといたします。
- イ 需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備
- ロ 送電線路から特別高圧配電設備を分岐する場合は、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点までの特別高圧配電設備

- (4) (2)により工事費負担金の対象としたお客さまが、契約電力の減少後再び契約電力を増加される場合で、当初に工事費負担金の対象とした配電設備を施設後3年以内に利用されることとなるときには、当初に工事費負担金の対象とした契約電力までは工事費負担金の対象といたしません。
- (5) 契約使用期間が1年未満のお客さまが、(2)ロの施設後3年以内の配電設備（既に臨時工事費を申し受けている配電設備を除きます。）を契約使用期間に限って利用される場合は、(2)イ(イ)により算定した工事費を工事費負担金として申し受けます。
- (6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、それぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配 電 設 備

発電所、変電所または送電線路（発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、保安装置およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）および電力保安通信設備等を含みます。

ロ 工 事 こ う 長

別表8（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (7) Ⅷ（工事費の負担）の各項における契約電力を増加される場合には、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合を含みます。

55 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。ただし，契約使用期間が1年未満のお客さまが，供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は，54（一般供給設備の工事費負担金）(5)および59（臨時工事費）によるものといたします。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (i) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合
- (ii) 標準設計による配電設備以外の配電設備により供給する場合
- (iii) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また，この場合も54（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ 架空配電設備で供給できるにもかかわらず，お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は，(i)または(ii)の金額

- (i) 標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も54（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- (ii) 需給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業

等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は、(イ)にかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額

ハ 53（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、53（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(2) お客さまが17（最終保障予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。ただし、契約使用期間が1年未満のお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、54（一般供給設備の工事費負担金）(5)および59（臨時工事費）によるものといたします。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、54（一般供給設備の工事費負担金）(3)に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、53（専用供給設備）(2)によるものといたします。

56 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、50（引込線の接続）、51（計量器等の取付け）または52（通信設備の施設）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金

として申し受けます。

- (2) 31（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

57 特別供給設備等の工事費の算定

55（特別供給設備の工事費負担金）および56（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は、工事費に含みません。ただし、架空配電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

ニ 架空配電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みま

す。

ホ 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。

ヘ 建設分担関連費は、工事期間が12月以上を要し、かつ、工事費が50億円以上の場合に限り、工事費に含みます。

ト お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、59（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

なお、55（特別供給設備の工事費負担金）(1)イの標準設計工事費をこえる金額は、実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものといたします。

(3) 55（特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(イ)の場合で、その工事費を54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イまたは54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- (5) 当社が特別高圧で供給する電気について、施設後 3 年以内の配電設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に準じて算定いたします。

- (6) 55（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合の工事費は、次のとおりといたします。

イ 高圧で供給する場合

54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、(1)および(2)にかかわらず、その工事費を 54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ロ 特別高圧で供給する場合

お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、(1)にかかわらず、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)によって算定いたします。

なお、17（最終保障予備電力）によって電気の供給を受ける場合で、配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)の該当欄の単価の 20 パーセントを適用して算定いたします。

(7) 高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)の場合を除きます。）は、(1)および(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(8) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、54（一般供給設備の工事費負担金）または55（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、55（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

58 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。

(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成后すみやかに精算するものといたします。

イ 54（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 55（特別供給設備の工事費負担金）（54〔一般供給設備の工事費負担金〕(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)イ(イ)に定める工事費単価によって工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および56（供

給設備を変更する場合の工事費負担金)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

- a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合または主要材料の数量の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
- c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

原則としてすべての場合

- (3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の施設後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

59 臨時工事費

- (1) 契約使用期間が1年未満のお客さまが、そのお客さまのために新たに施設された供給設備を契約使用期間に限って利用される場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、工事着手前に申し受けま

す。

ただし、新たに施設する供給設備（高圧で電気の供給を受ける場合に

限ります。)のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(2) 臨時工事費は、次の算式により算定した金額といたします。

なお、変圧器ならびに機器の余裕を利用して申込みに応ずるものについては、変圧器損耗料を申し受けません。

イ 高圧で電気の供給を受ける場合

新設材料費（変圧器、開閉器等の機器を除きます。）

×50パーセント＋新設工費＋撤去工費＋変圧器損耗料＋諸掛り

この場合、変圧器（開閉器、避雷器、断路器、コンデンサ等を含みます。）損耗料については、契約使用期間を通じてその価額の5パーセントといたします。

ロ 特別高圧で電気の供給を受ける場合

新設材料費（変圧器、開閉器等の機器を除きます。）

－撤去材料倉入額＋新設工費＋撤去工費＋変圧器損耗料＋諸掛り

この場合、変圧器（開閉器、避雷器、断路器、コンデンサ等を含みます。）損耗料については、契約使用期間1月につきその価額の1パーセントといたします。ただし、1月未満は1月といたします。

(3) 臨時工事費を申し受ける場合は、54（一般供給設備の工事費負担金）

(5)による場合を除き、54（一般供給設備の工事費負担金）、55（特別供給設備の工事費負担金）および56（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費の精算は、58（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

60 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給

開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して電気を使用されないときは、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督、調達した資材等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

61 工事費負担金契約書の作成

当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事費負担金契約書を作成いたします。

なお、工事費負担金契約の締結は、工事着手前に行ないます。

IX 保 安

62 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

63 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。

(3) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

- (4) 当社は，必要に応じて，供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

附

則

1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、令和4年9月1日から実施いたします。

2 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

3 損失率または託送料金率の変更にとまなう切替措置

別表4（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

4 この最終保障供給約款の実施にとまなう切替措置

令和4年9月1日に支払義務が発生する料金および19（検針日）(1)において、当社がお客さまごとにあらかじめ検針日（検針の基準となる日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、令和4年9月2日から令和4年9月30日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表4（市場価格調整）(1)ホにかかわらず、零といたします。

別

表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。

す。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

2 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの
平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化
天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭
価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合

$$\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，

(ロ)および(ハ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日 から 3 月 31 日 までの 期 間	その年の 5 月の検針日から 6 月の 検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日 から 4 月 30 日 までの 期 間	その年の 6 月の検針日から 7 月の 検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日 から 5 月 31 日 までの 期 間	その年の 7 月の検針日から 8 月の 検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日 から 6 月 30 日 までの 期 間	その年の 8 月の検針日から 9 月の 検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日 から 7 月 31 日 までの 期 間	その年の 9 月の検針日から 10 月の 検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日 から 8 月 31 日 までの 期 間	その年の 10 月の検針日から 11 月の 検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日 から 9 月 30 日 までの 期 間	その年の 11 月の検針日から 12 月の 検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日 から 10 月 31 日 までの 期 間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日 から 11 月 30 日 までの 期 間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検 針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日 から 12 月 31 日 までの 期 間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検 針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日 から 翌年の 1 月 31 日 までの 期 間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検 針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日 までの 期 間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日 までの 期 間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検 針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット 時につき	高圧で供給を受ける場合	13銭0厘
	特別高圧で供給を受ける場合	12銭8厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均
液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均
石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たり
の平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン
当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下
第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定され
た値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、そ
の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場
合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(52,500 \text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を上回り、
かつ、78,800 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円を上回る場合

離島平均燃料価格は、78,800円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(78,800\text{円} - 52,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりいたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調 整 単 価 適 用 期 間
毎 年 1 月 1 日 から 3 月 3 1 日 までの 期 間	その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間
毎 年 2 月 1 日 から 4 月 3 0 日 までの 期 間	その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間
毎 年 3 月 1 日 から 5 月 3 1 日 までの 期 間	その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間
毎 年 4 月 1 日 から 6 月 3 0 日 までの 期 間	その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間
毎 年 5 月 1 日 から 7 月 3 1 日 までの 期 間	その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間
毎 年 6 月 1 日 から 8 月 3 1 日 までの 期 間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間
毎 年 7 月 1 日 から 9 月 3 0 日 までの 期 間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間
毎 年 8 月 1 日 から 1 0 月 3 1 日 までの 期 間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎 年 9 月 1 日 から 1 1 月 3 0 日 までの 期 間	翌年の1月の検針日から2月の検 針日の前日までの期間
毎 年 1 0 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 までの 期 間	翌年の2月の検針日から3月の検 針日の前日までの期間
毎 年 1 1 月 1 日 から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検 針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検 針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)に

いう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数に

より除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 損 失 率

託送供給等約款31（損失率）に定める値といたします。

ハ 託 送 料 金 率

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

託送供給等約款19（接続送電サービス）(3)ハ(イ) c (b)に定める料金率に託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、託送供給等約款別表 5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加え

たものといたします。

ニ 補正後平均市場価格

1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

補正後平均市場価格

$$= \left\{ \begin{array}{l} \text{イによって算定された平均市場価格} \\ \text{(消費税等相当額を加えたものといたします。)} \end{array} \times \frac{1}{(1 - \text{ロの損失率})} \right\} \\ + \text{ハの託送料金率}$$

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 3 円 34 銭を下回る場合

市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力 A

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルト で供給を受ける場合	2 円 0 4 銭	1 円 8 5 銭
	標準電圧 20,000 ボルト で供給を受ける場合	1 円 8 3 銭	1 円 6 7 銭
	標準電圧 60,000 ボルト で供給を受ける場合	1 円 8 2 銭	1 円 6 5 銭

b 最終保障電力B

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 円 9 4 銭	1 円 7 6 銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	1 円 7 6 銭	1 円 6 0 銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	1 円 7 3 銭	1 円 5 8 銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	1 円 7 1 銭	1 円 5 5 銭

- (ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円34銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

- (ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

へ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、
(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の 検針日の前日までの期間
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の 検針日の前日までの期間
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の 検針日の前日までの期間
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の 検針日の前日までの期間
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の 検針日の前日までの期間
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の 検針日の前日までの期間
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の 検針日の前日までの期間
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の 検針日の前日までの期間
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の 検針日の前日までの期間
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検 針日の前日までの期間
毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検 針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日いたします。
- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日いたします。

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、15（最終保障電力A）(4)ロまたは16（最終保障電力B）(4)ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

5 平均力率の算定

平均力率は、無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は、小数点以下第5位で四捨五入いたします。）に応じて、次のとおりといたします。この場合、有効電力量および無効電力量の計量については、21（使用電力量等の計量）(1)，(3)，(4)，(5)，(7)および(Ⅱ)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
から	まで		から	まで	
0.0000	0.1004	1 0 0	1.0061	1.0345	7 0
0.1005	0.1752	9 9	1.0346	1.0636	6 9
0.1753	0.2279	9 8	1.0637	1.0931	6 8
0.2280	0.2718	9 7	1.0932	1.1231	6 7
0.2719	0.3106	9 6	1.1232	1.1536	6 6
0.3107	0.3461	9 5	1.1537	1.1848	6 5
0.3462	0.3793	9 4	1.1849	1.2166	6 4
0.3794	0.4108	9 3	1.2167	1.2490	6 3
0.4109	0.4409	9 2	1.2491	1.2822	6 2
0.4410	0.4701	9 1	1.2823	1.3161	6 1
0.4702	0.4984	9 0	1.3162	1.3508	6 0
0.4985	0.5261	8 9	1.3509	1.3864	5 9
0.5262	0.5533	8 8	1.3865	1.4229	5 8
0.5534	0.5801	8 7	1.4230	1.4603	5 7
0.5802	0.6066	8 6	1.4604	1.4988	5 6
0.6067	0.6329	8 5	1.4989	1.5384	5 5
0.6330	0.6590	8 4	1.5385	1.5792	5 4
0.6591	0.6850	8 3	1.5793	1.6211	5 3
0.6851	0.7110	8 2	1.6212	1.6644	5 2
0.7111	0.7370	8 1	1.6645	1.7091	5 1
0.7371	0.7630	8 0	1.7092	1.7554	5 0
0.7631	0.7892	7 9	1.7555	1.8031	4 9
0.7893	0.8154	7 8	1.8032	1.8526	4 8
0.8155	0.8419	7 7	1.8527	1.9039	4 7
0.8420	0.8685	7 6	1.9040	1.9571	4 6
0.8686	0.8954	7 5	1.9572	2.0124	4 5
0.8955	0.9225	7 4	2.0125	2.0700	4 4
0.9226	0.9500	7 3	2.0701	2.1299	4 3
0.9501	0.9778	7 2	2.1300	2.1923	4 2
0.9779	1.0060	7 1	2.1924	2.2576	4 1

無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
から	まで		から	まで	
2.2577	2.3258	4 0	5.0299	5.3121	1 9
2.3259	2.3972	3 9	5.3122	5.6261	1 8
2.3973	2.4721	3 8	5.6262	5.9775	1 7
2.4722	2.5507	3 7	5.9776	6.3736	1 6
2.5508	2.6334	3 6	6.3737	6.8237	1 5
2.6335	2.7206	3 5	6.8238	7.3396	1 4
2.7207	2.8126	3 4	7.3397	7.9373	1 3
2.8127	2.9099	3 3	7.9374	8.6380	1 2
2.9100	3.0130	3 2	8.6381	9.4712	1 1
3.0131	3.1225	3 1	9.4713	10.4787	1 0
3.1226	3.2390	3 0	10.4788	11.7221	9
3.2391	3.3633	2 9	11.7222	13.2958	8
3.3634	3.4962	2 8	13.2959	15.3521	7
3.4963	3.6389	2 7	15.3522	18.1543	6
3.6390	3.7919	2 6	18.1544	22.1997	5
3.7920	3.9572	2 5	22.1998	28.5539	4
3.9573	4.1362	2 4	28.5540	39.9875	3
4.1363	4.3305	2 3	39.9876	66.6667	2
4.3306	4.5424	2 2	66.6668	199.9975	1
4.5425	4.7744	2 1	199.9976	∞	
4.7745	5.0298	2 0			

なお、平均力率は、次の算式によって算定された値によるものといたします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

6 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、51（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

(イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(2) 最大需要電力の協定

(1)に準ずるものといたします。

7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、22（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 22（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 22（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電

力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。
ただし、21（使用電力量等の計量）(7)により計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 22（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 22（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、21（使用電力量等の計量）(7)により計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 20（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

8 標準設計基準

(1) 目 的

イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

この基準に定めのない事項については、法令で定める電気設備に関する技術基準、その他の法令、当社の設計基準等にもとづき技術上適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ロ 地形上その他周囲の状況から、この基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は、イにかかわらず技術上適当と認められる特殊な設計によることができるものとし、その設計を標準設計といたします。

ハ 材料および機器の規格は、日本工業規格、電力用規格等の規格に準じます。

(2) 単 位 等

単位等は次の記号で表示いたします。

単 位 等	記 号
ボルト	V
キロボルト	k V
アンペア	A
キロメートル	k m
メートル	m
ミリメートル	mm
平方ミリメートル	mm ²
ミリグラム	mg
パーセント	%

(3) 高 圧 電 線 路

イ 一 般 基 準

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧電線路における電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。この場合、電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。

公 称 電 圧 (V)	高 圧 6,600
電圧降下許容限度 (V)	600

(ロ) 経 過 地 等

高圧電線路の起点、分岐点の位置および経過地は、将来の見通し、用地および環境面、工事および保守面ならびに経済性等を考慮して

選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替え等のうち、技術上困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

- a 高圧架空電線路の支持物は、原則としてコンクリート柱または複合柱といたします。

なお、当社は、法令にしたがって、また、その地域に施設されている供給設備の状況を考慮して、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

- b 高圧架空電線路の支持物にコンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

高圧架空電線路の標準径間は、次によります。ただし、地理的条件、土地の状況等により標準径間で電線路を構築できない場合は、これ以外の径間で施設する場合があります。

施 設 地 域	標準径間 (m)
市 街 地	4 0
そ の 他	5 0

(二) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、土地の状況上やむをえない場合、道路を横断する電線路を支持する場合、樹木、建造物、他の電線路等の工作物との離隔距離をとる場合、当該支持物に変圧器を取り付ける場合等は、この長さ以外のものを用いることがあります。

施 設 地 域	高圧 (m)	低高圧併架 (m)
市 街 地	1 0	1 2
そ の 他	9	1 0

(ホ) 装 柱

- a 高圧架空電線路の装柱は水平配列といたします。ただし、技術上、保守上適当でない場合は垂直配列とすることがあります。
- b 水平配列をする場合のアームは軽量腕金、垂直配列をする場合のアームは高圧直付金物等を使用いたします。

(ハ) 支線および支柱

高圧架空電線路の支持物強度の一部を分担するため、支線および支柱を施設いたします。ただし、支線には、土地の状況により、支線柱を使用することがあります。

(ト) が い し

高圧架空電線路で使用するがいしは、次によります。

	通 り 用	引 留 用
高 圧 線	高圧中実がいし 限流アーカホン付通りがいし	高圧耐張がいし 限流アーカホン付引留がいし

(チ) 電線の種類および太さ

- a 高圧架空電線および高圧架空引込線には，アルミ線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 高圧架空電線および高圧架空引込線には，絶縁電線を使用いたします。ただし，海峡横断箇所等，人が容易に立ち入らない長径間箇所においては，裸電線を使用することがあります。
- c 電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下および機械的強度を考慮して，かつ，法令上の制限にしたがって，適用する電線の種類および最低電線サイズは第 1 表によるものとし，適用する電線サイズは第 2 表から選定いたします。

(第 1 表)

	絶縁電線（アルミ線）	裸アルミ線
高 圧 架 空 電 線	25mm ² 以上	120mm ² 以上
高 圧 架 空 引 込 線	25mm ² 以上	—

(第 2 表)

電 線 種 類 および太さ		連続許容電流 (A)		裸 電 線
		〇 C 電線	〇 E 電線	
アル ミ 線	25mm ²	—	1 0 7	—
	58 "	—	1 7 7	—
	120 "	—	2 7 1	4 0 0
	200 "	4 7 3	—	5 4 0
	400 "	7 2 3	—	8 5 0

(リ) 線路用区分開閉器の取付け

高圧架空電線路の保守上必要な箇所には、開閉器を施設いたします。

(ヌ) 耐 雷 施 設

高圧架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な施設を設置いたします。

(ル) 特殊地域の施設

塩害、じん害、ガス害等の発生のおそれがある地域、または地盤軟弱、強風地域に施設する架空電線路には、塩害、じん害、ガス害、地盤軟弱、強風等に耐える構造のものを使用いたします。

(レ) 高圧架空引込線のこう長

高圧架空引込線のこう長は、50m以下といたします。

ハ 地 中 電 線 路

(イ) 電 線 路 の 施 設

高圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

a 直 接 埋 設 式

重量車両が通ることがなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗 き ょ 式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一の場所に施設する場合

(ロ) ケーブルの選定

高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、原則として次の中から必要最小のものを選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(J C S 168)に準じた算定方法により、施設条件等を考慮して算定いたします。

種 類		太さ (mm ²)
架橋ポリエチレンケーブル	銅導体	14, 22, 38, 60, 100, 325, 725

(ハ) 工 事 方 法

技術上、経済上最も適当な方法により行ないます。

(ニ) 開閉器塔の施設

高圧地中電線路の保守上必要な箇所には、開閉器塔を施設いたします。

(4) 特別高圧電線路

イ 一 般 基 準

(イ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路における電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。この場合、電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口までといたします。

公 称 電 圧 (V)	22, 000	66, 000	110, 000
電圧降下の許容限度 (V)	2, 000	6, 000	10, 000

(ロ) 経 過 地 等

特別高圧電線路の起点、分岐点の位置および経過地は、将来の見通し、用地および環境面、工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。

(ハ) 電 線 路 の 種 類

特別高圧電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替え等のうち、技術上困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 他の特別高圧架空電線路と併架する場合の電線架設順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。
- c 特別高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

- a 特別高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄塔といたします。ただし、短期間で撤去される場合または関連系統との協調上、鉄塔とすることが妥当でない場合は、鉄塔以外の支持物を使用することがあります。
- b 22kVの特別高圧架空電線路を高圧架空電線路方式で施設する場合（以下「高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路」といいます。）には、原則としてコンクリート柱を使用いたします。

(ハ) 支持物の設計

特別高圧架空電線路の支持物の設計は、法令で定める電気設備に関する技術基準によるほか、原則として電気学会電気規格調査会標準規格によります。

(ニ) 標準径間

- a 特別高圧架空電線路の標準径間は、次によります。

支持物種類	標準径間 (m)
鉄 塔	200～300
そ の 他	100～150

- b 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路の標準径間は、次によります。

施 設 地 域	標 準 径 間 (m)
市 街 地	4 0
そ の 他	5 0

(ホ) 装 柱

- a 装柱は経過地、保守の条件等を勘案し、経済的な設計を行いません。
- b 下記(ト) a の塩じん害汚損地域区分 C，D または E に該当する場合において、がいしを増結するときは、特殊装柱といたします。
- c 絶縁間隔は、次によります。ただし、がいし装置にアークホーンを取り付ける場合は、アークホーンの性能の面から次の数値を修正して用いることがあります。

電 圧 (k V)	2 2	6 6	1 1 0
所 要 が い し 個 数 (コ)	2 (注)	6	9 または 10
標 準 間 隔 (mm)	3 5 0	7 4 0	1, 1 0 0
最 小 間 隔 (mm)	3 0 0	4 0 0	7 0 0
ジャンパー線と腕金との間隔 (mm)	4 0 0	8 9 0	1, 3 2 0

(注) 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路の所要がいし個数は 1 コといたします。

(ハ) 鉄塔および鉄柱の基礎

コンクリート基礎といたします。

(ト) が い し

- a 特別高圧架空電線路のがいしは、原則として 250mm 標準懸垂が

いしとし、所要がいし連結個数は(ホ) cによります。ただし、塩じん害等により汚損する箇所には、塩害対策専門委員会送変電分科会の推奨値および九州における汚損実績を勘案し、次のとおり標準がいし増結、スモッグがいし等を採用いたします。

塩じん害に対する最低必要がいし連結数

汚損地域区分		A	B	C	D	E (海岸のごく近傍)
想定附着等価塩分量 mg/下面(中心部を除く)		50	100	200	400	海水のしぶきを対象とし3%塩水、0.3mm/分水平分を想定
海岸距離の概略	台風に対し	50 km程度以上	10～50 km程度	3～10 km程度	0～3 km程度	海岸の地形構造により0～0.3kmまたは0～0.5km
	季節風に対し	10 km程度以上	3～10 km程度	1～3 km程度	0～1 km程度	海岸の地形構造により0～0.3km
工場地域に対して発煙源よりの距離			工場地域周辺等比較的軽度の塩じん害地域	工場地域の中心		
標準懸垂がいし個数	110kV	9	9	9	※ 9	※ 10
	66kV	6	6	6	6	※ 6
	22kV以下	2	2	2	2	3

(注) 1 ※印はスモッグがいし

2 区分は場所により大幅に異なるので概略の目安を示します。

b 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路に使用するがいしは、ラインポストがいしまたは長幹がいしといたします。

(チ) 電線の種類および太さ

a 電線の種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、径間長、着雪、経過地等を考慮して、原則として次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類および太さの電線を使用することがあります。

電 線 種 類	公称断面積 (mm ²)
鋼心アルミより線	160, 240, 410, 610

b 電線の許容電流

電線の許容電流は、次によります。

電 線 種 類	公称断面積 (mm ²)	許 容 電 流 (A)
鋼心アルミより線	1 6 0	4 6 7
	2 4 0	6 0 8
	4 1 0	8 4 6
	6 1 0	1 , 0 5 9

c 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路の電線は、アルミ絶縁電線といたします。また、電線の太さは次によります。

電 線 種 類	公称断面積 (mm ²)	許 容 電 流 (A)
アルミ絶縁電線	2 0 0	4 7 3

(リ) 架空地線の施設

a 鉄塔および鉄柱には、原則として70mm² 以上のアルミ覆鋼より線 1 条の架空地線を施設いたします。ただし、電磁誘導障害または著しい腐食のおそれのある箇所等には、他の電線を使用することがあります。

また、支持物の接地抵抗が高い箇所には、逆閃絡を防止するために、接地棒および埋設地線を施設いたします。

b 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路には、原則として 25mm² 以上の鋼心アルミより線 1 条の架空地線を施設いたします。

(ヌ) 架空電線の地表上の高さ

- a 特別高圧架空電線の最低地上高は、次によります。ただし、電線路付近に建造物がある場合またはその建設が予定される地域、道路や河川の横断箇所、植林地通過箇所ならびにその他保安および保守上問題がある場合は、標準値に必要な高さを加算した値といたします。

電 線 地 表 上 の 高 さ

公称電圧 (kV)	地表上の高さ (m)
2 2	6
6 6	7
1 1 0	7

- b 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路の電線の最低地上高は、次によります。

電 線 地 表 上 の 高 さ

施 設 地 域	地表上の高さ (m)
市 街 地	8
そ の 他	6

(ル) ブロッキングコイルの施設

電力線搬送を行なっている線路から分岐する場合、搬送への障害が考えられるときは、その分岐点に必要な定格のブロッキングコイルを施設いたします。

(7) アークホーンおよびアーマロッドの施設

経過地の状況により、アークホーンおよびアーマロッドを施設いたします。

ハ 地 中 電 線 路

(イ) 電 線 路 の 施 設

特別高圧地中電線路の施設方法は、管路式または暗きょ式といたします。ただし、変電所、工場構内等において施設が容易で、かつ、維持上問題がない場所に施設する場合は、直接埋設式とすることがあります。

(ロ) ケーブルの選定

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、原則として次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類および太さのケーブルを使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(J C S 168)に準じた算定方法により、施設条件等を考慮して算定いたします。

ケーブルの種類および太さ

電 圧		心 数	導 体 の 太 さ (mm ²)
22k V	CV	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		単心3個より	60, 100, 150, 200, 250, 325, 400
66k V	CV	単 心	600, 800, 1,000, 1,200, 1,400, 1,600, 2,000
		単心3個より	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400, 500
	OF	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		3 心	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400
110k V	CV	単 心	600, 800, 1,000, 1,200, 1,400, 1,600, 2,000
		単心3個より	150, 200, 250, 325, 400
	OF	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		3 心	150, 200, 250, 325

(ハ) 避雷器の施設

ケーブルと架空電線との接続箇所には、ケーブル条長が短い場合に、保護装置として避雷器を施設することがあります。

(5) 高圧変電設備

イ 一般基準

高圧電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結線方法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は、次のとおりといたします。

	機器名	取 付 数	
		単母線	補助母線付
	しゃ断器	1 台	1 台
	断 路 器	—	1 組
	変 流 器	2 台	2 台
	零相変流器	1 台	1 台
	配 電 盤	1 面	1 面

(注) 点線部分は、補助母線付の場合
 (注) しゃ断器、断路器は引出形といたします。

(注) 点線部分は、補助母線付の場合

凡	しゃ断器	断 路 器	変流器	零相変流器
例				

ハ し や 断 器

(イ) しや断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流および現に構成され、または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して、必要最小のもの

を使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ヘ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計、しゃ断器操作用スイッチ、電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等、運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。

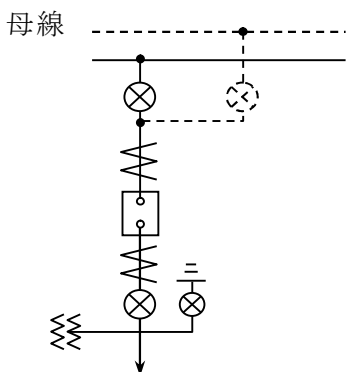
(6) 特別高圧変電設備

イ 一 般 基 準

特別高圧電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

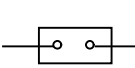
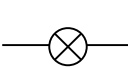
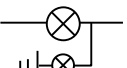
ロ 結 線 方 法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は、次のとおりといたします。

	取 付 数	
	単母線	2重母線
しゃ断器	1 台	1 台
断 路 器	2 組	3 組
変 流 器	6 台	6 台
計器用変圧器	1 台	1 台
配 電 盤	1 面	1 面

(注) 1 点線部分は，2重母線の場合

- 2 接地装置については線路側に1台設置いたします。ただし，ガス絶縁開閉装置を使用する場合は，しゃ断器の両端にも設置することがあります。
- 3 変流器については用途および制御回路の構成によって，設置位置の変更もしくは台数の増減または零相変流器の設置をすることがあります。
- 4 しゃ断器において引出方式を使用する場合には，しゃ断器の両端の断路器を省略いたします。
- 5 耐雷設計上，線路側に避雷器を設置する場合があります。

凡	しゃ断器	断 路 器	接地装置付 断 路 器	変 流 器	計 器 用 変 圧 器
例					

ハ し や 断 器

- (イ) しゃ断器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じて，最大負荷電流および現に構成され，または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して，必要最小のものを使用いたします。

- (ロ) 将来の系統構成は，10年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ヘ 計 器 用 変 圧 器

計器用変圧器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大使用負担から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ト 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計、しゃ断器操作スイッチ、電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等、運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。

(7) 電力保安通信設備

イ 一 般 基 準

(イ) 電力保安通信用電話設備の施設

a 電力保安通信用電話設備は、法令等の定めるところにより原則として施設いたします。

b 回線数は、原則として1回線といたします。

(ロ) 通 信 方 式

電力保安通信用電話設備は、光ファイバ内蔵型架空地線（OPGW）、架空電話線（通信ケーブル、光ファイバケーブル）、地中電話線（通信ケーブル、光ファイバケーブル）、通信線搬送、光搬送またはマイクロ波多重無線による電話設備のうち、技術上、経済上

最も適当なものを使用いたします。

(ハ) 経 過 地

経過地は、地理的条件ならびに保安および保守上の問題を考慮して、最も経済的に施設できるように選定いたします。

(ニ) 電 話 機

電話機は、自動式電話または共電式電話を標準として使用いたします。

ロ 架 空 電 話 線 路

(イ) 電話線路の施設

架空電話線路は、使用電圧が35,000V以下の架空電線路への添架または他の架空電話線路への併架により施設いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、独立電話線路を施設いたします。

(ロ) 電 話 線 の 種 類

架空電話線のうち、通信ケーブルには、原則として電力用規格のポリエチレン絶縁通信ケーブルを使用し、光ファイバケーブルには、原則として電力用規格テープ型光通信ケーブルを使用いたします。

ハ 地 中 電 話 線 路

(イ) 施 設 方 法

地中電話線は、原則として管路式または暗きょ式によります。

(ロ) ケーブルの種類

地中電話線のうち、通信ケーブルには、原則として電力用規格のポリエチレン絶縁通信ケーブルを使用し、光ファイバケーブルには、原則として電力用規格テープ型光通信ケーブルを使用いたします。

ニ 通 信 線 搬 送

送受信装置の伝送方式は、周波数分割方式または時分割方式といたします。

ホ 光 搬 送

送受信装置の伝送方式は、時分割方式といたします。

ヘ マイクロ波多重無線

(イ) 空 中 線 施 設

a 空中線は、十分な強度のある鉄塔または鉄柱等の支持物により支持いたします。

b 給電線は、導波管を使用いたします。

(ロ) 送 受 信 装 置

a 使用する周波数帯は、6.5ギガヘルツ帯、7.5ギガヘルツ帯または12ギガヘルツ帯といたします。

b 変調方式は、原則として、4 相位相変調方式とし、電力用規格の装置を使用いたします。

ト 電話設備以外の保安通信設備

保安通信用電話設備以外の通信設備（給電情報伝送装置、保護用信号端局装置等）の施設については、本基準を準用いたします。

電気事業法施行規則第 27 条第 2 項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧対比表
- 3 料金の算出の根拠

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第52回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和4年7月20日開催）において、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格を参照した補正項を適用し最終保障供給料金を算定することと整理がなされたことにともない、当該内容を料金その他の供給条件に反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 最終保障供給約款の変更の内容および 新旧対比表

最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、最終保障供給料金の在り方について整理がなされたことから、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 新 旧 対 比 表

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（令和4年9月1日実施予定）
電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 令和4年4月12日 実施 九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社	電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 令和4年~~4~~9月~~12~~1日 実施 九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社

現 行（令和４年４月12日実施）		変 更 後（令和４年９月１日実施予定）	
電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 目 次		電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 目 次	
I 総 則	1	I 総 則	1
1 適 用	1	1 適 用	1
2 最終保障供給約款の届出および変更	1	2 最終保障供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1	3 定 義	1
4 単位および端数処理	4	4 単位および端数処理	4
5 実 施 細 目	4	5 実 施 細 目	4
II 契約の申込み	5	II 契約の申込み	5
6 需給契約の申込み	5	6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	6	7 需給契約の成立および契約期間	6
8 需 要 場 所	6	8 需 要 場 所	6
9 需給契約の単位	9	9 需給契約の単位	9
10 供 給 の 開 始	9	10 供 給 の 開 始	9
11 供 給 の 単 位	9	11 供 給 の 単 位	9
12 承 諾 の 限 界	10	12 承 諾 の 限 界	10
13 需給契約書等の作成	10	13 需給契約書等の作成	10
III 契約種別および料金	11	III 契約種別および料金	11
14 契 約 種 別	11	14 契 約 種 別	11
15 最終保障電力A	11	15 最終保障電力A	11
16 最終保障電力B	14	16 最終保障電力B	14
17 最終保障予備電力	17	17 最終保障予備電力	1718
IV 料金の算定および支払い	21	IV 料金の算定および支払い	21
18 料金の適用開始の時期	21	18 料金の適用開始の時期	21
19 検 針 日	21	19 検 針 日	21
20 料金の算定期間	22	20 料金の算定期間	22
21 使用電力量等の計量	22	21 使用電力量等の計量	22
22 料 金 の 算 定	26	22 料 金 の 算 定	26
23 日 割 計 算	26	23 日 割 計 算	26
24 料金の支払義務および支払期日	27	24 料金の支払義務および支払期日	27
25 料金その他の支払方法	29	25 料金その他の支払方法	29
26 保 証 金	30	26 保 証 金	30

現 行（令和４年４月12日実施）		変 更 後（令和４年９月１日実施予定）	
V	使用および供給	V	使用および供給
27	適正契約の保持	27	適正契約の保持
28	契 約 超 過 金	28	契 約 超 過 金
29	力 率 の 保 持	29	力 率 の 保 持
30	需要場所への立入りによる業務の実施	30	需要場所への立入りによる業務の実施
31	電気の使用にともなうお客さまの協力	31	電気の使用にともなうお客さまの協力
32	供 給 の 停 止	32	供 給 の 停 止
33	供給停止の解除	33	供給停止の解除
34	供給停止期間中の料金	34	供給停止期間中の料金
35	違 約 金	35	違 約 金
36	供給の中止または使用の制限もしくは中止	36	供給の中止または使用の制限もしくは中止
37	制限または中止の料金割引	37	制限または中止の料金割引
38	損害賠償の免責	38	損害賠償の免責
39	設 備 の 賠 償	39	設 備 の 賠 償
VI	契約の変更および終了	VI	契約の変更および終了
40	需給契約の変更	40	需給契約の変更
41	名 義 の 変 更	41	名 義 の 変 更
42	需給契約の消滅	42	需給契約の消滅
43	需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算	43	需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算
44	解 約 等	44	解 約 等
45	需給契約消滅後の債権債務関係	45	需給契約消滅後の債権債務関係
VII	供給方法および工事	VII	供給方法および工事
46	需給地点および施設	46	需給地点および施設
47	架 空 引 込 線	47	架 空 引 込 線
48	地 中 引 込 線	48	地 中 引 込 線
49	連接引込線等	49	連接引込線等
50	引込線の接続	50	引込線の接続
51	計量器等の取付け	51	計量器等の取付け
52	通信設備の施設	52	通信設備の施設
53	専用供給設備	53	専用供給設備

現 行（令和４年４月12日実施）		変 更 後（令和４年９月１日実施予定）	
VIII	工事費の負担	VIII	工事費の負担
54	一般供給設備の工事費負担金	54	一般供給設備の工事費負担金
55	特別供給設備の工事費負担金	55	特別供給設備の工事費負担金
56	供給設備を変更する場合の工事費負担金	56	供給設備を変更する場合の工事費負担金
57	特別供給設備等の工事費の算定	57	特別供給設備等の工事費の算定
58	工事費負担金の申受けおよび精算	58	工事費負担金の申受けおよび精算
59	臨時工事費	59	臨時工事費
60	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	60	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け
61	工事費負担金契約書の作成	61	工事費負担金契約書の作成
IX	保 安	IX	保 安
62	保安の責任	62	保安の責任
63	保安等に対するお客さまの協力	63	保安等に対するお客さまの協力
附 則		附 則	
別 表		別 表	

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
I 総 則 ３ 定 義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 高 圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (3) 特 別 高 圧 標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルトをいいます。 (4) 電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (5) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (6) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (7) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 契 約 使 用 期 間 契約上使用できる期間をいいます。 (10) 最 大 需 要 電 力 需要電力の最大値であって，30分最大需要電力計により計量される値	I 総 則 ３ 定 義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 高 圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (3) 特 別 高 圧 標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルトをいいます。 (4) 電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (5) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (6) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (7) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 契 約 使 用 期 間 契約上使用できる期間をいいます。 (10) 最 大 需 要 電 力 需要電力の最大値であって，30分最大需要電力計により計量される値

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
をいいます。 (11) 夏 季 毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。 (12) そ の 他 季 毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。 (13) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月31日までの期間、２月１日から４月30日までの期間、３月１日から５月31日までの期間、４月１日から６月30日までの期間、５月１日から７月31日までの期間、６月１日から８月31日までの期間、７月１日から９月30日までの期間、８月１日から10月31日までの期間、９月１日から11月30日までの期間、10月１日から12月31日までの期間、11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。 (15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。	をいいます。 (11) 夏 季 毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。 (12) そ の 他 季 毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。 (13) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月31日までの期間、２月１日から４月30日までの期間、３月１日から５月31日までの期間、４月１日から６月30日までの期間、５月１日から７月31日までの期間、６月１日から８月31日までの期間、７月１日から９月30日までの期間、８月１日から10月31日までの期間、９月１日から11月30日までの期間、10月１日から12月31日までの期間、11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。 (15) 平均市場価格算定期間 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年１月21日から２月20日までの期間、２月21日から３月20日までの期間、３月21日から４月20日までの期間、４月21日から５月20日までの期間、５月21日から６月20日までの期間、６月21日から７月20日までの期間、７月21日から８月20日までの期間、８月21日から９月20日までの期間、９月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の１月20日までの期間をいいます。 ~~(15)~~(16) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
Ⅱ 契 約 の 申 込 み 13 需給契約書等の作成 電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。 また、当社は、36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）および63（保安等に対するお客さまの協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします。	Ⅱ 契 約 の 申 込 み 13 需給契約書等の作成 お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。 なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。 また、当社は、36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）および63（保安等に対するお客さまの協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします。

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（令和4年9月1日実施予定）																								
III 契約種別および料金 14 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。 (1) 最終保障電力A (2) 最終保障電力B (3) 最終保障予備電力 15 最終保障電力A (1) 適 用 範 囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)aまたはbを適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>6,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット以上 10,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>20,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>10,000キロワット以上</td><td>標準電圧</td><td>60,000ボルト</td></tr></table>	契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト	契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト	契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト	III 契約種別および料金 14 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。 (1) 最終保障電力A (2) 最終保障電力B (3) 最終保障予備電力 15 最終保障電力A (1) 適 用 範 囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)aまたはbを適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>6,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット以上 10,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>20,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>10,000キロワット以上</td><td>標準電圧</td><td>60,000ボルト</td></tr></table>	契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト	契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト	契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト
契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト																						
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト																						
契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト																						
契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト																						
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト																						
契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト																						

電気最終保障供給約款 新旧対比表

現 行（令和４年４月12日実施）			変 更 後（令和４年９月１日実施予定）		
(3) 契 約 電 力 イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。 (4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表２（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）①イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）①ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）①イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）①ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。			(3) 契 約 電 力 イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。 (4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表２（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）①イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）①ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）①イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）①ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表４（市場価格調整）①ホによって算定された市場価格調整単価が、別表４（市場価格調整）①ホ(イ)となる場合は、別表４（市場価格調整）①トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表４（市場価格調整）①ホによって算定された市場価格調整単価が、別表４（市場価格調整）①ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表４（市場価格調整）①トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。		
契 約 電 力 １キロワット につ き	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，４５５円２０銭	契 約 電 力 １キロワット につ き	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，４５５円２０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，３２３円２０銭		標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，３２３円２０銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，２４４円００銭		標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，２４４円００銭

電気最終保障供給約款 新旧対比表

現 行（令和4年4月12日実施）				変 更 後（令和4年9月1日実施予定）			
ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。				ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。			
		夏 季 料 金	その他季料金			夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 5 円 0 3 銭	1 3 円 9 1 銭	1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 5 円 0 3 銭	1 3 円 9 1 銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	1 3 円 7 3 銭	1 2 円 7 4 銭		標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	1 3 円 7 3 銭	1 2 円 7 4 銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	1 3 円 6 1 銭	1 2 円 6 2 銭		標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	1 3 円 6 1 銭	1 2 円 6 2 銭
ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。				ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表4・5（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。			
16 最終保障電力B (1) 適 用 範 囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する付帯電灯について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）②イ④aまたはbを適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款				16 最終保障電力B (1) 適 用 範 囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する付帯電灯について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）②イ④aまたはbを適用した場合の臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款			

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（令和4年9月1日実施予定）																																
20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，契約電力に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。	20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，契約電力に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。																																
<table><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>6,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット以上 10,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>20,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>10,000キロワット以上 50,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>60,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>50,000キロワット以上</td><td>標準電圧</td><td>100,000ボルト</td></tr></table>	契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト	契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト	契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト	契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	100,000ボルト	<table><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>6,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>2,000キロワット以上 10,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>20,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>10,000キロワット以上 50,000キロワット未満</td><td>標準電圧</td><td>60,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>50,000キロワット以上</td><td>標準電圧</td><td>100,000ボルト</td></tr></table>	契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト	契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト	契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト	契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	100,000ボルト
契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト																														
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト																														
契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト																														
契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	100,000ボルト																														
契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト																														
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト																														
契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト																														
契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	100,000ボルト																														
(3) 契 約 電 力 イ 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，最大需要電力の実績，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。 (4) 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	(3) 契 約 電 力 イ 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，最大需要電力の実績，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。 (4) 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし，別表4（市場価																																

現 行（令和４年４月12日実施）			変 更 後（令和４年９月１日実施予定）		
イ 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。			イ 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。		
契 約 電 力 １キロワット に つ き	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,455円20銭	契 約 電 力 １キロワット に つ き	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,455円20銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,323円20銭		標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,323円20銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,244円00銭		標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,244円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	2,164円80銭		標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	2,164円80銭
ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。			ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。		
1キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	14円45銭	1キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	14円45銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	13円27銭		標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	13円27銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	13円13銭		標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	13円13銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	13円01銭		標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	13円01銭
ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表４（平均力率の算定）によって算定された値といたします。			ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表~~4~~⁵（平均力率の算定）によって算定された値といたします。		

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増いたします。 (5) そ の 他 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 17 最終保障予備電力 (1) 適 用 範 囲 最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ 予 備 線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ 予 備 電 源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合 (2) 契 約 電 力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があつて、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は、最終保障予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定され	なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増いたします。 (5) そ の 他 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 17 最終保障予備電力 (1) 適 用 範 囲 最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ 予 備 線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ 予 備 電 源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合 (2) 契 約 電 力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があつて、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は、最終保障予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定され

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（令和4年9月1日実施予定）										
た離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	た離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表4（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表4（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表4（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表4（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。										
イ 基 本 料 金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高压で常時供給を受け、かつ、高压で予備電力の供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。 (イ) 予 備 線	イ 基 本 料 金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高压で常時供給を受け、かつ、高压で予備電力の供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。 (イ) 予 備 線										
<table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1キロワット に つ き</td><td>高压で常時供給を受ける場合</td><td>9 2 円 4 0 銭</td></tr><tr><td>特別高压で常時供給を受ける場合</td><td>7 9 円 2 0 銭</td></tr></table>	契 約 電 力 1キロワット に つ き	高压で常時供給を受ける場合	9 2 円 4 0 銭	特別高压で常時供給を受ける場合	7 9 円 2 0 銭	<table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1キロワット に つ き</td><td>高压で常時供給を受ける場合</td><td>9 2 円 4 0 銭</td></tr><tr><td>特別高压で常時供給を受ける場合</td><td>7 9 円 2 0 銭</td></tr></table>	契 約 電 力 1キロワット に つ き	高压で常時供給を受ける場合	9 2 円 4 0 銭	特別高压で常時供給を受ける場合	7 9 円 2 0 銭
契 約 電 力 1キロワット に つ き		高压で常時供給を受ける場合	9 2 円 4 0 銭								
	特別高压で常時供給を受ける場合	7 9 円 2 0 銭									
契 約 電 力 1キロワット に つ き	高压で常時供給を受ける場合	9 2 円 4 0 銭									
	特別高压で常時供給を受ける場合	7 9 円 2 0 銭									
(ロ) 予 備 電 源	(ロ) 予 備 電 源										
<table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1キロワット に つ き</td><td>高压で常時供給を受ける場合</td><td>1 1 8 円 8 0 銭</td></tr><tr><td>特別高压で常時供給を受ける場合</td><td>1 3 2 円 0 0 銭</td></tr></table>	契 約 電 力 1キロワット に つ き	高压で常時供給を受ける場合	1 1 8 円 8 0 銭	特別高压で常時供給を受ける場合	1 3 2 円 0 0 銭	<table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1キロワット に つ き</td><td>高压で常時供給を受ける場合</td><td>1 1 8 円 8 0 銭</td></tr><tr><td>特別高压で常時供給を受ける場合</td><td>1 3 2 円 0 0 銭</td></tr></table>	契 約 電 力 1キロワット に つ き	高压で常時供給を受ける場合	1 1 8 円 8 0 銭	特別高压で常時供給を受ける場合	1 3 2 円 0 0 銭
契 約 電 力 1キロワット に つ き		高压で常時供給を受ける場合	1 1 8 円 8 0 銭								
	特別高压で常時供給を受ける場合	1 3 2 円 0 0 銭									
契 約 電 力 1キロワット に つ き	高压で常時供給を受ける場合	1 1 8 円 8 0 銭									
	特別高压で常時供給を受ける場合	1 3 2 円 0 0 銭									
ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。 なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率	ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。 なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率										

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。 (4) そ の 他 イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。 ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものいたします。	割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。 (4) そ の 他 イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。 ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものいたします。

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
IV 料金の算定および支払い 18 料金の適用開始の時期 料金は、需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。 21 使用電力量等の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(7)および(Ⅲ)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 イ 19（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ 19（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 19（検針日）(6)の場合、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまた	IV 料金の算定および支払い 18 料金の適用開始の時期 料金は、~~需給契約書に記載された~~あらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。 21 使用電力量等の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(7)および(Ⅲ)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 イ 19（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ 19（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 19（検針日）(6)の場合、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまた

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（令和4年9月1日実施予定）
は二に該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ニ 19（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、今回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたは二に該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(㉑)および(㉒)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 (3) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 (4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (5) 使用電力量または最大需要電力は、(4)にかかわらず、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。 (6) 当社は、検針の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。 (7) 当社は、料金の算定期間内であっても、当社が必要と認める場合は、計量値の確認をすることがあります。この場合の計量は、計量値を確認する日（以下「確認日」といいます。）における電力量計の読みにもとづき、(1)に準じて確認日の前後の使用電力量を算定し、その合計値を料金の算定期間における使用電力量といたします。 (8) 最終保障電力Aまたは最終保障電力Bの料金の算定期間に夏季および	は二に該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ニ 19（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、今回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたは二に該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(㉑)および(㉒)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 (3) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 (4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (5) 使用電力量または最大需要電力は、(4)にかかわらず、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。 (6) 当社は、検針の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。 (7) 当社は、料金の算定期間内であっても、当社が必要と認める場合は、計量値の確認をすることがあります。この場合の計量は、計量値を確認する日（以下「確認日」といいます。）における電力量計の読みにもとづき、(1)に準じて確認日の前後の使用電力量を算定し、その合計値を料金の算定期間における使用電力量といたします。 (8) 最終保障電力Aまたは最終保障電力Bの料金の算定期間に夏季および

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（令和4年9月1日実施予定）
その他季がともに含まれる場合で、(7)により計量値を7月1日または10月1日に確認するときは、夏季およびその他季の使用電力量は、その値によります。 (9) 最終保障電力Aまたは最終保障電力Bの料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（(8)の場合を除きます。）には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 なお、(7)により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（(8)の場合を除きます。）は、確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と、夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を、夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。 (10) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における最大需要電力は、(11)の場合を除き、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 (11) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。	その他季がともに含まれる場合で、(7)により計量値を7月1日または10月1日に確認するときは、夏季およびその他季の使用電力量は、その値によります。 (9) 最終保障電力Aまたは最終保障電力Bの料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（(8)の場合を除きます。）には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 なお、(7)により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（(8)の場合を除きます。）は、確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と、夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を、夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。 (10) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における最大需要電力は、(11)の場合を除き、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 (11) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表~~5~~-6（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
23 日 割 計 算 (1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金は、別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。 また、22（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前	23 日 割 計 算 (1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金は、別表~~6~~-7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~6~~-7（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~6~~-7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。 また、22（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
後の力率にもとづいて、別表６（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。 (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	後の力率にもとづいて、別表~~6~~・7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。 (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

現 行（令和4年4月12日実施）

変 更 後（令和4年9月1日実施予定）

VIII 工 事 費 の 負 担

VIII 工 事 費 の 負 担

54 一般供給設備の工事費負担金

54 一般供給設備の工事費負担金

(1) 高压で電気の供給を受ける場合

(1) 高压で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。ただし、契約使用期間が1年未満のお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、59（臨時工事費）によるものといたします。

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。ただし、契約使用期間が1年未満のお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、59（臨時工事費）によるものといたします。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,410円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,170円00銭

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,410円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,170円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

ロ 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

ロ 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

(イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

(ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過

ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（令和4年9月1日実施予定）														
こう長は、次により算定いたします。 (i) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 (ii) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。 $\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備} - \left(\text{地中配電設備} - \text{地中配電設備の無償こう長} \right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$ (2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合 イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(i)により算定される工事費が(ii)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。ただし、契約使用期間が1年未満のお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、⑤および59（臨時工事費）によるものといたします。 (i) 工 事 費 a 架空配電設備の場合 （工事こう長 100メートル当たり） <table><tr><td rowspan="3">新増加契約電力 1キロワット につき</td><td>標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>5 5 0 円 0 0 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1 7 6 円 0 0 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1 1 0 円 0 0 銭</td></tr></table> なお、標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。 また、標準電圧20,000ボルト、60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で供給を受ける場合は、その工事に要した費用の全額といたします。	新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	5 5 0 円 0 0 銭	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1 7 6 円 0 0 銭	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	1 1 0 円 0 0 銭	こう長は、次により算定いたします。 (i) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 (ii) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。 $\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備} - \left(\text{地中配電設備} - \text{地中配電設備の無償こう長} \right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$ (2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合 イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(i)により算定される工事費が(ii)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。ただし、契約使用期間が1年未満のお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、⑤および59（臨時工事費）によるものといたします。 (i) 工 事 費 a 架空配電設備の場合 （工事こう長 100メートル当たり） <table><tr><td rowspan="3">新増加契約電力 1キロワット につき</td><td>標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>5 5 0 円 0 0 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1 7 6 円 0 0 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1 1 0 円 0 0 銭</td></tr></table> なお、標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。 また、標準電圧20,000ボルト、60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で供給を受ける場合は、その工事に要した費用の全額といたします。	新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	5 5 0 円 0 0 銭	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1 7 6 円 0 0 銭	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	1 1 0 円 0 0 銭
新増加契約電力 1キロワット につき		標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	5 5 0 円 0 0 銭												
		標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1 7 6 円 0 0 銭												
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	1 1 0 円 0 0 銭													
新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	5 5 0 円 0 0 銭													
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1 7 6 円 0 0 銭													
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	1 1 0 円 0 0 銭													

現 行（令和4年4月12日実施）			変 更 後（令和4年9月1日実施予定）		
b 地中配電設備の場合 (工事こう長 100メートル当たり)			b 地中配電設備の場合 (工事こう長 100メートル当たり)		
新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給 を受ける場合	6 7 1 円 0 0 銭	新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給 を受ける場合	6 7 1 円 0 0 銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給 を受ける場合	5 3 9 円 0 0 銭		標準電圧 60,000ボルトで供給 を受ける場合	5 3 9 円 0 0 銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給 を受ける場合	3 3 0 円 0 0 銭		標準電圧 100,000ボルトで供給 を受ける場合	3 3 0 円 0 0 銭
なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。 また、標準電圧20,000ボルト、60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で供給を受ける場合は、その工事に要した費用の全額といたします。			なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。 また、標準電圧20,000ボルト、60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で供給を受ける場合は、その工事に要した費用の全額といたします。		
c スポットネットワーク方式のお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、次の算式によって算定いたします。			c スポットネットワーク方式のお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、次の算式によって算定いたします。		
なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術上、経済上必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。			なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術上、経済上必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。		
$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$			$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$		
この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。 bの工事費単価×{100パーセント+20パーセント×(利用回線数－1)}			この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。 bの工事費単価×{100パーセント+20パーセント×(利用回線数－1)}		
(ロ) 当 社 負 担 額			(ロ) 当 社 負 担 額		
新増加契約電力1キロワットにつき		5,500円00銭	新増加契約電力1キロワットにつき		5,500円00銭
ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、施設後3年以内（その配電設備について法令に定められた検査を要する場合はその設備の検査合格の日〔仮合格の場合は仮合格の日といたします。〕、その他の場合はその設備の使用開始の日から3年目の同月同日の前日までの期間をいいます。）の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。			ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、施設後3年以内（その配電設備について法令に定められた検査を要する場合はその設備の検査合格の日〔仮合格の場合は仮合格の日といたします。〕、その他の場合はその設備の使用開始の日から3年目の同月同日の前日までの期間をいいます。）の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。		
(3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、次のとおりといたします。			(3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、次のとおりといたします。		
イ 需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備			イ 需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備		

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
ロ 送電線路から特別高圧配電設備を分岐する場合は、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点までの特別高圧配電設備 (4) (2)により工事費負担金の対象としたお客さまが、契約電力の減少後再び契約電力を増加される場合で、当初に工事費負担金の対象とした配電設備を施設後３年以内に利用されることとなるときには、当初に工事費負担金の対象とした契約電力までは工事費負担金の対象といたしません。 (5) 契約使用期間が１年未満のお客さまが、(2)ロの施設後３年以内の配電設備（既に臨時工事費を申し受けている配電設備を除きます。）を契約使用期間に限って利用される場合は、(2)イ(4)により算定した工事費を工事費負担金として申し受けます。 (6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、それぞれ次の意味で使用いたします。 イ 配 電 設 備 発電所、変電所または送電線路（発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、保安装置およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）および電力保安通信設備等を含みます。 ロ 工 事 こ う 長 別表７（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、１メートルとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (7) Ⅷ（工事費の負担）の各項における契約電力を増加される場合には、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合を含みます。	ロ 送電線路から特別高圧配電設備を分岐する場合は、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点までの特別高圧配電設備 (4) (2)により工事費負担金の対象としたお客さまが、契約電力の減少後再び契約電力を増加される場合で、当初に工事費負担金の対象とした配電設備を施設後３年以内に利用されることとなるときには、当初に工事費負担金の対象とした契約電力までは工事費負担金の対象といたしません。 (5) 契約使用期間が１年未満のお客さまが、(2)ロの施設後３年以内の配電設備（既に臨時工事費を申し受けている配電設備を除きます。）を契約使用期間に限って利用される場合は、(2)イ(4)により算定した工事費を工事費負担金として申し受けます。 (6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、それぞれ次の意味で使用いたします。 イ 配 電 設 備 発電所、変電所または送電線路（発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、保安装置およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）および電力保安通信設備等を含みます。 ロ 工 事 こ う 長 別表~~7~~8（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、１メートルとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (7) Ⅷ（工事費の負担）の各項における契約電力を増加される場合には、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合を含みます。
57 特別供給設備等の工事費の算定 55（特別供給設備の工事費負担金）および56（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。 (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。 イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。 なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みま	57 特別供給設備等の工事費の算定 55（特別供給設備の工事費負担金）および56（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。 (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。 イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。 なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みま

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（令和4年9月1日実施予定）
す。）を加えた金額といたします。 ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 ハ 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は、工事費に含みません。ただし、架空配電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 ニ 架空配電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 ホ 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。 ヘ 建設分担関連費は、工事期間が12月以上を要し、かつ、工事費が50億円以上の場合に限り、工事費に含みます。 ト お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、59（臨時工事費）に準じて算定いたします。 (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。 なお、55（特別供給設備の工事費負担金）(1)イの標準設計工事費をこえる金額は、実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものとしたします。 (3) 55（特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(イ)の場合で、その工事費を54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イまたは54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合	す。）を加えた金額といたします。 ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 ハ 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は、工事費に含みません。ただし、架空配電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 ニ 架空配電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 ホ 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。 ヘ 建設分担関連費は、工事期間が12月以上を要し、かつ、工事費が50億円以上の場合に限り、工事費に含みます。 ト お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、59（臨時工事費）に準じて算定いたします。 (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。 なお、55（特別供給設備の工事費負担金）(1)イの標準設計工事費をこえる金額は、実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものとしたします。 (3) 55（特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(イ)の場合で、その工事費を54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イまたは54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ ロ 管路等を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使 用 孔 数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$ (5) 当社が特別高圧で供給する電気について、施設後３年以内の配電設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。 なお、この場合の工事費は、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に準じて算定いたします。 (6) 55（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合で、その工事費を54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長１メートル当たりの金額または54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に定める工事費単価および54（一般供給設備の工事費負担金）(2)ロによって算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、その工事費を54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長１メートル当たりの金額または54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に定める工事費単価および54（一般供給設備の工事費負担金）(2)ロによって算定いたします。この場合、超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 なお、17（最終保障予備電力）によって電気の供給を受ける場合（特別高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）で、配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。 (7) 高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にも	$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ ロ 管路等を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \frac{\text{使 用 孔 数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$ (5) 当社が特別高圧で供給する電気について、施設後３年以内の配電設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。 なお、この場合の工事費は、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に準じて算定いたします。 (6) ~~55（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合で、その工事費を54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長１メートル当たりの金額または54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に定める工事費単価および54（一般供給設備の工事費負担金）(2)ロによって算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、その工事費を54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長１メートル当たりの金額または54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に定める工事費単価および54（一般供給設備の工事費負担金）(2)ロによって算定いたします。この場合、超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。~~ 55（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合の工事費は、次のとおりといたします。 イ 高圧で供給する場合 54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、(1)および(2)にかかわらず、その工事費を54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 ロ 特別高圧で供給する場合 お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、(1)にかかわらず、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)によって算定いたします。 なお、17（最終保障予備電力）によって電気の供給を受ける場合~~（特別高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）~~で、配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。 (7) 高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にも

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
とづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)の場合を除きます。）は、(1)および(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 (8) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、54（一般供給設備の工事費負担金）または55（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 なお、この場合の工事費負担金は、55（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。	とづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)の場合を除きます。）は、(1)および(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 (8) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、54（一般供給設備の工事費負担金）または55（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 なお、この場合の工事費負担金は、55（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
附 則 1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、令和４年４月12日から実施いたします。	1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、令和４年~~4~~9月~~12~~1日から実施いたします。 3 損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置 別表４（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。 4 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置 令和４年９月１日に支払義務が発生する料金および19（検針日）(1)において、当社がお客さまごとにあらかじめ検針日（検針の基準となる日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、令和４年９月２日から令和４年９月30日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表４（市場価格調整）(1)ホにかかわらず、零といたします。

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
別 表	別 表
１ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。 ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう４月の検針日は、５月１日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、最終保障予備電力の場合、その１月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。 また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、１円とし、そ	１ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。 ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう４月の検針日は、５月１日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、最終保障予備電力の場合、その１月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。 また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、１円とし、そ

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
の端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう４月の検針日は、５月１日といたします。 ２ 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格	の端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう４月の検針日は、５月１日といたします。 ２ 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0053$ $\beta = 0.1861$ $\gamma = 1.0757$ なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合 $\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ (ロ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合 $\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。	C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0053$ $\beta = 0.1861$ $\gamma = 1.0757$ なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合 $\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ (ロ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合 $\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（令和4年9月1日実施予定）																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr> </tbody> </table> (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。 ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr> </tbody> </table> (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。 ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間																																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間																																																				

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）										
(2) 基 準 単 価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。 <table><tr><td rowspan="2">1 キロワット 時 に つ き</td><td>高压で供給を受ける場合</td><td>1 3 銭 0 厘</td></tr><tr><td>特別高压で供給を受ける場合</td><td>1 2 銭 8 厘</td></tr></table> (3) 燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、 1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。	1 キロワット 時 に つ き	高压で供給を受ける場合	1 3 銭 0 厘	特別高压で供給を受ける場合	1 2 銭 8 厘	(2) 基 準 単 価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。 <table><tr><td rowspan="2">1 キロワット 時 に つ き</td><td>高压で供給を受ける場合</td><td>1 3 銭 0 厘</td></tr><tr><td>特別高压で供給を受ける場合</td><td>1 2 銭 8 厘</td></tr></table> (3) 燃料費調整単価等の揭示お知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、 1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。	1 キロワット 時 に つ き	高压で供給を受ける場合	1 3 銭 0 厘	特別高压で供給を受ける場合	1 2 銭 8 厘
1 キロワット 時 に つ き		高压で供給を受ける場合	1 3 銭 0 厘								
	特別高压で供給を受ける場合	1 2 銭 8 厘									
1 キロワット 時 に つ き	高压で供給を受ける場合	1 3 銭 0 厘									
	特別高压で供給を受ける場合	1 2 銭 8 厘									
3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ A＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α＝1.0000 β＝0.0000 γ＝0.0000 なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、 1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。	3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ A＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α＝1.0000 β＝0.0000 γ＝0.0000 なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、 1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。										

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(52,500\text{円}-\text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ (ロ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を上回り、かつ、78,800円以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(\text{離島平均燃料価格}-52,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ (ハ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円を上回る場合 離島平均燃料価格は、78,800円といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(78,800\text{円}-52,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。	なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(52,500\text{円}-\text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ (ロ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を上回り、かつ、78,800円以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(\text{離島平均燃料価格}-52,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ (ハ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円を上回る場合 離島平均燃料価格は、78,800円といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(78,800\text{円}-52,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（令和4年9月1日実施予定）																																																				
<table border="1" data-bbox="338 201 1072 999"> <thead> <tr> <th>離島平均燃料価格算定期間</th><th>離島ユニバーサルサービス 調 整 単 価 適 用 期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>毎 年 1 月 1 日 から 3 月 31 日 までの 期 間</td><td>その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 2 月 1 日 から 4 月 30 日 までの 期 間</td><td>その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 3 月 1 日 から 5 月 31 日 までの 期 間</td><td>その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 4 月 1 日 から 6 月 30 日 までの 期 間</td><td>その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 5 月 1 日 から 7 月 31 日 までの 期 間</td><td>その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 6 月 1 日 から 8 月 31 日 までの 期 間</td><td>その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 7 月 1 日 から 9 月 30 日 までの 期 間</td><td>その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 8 月 1 日 から 10 月 31 日 までの 期 間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 9 月 1 日 から 11 月 30 日 までの 期 間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検 針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 10 月 1 日 から 12 月 31 日 までの 期 間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検 針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 11 月 1 日 から 翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検 針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間）</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検 針日の前日までの期間</td></tr> </tbody> </table> (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。 (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調 整 単 価 適 用 期 間	毎 年 1 月 1 日 から 3 月 31 日 までの 期 間	その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間	毎 年 2 月 1 日 から 4 月 30 日 までの 期 間	その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間	毎 年 3 月 1 日 から 5 月 31 日 までの 期 間	その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間	毎 年 4 月 1 日 から 6 月 30 日 までの 期 間	その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間	毎 年 5 月 1 日 から 7 月 31 日 までの 期 間	その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間	毎 年 6 月 1 日 から 8 月 31 日 までの 期 間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間	毎 年 7 月 1 日 から 9 月 30 日 までの 期 間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間	毎 年 8 月 1 日 から 10 月 31 日 までの 期 間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間	毎 年 9 月 1 日 から 11 月 30 日 までの 期 間	翌年の1月の検針日から2月の検 針日の前日までの期間	毎 年 10 月 1 日 から 12 月 31 日 までの 期 間	翌年の2月の検針日から3月の検 針日の前日までの期間	毎 年 11 月 1 日 から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検 針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検 針日の前日までの期間	<table border="1" data-bbox="1144 201 1879 999"> <thead> <tr> <th>離島平均燃料価格算定期間</th><th>離島ユニバーサルサービス 調 整 単 価 適 用 期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>毎 年 1 月 1 日 から 3 月 31 日 までの 期 間</td><td>その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 2 月 1 日 から 4 月 30 日 までの 期 間</td><td>その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 3 月 1 日 から 5 月 31 日 までの 期 間</td><td>その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 4 月 1 日 から 6 月 30 日 までの 期 間</td><td>その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 5 月 1 日 から 7 月 31 日 までの 期 間</td><td>その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 6 月 1 日 から 8 月 31 日 までの 期 間</td><td>その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 7 月 1 日 から 9 月 30 日 までの 期 間</td><td>その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 8 月 1 日 から 10 月 31 日 までの 期 間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 9 月 1 日 から 11 月 30 日 までの 期 間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検 針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 10 月 1 日 から 12 月 31 日 までの 期 間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検 針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎 年 11 月 1 日 から 翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検 針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td>毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間）</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検 針日の前日までの期間</td></tr> </tbody> </table> (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。 (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調 整 単 価 適 用 期 間	毎 年 1 月 1 日 から 3 月 31 日 までの 期 間	その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間	毎 年 2 月 1 日 から 4 月 30 日 までの 期 間	その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間	毎 年 3 月 1 日 から 5 月 31 日 までの 期 間	その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間	毎 年 4 月 1 日 から 6 月 30 日 までの 期 間	その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間	毎 年 5 月 1 日 から 7 月 31 日 までの 期 間	その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間	毎 年 6 月 1 日 から 8 月 31 日 までの 期 間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間	毎 年 7 月 1 日 から 9 月 30 日 までの 期 間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間	毎 年 8 月 1 日 から 10 月 31 日 までの 期 間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間	毎 年 9 月 1 日 から 11 月 30 日 までの 期 間	翌年の1月の検針日から2月の検 針日の前日までの期間	毎 年 10 月 1 日 から 12 月 31 日 までの 期 間	翌年の2月の検針日から3月の検 針日の前日までの期間	毎 年 11 月 1 日 から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検 針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検 針日の前日までの期間
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調 整 単 価 適 用 期 間																																																				
毎 年 1 月 1 日 から 3 月 31 日 までの 期 間	その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 2 月 1 日 から 4 月 30 日 までの 期 間	その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 3 月 1 日 から 5 月 31 日 までの 期 間	その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 4 月 1 日 から 6 月 30 日 までの 期 間	その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 5 月 1 日 から 7 月 31 日 までの 期 間	その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 6 月 1 日 から 8 月 31 日 までの 期 間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 7 月 1 日 から 9 月 30 日 までの 期 間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 8 月 1 日 から 10 月 31 日 までの 期 間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 9 月 1 日 から 11 月 30 日 までの 期 間	翌年の1月の検針日から2月の検 針日の前日までの期間																																																				
毎 年 10 月 1 日 から 12 月 31 日 までの 期 間	翌年の2月の検針日から3月の検 針日の前日までの期間																																																				
毎 年 11 月 1 日 から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検 針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検 針日の前日までの期間																																																				
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調 整 単 価 適 用 期 間																																																				
毎 年 1 月 1 日 から 3 月 31 日 までの 期 間	その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 2 月 1 日 から 4 月 30 日 までの 期 間	その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 3 月 1 日 から 5 月 31 日 までの 期 間	その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 4 月 1 日 から 6 月 30 日 までの 期 間	その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 5 月 1 日 から 7 月 31 日 までの 期 間	その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 6 月 1 日 から 8 月 31 日 までの 期 間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 7 月 1 日 から 9 月 30 日 までの 期 間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 8 月 1 日 から 10 月 31 日 までの 期 間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎 年 9 月 1 日 から 11 月 30 日 までの 期 間	翌年の1月の検針日から2月の検 針日の前日までの期間																																																				
毎 年 10 月 1 日 から 12 月 31 日 までの 期 間	翌年の2月の検針日から3月の検 針日の前日までの期間																																																				
毎 年 11 月 1 日 から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検 針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検 針日の前日までの期間																																																				

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）				
ニ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。 (2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>3厘</td></tr> </table> (3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社の事務所に掲示いたします。	1 キロワット時につき	3厘	ニ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。 (2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>3厘</td></tr> </table> (3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の揭示お知らせ 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社の事務所に揭示インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。	1 キロワット時につき	3厘
1 キロワット時につき	3厘				
1 キロワット時につき	3厘				

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
	4 市場価格調整 (1) 市場価格調整額の算定 イ 平均市場価格 １キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限りします。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。 なお、平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 損失率 託送供給等約款31（損失率）に定める値といたします。 ハ 託送料金率 (i) 高圧で電気の供給を受ける場合 託送供給等約款19（接続送電サービス）(3)ロ(イ)ｃ(ｂ)に定める料金率に託送供給等約款別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、託送供給等約款別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、託送供給等約款別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。 (ii) 特別高圧で電気の供給を受ける場合 託送供給等約款19（接続送電サービス）(3)ハ(イ)ｃ(ｂ)に定める料金率に託送供給等約款別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、託送供給等約款別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、託送供給等約款別表５（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。 ニ 補正後平均市場価格 １キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）																															
	なお、補正後平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 補正後平均市場価格 $= \left\{ \begin{array}{l} \text{イによって算定された平均市場価格} \\ \text{(消費税等相当額を加えたものといたします。)} \end{array} \times \frac{1}{(1 - \text{ロの損失率})} \right\}$ ＋ハの託送料金率 ホ 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。 (イ) １キロワット時あたりの平均市場価格が３円34銭を下回る場合 市場価格調整単価は、次のとおりといたします。 a 最終保障電力A <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="3">１キロワット時につき</td><td>標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>２円０４銭</td><td>１円８５銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>１円８３銭</td><td>１円６７銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>１円８２銭</td><td>１円６５銭</td></tr></table> b 最終保障電力B <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="4">１キロワット時につき</td><td>標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>１円９４銭</td><td>１円７６銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>１円７６銭</td><td>１円６０銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>１円７３銭</td><td>１円５８銭</td></tr><tr><td>標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>１円７１銭</td><td>１円５５銭</td></tr></table> (ロ) １キロワット時あたりの平均市場価格が３円34銭以上となり、かつ、１キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合 市場価格調整単価は、零といたします。 (ハ) １キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合 市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。			夏 季 料 金	その他季料金	１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２円０４銭	１円８５銭	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１円８３銭	１円６７銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１円８２銭	１円６５銭			夏 季 料 金	その他季料金	１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１円９４銭	１円７６銭	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１円７６銭	１円６０銭	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１円７３銭	１円５８銭	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１円７１銭	１円５５銭
		夏 季 料 金	その他季料金																													
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２円０４銭	１円８５銭																													
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１円８３銭	１円６７銭																													
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１円８２銭	１円６５銭																													
		夏 季 料 金	その他季料金																													
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１円９４銭	１円７６銭																													
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１円７６銭	１円６０銭																													
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１円７３銭	１円５８銭																													
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１円７１銭	１円５５銭																													

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）																										
	へ 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (i) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均市場価格算定期間</th><th>市場価格調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年１月２１日から ２月２０日までの期間</td><td>その年の３月の検針日から４月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年２月２１日から ３月２０日までの期間</td><td>その年の４月の検針日から５月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年３月２１日から ４月２０日までの期間</td><td>その年の５月の検針日から６月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年４月２１日から ５月２０日までの期間</td><td>その年の６月の検針日から７月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年５月２１日から ６月２０日までの期間</td><td>その年の７月の検針日から８月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年６月２１日から ７月２０日までの期間</td><td>その年の８月の検針日から９月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年７月２１日から ８月２０日までの期間</td><td>その年の９月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年８月２１日から ９月２０日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年９月２１日から 10月２０日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年10月２１日から 11月２０日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の １月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年11月２１日から 12月２０日までの期間</td><td>翌年の１月の検針日から２月の検 針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年12月２１日から 翌年の１月20日までの期間</td><td>翌年の２月の検針日から３月の検 針日の前日までの期間</td></tr> </tbody> </table> (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(i)に準ずるものといたします。この場合、(i)にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(i)に	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年１月２１日から ２月２０日までの期間	その年の３月の検針日から４月の 検針日の前日までの期間	毎年２月２１日から ３月２０日までの期間	その年の４月の検針日から５月の 検針日の前日までの期間	毎年３月２１日から ４月２０日までの期間	その年の５月の検針日から６月の 検針日の前日までの期間	毎年４月２１日から ５月２０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の 検針日の前日までの期間	毎年５月２１日から ６月２０日までの期間	その年の７月の検針日から８月の 検針日の前日までの期間	毎年６月２１日から ７月２０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の 検針日の前日までの期間	毎年７月２１日から ８月２０日までの期間	その年の９月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間	毎年８月２１日から ９月２０日までの期間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間	毎年９月２１日から 10月２０日までの期間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間	毎年10月２１日から 11月２０日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の １月の検針日の前日までの期間	毎年11月２１日から 12月２０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検 針日の前日までの期間	毎年12月２１日から 翌年の１月20日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検 針日の前日までの期間
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																										
毎年１月２１日から ２月２０日までの期間	その年の３月の検針日から４月の 検針日の前日までの期間																										
毎年２月２１日から ３月２０日までの期間	その年の４月の検針日から５月の 検針日の前日までの期間																										
毎年３月２１日から ４月２０日までの期間	その年の５月の検針日から６月の 検針日の前日までの期間																										
毎年４月２１日から ５月２０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の 検針日の前日までの期間																										
毎年５月２１日から ６月２０日までの期間	その年の７月の検針日から８月の 検針日の前日までの期間																										
毎年６月２１日から ７月２０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の 検針日の前日までの期間																										
毎年７月２１日から ８月２０日までの期間	その年の９月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間																										
毎年８月２１日から ９月２０日までの期間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間																										
毎年９月２１日から 10月２０日までの期間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間																										
毎年10月２１日から 11月２０日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の １月の検針日の前日までの期間																										
毎年11月２１日から 12月２０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検 針日の前日までの期間																										
毎年12月２１日から 翌年の１月20日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検 針日の前日までの期間																										

現 行（令和４年４月12日実施）	変 更 後（令和４年９月１日実施予定）
	準ずるものといたします。この場合、(i)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。 ト 市場価格調整額 市場価格調整額は、その１月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。 (2) 調整基準単価 調整基準単価は、15（最終保障電力A）(4)ロまたは16（最終保障電力B）(4)ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。 (3) 市場価格調整単価のお知らせ 当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
4 平均力率の算定 (省 略)	~~4~~5 平均力率の算定 (省 略)
5 使用電力量等の協定 (省 略)	~~5~~6 使用電力量等の協定 (省 略)
6 日割計算の基本算式 (省 略)	~~6~~7 日割計算の基本算式 (省 略)
7 標準設計基準 (省 略)	~~7~~8 標準設計基準 (省 略)

3 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

最終保障供給料金における電力量料金の算出につきましては、第52回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和4年7月20日開催）において、現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格高騰時はプラスの補正項を反映し、市場価格下落時はマイナスの補正項を反映すると整理されたことを踏まえ、次のとおり算定することといたしました。

市場価格高騰時は、市場価格の平均（当社が定める算定期間におけるエリアプライスの平均〔以下「平均市場価格」といいます。〕）といたします。）に消費税等相当額および当社の託送供給等約款に定める高圧または特別高圧で供給する場合の損失率を加味し、当社の託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける電力量料金の料金率および離島供給に係る燃料費調整制度における離島ユニバーサルサービス調整単価を加えた金額（以下「補正後平均市場価格」といいます。）が、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bにおける電力量料金の料金率に燃料費調整制度における燃料費調整単価および離島供給に係る燃料費調整制度における離島ユニバーサルサービス調整単価を加えた金額（以下「最終保障電力量料金価格」といいます。）を上回る場合は、補正後平均市場価格から、最終保障電力量料金価格を差し引いた金額をプラスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金に補正項で算定された金額を加えて算出することといたしました。

また、市場価格下落時は、平均市場価格が、令和元年度から令和3年度の間における市場価格の1月あたりの平均のうち最も安い価格を下回る場合は、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bにおける電力量料金の料金率から当社の供給区域内で高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の小売電気事業者が設定する標準的な料金メニューにおける電力量料金の料金率を差し引いた金額をマイナスの補正項として適用し、最終保障供給電力量料金から補正項で算定された金額を差し引いて算出することといたしました。

